

# 敬愛大学国際研究

## 第25号

[2012年2月]

### 特集「教育」

#### 論文

- 敬愛大学の小学校教員養成の現状と課題 ..... 池谷美佐 (1)  
 多段階学習と誤差に応じた学習係数に基づく振動効果を利用した  
     ニューラルネットワークの一学習法 ..... 田口 功 (33)  
 小学校教員に求められる力についての一考察 (2)  
     ——「地域こども教育専攻」学生の実態と「こども学科」のこれから  
     ..... 山本陽 (55)  
 音読時の〈読みかえ〉に対する〈自己訂正〉の諸相  
     ——初回の読みかえは2回目の音読でどのように自己訂正されたか  
     ..... 山口政之 (81)

#### 講演

- もったいないばあさんと考えよう世界のこと ..... 真珠まりこ (101)

#### 論文

- 西鶴の隠れ里——描かれざる空白を読む ..... 畑中千晶 (121)  
 The United Nations Global Compact and Peace:  
     Guidance on Responsible Business in Conflict-affected and  
     High-risk areas: A resource for companies and investors  
     ..... Mariko SHOJI (135)

#### 史料

- 近世アウクスブルクの医師の日記の邦訳 (2)  
     ——「医師フィリップ・ヘーヒュッターの日記」(1597 - 1635年)  
     ..... 山本 健 (161)

#### 報告

- 2010年度教員研究活動報告 ..... (197)

# 敬愛大学の小学校教員養成の現状と課題

池谷 美佐子

The present state and issues of the course  
for teaching profession in Keiai University

Misako IKEYA

I am involved in training students those aiming at becoming elementary school teachers, and made some researches on the present state and issues of the curriculum that we provide for them, considering the topics of elementary school education in Japan nowadays.

The change of the age structure of the elementary school teachers, which remarkably accelerated since 2008, caused some serious problems. The mass retirement of highly-experienced teachers and employment of the new is still continuing since then. It brought about the rapid increase in population of young and inexperienced teachers. Veterans who have also been good trainers of young teachers are now getting fewer and fewer, and the coaching function of elementary schools is getting down. On the other hand, teachers in these days are required not only to teach subjects, but to solve more complicated problems including the ones involving the complex and delicate relations with students and their parents. To keep steer-

ing the school normally as ever in these circumstances, even young and new employed teachers need to be highly trained.

In *The Guidelines on the course for teaching profession at elementary schools* published in October, 2010, Tokyo Metropolitan Board of Education said that every student in the course for teaching profession at elementary schools should be trained up to high level of efficiency in practical coaching, practical use of academic knowledge, communication, and so on. We were actually claimed to prepare the efficiency rating sheets fully corresponded with the guidelines to recommend each of our students as an elementary school teacher in Tokyo. Now we all need to understand the present problems at the actual scenes, and to reconstruct the curriculum urgently with the consensus of all staffs involved in the course. I made some suggestions for improvement, those are based on my researches on the materials related this topic and on the present state and issues of our curriculum.

## はじめに

平成 23 年 3 月、本学国際学部国際学科「地域こども教育専攻」の 1 回生が完成年度を迎える。卒業生のうち併せて 9 名（科目履修生 1 名を含む）が千葉県・千葉市と東京都の小学校教員として着任した。最近の小学校教員採用状況は、団塊の世代が大量退職をして教員の需要が多くなっているとはいえ、20 数名の少人数で地域こども教育専攻に入学した学生達がまったく先輩をもたずに、4 年間自分達の力で大学生活の充実を図り、教員採用試験の合格を目指して互いに切磋琢磨していたことを知っている者にとっては、この結果は大変喜ばしいものである。同時に「地域こども教育専攻」の下学年の学生にとっても大きな希望と励みを与える結果ともなった。さらにこの採用結果は、平成 23 年度から「こども学科」として新たな歩みを始めた本学科に対する信頼を築く力ともなり、「こども学科」1 期生応募は定員を大きく上まわり、入学者は最大定員となった。学科としては大いなる活気を感じるところである。しかし、一方では小学校教員を目指す学

生に対する教育の在り方について、教員養成に取り組む大学としては大きな課題があることを自覚しなければならないのではないかと感じる。

奇しくも、平成22年10月に東京都教育委員会が刊行した「小学校教諭教職課程カリキュラムについて」には、教員養成にあたる大学のおかれた現状と、大学が大学生に身に付けさせておかなければならぬ資質・能力や大学が明確な目標と計画を立てて取り組まなければならない内容が、実際に具体的に述べられている。これは、正直、決して新しい提案内容ではなく、数年前から小学校の校長が抱えていた課題や、近い将来に向けて心配をしていた内容が改めて整理され、公にされたものであるととらえられるものである。

いずれにせよ、現在の小学校の現状を踏まえて、新規採用されていく学生の資質や能力をより高め、教員として必要とされる力量を今まで以上に高めて送り出さなければ、新規採用教員を受け入れる小学校側が困惑することになる。一方で、自分の目指した職業に就いて希望をもって社会人として出発した学生が、採用先の期待に応えられず、短期間のうちに教師という職業をあきらめてしまったり、心身の健康を害してその後の人生までも台無しにしてしまったり、というようなことになるのは、教員養成をしている大学にとって、こんなに悲しいことはない。

そこで、小学校の教員を目指す学生達に教員養成という教育活動を行う大学の在り方について、平成22年度、23年度の教員採用試験を受験した学生達の教育に直接関わった一教員として、主として東京都教育委員会刊行物「小学校教諭教職課程カリキュラム」を踏まえて、感じたこと、今後にとることのできそうな方策を含めて考えられることなどを雑感として述べさせていただくことにする。

## 1. 小学校の現状

社会状況の変化や小学校を取り巻く環境の変化により、子ども達の日常生活や学校での生活にはさまざまな変化が生じ、学校教育における課題が

多様化し、その状況は年々複雑化するとともにその対応の困難さが急速に増している。このことは単に、学校に対する保護者や社会の期待が高くなっているというような単純なものではない。基本的な生活習慣のしつけのできない保護者への助言や指導、不穏な社会状況から子どもを守るために数限りない対応、学歴・学力重視への過剰な偏向が子どもや保護者に引き起こすストレス、教師に対する理不尽な要求や攻撃等々、いまさら改めて語るまでもないが、このような多くの現実に小学校が直面していることは事実である。もちろん大変常識的な保護者や協力的な地域の方々のあることを忘れてはいけない。

このような状況にあって、すでに何年も前から心配されていたのが、団塊世代の退職の問題である。平成17・18年頃から早期退職が始まり、平成20年3月末に団塊世代の先頭である昭和22年生まれの世代が一気に定年退職し、その後も毎年大量の退職者を数えているのである。そのため学校は新規採用教員を大量採用せざるを得なくなった。その結果教員の年齢構成は極めて厳しい事態を引き起こしている。指導者層であるべき経験年数の多い教員はわずかとなり、中堅は管理職や行政の指導主事などになり、学校内では、大半を占める経験の浅い若手教員達を日々の教育活動を通して具体的に教え導いていく教師層が極めて希薄になっているのである。

この現状を少しでも改善すべく、学校現場ではボランティアの学生を導入したり、退職教員を指導教官として依頼したり、採用を待つ登録者を講師や非常勤講師として配置したりするなど、各行政機関はさまざまな手段を講じているが、事態の改善はそう簡単ではない。毎日の教育活動は待ったなしで進行するのに対し、専門職である教員の力量は一朝一夕に簡単に向上するものではないことは自明のことだからである。教員の力量は、教育の確たる理論を踏まえながら、日々の子ども達への真剣な教育活動を通して身に付く経験と、経験豊かな管理職や教員の的確な指導を受けることによって身に付けていく対応力や判断力、さらに、教員自身や教員相互による研修の積み重ねによって身に付けていく指導力であり、ここに良き指導的立場の先輩教師の存在は欠くことができないのである。

このような、極めて厳しい状況の中で、小学校が現状を少しでも望ましい状態に近づけていくためには、新規に採用される教師が少しでも高い実践的な指導力を有していることが何としても必要なのである。別の言い方をすれば、各教育委員会は教員養成を行う大学に対し、現実に即した実力を有する資質を学生に身に付けさせて、教員採用試験に臨ませてほしいという切なる願いを向けているということである。

## 2. 本学「国際学科・地域こども教育専攻」と 「国際学部・こども学科」の現状

本学は、「教育の敬愛」を標榜しており、その意味では教員養成に十分な下地がある大学であるといえる。平成19年度に発足した国際学部国際学科地域こども教育専攻に入学した学生が平成23年3月に完成年度を迎え卒業した。小学校教員一種免許を取得できる専攻で学んだ一期生から8名の小学校教員が生まれた。千葉県・千葉市の教員5名、東京都の教員3名。8名のうちの5名は学校推薦である。推薦書の作成も、8名の2次試験のための自己アピール文や自己申告書も各自の学生生活の確たる実績無くしては作成できないものである。その点では彼等は学友会行事等にも積極的に参加し、4年間の学生の時間はある意味で掛け替えのない時間にするべくよく努力していたといえる。また、千葉県・千葉市教職たまごプロジェクトにもそれぞれ意欲的に参加し、小学校の教育活動に直接接し、教師の教育活動と児童の実態を学ぶ経験を積んできた。もちろん「教育実習」は各学生の卒業要件であり、実習後の感想や実習録にその有意義な4週間の様子がよく現われている。その内容からは教師という職業への関心の高さだけでなく、その魅力を見出した喜びも伝わってきた。今年度も昨年度と同様の学校推薦枠をいただいた。平成23年12月で今年度教員採用試験の最終的な試験結果が出たが、今年度は5名の合格者と特別講師と期限付き教員枠の登録が各1名であった。昨年度も今年度も各学生の4年間の努力の結果であることを特記しておきたい。

ところで、今年度の東京都教員の推薦書を作成する際に本学の教職課程に関して質的に大きく改善をすべき必要性を感じることに出会った。それは、東京都教育委員会の学校推薦書類の一つに「小学校教諭教職課程カリキュラムについて」に基づく評定書の作成が求められていたことである。推薦書は現状では4年専門研究で学生が所属している、いわゆるゼミの担当教員が作成している。ゼミ担当教員は学生からの聞き取りとゼミにおける学生の研究活動や授業での状況等をもとに評定書を含め種々の提出書類を作っているが、教職実践演習担当者や他の授業担当者との情報交換や連携が決して円滑に図れたとはいえず、作成に多くの課題を感じるところとなつた。このことから、今、教師の資質・能力に必要とされている要件を、教職課程にかかわる教員が十分に共有化したうえで、大学は組織的な指導体制の整備を改めて見直していかなければならないと考える。

### 3. 大学に求められている教職課程の 質的水準の向上について

今回、東京都の策定した「小学校教諭教職課程カリキュラム」については平成23年6月に麗澤大学で行われた教職課程連絡会において東京都教育委員会の指導主事による講演でその概略が説明された。また、同じく東京都教育委員会の出している「小学校教職課程学生 ンドブック—東京都の公立小学校教師を志すみなさんへ—」がある。さらに、文部科学省・中央教育審議会が提示している「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）2(1)」にも大学の学部段階の教職課程の改善・充実に向けた主体的な取組みの重要性が述べられている。

以下、①「小学校教諭教職課程カリキュラム」（東京都教育委員会）、②「小学校教職課程学生 ンドブック —東京都の公立小学校教師を志すみなさんへ—」（東京都教育委員会）、③「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申） 1. 教職課程の質的水準の向上」（文部科学省）についてその概略を提示し、今後の「こども学科」における教職課程に関する取組みにお

いて、特に組織的に円滑な教員養成を行っていくためには何が必要かについて考える一助としたい。また、千葉県・千葉市教職たまごプロジェクトに参加させる学生達へ、教員に求められている具体的な資質・力量について十分に意識づけをして送り出すことも各担当者が共通理解しておくべきであると考える。

ここで注意すべきことは、東京都・千葉県等が大学の教員養成についてここまで踏み込んで言及していることに対し、越権ではないかというような狭い見解をもつべきではないということである。なぜなら、最近の小学校の教育活動やさまざまな対応は、社会の構造の複雑化や人々の考え方の多様化により、極めて高度化・多角化しており、十分な力量を有していない新規採用教員にとってはかなり困難な仕事になっているため、このことを理解せずに、従来の考え方で学生の教育をしていくことは多くの問題を生み出すことになるからである。学生が教員採用試験に幸運にも合格したとしても、仕事を遂行できなければ体調や心の健康を害して休職や離職を余儀なくされることになる。現実に年間驚く程多数の教員が神経を病んで通院や入院をしていることを踏まえると将来のある若者達に十分な力をつけてやりたいと願うのは当然である。さらには、若くて意欲いっぱいの担任教師が心を病んで元気がなくなったり、さまざまな出来事に適切に対応できずに悩む姿は子ども達にとって決して良い影響を与えないばかりか、子どもの夢や心を傷つけることにもなる。しかも、今、小学校の教員構成は団塊世代の退職後の偏った状況がしばらく続かざるを得ない中で、若手教員が今まで以上にその力量を大きく開花せざるを得ないという動かされざる現実に直面しているのである。このような状況を十分に踏まえ、単なる理想やきれいごとではなく、これから日本の小学校教育の正常かつ円滑な運営のために、教員養成に携わる大学は現状を正しく把握し、高い意識をもって協力体制を組み、教職課程の充実に向けた主体的な取組みを実践していくかなければならないといえる。

## 4. 「小学校教諭教職課程カリキュラム」について

### (1) カリキュラム策定の背景

カリキュラム策定の背景については、次の5点が挙げられる。

#### ○新規採用教員に求められる実践的な指導力

社会状況や子どもを取り巻く環境の変化等から、学校教育における課題がいっそう多様化する中、教師に対する期待が高まっていることと、教師の大量退職に際しての大量採用の状況継続のため、新規に採用される教師に実践的な指導力を身に付けさせることが喫緊の課題となっている。

#### ○教員採用以前に身に付けておくべきとされる力

東京都教育委員会が平成21年度に、採用2年目の教師とその所属校管理職へのヒヤリング等から、採用される以前に身に付けておく必要のある力として「実践的な指導力」「学術的知見の現場への活用」「コミュニケーション能力」「組織の一員として仕事ができる力」「今日的課題への対応力」の5つの力が明らかになり、「大学の教員養成課程検討委員会」が設置されて、大学における小学校教員養成課程の在り方等に関する検討が行われてきた。

#### ○教員養成 学の指導にみられる課題

「大学の教員養成課程検討委員会」の大学訪問の結果によると、教員養成を行っている大学の中にはいまだに講義内容が個々の教員任せになっていて、講義の指導方法等について教員間の連携が図られておらず、学生の教科の専門性を高めようとする取組みが不十分などの課題がみられる。

#### ○教職実践演習の新設・必修化

中央教育審議会答申の「今後の教員養成・免許制度の在り方について(平成18年7月)」において、「教職実践演習」の新設・必修化が報告され、平成22年度の大学入学生より導入された。

## ○「教員養成・採用選考・採用後の育成」の総体としての資質向上策

国の教員養成課程の6年制（修士制）について東京都教育委員会は十分検討する必要があることを指摘し、教員の質的向上を「教員養成・採用選考・採用後の育成」の一体ととらえ、総体として資質向上施策の充実を図る必要から学部4年間の小学校教諭の教職課程カリキュラムについての考え方を提示した。

### （2）カリキュラムの基本的な考え方

小学校教師として最低限必要な資質・能力を提示している。小学校教師は、採用の段階からすべての教科にわたる学習指導と学級担任として学級経営を行うことが求められていることから、学部段階で学生に身に付けさせておく必要があるとされる、東京都の小学校教諭に「最低限必要な資質・能力」を示している。カリキュラムの作成に当たっては「東京都教員人材育成基本方針」（平成20年10月）を基に「組織の一員としての自覚」「地域・保護者との連携」「学級経営」等の視点を加え、より現実的な内容にしてある。また、東京都教員採用選考において検証できる内容としている。

教員養成・採用選考・採用後の「東京都若手教員育成研修」による育成を一体のものとしてとらえ、採用した教員を計画的に育成していくためには、各大学においては、このカリキュラムを活用した教員養成の取組みが不可欠であるとしている。

### （3）カリキュラムの特色

前記「基本的な考え方」に基づき、東京都の小学校教師として「最低限必要な資質・能力」を、「教師の在り方に関する領域」「各教科等における実践的な指導力に関する領域」「学級経営に関する領域」の3つの領域に整理し、領域ごとに「到達目標」と「内容」を示し、育成すべき資質・能力を明確にしている。「内容」については、育成すべき資質・能力を、「意欲・態度」（教師になりたいと思う熱意と使命感、真摯に教職課程を学ぼうとする

態度)、「知識」(教師として職務を遂行するために必要な知識)、「実践的指導力」(学校組織の一員として教師として実際に児童を指導する力)の3つの観点に整理し、「内容」それぞれに明記している。

効果的に教育実習を行うために教育実習の指導を、「内容」の3領域に関連付け、大学が小学校といっそう連携して教育実習を行うことができるようしている。大学4年次に履修する「教育実践演習」については、学生や大学が習得状況を確認することができるように到達目標を示したチェックシートを付け、学生一人一人の課題がより明確になるようにしてある。また、「カリキュラム編成モデル」を示し、領域別に示された資質・能力と教育職員免許法に基づく各科目との関連を明確にしたカリキュラムマップを示した。大学がこのカリキュラムを積極的に活用できるように解説編を示している。

#### (4) カリキュラムの構成

前記(1)～(3)を基に構成された「小学校教諭教職課程カリキュラム」並びに「小学校教諭教職課程カリキュラム解説編」についての全体に関しては東京都教育委員会の公式ホームページに掲載されているので、ここでは、「教育実践演習チェックシート(大学用と学生用があり、内容は同じ)」(参考資料1)、「カリキュラム編成モデルの例示」(参考資料2)、「カリキュラム編成モデル(カリキュラムマップ)」(参考資料3)を掲載する。

東京都教育委員会は各大学に対し、それぞれの理念や、「育てたい教師像」を基に、このカリキュラムを反映させた教員養成カリキュラムを編成することにより、教師志望の学生を十分な資質・能力をもつ小学校教諭として養成し、東京都の小学校教育の向上に資することを期待するとしている。

## 5. 「小学校教職課程学生　ンドブック—東京都の公立小学校教師を志すみなさんへー」について

東京都教育委員会が「小学校教諭教職課程カリキュラムについて」の内容を基に、小学校の教師を目指す大学生の学びを支援するためとして作成したものである。この　ンドブックには、学生が将来教師として最小限必要な資質・能力を身に付けるために、大学の養成課程で学ぶべきことが具体的に示されているとともに、東京都公立小学校の、経験と実績の豊かな教師や、若手の教師からの具体的なアドバイスも載せられている。全体の内容を載せることは紙面上無理であるので参考にその目次（参考資料4）を提示する。

東京都教育委員会は、この　ンドブックを学生が身近において、大学の授業、教育実習、ボランティア活動等、さまざまな学びの場で活用することを期待している。

この　ンドブックは教師養成塾でも活用されている。

## 6. 「今後の教員養成・免許制度の在り方について (答申)」について

答申の「1. 教職課程の質的水準の向上」に示されている、大学に対する内容のいくつかを紹介する。

### (1) 学における組織的指導体制の整備について

大学自身の教職課程の改善・充実に向けた主体的な取組みが何より重要であるとして、大学全体としての組織的な指導体制を整備することを求めている。それには平成9年の教養審第一次答申や平成11年の教養審第三次答申において提言されているさまざまな改善・充実方策を今一度真摯に受け止め、学内に周知するとともに、学長・学部長等がリーダーシップをもって、カリキュラム編成や教授法の改善・向上・成績評価の厳格化、教職

教員を含む教職経験者の大学教員としての積極的活用に取り組むことが必要であるとしている。また、教職課程に関するモデルカリキュラムの開発研究を行ううえで、国においても教育内容・方法の開発研究や、実践性の高い優れた取組みの支援を行うことを必要なこととして挙げている。その際に、現在、教員にはこれまで以上に広く豊かな教養が求められることを踏まえ、体験活動やボランティア活動、インターンシップ等の充実や、自然科学や人文科学、社会科学等の高度な教養教育の実施、子どもが生きる地域社会の実態を把握する力や、教材解釈力の育成等に留意することが必要であるとしている。

## （2）「教職実践演習（仮称）」の新設・必修化について

新たな必修科目「教職実践演習（仮称）」は、今後、教職課程の履修を通して、教員として最小限必要な資質・能力の全体として、確実に身に付けさせるとともに、その資質・能力の全体を明示的に確認するため、教職課程の中に設定したとされている。

「教職実践演習」には、教員として求められる4つの資質①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項、②社会性や対人関係能力に関する事項、③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項、④教科・保育内容等に関する事項、を含めることが適当であるとしている。また、授業方法については、役割演技（ロールプレーティング）やグループ討議、事例研究、現地調査（フィールドワーク）、模擬授業等を取り入れることが適当であるとされている。指導教員については、教科に関する科目と教職に関する科目の担当教員が、共同して科目の実施に責任をもつ体制を構築することが重要であり、特に教科に関する科目の担当教員の積極的な参画が求められている。また、教職経験者を指導教員に含め、授業計画の作成や学生に対する指導、評価等の面で、学校現場の視点が適切に反映されるよう留意する必要があるという。履修時期については、すべての科目を履修済み、あるいは履修見込みの時期（通常は4年次の後期）に設定することが適当であるとし、さらに、最低履修単位数については、2単位程度とすることが適当であると

されている。科目区分については、現行の科目区分とは異なる新たな科目区分（例えば、教職総合実践に関する科目）を設けることが適当であるとしている。

### （3）教育実習の改善・充実

#### —— 学と学校、教育委員会の共同による次世代の教員の育成について

大学は教育実習の全般にわたり、学校や教育委員会と連携しながら、責任をもって指導に当たることが重要であり、大学の教員と実習校の教員が連携して指導に当たる機会（授業案の作成、教材研究の指導、実習成績の評価等）を積極的に取り入れる必要があるという。また、大学においては、履修に際して満たすべき到達目標をより明確に示すとともに、事前に学生の能力や適性、意欲等を適切に確認する必要があり、教育実習に出さないという対応や、実習の中止も含め、適切な対応に努めることが必要であるとされている。さらには実習を母校で実習することはできるだけ避ける方向で（できるだけ同一都道府県内をはじめとする近隣の学校において）行うことが適当とされている。

前掲の教職実践演習との関係については、教育実習と教職実践演習の趣旨・目的は異なるものの、将来教員になるうえで、何が課題であるかを自覚する機会としての共通性があることや、履修時期が接近していること等から、内容や指導の面での関連性に留意して実施することが適当であるとされ、具体的には教育実習やその後の事後指導を通して明らかになった課題を教職実践演習で重点的に確認したり、必要に応じて補完的な指導を行うなどの工夫を図ることが適当であるとされている。

### （4）「教職指導」の充実について

学生が教職課程の履修を円滑に行うことができるよう、入学時のガイダンスを工夫するとともに、履修期間中のアドバイス機能を充実することが必要であるとされている。また、同学年や異学年のかかわりを通して相互に学習し合う集団学習の機会を充実させるとともに、インターンシップや、

子どもとの触れ合いの機会、現職教員との意見交換の機会等を積極的に提供することが必要であるとし、教職課程全体を通じた細かい指導・助言・援助の重要性を述べている。

### **(5) 教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化について**

教職課程の運営や教職指導を全学的に責任をもって体制を構築するため平成9年の教養審第一次答申で提言された教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化を図ることが必要であるとしている。この委員会においては教職課程の編成やカリキュラムの検証と改善、教職実践演習の実施と評価、教職指導の企画・立案・実施、教育実習やインターンシップ等における学校や教育委員会との連携協力など、大学全体として教職課程を責任をもって運営していくうえでの中心的な役割を担う機関として位置付けられるものとしている。そのため、各大学の判断により、全学的に教科に関する科目の担当教員と教職に関する科目の担当教員の参画を得て運営することや、教育委員会との人事交流により教職経験者を配置すること、あるいは委員会の活動を支える事務組織の充実を図るなどの工夫により、その機能の充実・強化を図ることについて検討する必要があるとされている。また、この委員会の機能として常に学校現場のニーズに対応したものであり続けるための窓口としての役割を果たしていけるようなシステムの構築に努めることが必要であるとされている。

### **(6) 教職課程にかかる事後評価機能や認定審査の充実について**

教職課程における教育水準の向上を図るために、各大学における自己点検・評価やその結果に対する学外者による検証を促進していくことが必要であるとされている。大学の教員養成に対する理念や教職課程の設置の趣旨、責任ある指導体制等が審査の対象とされると考えられる。また、教職に関する科目に含めることが必要な事項が、網羅的・体系的に含まれているかどうかも確認されると考えてよい。また、大学への実地視察も大きな意義を有しているといわれているので、実地視察にたてる教職課程の質の

維持・向上を各大学は図らねばならないといえる。

## まとめにかえて

以上、「小学校教諭教職課程カリキュラム」(東京都教育委員会)、「小学校教職課程学生 ンドブック—東京都の公立小学校教師を志すみなさんへ—」(東京都教育委員会)、「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申) 2(1)」(文部科学省・中央教育審議会)を例に挙げ、大学の学部段階の教職課程の改善・充実に向けた主体的な取組みの重要性についてみてきた。またどのような具体的な内容を示しているかについての概略もみてきたが、これらを踏まえると、今後の本学の教職課程、特に小学校教職課程の運営を考えていくうえで、いくつもの課題が見えてくる。小学校一種免許を取得できる専攻・学科が4年制学部に発足してまだ5年と年数は浅いが、すでに教師として22年度に続き23年度も東京都、千葉県・千葉市、横浜市、埼玉県に教師を送り出し、なおかつ現在こども学科として改めて教職課程の設置がされ教員養成を継続していく現状においては、本学の教員養成の在り方を見直し、検討して、その質を上げていくための新たな取組みが火急の課題であると考えている。

指導的立場にある経験豊かな教員が激減し、経験の浅い若手教員達で多大な課題の蔓延している小学校で正常な教育活動を展開していくかなければならない現状にある小学校教育からの警鐘を、大学は正しく聞き取らねばならない。そして、その自覚は教職課程にかかる教員はもちろん、リーダーシップをとるべき学長、学部長等に強く願うところである。良きリーダーシップのもとでこそ教員の士気も上がり、学生への指導力の改善・向上が図られ、良き成果に直結するものであると強く感じ考えるところである。

最後に、前述の個別具体的なる問題に関する私見を述べておく。

## (1) 現状の維持や部分的見直しですすめられる内容

### a カリキュラム構成への反映

- ・「小学校教職課程学生 ブック—東京都の公立小学校教師を志すみなさんへ—」(東京都教育委員会)の活用の場を検討し、3、4年次に位置付ける。
- ・「教職実践演習」の内容について、「教職実践演習チェックシート」を参考に検討した内容をもとに立案する。
- ・履修カルテの記入を日常化し、学生・教員の相互が積極的に活用できるようにする。
- ・教育実習の事前指導に「小学校教諭教職課程カリキュラム」「小学校教職課程学生 ブック」を活用する。

### b 体験的な活動の積極的な導入

「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」の(1)にあるような、体験活動やボランティア活動、インターンシップの充実、自然科学や人文科学、社会科学等の高度な教養教育の実施回数の増加を図る。子どもが生きる地域社会の実態を把握する力の育成を図る。

### c 教員間の共通理解

授業内容、授業方法については「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」の(2)、にあるような取組みが、教員相互の共通認識と協力体制を整えることによって可能になると考える。

### d 関連機関との連携

学校現場の視点を反映することについては、現在の教員にも経験者はいるが、今後、さらに教職経験者の導入や、大学近隣の小学校との明確な意図をもった連携などの工夫を図ることが必要である。小学校教育の大規模な現状把握や、教育委員会との連携などは、ある程度はすすめていくことができるが、新たな取組みをしていくためには、以下の(2)の内容として取り組んでいかなければならない。

## (2) 今後に検討の必要のある内容

### a 教職課程カリキュラムの編成

教職課程カリキュラムは東京都教育委員会の策定したものであるが、その根拠は、「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）2(1)」（文部科学省・中央教育審議会）における大学の学部段階の教職課程の改善・充実に向けた主体的な取組みを求めたものであるといえる。そうだとすれば、関東圏の小学校の教員を目指す学生が大半を占める本学の指導には、東京都教育委員会の「小学校教諭教職課程カリキュラム」を参考に、本学独自の教職課程カリキュラムの編成をすることが必要である。

### b 教員養成カリキュラム委員会の設置

教職課程カリキュラムの編成と合わせて、新たに教員養成カリキュラム委員会を組織する必要がある。現存の教職課程委員会は各学部ごとに運営されているものであり、それを単純に置き換えることには疑問がある。

### c 教員相互の連携

教科に関する科目の担当教員と教職に関する担当教員が学生の情報を共有し、適切な役割分担と緊密な連携を図り、授業計画の作成や授業の実施、学生の指導や評価に当たる、という取組みについては、それぞれの勤務曜日の違いなども含め物理的にかなり困難な面もあるが、工夫を図り、学生の個人情報にかかるとの保護を十分に行いながら、連携の必要性を教員相互が自覚し合い、積極的かつ慎重に取り組むよう心がけることが必要である。

### d 学校評価

教職課程における教育水準にかかる大学の自己点検・評価に対する学外者の検証を受けるためのシステムづくりをする必要がある。

### e 教育実習校の依頼

教育実習校は母校以外が望ましいとされているため、大学の近隣小学校への依頼や、千葉県・千葉市の教育委員会への依頼等の手続きをすすめ、学生の母校以外での教育実習を可能にしていく。

## 参考資料 1

### (2) 大学用

教職実践演習では、教師として最小限必要な資質・能力（3領域）が教職課程の履修を通じて、確実に習得されているかを確認することが必要である。

以下のチェックシート等を活用し、学生の到達度を把握するとともに、達成度が十分でない事項については、演習や事例研究、グループ討議等指導方法を工夫した教育実践演習を実施し、確実に習得できるように指導する。

領域	到達目標		習得状況
領域① 教師の在り方に関する領域	(1) 教師の仕事に対する使命感と豊かな人間性	子供に対する深い愛情をもち、絶えず研究と修養に努めようとしている。	
		教育者としての責任と誇りをもち、子供や保護者、社会が寄せる信頼と期待を具体的に理解している。	
		子供一人一人の実態や状況を把握し、子供のよさや可能性を引き出し伸ばすことができる力を身に付けようとしている。	
	(2) 教師として必要な教養	小学校教師に求められる常識を身に付けています。	
		各教科等の指導内容にかかる基礎的・基本的な知識や、小学校教育に関する課題や動向等に関する知識を身に付けようとしている。	
		教師としての資質・能力を高めるため、常に新しい情報に基づく国内外の政治経済、社会の動向等を知り、文化や芸術等に触れるなど、生涯を通じて学び続けようとしている。	
	(3) コミュニケーション能力と対人関係力	他者とのコミュニケーションを上手に図ることができる能力について理解し、適切にコミュニケーションを図ろうとしている。	
		児童や保護者、地域住民に対して適切な言葉遣いや話しやすい態度で接したり、表情や眼の動き等から相手の思いや考えを推察したりするなど、互いの信頼関係を築くために必要なコミュニケーションスキルを身に付けています。	
		上司や同僚に、適切に報告・連絡・相談をしたり、保護者や地域住民からの相談に乗ったりすることができる能力を身に付けようとしている。	
	(4) 学校教育に関する法令等と学校教育の役割	学校教育に関する法令等の基本的な内容を理解している。	
		学校教育に関する法令等を教育委員会の教育目標等と関連させ、学校や学校教育の役割を理解している。	
		学校における教育活動の様々な場面において、法的根拠を踏まえて判断し、行動することの重要性を理解している。	
	(5) 学校組織及び服務の厳正	学校における教職員の職層と職務内容や、学校と教育委員会との関係等を関係法令等に基づいて理解している。	
		学校組織の一員として必要な報告・連絡・相談の重要性を理解するとともに、校務の内容を校務分掌組織等と関連させて具体的に理解している。	
		児童、保護者、地域の信頼に応えるため、教育公務員の服務の厳正、服務事故防止の重要性等について事例等から理解し、法令を遵守する態度を身に付けています。	
領域② 各教科等における実践的な指導力に関する領域	(1) 学習指導要領	学習指導要領の法令上の位置付けや教育課程を編成する際の基準性を理解している。	
		学習指導要領における目標と内容を、学年や各教科等の系統性や関連性を踏まえて理解している。	
		教育課程の編成や指導計画の作成、学習指導案の作成等と関連させて、学習指導要領の各教科等の目標・内容等を理解している。	
	(2) 教材研究・教材解釈と授業づくり	各教科等の内容にかかる基礎的・基本的な知識を身に付けています。	
		素材を「教材」とするために必要な条件、要素、手順等を理解して、教材研究・教材解釈の意義や方法を学び、身に付けようとしている	
		各教科等の特性を踏まえ、児童の実態に即した授業づくりの方法を身に付けようとしている。	
	(3) 単元指導計画の作成及び改善	単元指導計画を作成するために必要な指導目標や指導内容、評価規準、指導観等やその関連性について理解している。	
		指導目標に沿って単元指導計画を作成し、各時間の授業の指導目標と評価規準、指導観等に基づいた授業構成（導入、展開、まとめ）を計画する方法を理解し、身に付けようとしている。	
		作成した単元指導計画を基に模擬授業等を実践し、授業を改善するための方法を理解し、身に付けようとしている。	

領域	到達目標			習得状況
領域② 各教科等における実践的な指導力に関する領域	(4) 指導方法・指導技術	各教科等の特性に応じた指導方法や指導技術等（発問の仕方、効果的な板書、分かりやすい説明等を含む）を理解し、身に付けようとしている。		
		模擬授業や教育実習で、教材・題材・教具、教材機器等を活用したり、ペーパーサークルや紙芝居等を提示したりする等の指導技術等を理解し、身に付けようとしている。		
		情報教育機器を活用した資料提示や資料作成の方法を理解し、授業場面で適切に利用するための指導技術を理解し、身に付けようとしている。		
	(5) 児童の学習状況の把握と評価	学習指導における評価（診断的評価・形成的評価・観点別評価等）の意義を理解している。		
		学習指導における評価方法を基に、模擬授業等を通じて、学習指導中における評価を理解し、実践しようとしている。		
		模擬授業や授業観察（学生が相互に行う授業実践を含む）を通じて、児童の授業中の発言やつぶやきの記録をとることを実践し、適切な評価を行ってそれを指導に生かそうとしている。		
	(6) 授業力向上と授業改善	授業力の構成要素を、授業観察や授業分析等と関連させて理解している。		
		授業力向上のためのPDCAサイクルについて理解し、模擬授業や教育実習の授業研究等でその方法を実践的に身に付けようとしている。		
		教育実習や模擬授業等での自らの授業実践や学生相互の授業観察を通して、授業のねらいの達成度、教材、教具の活用、効果的な指導方法等から適切に評価することを学び、授業の改善に生かす方法を身に付けようとしている。		
	(7) 特別支援教育	LD、ADHD、高機能自閉症等や発達障害について、基礎的な知識を身に付け、国や東京都の特別支援教育に関する施策等について理解している。		
		通常の学級に在籍する、支援を要する児童への適切な支援を行うために、具体的な場面を想定した指導方法を身に付けようとしている。		
		特別支援教育を推進するための学校の組織的体制や、関係諸機関との連携の在り方について理解している。		
	(8) キャリア教育	児童一人一人が将来に対して夢や希望をもち、前向きに自己の将来を考え、自らの意志と責任でよりよい選択ができる力をはぐくむことの重要性を理解している。		
		望ましい勤労観・職業観を育成するため、小学校におけるキャリア教育の意義と役割を理解している。		
		道徳の時間や総合的な学習の時間、特別活動等において、児童に将来を考えさせたり、自己の可能性を見出させたりする等の具体的な指導方法を身に付けようとしている。		
領域③ 学級経営に関する領域	(1) 学級経営の意義と学級づくり	学校生活の場である学級を、教育的効果があがる集団として組織し、児童の人間的成长を目的として運営していく学級経営の意義を理解している。		
		学級の規範づくりや教室の環境構成、清掃指導、給食指導等、学級集団づくりのための具体的な方法を理解している。		
		学級経営計画案の意義及び評価、学年・学校経営との関連性を理解し、学級経営案の作成方法を理解している。		
	(2) 集団の把握と生活指導	生活指導の意義を理解し、指導の前提となる児童一人一人の発達の段階に応じた、集団指導・個別指導の在り方を理解している。		
		学級集団を把握し、一人一人の児童と適切に対応し、相談に対処できる基本的なコミュニケーションスキルを身に付けようとしている。		
		状況に応じて適時に的確な判断を行い、教師として毅然とした態度をとることの意義を理解し、適切なほめ方や叱り方等の対応方法を身に付けようとしている。		
	(3) 児童理解と教育相談	学校における教育相談の進め方や、教育相談機能を活用した指導の在り方、関係諸機関との連携の在り方を理解している。		
		カウンセリングマインドや教育相談の基本的な技法を身に付けようとしている。		
		教育相談や構成的グループエンカウンター等の手法を理解し、児童理解や学級の課題解決の具体的な場面において活用する方法を実践的に身に付けようとしている。		
	(4) 保護者・地域との連携	保護者や地域住民等との連携・協力のために学校が組織として対応する必要があることを理解している。		
		学習指導や学級経営、教育相談等にかかる保護者との連携の在り方について、具体的な事例を通して理解している。		
		保護者や地域住民等と対面する様々な場面（学校行事、保護者会、家庭訪問、個人面談、問題発生時等）を想定し、ロールプレイなどの演習を通じて、学級担任として適切に対応する方法を実践的に身に付けようとしている。		

(到達度の評語) 5 (非常に優れた資質・能力を有している) 4 (優れた資質・能力を有している) 3 (資質・能力を有している)  
 2 (資質・能力が不足している) 1 (教員としての資質・能力がない)

## 参考資料 2-1

### IV カリキュラム編成モデルの例示

#### (1) 教育職員免許法上の科目と本カリキュラムの内容との関連

##### ◆教職の意義等に関する科目

事項	内 容 (評 価 基 準)		領 域
教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容 進路選択に資する各種の機会の提供等	1 子供に対する深い愛情をもち、絶えず研究と修養に努めようとしている。	①	(1)-(1)
	2 教育者としての責任と誇りをもち、子供や保護者、社会が寄せる信頼と期待を具体的に理解している。	①	(1)-(2)
	3 子供一人一人の実態や状況を把握し、子供のよさや可能性を引き出し伸ばすことができる力を身に付けようとしている。	①	(1)-(3)
	4 小学校教師に求められる常識を身に付けている。	①	(2)-(1)
	5 各教科等の指導内容にかかる基礎的・基本的な知識や、小学校教育に関する課題や動向等に関する知識を身に付けようとしている。	①	(2)-(2)
	6 教師としての資質・能力を高めるため、常に新しい情報に基づく国内外の政治経済、社会の動向等を知り、文化や芸術等に触れるなど、生涯を通じて学び続けようとしている。	①	(2)-(3)
	7 他者とのコミュニケーションを上手に図ることができる能力について理解し、適切にコミュニケーションを図ろうとしている。	①	(3)-(1)
	8 上司や同僚に、適切に報告・連絡・相談をしたり、保護者や地域住民からの相談に乗ったりすることができる能力を身に付けようとしている。	①	(3)-(3)
	9 学校教育に関する法令等の基本的な内容を理解している。	①	(4)-(1)
	10 学校における教育活動の様々な場面において、法的根拠を踏まえて判断し、行動することの重要性を理解している。	①	(4)-(3)
	11 学校における教職員の職層と職務内容や、学校と教育委員会との関係等を関係法令等に基づいて理解している。	①	(5)-(1)
	12 学校組織の一員として必要な報告・連絡・相談の重要性を理解するとともに、校務の内容を校務分掌組織等と関連させて具体的に理解している。	①	(5)-(2)
	13 児童、保護者、地域の信頼に応えるため、教育公務員の服務の厳正、服務事故防止の重要性等について事例等から理解し、法令を遵守する態度を身に付けている。	①	(5)-(3)
	14 保護者や地域住民等との連携・協力のために学校が組織として対応する必要があることを理解している。	③	(4)-(1)
特に東京都教育委員会が求める指導内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>教師に対し普遍的に求められる「あるべき姿」を具体的に理解する。(東京都教員人材育成基本方針:東京都の教育に求められる教師像)</li> <li>人権尊重の考え方を理解し、「権利と義務」、「自由と責任」などに関する自身の認識を深め、公共心を身に付ける。(東京都教育委員会の基本方針)</li> <li>児童の「規範意識」や「思いやりの心」、「社会貢献の精神」などを育成することの重要性を理解する。(東京都教育委員会の基本方針)</li> <li>児童虐待防止や生命尊重等、今日的な課題に対する対応方法について理解する。(人権教育プログラム)</li> <li>「個人情報」の適切な取扱いを含めた服務の厳正等について具体的に理解する。(服務の厳正について)</li> </ul>			

※網掛けは、重点的に取り扱うことが望ましい項目である。

## 参考資料 2-1

### ◆教職の基礎理論に関する科目

事項	内 容 (評 価 基 準)	領 域	
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	1 小学校教師に求められる常識を身に付けている。	(1)	(2)-(1)
	2 学習指導における評価（診断的評価・形成的評価・観点別評価等）の意義を理解している。	(2)	(5)-(1)
	3 授業力の構成要素を、授業観察や授業分析等と関連させて理解している。	(2)	(6)-(1)
	4 授業力向上のためのPDCAサイクルについて理解し、模擬授業や教育実習の授業研究等でその方法を実践的に身に付けようとしている。	(2)	(6)-(2)
	5 LD、ADHD、高機能自閉症等や発達障害について、基礎的な知識を身に付け、国や東京都の特別支援教育に関する施策等について理解している。	(2)	(7)-(1)
	6 通常の学級に在籍する、支援をする児童への適切な支援を行うために、具体的な場面を想定した指導方法を身に付けようとしている。	(2)	(7)-(2)
	7 望ましい勤労観・職業観を育成するため、小学校におけるキャリア教育の意義と役割を理解している。	(2)	(8)-(2)
	8 学校生活の場である学級を、教育的効果があがる集団として組織し、児童の人間的成长を目的として運営していく学級経営の意義を理解している。	(3)	(1)-(1)
	9 学級の規範づくりや教室の環境構成、清掃指導、給食指導等、学級集団づくりのための具体的方法を理解している。	(3)	(1)-(2)
	10 学校における教育相談の進め方や、教育相談機能を活用した指導の在り方、関係諸機関との連携の在り方を理解している	(3)	(3)-(1)
特に東京都教育委員会が求める指導内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭・学校・地域・社会がそれぞれ期待される役割を果たし、社会全体の教育力で子供の教育を支える仕組を構築することの重要性を理解する。（「東京都教育ビジョン（第2次）」）</li> <li>・「学力向上」や「体力向上」、「規範意識の醸成」等の近年の教育課題について、課題の背景となる社会的な環境や教育の歴史的な変遷との関連を通して理解する。（教育庁主要施策・東京都教育委員会の基本方針）</li> <li>・学校教育の中で果たすべき教師の役割を理解する。（東京都人材育成基本方針：教師に求められる基本的な4つの力）</li> </ul>			

## 参考資料 2-2

事項	内 容 (評 価 基 準)		領 域
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	1 児童や保護者、地域住民に対して適切な言葉遣いや話しやすい態度で接したり、表情や眼の動き等から相手の思いや考えを推察したりするなど、互いの信頼関係を築くために必要なコミュニケーションスキルを身に付けている。	①	(3) - ②
	2 各教科等の特性を踏まえ、児童の実態に即した授業づくりの方法を身に付けようとしている。	②	(2) - ③
	3 学習指導における評価（診断的評価・形成的評価・観点別評価等）の意義を理解している。	②	(5) - ①
	4 模擬授業や授業観察（学生が相互に行う授業実践を含む）を通じて、児童の授業中の発言やつぶやきの記録をとることを実践し、適切な評価を行ってそれを指導に生かそうとしている。	②	(5) - ③
	5 LD、ADHD、高機能自閉症等や発達障害について、基礎的な知識を身に付け、国や東京都の特別支援教育に関する施策等について理解している。	②	(7) - ①
	6 通常の学級に在籍する、支援を要する児童への適切な支援を行うために、具体的な場面を想定した指導方法を身に付けようとしている。	②	(7) - ②
	7 児童一人一人が将来に対して夢や希望をもち、前向きに自己の将来を考え、自らの意志と責任でよりよい選択ができる力をはぐくむことの重要性を理解している。	②	(8) - ①
	8 望ましい勤労観・職業観を育成するため、小学校におけるキャリア教育の意義と役割を理解している。	②	(8) - ②
	9 学校生活の場である学級を、教育的効果があがる集団として組織し、児童の人間的成长を目的として運営していく学級経営の意義を理解している。	③	(1) - ①
	10 学級経営計画案の意義及び評価、学年・学校経営との関連性を理解し、学級経営案の作成方法を理解している。	③	(1) - ③
	11 生活指導の意義を理解し、指導の前提となる児童一人一人の発達の段階に応じた、集団指導・個別指導の在り方を理解している。	③	(2) - ①
	12 学級集団を把握し、一人一人の児童と適切に対応し、相談に対処できる基本的なコミュニケーションスキルを身に付けようとしている。	③	(2) - ②
	13 教育相談や構成的グループエンカウンター等の手法を理解し、児童理解や学級の課題解決の具体的な場面において活用する方法を実践的に身に付けようとしている。	③	(3) - ③
<b>特に東京都教育委員会が求める指導内容</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害を含む障害のある児童一人一人の能力を最大限に伸長するため、障害特性等について正しく理解する。</li> <li>・障害のある子供の自立と社会参加を支援するため、すべての学校で特別支援教育を推進することの意義について理解する。（東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画）</li> </ul>			

※網掛けは、重点的に取り扱うことが望ましい項目である。

事項	内 容 (評 値 基 準)	領 域
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	1 教育者としての責任と誇りをもち、子供や保護者、社会が寄せる信頼と期待を具体的に理解している。	① (1) - ②
	2 小学校教師に求められる常識を身に付けている。	① (2) - ①
	3 他者とのコミュニケーションを上手に図ることができる能力について理解し、適切にコミュニケーションを図ろうとしている。	① (3) - ①
	4 児童や保護者、地域住民に対して適切な言葉遣いや話しやすい態度で接したり、表情や眼の動き等から相手の思いや考えを推察したりするなど、互いの信頼関係を築くために必要なコミュニケーションスキルを身に付けている。	① (3) - ②
	5 上司や同僚に、適切に報告・連絡・相談をしたり、保護者や地域住民からの相談に乗ったりすることができる能力を身に付けようとしている。	① (3) - ③
	6 学校教育に関する法令等の基本的な内容を理解している。	① (4) - ①
	7 学校教育に関する法令等を教育委員会の教育目標等と関連させ、学校や学校教育の役割を理解している。	① (4) - ②
	8 学校における教育活動の様々な場面において、法的根拠を踏まえて判断し、行動することの重要性を理解している。	① (4) - ③
	9 学校における教職員の職層と職務内容や、学校と教育委員会との関係等を関係法令等に基づいて理解している。	① (5) - ①
	10 学校組織の一員として必要な報告・連絡・相談の重要性を理解するとともに、校務の内容を校務分掌組織等と関連させて具体的に理解している。	① (5) - ②
	11 児童、保護者、地域の信頼に応えるため、教育公務員の服務の厳正、服務事故防止の重要性等について事例等から理解し、法令を遵守する態度を身に付けている。	① (5) - ③
	12 LD、ADHD、高機能自閉症等や発達障害について、基礎的な知識を身に付け、国や東京都の特別支援教育に関する施策等について理解している。	② (7) - ①
	13 特別支援教育を推進するための学校の組織的体制や、関係諸機関との連携の在り方について理解している。	② (7) - ③
	14 望ましい勤労観・職業観を育成するため、小学校におけるキャリア教育の意義と役割を理解している。	② (8) - ②
	15 学級経営計画案の意義及び評価、学年・学校経営との関連性を理解し、学級経営案の作成方法を理解している。	③ (1) - ③
	16 学校における教育相談の進め方や、教育相談機能を活用した指導の在り方、関係諸機関との連携の在り方を理解している。	③ (3) - ①
	17 保護者や地域住民等との連携・協力のために学校が組織として対応する必要があることを理解している。	③ (4) - ①
	18 学習指導や学級経営、教育相談等にかかる保護者との連携の在り方について、具体的な事例を通して理解している。	③ (4) - ②
	19 保護者や地域住民等と対面する様々な場面（学校行事、保護者会、家庭訪問、個人面談、問題発生時等）を想定し、ロールプレイなどの演習を通じて、学級担任として適切に対応する方法を実践的に身に付けようとしている。	③ (4) - ③
<b>特に東京都教育委員会が求める指導内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「次代を切り拓く力の育成」や「確かな学力の育成」といった「生きる力」をはぐくむ教育を推進するため、学校の社会的な役割を理解する。（「東京都教育ビジョン（第2次）」）</li> <li>・学校における各職層に応じて求められる能力や役割を理解する。（東京都教員人材育成基本方針）</li> <li>・「個人情報」の適切な取扱いを含めた服務の厳正等について具体的に理解する。（服務の厳正について）</li> <li>・児童虐待防止や生命尊重等、今日的な課題に対する対応方法について理解する。（人権教育プログラム）</li> </ul>		

## 参考資料 2-3

### ◆教職課程及び指導法に関する科目

事項	内 容 (評 価 基 準)		領 域
教育課程の意義及び編成の方法	1 学習指導要領の法令上の位置付けや教育課程を編成する際の基準性を理解している。	(2)	(1) - (1)
	2 学習指導要領における目標と内容を、学年や各教科等の系統性や関連性を踏まえて理解している。	(2)	(1) - (2)
	3 教育課程の編成や指導計画の作成、学習指導案の作成等と関連させて、学習指導要領の各教科等の目標・内容等を理解している。	(2)	(1) - (3)
	4 各教科等の内容にかかる基礎的・基本的な知識を身に付けている。	(2)	(2) - (1)
	5 単元指導計画を作成するために必要な指導目標や指導内容、評価規準、指導観等やその関連性について理解している。	(2)	(3) - (1)
	6 指導目標に沿って単元指導計画を作成し、各時間の授業の指導目標と評価規準、指導観等に基づいた授業構成（導入、展開、まとめ）を計画する方法を理解し、身に付けようとしている。	(2)	(3) - (2)
	7 授業力の構成要素を、授業観察や授業分析等と関連させて理解している。	(2)	(6) - (1)
	8 授業力向上のためのPDCAサイクルについて理解し、模擬授業や教育実習の授業研究等でその方法を実践的に身に付けようとしている。	(2)	(6) - (2)
	9 教育実習や模擬授業等での自らの授業実践や学生相互の授業観察を通して、授業のねらいの達成度、教材、教具の活用、効果的な指導方法等から適切に評価することを学び、授業の改善に生かす方法を身に付けようとしている。	(2)	(6) - (3)
	10 望ましい勤労観・職業観を育成するため、小学校におけるキャリア教育の意義と役割を理解している。	(2)	(8) - (2)
	11 学級経営計画案の意義及び評価、学年・学校経営との関連性を理解し、学級経営案の作成方法を理解している。	(3)	(1) - (3)
特に東京都教育委員会が求める指導内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程の編成に当たっては、今日的課題である学力向上や体力向上等を踏まえ、各学校の特色を生かした教育課程を編成していることを理解する。</li> <li>・教育課程は毎年行われる学校評価の結果を踏まえ、適切に改善・編成しなければならないことを理解する。（「小学校 教育課程編成・実施・評価・改善のための基底資料」平成20年3月東京都教育委員会）</li> <li>・学習指導要領に基づき、授業の具体的な流れが分かる学習指導案を作成できるようにする。また、作成した学習指導案で模擬授業を行い、発問や板書、説明、教材の有効性等についてグループ等で協議するなど、より実践的な学習指導案づくりをする。</li> </ul>			

事項	内 容 (評 価 基 準)		領 域
各教科の指導法	1 子供に対する深い愛情をもち、絶えず研究と修養に努めようとしている。	(1)	(1) - (1)
	2 教育者としての責任と誇りをもち、子供や保護者、社会が寄せる信頼と期待を具体的に理解している。	(1)	(1) - (2)
	3 子供一人一人の実態や状況を把握し、子供のよさや可能性を引き出し伸ばすことができる力を身に付けようとしている。	(1)	(1) - (3)
	4 各教科等の指導内容にかかる基礎的・基本的な知識や、小学校教育に関する課題や動向等に関する知識を身に付けようとしている。	(1)	(2) - (2)
	5 教師としての資質・能力を高めるため、常に新しい情報に基づく国内外の政治経済、社会の動向等を知り、文化や芸術等に触れるなど、生涯を通じて学び続けようとしている。	(1)	(2) - (3)
	6 児童や保護者、地域住民に対して適切な言葉遣いや話しやすい態度で接したり、表情や眼の動き等から相手の思いや考えを推察したりするなど、互いの信頼関係を築くために必要なコミュニケーションスキルを身に付けている。	(1)	(3) - (2)
	7 学習指導要領の法令上の位置付けや教育課程を編成する際の基準性を理解している。	(2)	(1) - (1)
	8 学習指導要領における目標と内容を、学年や各教科等の系統性や関連性を踏まえて理解している。	(2)	(1) - (2)
	9 教育課程の編成や指導計画の作成、学習指導案の作成等と関連させて、学習指導要領の法令上の位置付けや教育課程を編成する際の基準性を理解している。	(2)	(1) - (3)

事項	内 容 (評 価 基 準)	領 域
各教科の指導法	10 各教科等の内容にかかわる基礎的・基本的な知識を身に付けている。	(2) (2) - (1)
	11 素材を「教材」とするために必要な条件、要素、手順等を理解して、教材研究・教材解釈の意義や方法を学び、身に付けようとしている。	(2) (2) - (2)
	12 各教科等の特性を踏まえ、児童の実態に即した授業づくりの方法を身に付けようとしている。	(2) (2) - (3)
	13 単元指導計画を作成するために必要な指導目標や指導内容、評価規準、指導観等やその関連性について理解している。	(2) (3) - (1)
	14 指導目標に沿って単元指導計画を作成し、各時間の授業の指導目標と評価規準、指導観等に基づいた授業構成（導入、展開、まとめ）を計画する方法を理解し、身に付けようとしている。	(2) (3) - (2)
	15 作成した単元指導計画を基に模擬授業等を実践し、授業を改善するための方法を理解し、身に付けようとしている。	(2) (3) - (3)
	16 各教科等の特性に応じた指導方法や指導技術等（発問の仕方、効果的な板書、分かりやすい説明等を含む）を理解し、身に付けようとしている。	(2) (4) - (1)
	17 模擬授業や教育実習で、教材・題材・教具、教材機器等を活用したり、ペーパーサートや紙芝居等を提示したりする等の指導技術等を理解し、身に付けようとしている。	(2) (4) - (2)
	18 情報教育機器を活用した資料提示や資料作成の方法を理解し、授業場面で適切に利用するための指導技術を理解し、身に付けようとしている。	(2) (4) - (3)
	19 学習指導における評価（診断的評価・形成的評価・観点別評価等）の意義を理解している。	(2) (5) - (1)
	20 学習指導における評価方法を基に、模擬授業等を通じて、学習指導中における評価を理解し、実践しようとしている。	(2) (5) - (2)
	21 模擬授業や授業観察（学生が相互に行う授業実践を含む）を通じて、児童の授業中の発言やつぶやきの記録をとることを実践し、適切な評価を行ってそれを指導に生かそうとしている。	(2) (5) - (3)
	22 授業力の構成要素を、授業観察や授業分析等と関連させて理解している。	(2) (6) - (1)
	23 授業力向上のためのPDCAサイクルについて理解し、模擬授業や教育実習の授業研究等でその方法を実践的に身に付けようとしている。	(2) (6) - (2)
	24 教育実習や模擬授業等での自らの授業実践や学生相互の授業観察を通して、授業のねらいの達成度、教材、教具の活用、効果的な指導方法等から適切に評価することを学び、授業の改善に生かす方法を身に付けようとしている。	(2) (6) - (3)
	25 通常の学級に在籍する、支援を要する児童への適切な支援を行うために、具体的な場面を想定した指導方法を身に付けようとしている。	(2) (7) - (2)
	26 児童一人一人が将来に対して夢や希望をもち、前向きに自己の将来を考え、自らの意志と責任でよりよい選択ができる力をはぐくむことの重要性を理解している。	(2) (8) - (1)
	27 道徳の時間や総合的な学習の時間、特別活動等において、児童に将来を考えさせたり、自己の可能性を見出せたりする等の具体的な指導方法を身に付けようとしている。	(2) (8) - (3)
	28 学級集団を把握し、一人一人の児童と適切に対応し、相談に対処できる基本的なコミュニケーションスキルを身に付けようとしている。	(3) (2) - (2)
	29 状況に応じて適時に的確な判断を行い、教師として毅然とした態度をとることの意義を理解し、適切なほめ方や叱り方等の対応方法を身に付けようとしている。	(3) (2) - (3)
<b>特に東京都教育委員会が求める指導内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導においては、学年段階に応じて、すべての児童が基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それを活用する力、思考力・判断力・表現力等を伸ばし、学習に対する意欲を伸ばすことの重要性を理解する。（「児童・生徒の学習のつまずきを防ぐ指導基準 東京ミニマム」）</li> <li>・各教科等の幅広い知識と教科の専門性を身に付ける。</li> <li>・各教科等における学年ごとの系統性を理解し、意図的・計画的な学習指導計画を作成する重要性を理解する。</li> <li>・学習のねらいに応じて、適切にICT機器を活用する能力を身に付ける。</li> <li>・話し合い活動を活性化させ、言語活動の充実を図ることの意義について理解する。</li> <li>・個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など、学習内容に応じて、児童の学習意欲の向上を図る学習指導を行うことの意義を理解する。</li> </ul>		

## 参考資料 2-4

事項	内 容 (評 価 基 準)	領 域
道徳の指導法	1 子供に対する深い愛情をもち、絶えず研究と修養に努めようとしている。	① (1) - ①
	2 教育者としての責任と誇りをもち、子供や保護者、社会が寄せる信頼と期待を具体的に理解している。	① (1) - ②
	3 子供一人一人の実態や状況を把握し、子供のよさや可能性を引き出し伸ばすことができる力を身に付けようとしている。	① (1) - ③
	4 各教科等の指導内容にかかる基礎的・基本的な知識や、小学校教育に関する課題や動向等に関する知識を身に付けようとしている。	① (2) - ②
	5 教師としての資質・能力を高めるため、常に新しい情報に基づく国内外の政治経済、社会の動向等を知り、文化や芸術等に触れるなど、生涯を通じて学び続けようとしている。	① (2) - ③
	6 児童や保護者、地域住民に対して適切な言葉遣いや話しやすい態度で接したり、表情や眼の動き等から相手の思いや考えを推察したりするなど、互いの信頼関係を築くために必要なコミュニケーションスキルを身に付けている。	① (3) - ②
	7 学習指導要領における目標と内容を、学年や各教科等の系統性や関連性を踏まえて理解している。	② (1) - ②
	8 教育課程の編成や指導計画の作成、学習指導案の作成等と関連させて、学習指導要領の各教科等の目標・内容等を理解している。	② (1) - ③
	9 各教科等の内容にかかる基礎的・基本的な知識を身に付けている。	② (2) - ①
	10 素材を「教材」とするために必要な条件、要素、手順等を理解して、教材研究・教材解釈の意義や方法を学び、身に付けようとしている。	② (2) - ②
	11 作成した単元指導計画を基に模擬授業等を実践し、授業を改善するための方法を理解し、身に付けようとしている。	② (3) - ③
	12 学習指導における評価方法を基に、模擬授業等を通じて、学習指導中における評価を理解し、実践しようとしている。	② (5) - ②
	13 教育実習や模擬授業等での自らの授業実践や学生相互の授業観察を通して、授業のねらいの達成度、教材、教具の活用、効果的な指導方法等から適切に評価することを学び、授業の改善に生かす方法を身に付けようとしている。	② (6) - ③
	14 通常の学級に在籍する、支援を要する児童への適切な支援を行うために、具体的な場面を想定した指導方法を身に付けようとしている。	② (7) - ②
	15 児童一人一人が将来に対して夢や希望をもち、前向きに自己の将来を考え、自らの意志と責任でよりよい選択ができる力をはぐくむことの重要性を理解している。	② (8) - ①
	16 道徳の時間や総合的な学習の時間、特別活動等において、児童に将来を考えさせたり、自己の可能性を見出させたりする等の具体的な指導方法を身に付けようとしている。	② (8) - ③
	17 学校生活の場である学級を、教育的効果があがる集団として組織し、児童の人間的成长を目的として運営していく学級経営の意義を理解している。	③ (1) - ①
	18 学級の規範づくりや教室の環境構成、清掃指導、給食指導等、学級集団づくりのための具体的な方法を理解している。	③ (1) - ②
	19 生活指導の意義を理解し、指導の前提となる児童一人一人の発達の段階に応じた、集団指導・個別指導の在り方を理解している。	③ (2) - ①
特に東京都教育委員会が求める指導内容		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と家庭、地域社会が共通理解を深め、一体化した道徳教育を行うことの必要性を理解する。(道徳授業地区公開講座)</li> <li>・道徳の時間以外の各教科、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて自らの生き方に直接かかわることを体験できる学習の在り方について考える。</li> </ul>		

事項	内 容 (評 価 基 準)	領 域
特別活動の指導法	1 子供に対する深い愛情をもち、絶えず研究と修養に努めようとしている。	① (1) - ①
	2 教育者としての責任と誇りをもち、子供や保護者、社会が寄せる信頼と期待を具体的に理解している。	① (1) - ②
	3 子供一人一人の実態や状況を把握し、子供のよさや可能性を引き出し伸ばすことができる力を身に付けようとしている。	① (1) - ③
	4 各教科等の指導内容にかかわる基礎的・基本的な知識や、小学校教育に関する課題や動向等に関する知識を身に付けようとしている。	① (2) - ②
	5 教師としての資質・能力を高めるため、常に新しい情報に基づく国内外の政治経済、社会の動向等を知り、文化や芸術等に触れるなど、生涯を通じて学び続けようとしている。	① (2) - ③
	6 児童や保護者、地域住民に対して適切な言葉遣いや話しやすい態度で接したり、表情や眼の動き等から相手の思いや考えを推察したりするなど、互いの信頼関係を築くために必要なコミュニケーションスキルを身に付けている。	① (3) - ②
	7 学習指導要領における目標と内容を、学年や各教科等の系統性や関連性を踏まえて理解している。	② (1) - ②
	8 教育課程の編成や指導計画の作成、学習指導案の作成等と関連させて、学習指導要領の各教科等の目標・内容等を理解している。	② (1) - ③
	9 各教科等の内容にかかわる基礎的・基本的な知識を身に付けている。	② (2) - ①
	10 素材を「教材」とするために必要な条件、要素、手順等を理解して、教材研究・教材解釈の意義や方法を学び、身に付けようとしている。	② (2) - ②
	11 作成した単元指導計画を基に模擬授業等を実践し、授業を改善するための方法を理解し、身に付けようとしている。	② (3) - ③
	12 学習指導における評価方法を基に、模擬授業等を通じて、学習指導中における評価を理解し、実践しようとしている。	② (5) - ②
	13 教育実習や模擬授業等での自らの授業実践や学生相互の授業観察を通して、授業のねらいの達成度、教材、教具の活用、効果的な指導方法等から適切に評価することを学び、授業の改善に生かす方法を身に付けようとしている。	② (6) - ③
	14 通常の学級に在籍する、支援を要する児童への適切な支援を行うために、具体的な場面を想定した指導方法を身に付けようとしている。	② (7) - ②
	15 児童一人一人が将来に対して夢や希望をもち、前向きに自己の将来を考え、自らの意志と責任でよりよい選択ができる力をはぐくむことの重要性を理解している。	② (8) - ①
	16 道徳の時間や総合的な学習の時間、特別活動等において、児童に将来を考えさせたり、自己の可能性を見出させたりする等の具体的な指導方法を身に付けようとしている。	② (8) - ③
	17 学校生活の場である学級を、教育的効果があがる集団として組織し、児童の人間的成长を目的として運営していく学級経営の意義を理解している。	③ (1) - ①
	18 学級の規範づくりや教室の環境構成、清掃指導、給食指導等、学級集団づくりのための具体的な方法を理解している。	③ (1) - ②
	19 生活指導の意義を理解し、指導の前提となる児童一人一人の発達の段階に応じた、集団指導・個別指導の在り方を理解している。	③ (2) - ①
<b>特に東京都教育委員会が求める指導内容</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・望ましい集団活動や体験活動の在り方について考え、児童相互のよりよい人間関係の構築を図ることの重要性を理解する。</li> <li>・集団活動や体験活動を通して、児童が自己の生き方について考えるとともに、自己を生かす能力を養わせることを通して、児童の自尊感情を高めさせることの重要性について理解する。</li> <li>・学校行事については学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切に実施することの重要性を理解する。 (「入学式・卒業式における国旗掲揚及び国歌斎唱の実施について」)</li> </ul>		

## 参考資料 2-5

事項	内 容 (評 価 基 準)		領 域
教育の方法及び技術	1 子供に対する深い愛情をもち、絶えず研究と修養に努めようとしている。	(1)	(1) - (1)
	2 各教科等の指導内容にかかわる基礎的・基本的な知識や、小学校教育に関する課題や動向等に関する知識を身に付けようとしている。	(1)	(2) - (2)
	3 教師としての資質・能力を高めるため、常に新しい情報に基づく国内外の政治経済、社会の動向等を知り、文化や芸術等に触れるなど、生涯を通じて学び続けようとしている。	(1)	(2) - (3)
	4 児童や保護者、地域住民に対して適切な言葉遣いや話しやすい態度で接したり、表情や眼の動き等から相手の思いや考えを推察したりするなど、互いの信頼関係を築くために必要なコミュニケーションスキルを身に付けている。	(1)	(3) - (2)
	5 素材を「教材」とするために必要な条件、要素、手順等を理解して、教材研究・教材解釈の意義や方法を学び、身に付けようとしている。	(2)	(2) - (2)
	6 各教科等の特性に応じた指導方法や指導技術等（発問の仕方、効果的な板書、分かりやすい説明等を含む）を理解し、身に付けようとしている。	(2)	(4) - (1)
	7 模擬授業や教育実習で、教材・題材・教具、教材機器等を活用したり、ペーパーサートや紙芝居等を提示したりする等の指導技術等を理解し、身に付けようとしている。	(2)	(4) - (2)
	8 情報教育機器を活用した資料提示や資料作成の方法を理解し、授業場面で適切に利用するための指導技術を理解し、身に付けようとしている。	(2)	(4) - (3)
	9 教育実習や模擬授業等での自らの授業実践や学生相互の授業観察を通して、授業のねらいの達成度、教材、教具の活用、効果的な指導方法等から適切に評価することを学び、授業の改善に生かす方法を身に付けようとしている。	(2)	(6) - (3)
特に東京都教育委員会が求める指導内容			
・話し合い活動を活性化させ、言語活動の充実を図ることの意義について理解する。（「平成22年度 新学習指導要領全面実施に向けた東京都・地方説明会関係資料」「東京都教育開発委員会研究報告書」「東京都教育研究員研究報告書」）			

### ◆生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目

事項	内 容 (評 価 基 準)		領 域
生徒指導・進路指導の理論及び方法	1 教育者としての責任と誇りをもち、子供や保護者、社会が寄せる信頼と期待を具体的に理解している。	(1)	(1) - (2)
	2 児童や保護者、地域住民に対して適切な言葉遣いや話しやすい態度で接したり、表情や眼の動き等から相手の思いや考えを推察したりするなど、互いの信頼関係を築くために必要なコミュニケーションスキルを身に付けている。	(1)	(3) - (2)
	3 児童一人一人が将来に対して夢や希望をもち、前向きに自己の将来を考え、自らの意志と責任でよりよい選択ができる力をはぐくむことの重要性を理解している。	(2)	(8) - (1)
	4 望ましい勤労観・職業観を育成するため、小学校におけるキャリア教育の意義と役割を理解している。	(2)	(8) - (2)
	5 道徳の時間や総合的な学習の時間、特別活動等において、児童に将来を考えさせたり、自己の可能性を見出せたりする等の具体的な指導方法を身に付けようとしている。	(2)	(8) - (3)
	6 学校生活の場である学級を、教育的効果があがる集団として組織し、児童の人間的成长を目的として運営していく学級経営の意義を理解している。	(3)	(1) - (1)
	7 学級の規範づくりや教室の環境構成、清掃指導、給食指導等、学級集団づくりのための具体的方法を理解している。	(3)	(1) - (2)
	8 生活指導の意義を理解し、指導の前提となる児童一人一人の発達の段階に応じた、集団指導・個別指導の在り方を理解している。	(3)	(2) - (1)
	9 状況に応じて適時に的確な判断を行い、教師として毅然とした態度をとることの意義を理解し、適切なほめ方や叱り方等の対応方法を身に付けようとしている。	(3)	(2) - (3)
	10 教育相談や構成的グループエンカウンター等の手法を理解し、児童理解や学級の課題解決の具体的な場面において活用する方法を実践的に身に付けようとしている。	(3)	(3) - (3)
特に東京都教育委員会が求める指導内容			
・「いじめ」、「不登校」、「問題行動」、「自殺予防」等の現状と対応策について理解する。 ・生活指導においては、スクールカウンセラー等の外部人材の活用が有効であることを理解する。 ・児童の安全・安心のために、学校が果たすべき役割を知る。（「学校安全教育プログラム」平成22年3月東京都教育委員会）			

事項	内 容 (評 値 基 準)		領 域
教育相談の理論及び方法	1 教育者としての責任と誇りをもち、子供や保護者、社会が寄せる信頼と期待を具体的に理解している。	(1)	(1) – (2)
	2 小学校教師に求められる常識を身に付けている。	(1)	(2) – (1)
	3 児童や保護者、地域住民に対して適切な言葉遣いや話しやすい態度で接したり、表情や眼の動き等から相手の思いや考えを推察したりするなど、互いの信頼関係を築くために必要なコミュニケーションスキルを身に付けている。	(1)	(3) – (2)
	4 通常の学級に在籍する、支援を要する児童への適切な支援を行うために、具体的な場面を想定した指導方法を身に付けようとしている。	(2)	(7) – (2)
	5 学校生活の場である学級を、教育的効果があがる集団として組織し、児童の人間的成长を目的として運営していく学級経営の意義を理解している。	(3)	(1) – (1)
	6 学級の規範づくりや教室の環境構成、清掃指導、給食指導等、学級集団づくりのための具体的な方法を理解している。	(3)	(1) – (2)
	7 学級集団を把握し、一人一人の児童と適切に対応し、相談に対処できる基本的なコミュニケーションスキルを身に付けようとしている。	(3)	(2) – (2)
	8 学校における教育相談の進め方や、教育相談機能を活用した指導の在り方、関係諸機関との連携の在り方を理解している。	(3)	(3) – (1)
	9 カウンセリングマインドや教育相談の基本的な技法を身に付けようとしている。	(3)	(3) – (2)
	10 教育相談や構成的グループエンカウンター等の手法を理解し、児童理解や学級の課題解決の具体的な場面において活用する方法を実践的に身に付けようとしている。	(3)	(3) – (3)
	11 学習指導や学級経営、教育相談等にかかわる保護者との連携の在り方について、具体的な事例を通して理解している。	(3)	(4) – (2)
	12 保護者や地域住民等と対面する様々な場面（学校行事、保護者会、家庭訪問、個人面談、問題発生時等）を想定し、ロールプレイなどの演習を通じて、学級担任として適切に対応する方法を実践的に身に付けようとしている。	(3)	(4) – (3)
特に東京都教育委員会が求める指導内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談的姿勢を大切にした教育活動の有効性を、具体的な事例を通して理解する。（「教育相談の手引き」平成12年3月東京都教育庁指導部）</li> <li>・「よりよい人間関係の形成」や「人間としての在り方の意識化」、「自主性・自発性・自己決定力の形成」を目的とする教育相談の在り方を理解する。（東京都教育相談センター・学校問題解決サポートセンター）</li> </ul>			

### 参考資料 3

#### (2) カリキュラム編成モデル(カリキュラムマップ)

領域		領域① 「教師の在り方に関する領域」										領域②									
事項		(1)			(2)			(3)			(4)			(5)			(1)		(2)		
		教師の仕事に対する使命感と豊かな人間性	教師として必要な教養	コミュニケーション能力と対人関係力	学校教育に関する法令等と学校教育の役割	学校組織及びサービスの改正	学習指導要領	教材研究・教材解釈と授業づくり													
教育職員免許法の科目	単位数	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③		
教職の意義等に関する科目	2	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
教育の基礎理論に関する科目	6				◎																
									○										○		
		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
教育課程及び指導法に関する科目	22				○													○	○	○	
		○	○	○	○	○	○	○	○										○	○	○
		○	○	○	○	○	○	○	○										○	○	○
		○	○	○	○	○	○	○	○										○	○	○
		○				○	○	○	○												
生徒指導、教育相談等に関する科目	4				○																
		○	○	○					○												

※ ○は、重点的に取り扱うことが望ましい項目である。

## 参考資料 4

「小学校教職課程学生ハンドブック 一東京都の公立小学校教師を志すみなさんへー」  
(東京都教育委員会)

### 目 次

#### ○はじめに

I 東京の子供たち	1
1 東京の子供の学力	1
2 東京の子供の体力	3
3 東京の子供の健全育成上の課題	6
4 東京の子供の活躍	7
II 東京都の教師になるということ	8
1 教師の使命とは何ですか	8
2 教師の魅力とは何ですか	8
III 学校で働く	9
1 学校の1日	9
2 学校の1年	13
IV 講義を通して学びましょう	18
領域① 教師の在り方に関する領域	18
領域② 各教科等における実践的な指導力に関する領域	22
領域③ 学級経営に関する領域	30
V 教育実習を通して学びましょう	37
VI 学生生活を通して学びましょう	44
VII 採用選考に向けて	48
・採用試験の概要	48
・採用試験の対策	49
・東京都の採用選考スケジュール	50
・東京都公立学校時間講師について	51
・過去に出題された問題	52
○資料	57

多段階学習と誤差に応じた  
学習係数に基づく振動効果を利用した  
ニューラル ネットワークの一学習法

田口 功

A Learning Method for the Layered Neural Networks  
Based on the Multi-stage Learning  
and a Dynamic Adjustment of Learning Coefficient  
by Errors for Using Oscillatory Effect

Isao TAGUCHI

This paper proposes an efficient learning method for the layered neural networks based on the selection of training data and input characteristics of an output layer unit. The multilayer neural network is widely used due to its simple structure. When learning objects are complicated, the problems, such as unsuccessful learning or a significant time required in learning, remain unsolved. The aims of this paper are to suggest solutions of these problems and to reduce the total learning time.

Focusing on the input data during the learning stage, we under-took an experiment to identify the data that makes large errors and interferes with the learning process. Our method devides the learning process into several stages.

In general, input characteristics to an output layer unit show os-cillation during learning process for complicated problems. Compu-tational experiments suggest that the proposed method has the ca-pability of higher learning performance and needs less learning time compared with the

conventional method.

## 1. はじめに

ニューラル ネットワークの研究の多くは、パルスニューラル ネットワーク<sup>(1)</sup>など、複雑な ネットワークの研究が盛んに行われている。一方、バックプロパゲーション法（以下：BP法）を用いたシグモイド素子から構成される階層型ニューラル ネットワーク（以下：NN）は、構成が容易であるために、現実的には広範囲に利用されている。

学習対象が複雑で、多量の学習データを用いた学習が必要な場合において、論文<sup>(2)</sup>では、学習する前に教師データを学習のしやすさに着目した分類、その分類に基づく多段階学習<sup>(3)</sup>、誤差の大きさに応じた学習係数の動的調整、出力層素子への入力特性（振幅減少条件や目標値捕捉条件の有効利用）を特徴とした総合的な学習方法を提案し、その有効性を示した。

提案手法による積極的な振動特性の利用は、BP法の拡張であるQuickProp法<sup>(4)</sup>（以下：QPROP法）や、弾力性BP法<sup>(5)</sup>（以下：RPROP法）に対し、組み込み効果が期待できる。QPROP法は、学習係数をできるだけ大きく調整しながら、かつ、重み係数の変化量に慣性項を加え振動を抑える方法である。また、重み係数の急激な変更による振動を避けるために最大変化量も導入されている。基本的には、学習係数、最大変化量、重み変更抑制係数の3係数を必要とする。また、弾力性BP法<sup>(5)</sup>は、重み更新量の符号を確認しながら振動を抑え、加速を行う。本来使用されている学習係数などの5個のパラメーターを条件に応じて調整することにより、学習を進行する方法である。両方法ともに振動を抑えながら、しかも、加速するためのパラメーターを持って学習が行われる。

本論文では、特に、組み込みによる誤差、学習時間に対する効果、および、出力層素子への入力特性にどのような変化が起きるのかについても報告する。

振動現象については、論文<sup>(6)</sup> や参考文献<sup>(7)(8)</sup>にも述べられている。論文<sup>(6)</sup>では、出力層に、強制的にしきい値揺らぎを加えることによる効果が報告されており、参考文献<sup>(7)(8)</sup>では、オーバーシュートする場合があることが述べられている。本論文における振動は、強制的にしきい値揺らぎを加えることはしない。論文<sup>(2)</sup>で述べたように、種々の工夫と学習データ自身の複雑さから生じたものと考えられる。

また、振動現象を解析するために、重み更新量（中間層と出力層間）をBP法の基本となる各パターンに対する誤差の絶対値の大きさの増加、減少を基本とし、増加に対する重み更新量と減少に対する重み更新量をそれぞれ累計加算し、重み更新量を2個に分割した。その、誤差の絶対値の増加、減少に対応する重み更新量の要素から2個のベクトルが構成できる。それらのベクトルの大きさ、角度の動きを調べることにより、学習が良好になる場合と学習が進行しない場合の検討ができる。

学習中、振動特性を持つ学習と振動していない学習に対する平均2乗誤差（以下：*RMSE* [Root Mean Square Error]）の関係、すなわち、どちらが*RMSE*値が少なくなるかは、興味深い問題である。学習係数を小さくすれば、学習の進行が遅くなり、振動が抑えられることは、経験的な数々の実験から期待できる。すると、従来法で学習を行っている場合に、振動が起こっているとき、途中で学習係数を小さくすることにより、振動の無い（単調減少特性）学習は、実現できる。したがって、振動を残しながら学習を行った場合と、単調減少特性の場合の誤差に対する比較実験は、可能となる。すなわち、従来から、オーバーシュートが起こることは、学習時間を増加させることで、学習を悪化させるために悪いものと思われているが、振動が生じていたほうが学習が改善されるのか、または、振動がないほうが良いのかは、*RMSE*値をもとに確認できる。本論文では、関数近似問題を対象とした計算機実験により、*RMSE*値と出力層素子への入力特性との関係として報告する。

また、重み係数自身の振動を利用した学習は、あまり知られていない。最終段階の学習の終了直前（終了9回前から学習終了時まで）のすべての重

み係数（入力層と中間層間の重み係数および中間層と出力層間の重み係数）を記憶しておき、すべての重み係数の最大値と最小値の平均値（Mean Weight）を求め、その重み係数を用いることで、RMSE値を減少させることができるとどうかの確認をする。

本論文の構成は、以下のとおりである。第2章では、重み更新量を基にしたベクトルについて述べる。第3章では、関数近似問題を例として、計算機実験により、QPROP法やRPROP法との比較を行い、提案手法の組み込みに対する有効性を示す。また、提案手法で発生する振動は、学習に有効で、学習誤差を減少させる働きがあることを、出力層素子への入力特性の変化、重み係数の更新量ベクトルの動きをもとに実験的に確認する。第4章はまとめである。

## 2. 効率的学習法

提案手法の誤差に応じた学習係数の値の動的調整、出力層素子への入力特性、教師データの選択、それらに基づく効率的学習法については、論文<sup>(2)</sup>で詳しく述べた。QPROP法とRPROP法の詳細についても、それぞれ、論文<sup>(4)</sup>および、論文<sup>(5)</sup>で述べられている。ここでは、絶対誤差と重み更新量を基にしたベクトルの構成法について述べる。

### 2.1 絶対誤差と重み更新量を基にしたベクトルについて

ここでは、学習中、すべてのパターンに対する中間層と出力層間の重みに対し、1エポックごとの重み更新量をベクトルの要素とする。1エポックの学習で、すべてのパターンに対し、重み更新量を前回の学習に対する絶対誤差と現在の学習に対する絶対誤差が増加する場合と減少する場合で2分割し、それぞれ、加算した。それぞれのベクトルの要素は、中間層と出力層間の重みの個数に等しい。その要素をもとに、増加（絶対誤差増加）ベクトル、減少（絶対誤差減少）ベクトル、さらに、合計ベクトルを構成できる。また、特定の誤差が最後まで残るベクトル要素に対する

る重み更新量も選択でき、表示することもできる。本論文では、振動現象が止まり、学習が進行しない場合のベクトルの動き（単調減少）や振動が継続していく場合の基本的なベクトルの動きを調べる。

ここでは、学習中、絶対誤差が増加、減少する重み更新量のベクトルの要素数を  $p$  とし、 $i = 1$  は、入力層および中間層間の重み係数とし、 $i = 2$  は、中間層と出力層間の重み係数とする。また、 $t$  は、学習回数とし、 $inc$  は絶対誤差の増加、 $dec$  は絶対誤差の減少を意味する。絶対誤差の増加に対する重み更新量の要素ごとの合計を、

$$\frac{\partial E^{inc}(t)}{\partial W_{j2}} = \{\Delta W_{12}^{inc}(t), \Delta W_{22}^{inc}(t), \dots, \Delta W_{p2}^{inc}(t)\} \quad (1)$$

とする。また、同様に、絶対誤差の減少に対する重み係数更新分のベクトル要素は、

$$\frac{\partial E^{dec}(t)}{\partial W_{j2}} = \{\Delta W_{12}^{dec}(t), \Delta W_{22}^{dec}(t), \dots, \Delta W_{p2}^{dec}(t)\} \quad (2)$$

となる。このとき、2個のベクトルの内積は、

$$\begin{aligned} \frac{\partial E^{inc}(t)}{\partial W_{j2}} \cdot \frac{\partial E^{dec}(t)}{\partial W_{j2}} &= \Delta W_{12}^{inc}(t) \Delta W_{12}^{dec}(t) \\ &+ \Delta W_{22}^{inc}(t) \Delta W_{22}^{dec}(t) + \dots + \Delta W_{p2}^{inc}(t) \Delta W_{p2}^{dec}(t) \end{aligned} \quad (3)$$

となり、2個のベクトルの角度を  $\theta$  とすると、

$$\cos \theta = \frac{\frac{\partial E^{inc}(t)}{\partial W_{j2}} \cdot \frac{\partial E^{dec}(t)}{\partial W_{j2}}}{\left| \frac{\partial E^{inc}(t)}{\partial W_{j2}} \right| \left| \frac{\partial E^{dec}(t)}{\partial W_{j2}} \right|} \quad (4)$$

となる。

### 3. 関数近似問題を例とした計算機実験

本論文で提案している多段階学習法の有効性を示すために、ここでは関数近似問題を例として計算機実験を行う。関数近似問題を選択した理由は、学習する際の難易度を関数の選択によって設定でき、未学習デー

表 1 Learning Functions

(a) Schwefels Function
$f(x, y) = -x \sin \sqrt{ x } - y \sin \sqrt{ y }$
$(-15.0 \leq x \leq 15.0, -15.0 \leq y \leq 15.0)$
$(-20.04 \leq f(x, y) \leq 20.04)$
(b) Rastrigin Function
$f(x, y) = x^2 - 10\cos(2\pi x) - y^2 - 10\cos(2\pi y)$
$(-0.8 \leq x \leq 0.8, -0.8 \leq y \leq 0.8)$
$(-20.0 \leq f(x, y) \leq 20.5)$
(c) Ridge Function
$f(x, y) = 2x^2 + 2xy^2 + y^2$
$(-6.0 \leq x \leq 6.0, -6.0 \leq y \leq 6.0)$
$(0.0 \leq f(x, y) \leq 180.0)$

タに関して実験の検証がしやすい。また、いくつかの関数は、最適化問題において、よく知られている Schwefels 関数、Rastrigin 関数および Ridge 関数を使用し、それらをまとめて表 1 に示す。

### 3.1 教師データ

表 1(a)では、学習すべき領域は  $-15.0 \leq x, y \leq 15.0$  として示されている。さらに、教師データは、 $x, y$  方向の刻み幅を 3.0 として領域を  $11 \times 11$  の格子に分割し、それらの格子点 121 点に対する値を教師データの集合  $D$  とする。

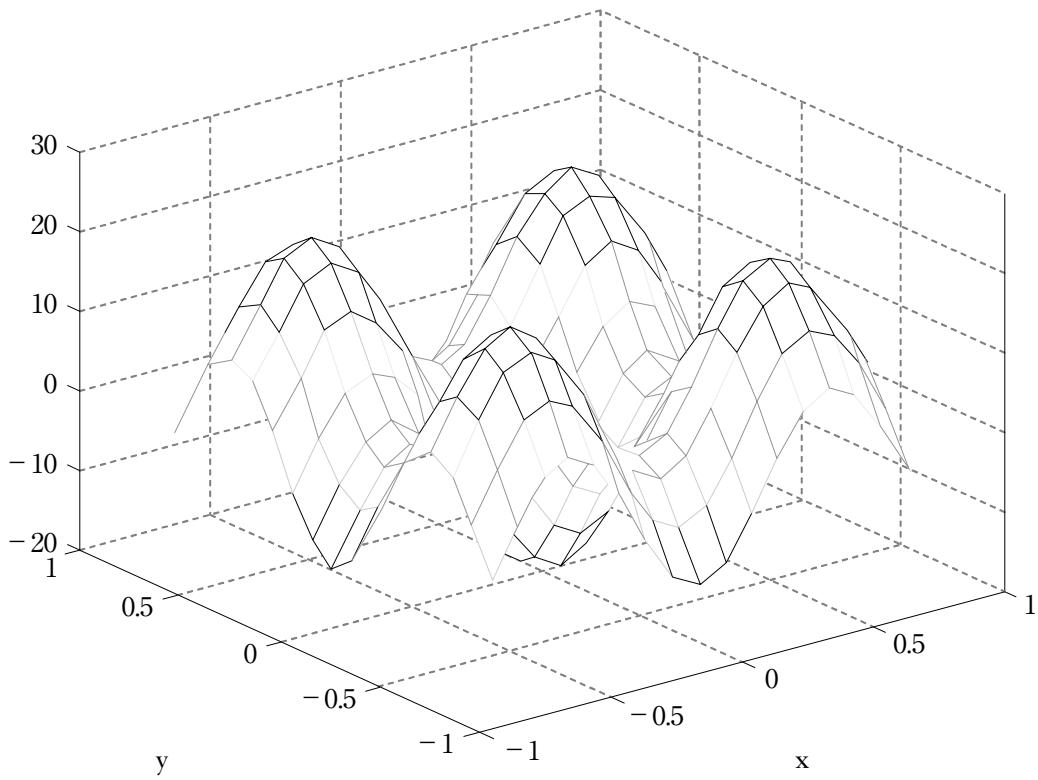
表 1(b)を図 1 に示す。図 1において、隣り合う教師データは、実線で結んで表示している。表 1(b)では、学習すべき領域は  $-0.8 \leq x, y \leq 0.8$  である。教師データは、 $x, y$  方向の刻み幅を 0.1 として領域を  $17 \times 17$  の格子 (289 格子点) に分割し、教師データの集合  $D$  とした。

同様に、表 1(c)では、学習すべき領域は  $-6.0 \leq x, y \leq 6.0$  である。教師データは、 $x, y$  方向の刻み幅を 1.2 として領域を  $11 \times 11$  の格子 (121 格子点) に分割し、教師データの集合  $D$  とした。

### 3.2 教師データの選択

ここでは、本論文で、学習困難なために、多くの実験を行った表 1(b)

図 1 An example of characteristics of the target function



についての教師データの選択方法について述べる。表1(b)による教師データの選択は、 $x, y$ 両方向の偏微分値 $f_x(x, y)$ または $f_y(x, y)$ で代用できる。

次に、教師データを3段階に分け( $s = 3$ )、多段階学習を行う。 $D_t^I \cup D_d^I$ は、全体の約30%の教師データを用いる。 $D_t^I$ および $D_d^I$  [ $f_x(x, y)$ または $f_y(x, y)$ の値を利用して選択]は、関数の概観を把握するという意味で重要である。 $D_t^I \cup D_d^I$ に含まれるデータ数は、最終的に31.1% (90個) になった。これらのデータには、 $|f(x, y)| \geq 0.90$ を満たす教師データ24個、 $|f_x(x, y)| \geq 60.3$ を満たす教師データ34個、 $|f_y(x, y)| \geq 60.3$ を満たす教師データ34個が含まれ、そのうち2個が重複しているため、全体で90個となる。

第2段階では、 $D_t^2 \cup D_d^2$ に含まれるデータ数は、最終的に58.1% (168個) になった。これらのデータには、 $|f(x, y)| \geq 0.80$ を満たす教師データ52個、 $|f_x(x, y)| \geq 60.1$ を満たす教師データ68個、 $|f_y(x, y)| \geq 60.1$ を満たす教師データ68個が含まれ、そのうち20個が重複しているため、全体で168個となる。

表 2 The Method of Learning (Schwefles Function)

Structure Learning data	Initial weight vector is modified 5 times. 2 input layer units. 9 middle layer units. 1 output layer unit. Updating a weight vector should be done every 1 epoch. Learning domains are $-15.0 \leq x \leq 15.0, -15.0 \leq y \leq 15.0$ . Learning data is conditioned equally as the reference table1(a). All the domain is divided into $11 \times 11$ grid. All the learning data ( $\mathbf{D}$ ) is divided into 3 parts before learning. $0 < D^i < 1, D^i \in \mathbf{D} (D^i = f(x_i, y_i); i = 1, \dots, 121)$
1st step	$\mathbf{D}_d^1 = \{f(x_i, y_i) \mid  f_x(x_i, y_i)  \geq 1.67 \text{ or }  f_y(x_i, y_i)  \geq 1.67\}$ (44 learning data) $ \mathbf{D}_d^1 \cup \mathbf{D}_d^2  = 2$ (2 overlapped) 42 learning data are selected. (34.7%)
2nd step	$\mathbf{D}_d^2 = \{f(x_i, y_i) \mid  f_x(x_i, y_i)  \geq 1.22 \text{ or }  f_y(x_i, y_i)  \geq 1.22\}$ (21 learning data) $ \mathbf{D}_d^2 \cup \mathbf{D}_d^3  = 8$ (8 overlapped) 80 learning data are selected. (about 66%)
3rd step	121 learning data are selected. (100%)
Each step	Every step are learned for 2,334 times.
Conventional method	Learn 7,000 times with all the learning data and learning coefficient 0.8. Initial weight vector is modified 5 times.

第3段階における  $D_d^3$  は、全教師データを使用する。ここで、第1段階では、全データの 31.1%、第2段階では、全データの 58.1%、最後の第3段階で 100% の教師データが用いられることになる。

表1(a)を学習させるための教師データの選択方法については、表2に、また、表1(c)を学習させるための教師データの選択方法については、表3にまとめる。表1(c)に示す Ridge 関数の特徴としては、 $|f_x(x_i, y_i)|$  または  $|f_y(x_i, y_i)|$  の値が大きい場合は、 $|f(x_i, y_i)|$  の値が大きくなるために、 $|f_x(x_i, y_i)|$  または  $|f_y(x_i, y_i)|$  の値をもとに教師データを選択した。

### 3.3 比較対象手法と実験の諸設定

計算機実験では提案手法の有効性を検証するために、従来手法との比較を行う。提案手法、従来法、QPROP 法、RPROP 法および提案手法を

表 3 The Method of Learning (Ridge Function)

Structure Learning data	Initial weight vector is modified 5 times. 2 input layer units. 9 middle layer units. 1 output layer unit. Updating a weight vector should be done every 1 epoch. Learning domains are $-6.0 \leq x \leq 6.0, -6.0 \leq y \leq 6.0$ . Learning data is conditioned equally as the reference table1(c). All the domain is divided into $11 \times 11$ grid. All the learning data ( $\mathbf{D}$ ) is divided into 3 parts before learning. $0 < D^i < 1, D^i \in \mathbf{D} (D^i = f(x_i, y_i); i = 1, \dots, 121)$
1st step	$\mathbf{D}_d^1 = \{f(x_i, y_i) \mid  f_x(x_i, y_i)  \geq 1.67 \text{ or }  f_y(x_i, y_i)  \geq 20.0\}$ (38 learning data) $ \mathbf{D}_d^1 \cup \mathbf{D}_d^2  = 6$ (6 overlapped) 32 learning data are selected. (26.4%)
2nd step	$\mathbf{D}_d^2 = \{f(x_i, y_i) \mid  f_x(x_i, y_i)  \geq 16.0 \text{ or }  f_y(x_i, y_i)  \geq 16.0\}$ (70 learning data) $ \mathbf{D}_d^2 \cup \mathbf{D}_d^3  = 20$ (20 overlapped) 50 learning data are selected. (about 41.3%)
3rd step	121 learning data are selected. (100%)
Each step	Every step are learned for 2,334 times.
Conventional method	Learn 7,000 times with all the learning data and learning coefficient 0.8. Initial weight vector is modified 5 times.

組み込んだ学習法における NN の構成は、シグモイド素子を用い、入力層素子数 2 個、中間層素子数 9 個、出力層素子数 1 個からなるフィードフォワード型の 3 層構造の ットワークとする。中間層素子数は予備実験より決定した。さらに、重み係数の更新は、両手法とも 1 エポック毎の一括更新方式を用いた。提案手法の学習回数は、1 段階目 2,333 エポック、2 段階目 2,333 エポック、3 段階目 2,334 エポックの合計 7,000 エポックとし、従来法は 7,000 エポックの学習で全教師データを常に用いる。実験に用いる計算機は、OS: Windows XP, CPU: Pentium 4, 3.0GHz, RAM: 2GB である。また、学習係数は、提案手法における基準の学習係数を  $\eta = 0.8$  (基準) とし、従来法は学習係数 0.8 を基準とした。学習結果を評価する RMSE に関しては、教師データに対する値を用い、重み係数の初期値を 5 通り設定した場合の平均値を用いる。重み係数の初期値は  $[-0.01, 0.01]$

の範囲でランダムに設定する。

また、数々の予備実験から、QPROP 法に対する重み変更抑制係数  $\lambda = 0.005$ 、最大変化量 = 0.95、学習係数  $1\eta = 0.80$ 、重みの修正方向によって、学習係数  $2\eta = 0.12$ （文献では、0.0としてある）を決定し、RPROP 法に対しても、 $\Delta_{max} = 5.0$ ,  $\Delta_{min} = 0.0025$ ,  $\eta^+ = 0.97$ （文献では 1 以上）、 $\eta^- = 0.89$ ,  $\eta^0 = 0.61$  とし実験を行った。

### 3.4 計算機実験結果

表 1(c)に対して、提案手法および単独で QPROP 法や RPROP 法を用いた場合、さらに、QPROP 法や RPROP 法に提案手法を組み込んだ場合の

表 4 RMSE for Proposed Methods and Traditional Methods  
in Learning of the Ridge Function

Proposed method	RMSE			
	Mean	Maximum value	Minimum value	Mean Weight value
	0.107	0.235	0.038	0.117
Learning time	Mean 6 minutes 59 seconds			
Proposed method + QPROP method	RMSE			
	Mean	Maximum value	Minimum value	Mean Weight value
	0.058	0.113	0.024	0.038
Learning time	Mean 7 minutes 10 seconds			
QPROP method	RMSE			
	Mean	Maximum value	Minimum value	Mean Weight value
	0.172	0.241	0.108	0.129
Learning time	Mean 10 minutes 24 seconds			
RPROP method	RMSE			
	Mean	Maximum value	Minimum value	Mean Weight value
	0.050	0.080	0.023	0.050
Learning time	Mean 13 minutes 52 seconds			
Proposed method + RPROP method	RMSE			
	Mean	Maximum value	Minimum value	Mean Weight value
	0.038	0.051	0.030	0.040
Learning time	Mean 7 minutes 38 seconds			

学習結果を表4および表5に示す。表4および表5に示す表中の数値は重みの初期値をランダムに設定した5回分の実験結果の平均の値である。

表4に示すように、Ridge関数の学習では、RPROP法およびQPROP法とともに提案手法を組み込んだ場合、RMSE(Mean)値が改良され、学習時間も短縮された。

さらに、表5は、Schwefels関数を用い、提案手法および提案手法にQPROP法を組み込んだ場合の結果を示す。この場合も表4同様に、RMSE(Mean)値が単独と比較して改良され、学習時間も約4分程度減少した。

また、表1(b)のRastrigin関数に対して、提案手法と従来法を用い、学習係数変化に対する学習誤差をRMSE、未学習データに対するRMSE(Non-Learning RMSE)、および、重み係数の振動を考慮した重み係数の使用によるRMSE(Mean Weight RMSE value)の結果を、それぞれ、表6および表7に表示した。表6および表7において、最終段階で振動が生じていた場合には、Non-Learning RMSEの右に○印を描き、振動がなく単調特性の場合には、空白とした。従来法においても、7,000回の学習に対して、最後の2,334回の学習中に振動が発生している場合には、同様に、○印を描き、振動がなく単調特性の場合には、空白とした。

表5 RMSE for Proposed Methods and Traditional Methods  
in Learning of the Schwefels Function

Proposed method	RMSE			
	Mean	Maximum value	Minimum value	Mean Weight value
	0.093	0.113	0.073	0.071
Learning time	Mean 6 minutes 28 seconds			
Proposed method + QPROP method	RMSE			
	Mean	Maximum value	Minimum value	Mean Weight value
	0.088	0.092	0.081	0.058
Learning time	Mean 6 minutes 35 seconds			
RPROP method	RMSE			
	Mean	Maximum value	Minimum value	Mean Weight value
	0.090	0.192	0.041	0.058
Learning time	Mean 10 minutes 29 seconds			

表 6 RMSE for Proposed Methods in Learning  
of the Rastrign Function

Proposed method	RMSE			
Learning time	Mean 15 minutes 56 seconds			
Learning coefficient	Mean Weight RMSE value	RMSE value	Non-Learning value	
0.9	0.046	0.050	0.049	○
0.8	0.044	0.126	0.069	○
0.7	0.033	0.037	0.030	○
0.6	0.027	0.027	0.028	○
0.5	0.028	0.026	0.030	○
0.4	0.034	0.039	0.047	○
0.3	0.066	0.081	0.066	○
0.2	0.097	0.096	0.092	○
0.1	0.115	0.138	0.105	○
0.05	0.135	0.135	0.125	

表 7 RMSE for Traditional Methods in Learning  
of the Rastrign Function

Traditional method	RMSE			
Learning time	Mean 28 minutes 17 seconds			
Learning coefficient	Mean Weight RMSE value	RMSE value	Non-Learning value	
0.9	0.618	0.618	0.627	
0.8	0.202	0.233	0.278	○
0.6	0.228	0.185	0.180	○
0.5	0.179	0.199	0.243	○
0.4	0.161	0.183	0.246	○
0.3	0.162	0.162	0.163	○
0.2	0.045	0.045	0.047	○
0.1	0.025	0.025	0.025	○
0.05	0.035	0.035	0.034	○
0.04	0.053	0.053	0.053	○
0.02	0.112	0.112	0.099	

表6のように、提案手法を表1(b)の Rastrigin 関数に適用すると、学習係数（提案手法の時は基準）が、0.9 から 0.2 までは、すべての RMSE 値は、0.1 以下となった。学習係数が、0.1、0.05 の時、RMSE 値は、0.1 以上となるが、学習係数値の使用範囲は、非常に広くなっている。

表 8 RMSE for Traditional Methods in Learning  
of the Rastrign Function

Traditional method	RMSE			
Learning coefficient in the final stage	Mean Weight RMSE value	RMSE value	Non-Learning value	
0.05	0.050	0.050	0.051	○
0.04	0.053	0.053	0.053	○
0.035	0.056	0.056	0.056	○
0.032	0.057	0.057	0.058	
0.030	0.059	0.059	0.059	

一方、表7に示すように、従来法に対しても、学習係数を0.9から、0.02まで変化させて学習を行った。0.9から、0.3での範囲では、RMSE値が0.1以上となり学習が行われていない。0.2から0.04の学習率を用いた場合には、RMSE値は、0.1以下となり、さらに、0.02まで減少させた場合には、逆に、RMSE値が増加した。

学習係数が0.04で一定の時、従来法を用いて学習を行った場合の学習結果（表7）は、7,000回の学習に対して、最後の2,334回の学習中に振動が発生し、RMSE値は、0.053である。この時の出力層素子への入力特性を図2に示す。ここで、最後の2,334回の始めの40回から学習学習係数を0.035に下げた時の出力層素子への入力特性を図3に示す。およそ、1,400回から振動が発生していることがわかる。さらに、40回から学習学習係数を0.050に上げた時の出力層素子への入力特性を図4に示し、学習学習係数を0.032、0.030に下げた時の出力層素子への入力特性を、それぞれ、図5、図6に表示する。40回から学習学習係数を0.050に上げた時のRMSE値は、0.051となり、学習係数が0.04で一定の時と比較して減少した。また、0.032、0.030に下げた場合には、0.057、0.059となり、振動はなくなる特性となったが、逆に、RMSE値は、増加した。これらのまとめた結果を表8に表示する。

### 3.5 実験結果の考察

計算機実験に基づき、従来からNN学習において使われているQPROP

図 2 Input characteristics for the traditional methods  
in the output layer

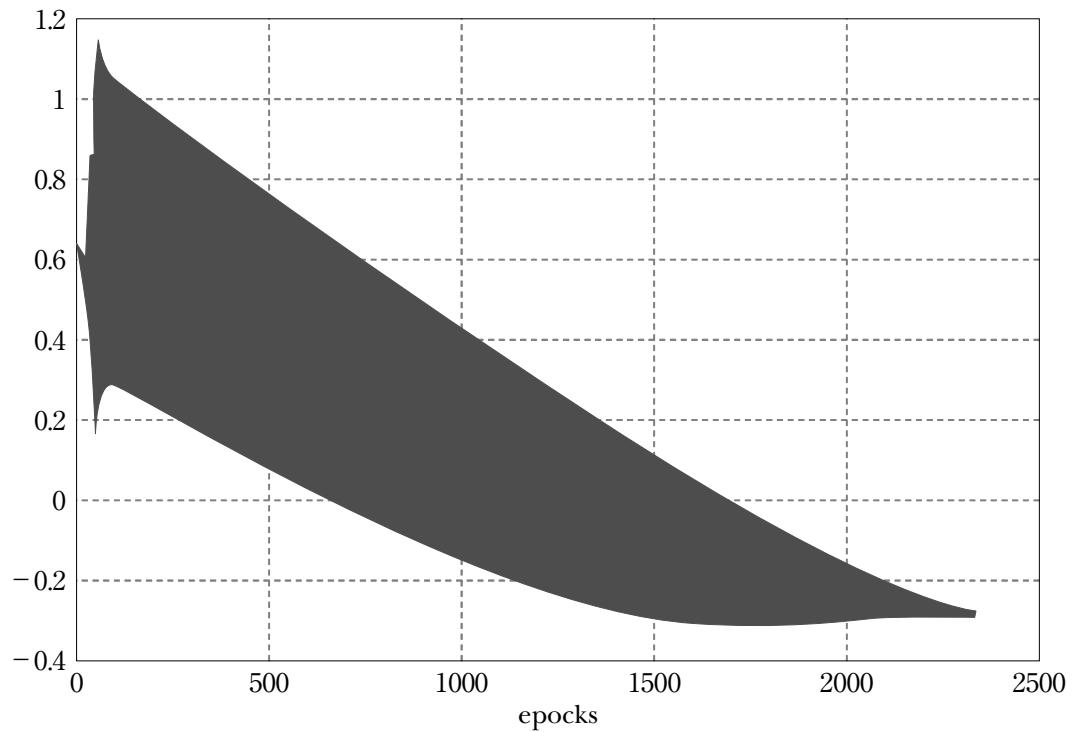


図 3 Input characteristics for the traditional methods  
in the output layer (0.035)

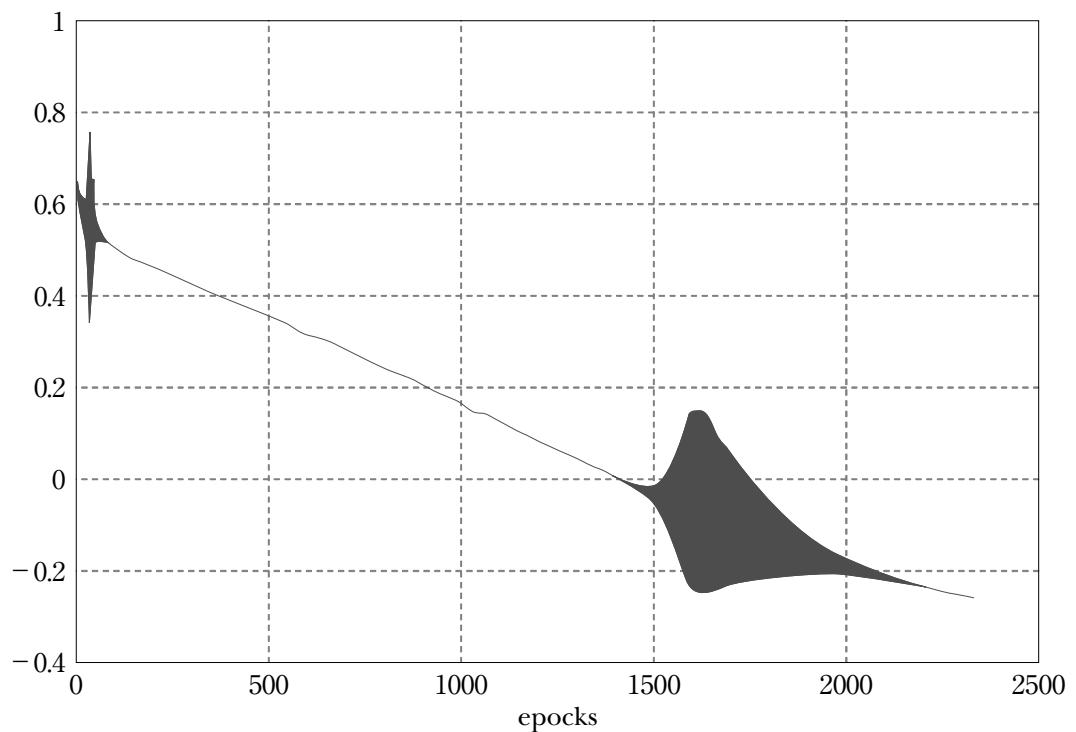


図 4 Input characteristics for the traditional methods  
in the output layer (0.05)

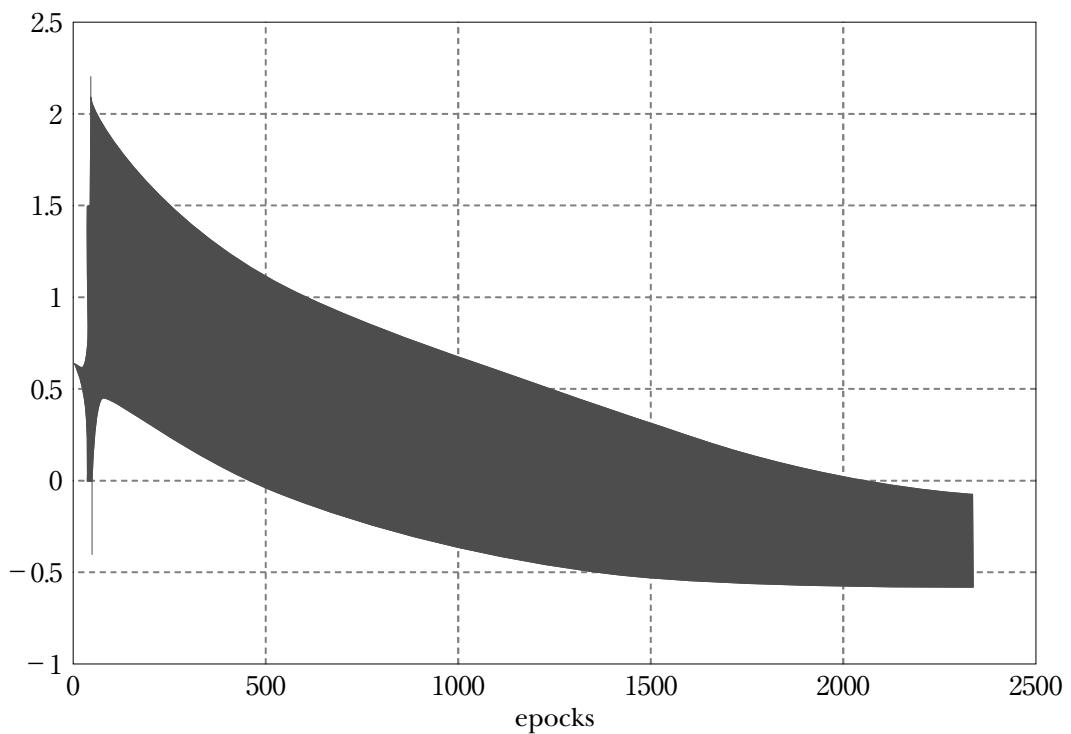


図 5 Input characteristics for the traditional methods  
in the output layer (0.032)

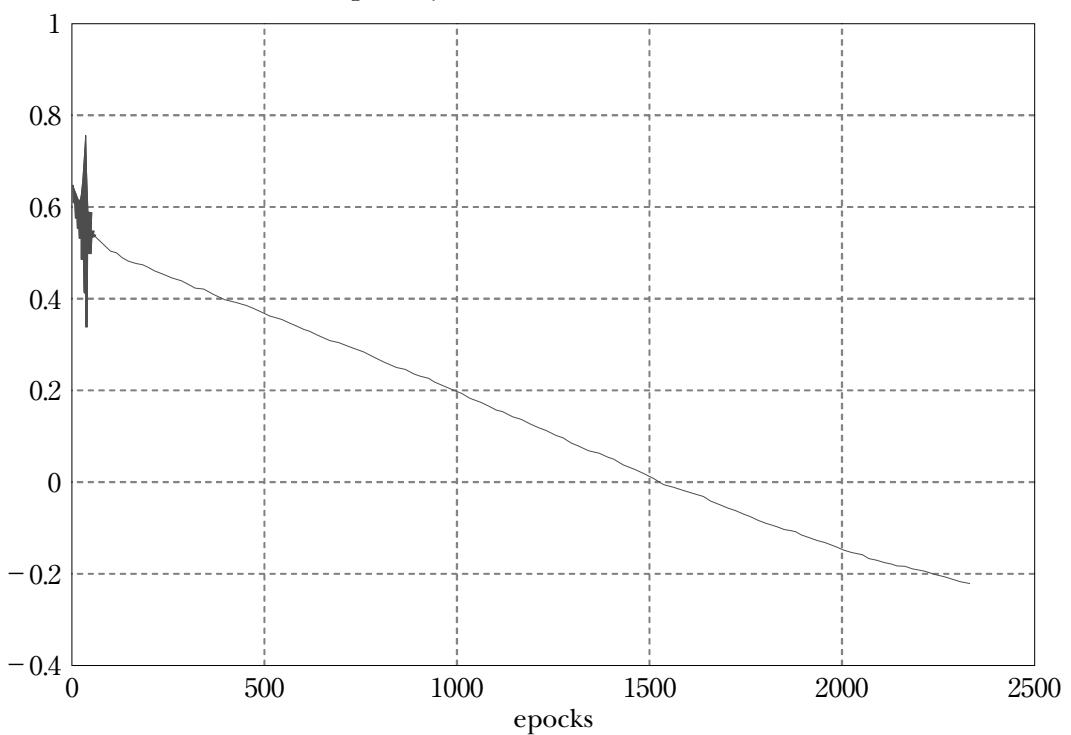
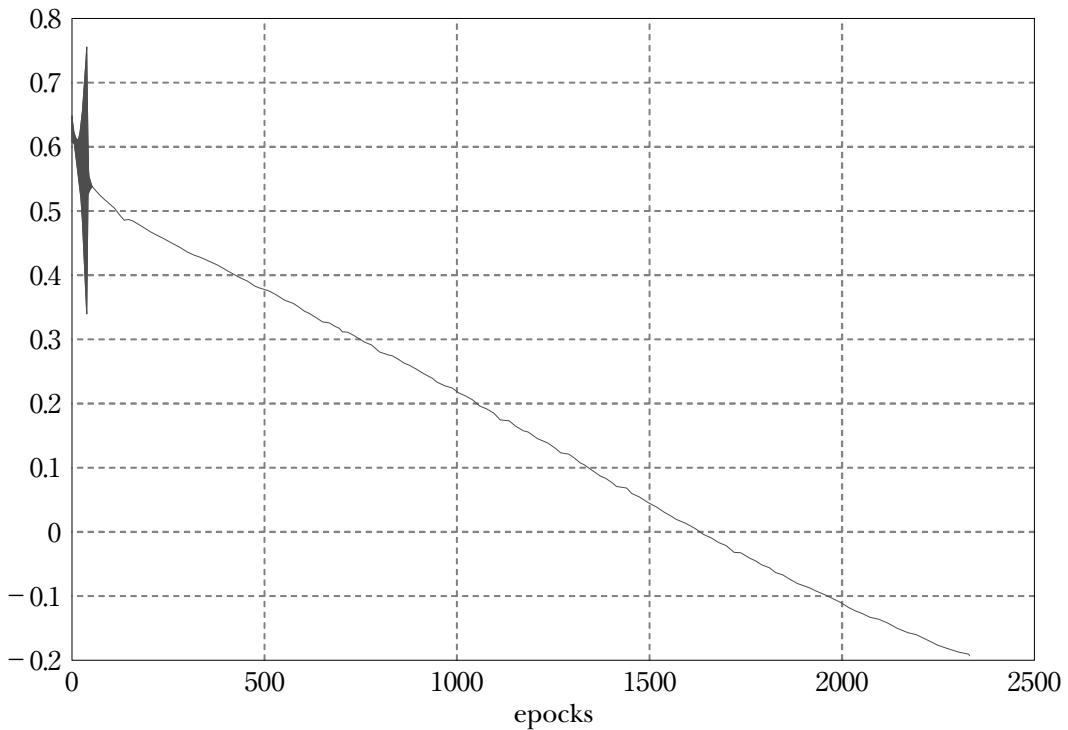


図 6 Input characteristics for the traditional methods in the output layer (0.03)



法や RPROP 法に提案手法を組み込んだ場合の学習の性能と計算時間および学習における振動の必要性について考察する。

#### QPROP 法や RPROP 法に提案手法を組み込んだ場合

表4より、Ridge 関数学習に対し、QPROP 法や RPROP 法に提案手法を組み込むことによって、RMSE の平均は、組み込む前と比較すると、ともに減少した。組み込む前の単独学習では、RPROP 法、提案手法、QPROP 法の順に誤差の平均値は、0.050、0.107、0.172、となるが、RPROP 法に提案手法を組み込むことによって、0.036 となり、最小となった。QPROP 法に組み込むことによる誤差も 0.172 から 0.058 まで減少した。QPROP 法や RPROP 法単独での出力層素子への入力特性は、振動がほとんど現われないが、提案手法を組み込むと、QPROP 法や RPROP 法単独の特性に、わずかな振動が加わった特性となった。わずかな振動の発生によって、QPROP 法や RPROP 法の RMSE の平均が改善されたのは、提案手法の振動発生の効果と言える。時間に関する限り、論文<sup>(2)</sup>で述べたように、教師データの選択効果が發揮されている。また、表5より、

Schwefels 関数の学習に対しても、QPROP 法に提案手法を組み込んだ場合  $RMSE$  の平均が最小になり、時間も QPROP 法の約 62.8 %となり、改善が行われている。

### 提案手法と振動の必要性

表6、表7、表8において、○印がつけてある場合は、学習の最終段階において、振動現象が存在することを示している。一般的な学習においては、学習率を小さくすることによって、振動を抑えることができる。学習の最終段階において、表6、表7、表8ともに、共通して言えることは、 $RMSE$  値が最小となる出力層素子への入力特性は、振動していることである。表6（提案手法）においては、学習係数が 0.6 の時、 $RMSE$  値 0.0269 となり、最小となっている。また、従来法を用い Rastrign 関数に対する学習を行った表7の結果も同様で、学習係数が 0.1 の時、 $RMSE$  値は、0.0246 となり、最小となっている。

表8は、従来法で学習係数を小さくし、Rastrign 関数に対する学習を行ったものである。学習率が 0.04 から 0.05 に増加すると、振幅が増加し、 $RMSE$  値は、0.053 から 0.050 に減少している。逆に、学習率が、0.04 から 0.032 に減少させた場合、0.04 から 0.030 に減少させた場合は、ともに、 $RMSE$  値は、0.058、0.059 となり増加している。このときの出力層素子への入力特性は、図5および図6に示してあるように、単調減少特性となり、振動はしていない。図3に示す出力層素子への入力特性は、約 1,400 回学習終了後から振動が生じているが、単調減少特性となる学習率（0.03、0.032）に比較すると、 $RMSE$  値は、0.056 であり、減少している。これらの結果は、出力層素子への入力特性に対し、従来法および提案手法で振動現象が存在する場合は、単調減少特性となる学習よりも  $RMSE$  値が減少することを意味する。

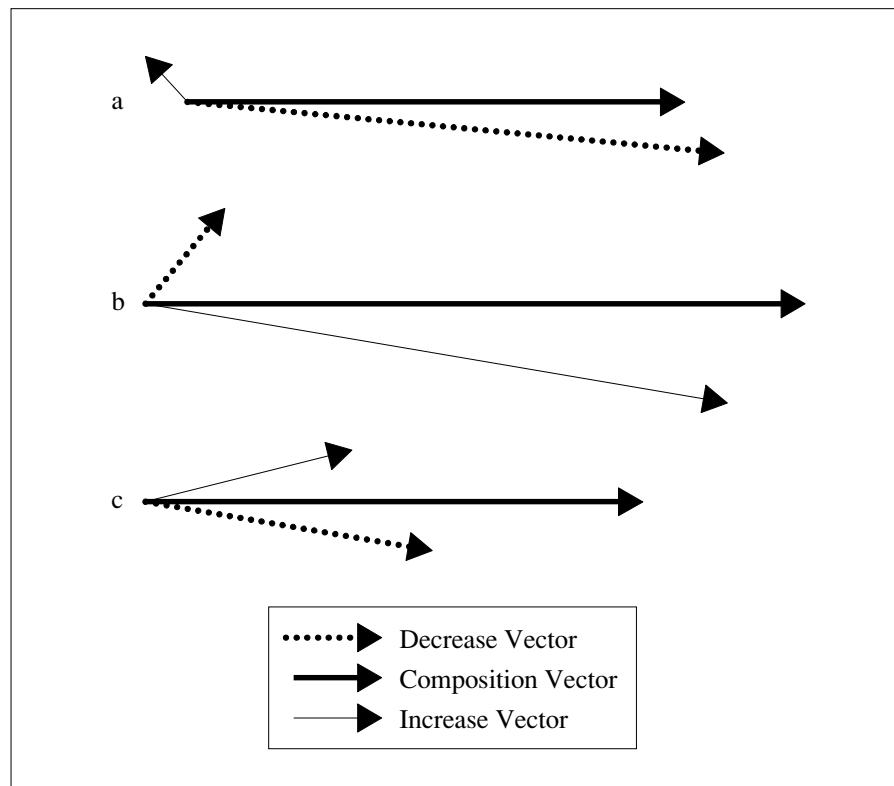
次に、表1(c)で表わされる Ridge 関数に対して、重み更新量（中間層と出力層間の重み更新量）をもとにして振動波形のベクトル的な解析を試みた。1 エポックの学習で、すべてのパターンに対し、重み更新量を前回の学習に対する絶対誤差と現在の学習に対する絶対誤差が、増加する

場合と減少する場合で、2分割し増加ベクトル、減少ベクトルを求め、それらの合成ベクトルも求めた。振動現象が止まり、学習が比較的進行しない場合のベクトルの代表的な関係を図7aに示す。減少ベクトルの大きさが、合成ベクトルにほぼ等しく、増加ベクトルが合成ベクトルに比較的影響を与えない情況が持続する場合には、出力層素子への入力特性は、振動特性にならない（単調減少特性）。

また、合成ベクトルに寄与する増加ベクトルの大きさや角度、減少ベクトルの大きさ、角度が学習回数に対して変化する（増加ベクトルが合成ベクトルに大きく寄与するか、または、減少ベクトルが合成ベクトルに大きく寄与するかのどちらか、そして、周期は不規則）場合には、出力層素子への入力特性は、雑音を含むような不規則な振動特性（図7b、c）ベクトルのような変化が常に起こり、繰り返される）となることも実験において確認された。増加パターン数、減少パターン数の変化が多く生じる場合には、不規則な振動特性となる。

単調減少特性の場合には、増加パターン数および減少パターン数の変

図7 The weight renewal vector for the proposed methods



動数が学習回数の変化に対して非常に少ない。また、良好な学習が行われるためには、減少ベクトルだけではなく、増加ベクトルの存在が必要で、論文<sup>(2)</sup>で示した良好な振動が生じている場合に、誤差が減少することとなる。

本論文において、提案手法、RPROP 法や QPROP 法（単独では振動は発生しにくい）に組み込んだ場合において、発生する振動は、学習が複雑になればなるほど発生しやすくなるために、複雑な学習においては、提案手法はより有効（誤差および時間）な方法であると考えられる。

#### 4. おわりに

本論文では、NN を用いた学習において、学習する前に教師データを学習のしやすさに着目した分類、その分類に基づく多段階学習、誤差の大きさに応じた学習係数の動的調整を特徴とした総合的な学習方法を利用し、その方法を QPROP 法や RPROP 法に組み込み実験を行った。その結果、RMSE 値が減少し、学習時間も改善された。

さらに、従来から、オーバーシュートが起こることは、学習時間を増加させることで、学習を悪化させるために悪いものと思われていた。本論文では、振動が生じていたほうが単調減少特性に比較して学習が改善されることを RMSE 値および出力層素子への入力特性をもとに確認した。

ここでは、さらに、中間層と出力層間の重み更新量をもとにした絶対値誤差の増加、減少をもとにしたベクトルを導入し、ベクトル変化から出力層素子への入力特性の違い（振動している場合と振動していない場合）も検討し、ベクトルの動きが活発な場合（増加ベクトル、減少ベクトルの大きさ、角度が頻繁に変わる）には、雑音性の振動が生じ、学習が進んでいることを示した。雑音性の振動は、提案手法の特徴で、2 個の工夫から生じたものであり、この工夫が、複雑な学習を可能にしたと考えられる。

今後は、本手法に加え、振動特性を積極的に利用し、パターン認識問題に対する効果に対しても提案手法を拡大し、さらなる誤差の減少も検

討したい。

(参考文献)

- (1) 元木誠、小坪成一、平田廣則「パルス ットワークのための入出力パルスのタイミングを調節する教師あり学習則」『信学論 (D-II)』 Vol. J89-D-II、No. 12、2006年、726–734ページ。
- (2) 田口功、須貝康雄「教師データの選択と出力層素子への入力特性に基づくニューラル ットワークの効率的学習法」『電学論 C』 Vol. 129-C、No. 4、2009年、1208–1213ページ。
- (3) 田口功、須貝康雄「出力層素子の入力特性とそれにに基づくニューラル ットワークの学習の効率化」『電気学会電子・情報・システム部門講演論文集』、2004年、931–934ページ。
- (4) D. E. Falteman, "An Empirical Study of Learning Speed in Back-Propagation Network," Technical Report CMU-CS-88-162, Carnegie-Mellon University, Computer Sceinece Dept., 1988.
- (5) M. Riedmiller and H. Braun, "A DirectbAdaptive Method for Faster Backpropagation Learning: The RPROP Algorithm," Proc. ICNN, San Fransisco, 1993.
- (6) 松井伸之、石見憲一「しきい値ゆらぎをもつニューロンモデルを用いた階層型ニューラル ットワーク」『電学論 C』 Vol. 114-C、No. 11、1994年、1208–1213ページ。
- (7) 熊沢逸男『学習とニューラル ットワーク』、電子情報通信シリーズ、森北出版株式会社、1998年、57ページ。
- (8) 八名和男監訳『ニューラルコンピューティング入門』、海文堂、1993年、77–79ページ。
- (9) 金丸隆志、関根優年「ニューラル ットワークの canonical model がみせる振動同期現象」『信学技報』 NC2003-138、2004年、17–22ページ。
- (10) Ting Wang、須貝康雄「非線形多変数関数近似のためのウェーブレットニューラル ットワーク」『電学論 C』 Vol. 120-C、No. 2、2000年、185–193ページ。
- (11) 須貝康雄、堀部浩、川瀬太郎「基準需要を利用したニューラル ットによる翌日最大電力需要予測」『電学論 B』 Vol. 117-B、No. 6、1997年、872–879ページ。
- (12) 梅原宗一、山崎輝、須貝康雄「サポートベクタマシーンとニューラル ットワークに基づく降水量推定システム」『信学論 (D-II)』 Vol. J86-D-II、No. 7、2003年、1090–1098ページ。
- (13) Charles K. Chui, *An Introduction to Wavelets*, Academic Press, 1992.
- (14) Ting Wang and Yassuo Sugai: "A Wavelet Neural Network for the Approximation of Nonlinear Multivariable Functions," Proc. of IEEE International Conference on System, Man, and Cybernetics, III, 1999, pp. 378–383.
- (15) L. K. Jones, "Constructive Approximations for Neural Networks by Sigmoidal

- Functions," Proc. IEEE, Vol. 78, No. 10, 1990.
- (16) B. Irie and S. Miyake, "Capabilities of Three Layered Perceptrons," Proc. ICNN, Vol. 1, 1988, pp. 641–648.
- (17) K. Funahashi, "On the Approximate Realization of Continuous Mapping by Neural Networks," Vol. 2, No. 3, 1989, pp. 183–192.

# 小学校教員に求められる力についての 一考察（2）

「地域こども教育専攻」学生の実態と「こども学科」のこれから

山本 陽子

Required knowledge for Elementary School Teachers II  
— The Actual Conditions of the Student and  
The Direction of the Department of Child Studies —

Yoko YAMAMOTO

The elementary school teacher training course at Keiai University was established in 2007. The First 26 students of this course graduated from the university this March. This April we expanded our elementary school teacher training course to the Department of Child Studies. It is certain that elementary school is an important part of basic education in Japan. I have been considering what should be required of future schoolteachers as fundamental knowledge. This study is based on the list of student's academic records. I investigate into these scores to analyze the actual conditions of the student. With these findings I have to consider how we can teach them properly and find out the direction of the Department of Child Studies.

## はじめに

2007年4月、本学国際学部国際学科に小学校教職課程「地域こども教育専攻」が新設され、2011年3月はじめての卒業生を送り出した。そして本年4月から「地域こども教育専攻」は国際学科から独立して「こども学科」となった。

「教育の敬愛」といわれる千葉敬愛短期大学の教員養成の歴史は長く、県内外の教育現場で多くの卒業生が活躍している。国際学部の「地域こども教育専攻」は、はじめのうちはこの短大と混同されていたが、ここ2・3年ようやく県内の高等学校や小学校現場で4年制の大学として認知されるようになってきた。本年3月卒業した1期生26名は、5名が地元千葉県、3名が東京都の小学校全科教諭に就職、8名が学校関係の講師等に就いた。これらの卒業生の活躍で今後はさらに国際学部「こども学科」の認知は広がるものと期待される。

「地域こども教育専攻」の定員は50名であったが、1～3期生まで実際は30名前後で推移している。4期生は54名ではじめて定員を満たし、「こども学科」となった本年度は65名が入学した。団塊の世代の大量退職等で今後しばらくは教員採用も多く見込まれ、小学校教職課程への入学希望者も増えることが予想される。

教育は目に見えるものでもなく、結果がすぐ表れるものでもない。しかし社会の要請を受け、社会の変化に対応して日々揺れ動いている。教育の果たす役割は大きく、特に小学校教育は人としての基礎をつくる大切な役目を担っている。本論文では、小学校教員を目指す本学の学生たちがどのような力を大学の4年間で身につけることが大切であるかを考察することを目的としている。

2008年12月発行の国際研究第22号では、同じテーマで、学生の中學・高校時代に関する実態調査から分析・考察した。今回は教員養成のあり方や採用の動向とともに学生の実態を成績中心に分析し、入学試験との関連

や学生の思いと実際に教育現場で求められる教員の資質能力などについて比較・検討し、考察をする。

## 現状・分析と考察

### 1 「地域こども教育専攻」の歩み

「地域こども教育専攻」では2011年3月、はじめての卒業生、1期生26名を送り出した。入学時は29名、1年次終わりに経済的理由で男子1名が退学し、同じく2名が国際学専攻に専攻替えした。専攻替えした1名はほどなく退学、経済的な理由で退学した1名とこの退学の2名は就職をした。2年次末にはさらにほとんど出席しなかった1名が退学した。3年次には千葉敬愛短期大学より1名が編入し、合わせて26名が小学校教員1種免許状を取得して卒業した。国際学専攻に専攻替えした1名もこの3月無事に卒業した。

2期生（現4年）は現在25名であるが、入学時は32名であった。出席しないままの男子1名、途中から来なくなった男子2名の計3名、楽しそうに登校していた女子1名は前触れもなく1年次末で退学、中学校教員になりたいと女子1名が国際学専攻に移った。2年次以降もしばらく悩んでいた男子1名が退学、教職への適性から教育実習を前に1名が

表 1

	男子	女子	計
卒業	14	11	
3年次より編入	0	1	26
	1	0	
国際学専攻へ	1	0	
	4		
中退	3	0	
入学	18	12	30

	男子	女子	計
在学	13	12	27
国際学専攻へ	1	1	
中退	4	1	5
入学	18	14	32

	男子	女子	計
在学	18	14	32
中退	0	1	1
入学	18	15	33

	男子	女子	計
在学	29	25	54
中退	1	0	1
入学	30	25	55

国際学専攻に専攻替えした。また社会人入試で入った1名が小学校教員になりたいと2年次この専攻に在籍したが、1年間で国際学専攻に戻った。

「地域こども教育専攻」開設初年度は、国際学科に入学した学生が希望で「地域こども教育専攻」に入る形であった。そのため小学校教員になるというしっかりとした自覚がないまま入ってきたり、この専攻が日本人だけだからという理由から選んだりした学生もいた。また新しくできた専攻だったので特に何をするという目的意識もないまま何となく入学したというような学生もあり、1・2期生には国際学専攻に専攻替えしたり、退学したりした学生が多く見られた。また124単位の卒業要件単位内で小学校教員免許が取れるというメリットが、逆に教育実習を含むすべての教職科目を履修しないと卒業できないこととなって、継続することが困難になるケースもみられた（表1）。

3期生（現3年）は入学時33名、積極的に授業に参加していた女子が1年次終わりに他大学に進学すると退学、現在32名在学である。またこの学年からいわゆる社会人や他大学を経てから入学するものが複数あり、18～19歳ではない学生が入学してきた。

4期生（現2年）は入学時55名であったが、男子1名が途中から出席しなくなり2年次に他大学に進学、現在は54名である。3・4期生は進路変更で他大学へ進学したこの2人以外の退学者はなく、3期生以降の学生は、「地域こども教育専攻」を主体的に選び、はじめから小学校教員を目指す学生たちが集まっているといえるであろう。

いずれの場合も専攻替えや退学する者の大半は2年次に進級するときである。退学した学生は大学にほとんど来ないまま、あるいは来ていても授業以外の時間に気軽に話せる友達がつくれなかつたことが関係しているようと思われる。

本専攻は、学年の区切りでの履修単位数の規定がないので、年月の経過で自動的に学年が上がる。在学中の学生の中には欠席がちで単位の履修が順調に進んでいない者が数名おり、こちらも親しい友達がいないということが理由の一つに考えられる。学業継続には友人の存在は大きな役割を果

たしている。本年度以降は4年間で卒業できないケースも出てくると思われる。

「こども学科」に昇格した今年度の入学者は65名である。1年次は全員を担当する授業がないため、まだ学生全体の把握はできていないが、教員採用試験対策講座の参加希望者が1年生にもかかわらず18名もあり、小学校教員を目指す熱心な学生が多いと思われる。

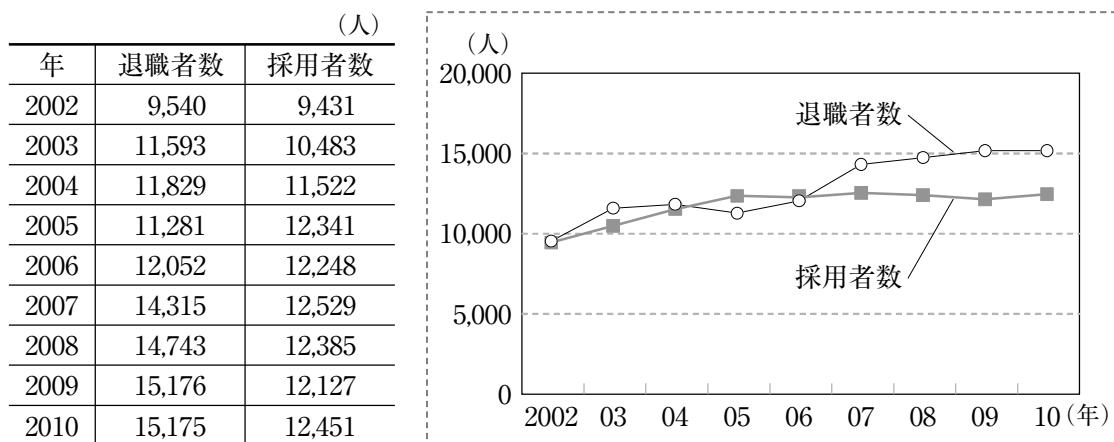
## 2 教員採用の現状

小学校の教員採用は1990年台半ばから減り始め、99年の3,683人を底にしてまた徐々に増え始め、2004年度採用より全国で10,000人を超えるようになった。団塊の世代の大量退職、少人数学級等の実施に伴い、少子化にもかかわらず、2006年度からは12,000人台を保ってきている<sup>(1)</sup>（表2）。

本学の学生の多くは、地元の千葉県、東京都等の首都圏の教員を希望している。

2011年度教員採用選考試験の小学校教員の採用予定者数は、千葉県は約670名で、受験者は2,141名、最終合格者789名、競争率2.7倍。東京都は採用予定者数1,150名で、受験者5,057名、最終合格者1,328名、競争率3.8倍である。そのほか埼玉県、神奈川県、横浜市なども3～4倍の競争率になっている。地方によっては採用人数が少なく、10倍を超える競争率になる県もあるが、首都圏はおおむね4倍くらいまでで、比較的合格しやすい

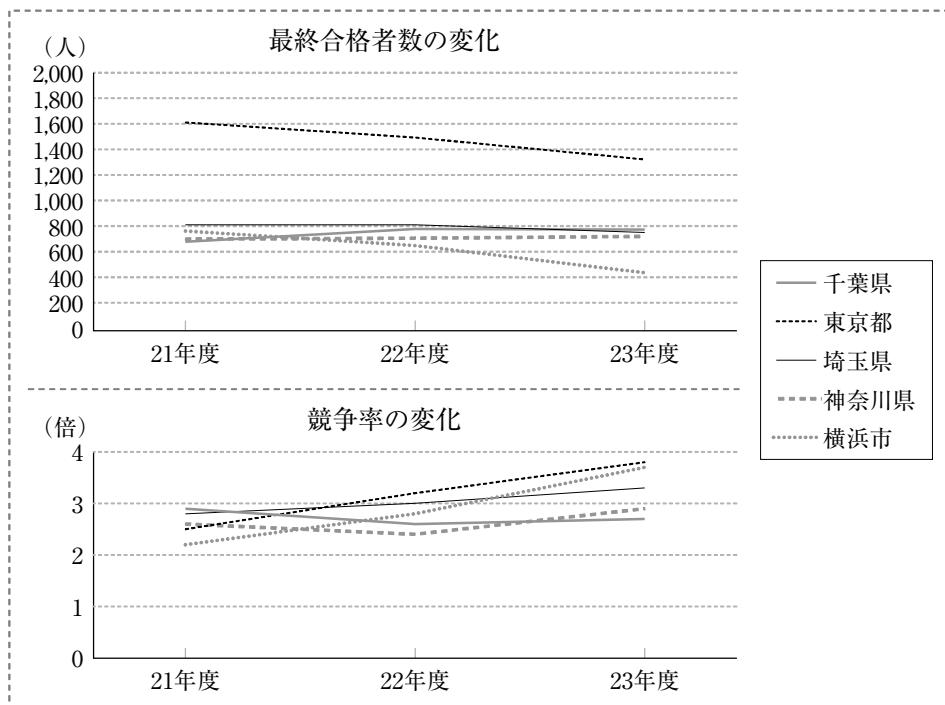
表2 公立小学校の退職見込数・採用見込数



（出所） 第5回教育再生分科会、H19.3.9配付資料より作成。

表3 教員採用試験(小学校・平成21～23年度)

		千葉県	東京都	埼玉県	神奈川県	横浜市
21年度	採用予定人数	約650	約1,350	約690	約600	約500
	受験者数	1,993	4,045	2,003	2,138	1,686
	1次合格者数	1,079	3,315	1,259	1,384	1,444
	最終合格者数	686	1,615	710	821	773
	競争率	2.9	2.5	2.8	2.6	2.2
22年度	採用予定人数	約670	1,300	約690	約600	約500
	受験者数	2,021	4,857	2,117	1,944	1,835
	1次合格者数	1,180	2,982	1,305	1,454	1,421
	最終合格者数	789	1,498	717	822	660
	競争率	2.6	3.2	3.0	2.4	2.8
23年度	採用予定人数	約670	1,150	約690	約580	約380
	受験者数	2,141	5,057	2,444	2,203	1,678
	1次合格者数	1,181	2,730	1,333	1,511	949
	最終合格者数	783	1,328	731	761	449
	競争率	2.7	3.8	3.3	2.9	3.7



最終合格者数

	21年度	22年度	23年度
千葉県	686	789	783
東京都	1,615	1,498	1,328
埼玉県	710	717	731
神奈川県	821	822	761
横浜市	773	660	449
計	4,605	4,486	4,052

競争率

	21年度	22年度	23年度
千葉県	2.9	2.6	2.7
東京都	2.5	3.2	3.8
埼玉県	2.8	3.0	3.3
神奈川県	2.6	2.4	2.9
横浜市	2.2	2.8	3.7
平均	2.6	2.8	3.28

(出所) 『東京アカデミー資料』より作成。

状況にある（表3）。

公立学校の正規教員になるためには、該当の教員免許状を取得（見込み）した上で、各地方自治体の教員採用選考に合格しなければならない。大学の教職課程で教員免許状を取得しただけでは公立学校の正規教員になることはできない。平成21年4月より教員免許更新制が導入され、教員免許状には10年間の有効期間が設けられた。とりあえず免許状だけは取っておこうという従来の考え方を改め、本当に教職に就きたい、教員になることを心から望みそのための努力をいとわない学生こそが、教員免許状を取得し、教職に就く時代になったといえる。

### 3 学生の実態

#### （1）学業成績

##### ①入試形態からの分析

前述のように、教員採用はこれからしばらくも安定して行われると思われる。競争率も余り高くなないので教員になるチャンスといえるが、学校現場は新規採用の若い教員が多くを占めるようになり、即戦力となる学生を求める傾向が顕著になっている。

授業やゼミを通して学生と接していて、学生の一人ひとりの個性はもちろんあるが、学年の特徴を感じている。それぞれのよさがあるが、感覚的にとらえている学年の特徴を今回は入学試験の形態、成績などから分析し、「地域こども教育専攻」の学生の姿を探っていきたい。

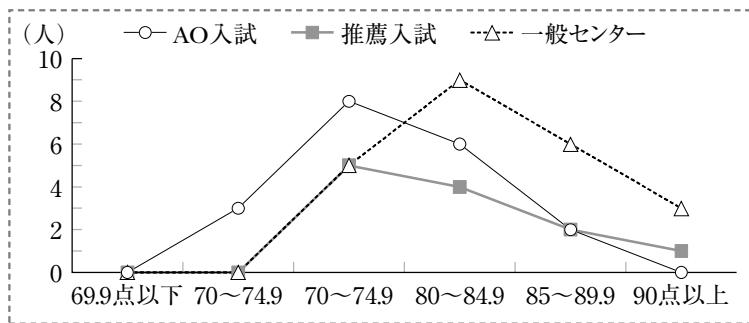
はじめは入学試験の形態別に成績を整理した。この成績は学生が履修した科目の成績（素点）を科目数で割って平均したものである。4期生が現2年生、3期生が3年生、2期生が4年生に当たる。

入試形態を自己推薦といえるAO入試、系列校・指定校の推薦入試、一般・センター試験入試の3つに分けて、2011年度前期までの成績を5点ごとに区切り・整理した。AO入試は30%前後、推薦入試は20%前後、一般・センター試験入試は50%ほどという割合に、学年間での大きな差はない（表4-1）。

表 4-1 入試形態別成績分布①

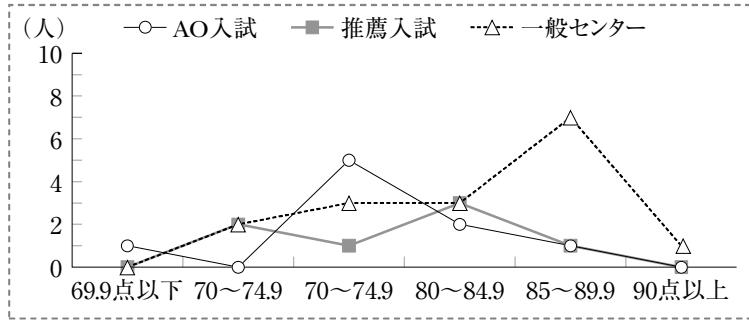
4期生 平均履修単位数 71

成績	AO入試	推薦入試	一般センター	計
69.9以下	0	0	0	0
70~74.9	3	0	0	3
75~79.9	8	5	5	18
80~84.9	6	4	9	19
85~89.9	2	2	6	10
90以上	0	1	3	4
人数合計	19	12	23	54
割合	35.19%	22.22%	42.59%	100.00%
平均点	79.3	82	83.8	81.8
分布	71.7~87.6	75.1~90.7	75.0~92.5	



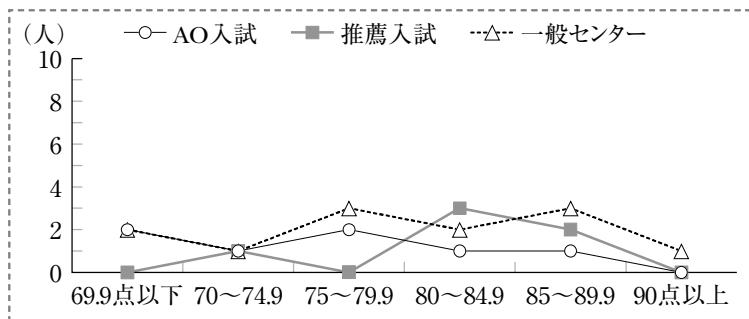
3期生 平均履修単位数 113

成績	AO入試	推薦入試	一般センター	計
69.9以下	1	0	0	1
70~74.9	0	2	2	4
75~79.9	5	1	3	9
80~84.9	2	3	3	8
85~89.9	1	1	7	9
90以上	0	0	1	1
人数合計	9	7	16	32
割合	28.13%	21.87%	50.00%	100.00%
平均点	78.9	78.6	82.8	80.8
分布	69.2~86.9	70.4~85.5	72.4~90.4	



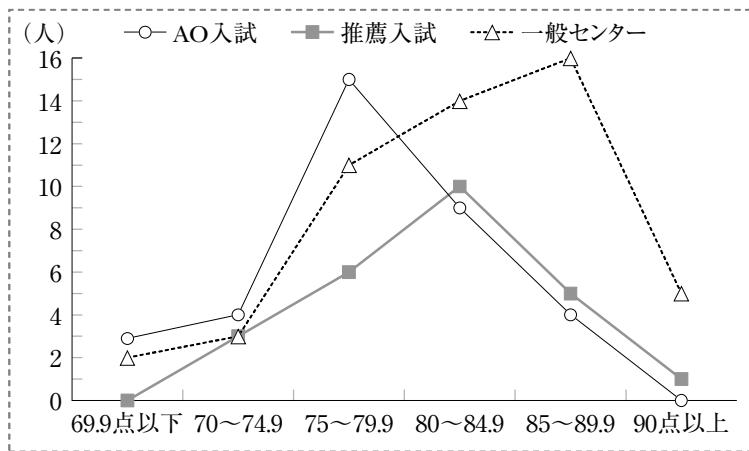
## 2期生 平均履修単位数 129

成績	AO入試	推薦入試	一般センター	計
69.9以下	2	0	2	4
70~74.9	1	1	1	3
75~79.9	2	0	3	5
80~84.9	1	3	2	6
85~89.9	1	2	3	6
90以上	0	0	1	1
人数合計	7	6	12	25
割合	28.00%	24.00%	48.00%	100.00%
平均点	76.3	81.5	79.4	79
分布	65.2~87.6	70.2~86.1	64.5~90.5	



## 全 体

成績	AO入試	推薦入試	一般センター	計
69.9以下	3	0	2	5
70~74.9	4	3	3	10
75~79.9	15	6	11	32
80~84.9	9	10	14	33
85~89.9	4	5	16	25
90以上	0	1	5	6
人数合計	35	25	51	111
割合	31.53%	22.52%	45.95%	100.00%
平均点	78.6	80.9	82.4	



4期生（現2年）はAO入試が35%を超えていて、その分一般・センター試験入試が42%と少なめになっているが、3つの入試形態による成績に顕著な差は見られない。どの入試形態でもきれいな山をつくっていて、成績の低い学生が少ない。

3期生（現3年）は一般・センター試験入試が50%を占め、そのピークが大きく高成績域に偏っているのが特徴的である。4期生と同じように成績の低い学生は少ない。

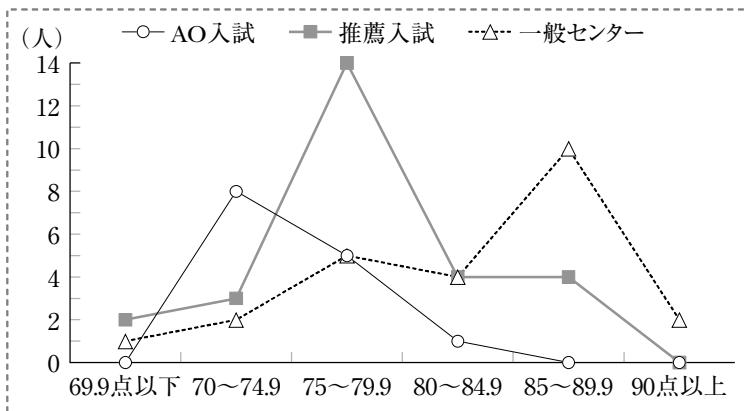
2期生（現4年）は一般・センター試験入試より推薦入試の方が全体として成績がよい。これは極端に履修状況のよくない学生が一般・センター試験入試に2名いることによる。また他の学年と異なる傾向として、どの入試形態でもグラフに2つのピークがあり、成績の幅が広く、配慮を必要とする学生が多いといえる。

2～4期生をまとめるとピークの位置がAO入試、推薦入試、一般・センター試験入試の順に高くなっているが、そのカーブはどれもなだらかである。一般・センター試験入試には最低点（64.5）から最高点（92.5）の学生までいて、幅が広い。

参考として現1年の「こども学科」のデータを見てみよう。1年前期の成績だけでまだ30単位以下の履修状態のため、成績の信憑性も高いとはいえない。AO入試の比率は「地域こども教育専攻」の平均より10%ほど少なく、成績のピークも低位にある。一般・センター試験入試の割合も「地域こども教育専攻」より10%近く少なく、この2つの分が推薦入試にいて40%を超えてるのが目立つ。単位数が少ない時点の成績ではあるが、推薦入試、一般・センター試験入試の山がそれぞれ2つあり、推薦入試では左側のピークの方がかなり高くなっている。人数が多いこともあり学力差が他の学年より目立つ傾向にあるのかもしれない（表4-2）。

表 4-2 参考資料 こども学科 平均履修単位数 26

成績	AO入試	推薦入試	一般センター	計
69.9以下	0	2	1	3
70~74.9	8	3	2	13
75~79.9	5	14	5	24
80~84.9	1	4	4	9
85~89.9	0	4	10	14
90以上	0	0	2	2
人数合計	14	27	24	65
割合	21.54%	41.54%	36.92%	100.00%
平均点	75.6	78.4	83.1	79.5
分布	72.4~81.3	68.8~88.4	68.6~92.0	



## ②男女による分析

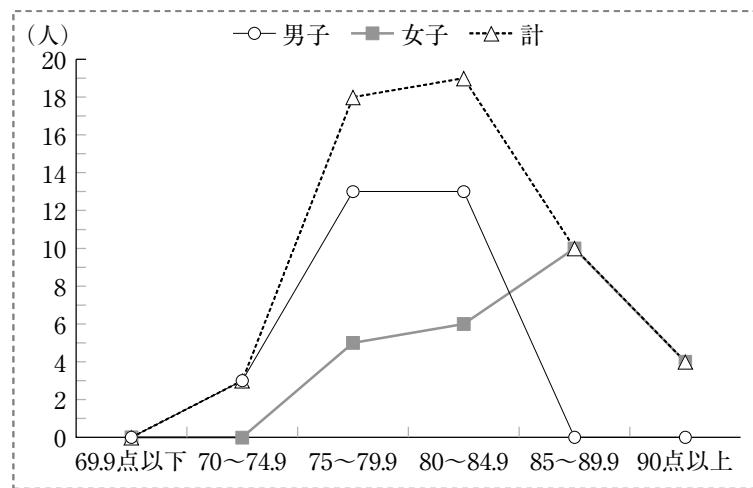
次は同じデータを男女別にまとめて、その結果を同様に表・グラフに表した。正直これほど男女間に顕著な差が見られるとは予期していなかった。すべての学年で女子のピークは85～89.9にあり、それに対して男子は75～79.9に山があり、その差は2期生では10点にも及ぶ。4期生の男子は80～84.5も同じ高さで頂上が平らな山になっていて69.9以下はない。男子の成績の幅は小さく、全体として高いレベルにあるといえる（表5-1）。

話が前後するが、この成績分析をする際に得点の区切りをどのようにするか考えた。本学では成績を素点でつける。90点以上秀(S)、80点以上優(A)、70点以上良(B)、60点以上可(C)である。その科目の目当てが達成できた場合は80点以上の優(A)の成績が取れるであろう。その達成度が極めてよい場合は90点以上の秀(S)と評価される。70点台の良(B)は「まずまず」のレベル。テストやレポート、出席などに少し問題がある場合であろう。

表 5-1 男女別成績分布②

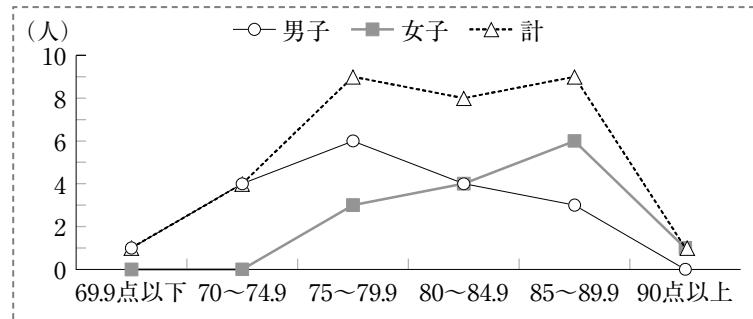
4期生 平均履修単位数 71

成績	男子	女子	計
69.9以下	0	0	0
70~74.9	3	0	3
75~79.9	13	5	18
80~84.9	13	6	19
85~89.9	0	10	10
90以上	0	4	4
人数合計	29	25	54
分布	71.7~84.0	75.9~92.5	
平均点	79	85	81.8



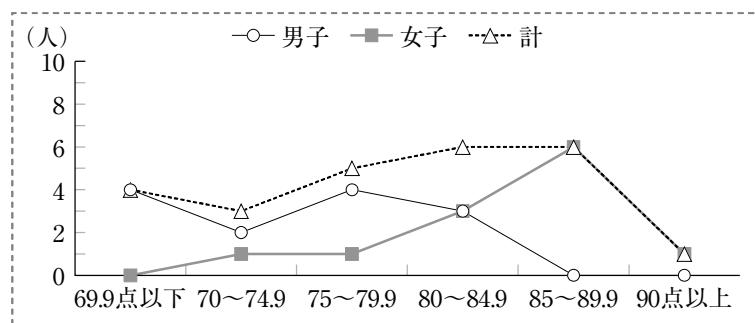
3期生 平均履修単位数 113

成績	男子	女子	計
69.9以下	1	0	1
70~74.9	4	0	4
75~79.9	6	3	9
80~84.9	4	4	8
85~89.9	3	6	9
90以上	0	1	1
人数合計	18	14	32
分布	69.2~89.0	75.0~90.4	
平均点	78.6	83.5	80.8



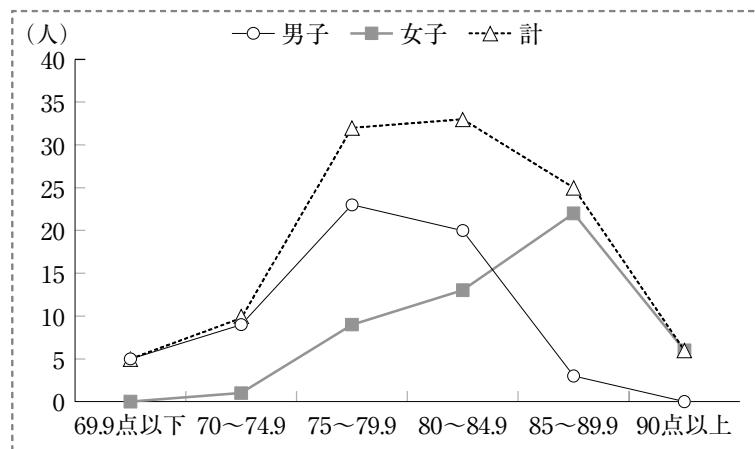
## 2期生 平均履修単位数 129

成績	男子	女子	計
69.9以下	4	0	4
70~74.9	2	1	3
75~79.9	4	1	5
80~84.9	3	3	6
85~89.9	0	6	6
90以上	0	1	1
人数合計	13	12	25
分布	64.5~81.4	82.0~90.5	
平均点	74.3	84.2	79



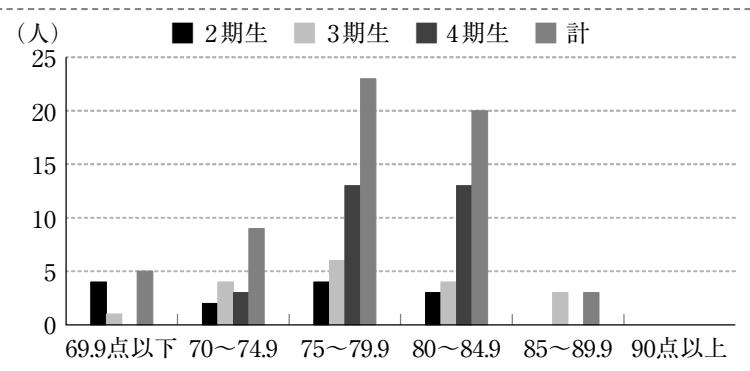
## 全 体

成績	男子	女子	計
69.9以下	5	0	5
70~74.9	9	1	10
75~79.9	23	9	32
80~84.9	20	13	33
85~89.9	3	22	25
90以上	0	6	6
人数合計	60	51	111
分布	64.5~89.0	75.0~92.5	
平均点	77.9	84.4	80.9



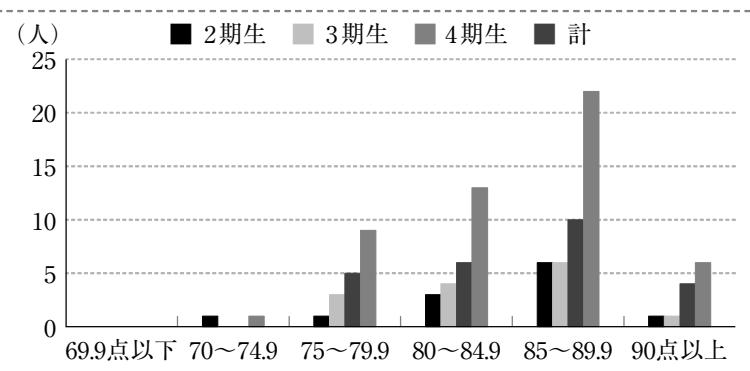
### 男 子

成績平均点	2期生	3期生	4期生	計
69.9以下	4	1	0	5
70~74.9	2	4	3	9
75~79.9	4	6	13	23
80~84.9	3	4	13	20
85~89.9	0	3	0	3
90以上	0	0	0	0
人数合計	13	18	29	60
履修平均単位数	70	112	122	



### 女 子

成績平均点	2期生	3期生	4期生	計
69.9以下	0	0	0	0
70~74.9	1	0	0	1
75~79.9	1	3	5	9
80~84.9	3	4	6	13
85~89.9	6	6	10	22
90以上	1	1	4	6
人数合計	12	14	25	51
履修平均単位数	74	115	139	



60点台の可(C)は十分に目当てが達成できたとはいえない。出席状況が悪いが不合格にするほどではない、あるいは出席状況はよいが到達目標に達さないというケースであろう。また一度試験を受けて不合格になり、再試を受けた場合は60点という評価になる。

教員や科目によって評価の規準は違うので、科目の履修状況によって多少差は出でてしまうが、60点台の成績というのはかなりよくない。70点台の前半も同様にあまりよいとはいえない。日常まじめに授業に参加して学んでいれば80点台の成績は取れるのがふつうと考える。極端に不得意な分野があるとその成績が全体の成績に影響することも考えられる。3年の前期終了時点では、大方がほぼ卒業必要単位のほぼ7割方の単位を履修しているので、2・3期生は実力と判断できるだろう。

反対に平均90点以上の成績を取るのはかなり難しい。授業の内容をしっかりと自分のものにしようと努力している学生で、学び方の基本が身についているといえる。「85～89.9」以上の学生が2期生で7名(28%)、3期生10名(31%)、4期生14名(26%)である。これらは3期生3名の男子以外はすべて女子である。またどの学年も女子の半数以上がこの範囲に入っている。

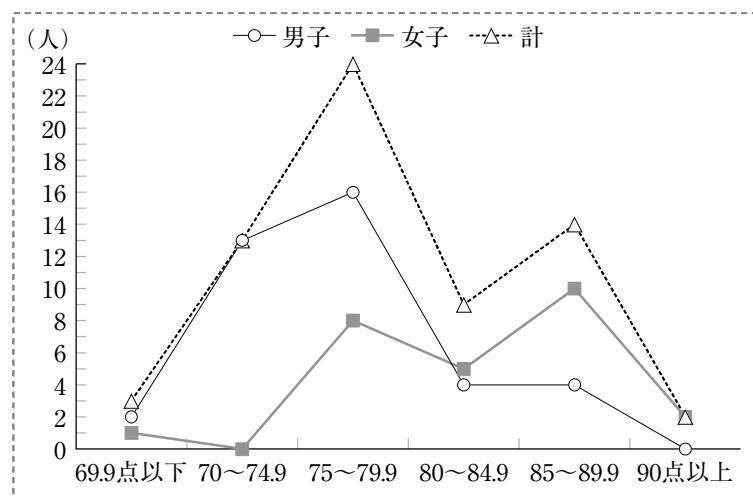
成績を気にしていい点数を取ることにこだわりをもっている学生もいるが、そうでなくても小学校教員を志望する者は、平均80点以上の実力があることは必要条件であるといえる。

「地域こども教育専攻」は小学校教員免許状取得が卒業要件のため、基本的な学習態度や基礎学力が身についていない学生にも60点で単位を認めているケースがこれまであった。本年度からの「こども学科」では、教員免許状取得と大学卒業とは直接関係なくなるので、免許取得希望者の成績については厳正に評価し、単位認定を行うことになる。

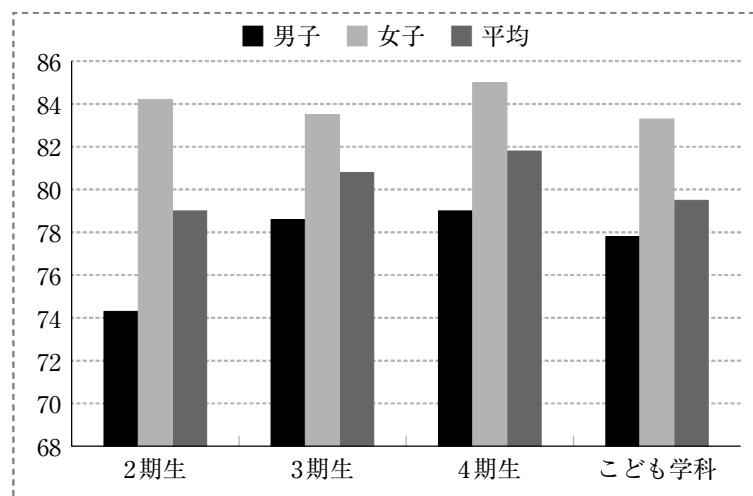
前述のように、「こども学科」1年の成績はまだ平均取得単位数が26単位の現状であるので参考程度に考えたいが、80点に満たない学生が40名(学年全体の61%、うち男子31名)おり、85点以上が16名(学年全体の25%、うち男子4名)である。74.9点以下の学生は男子15名(男子の38%)で「地

表 5-2  
参考資料 こども学科 平均履修単位数 26

成績	男子	女子	計
69.9以下	2	1	3
70~74.9	13	0	13
75~79.9	16	8	24
80~84.9	4	5	9
85~89.9	4	10	14
90以上	0	2	2
人数合計	39	26	65
分布	68.6~88.4	67.8~92.0	
平均点	77.8	83.3	79.5



成績平均	2期生	3期生	4期生	計
男子	74.3	78.6	79	77.8
女子	84.2	83.5	85	83.3
平均	79	80.8	81.8	79.5
履修平均単位数	129	113	71	26



域こども教育専攻」全体の男子14名（23%）と比べても実数・割合とも多くなっている（表5-2）。

前期、授業中に私語が多いと教員、学生の双方から苦情が寄せられた。人数の多いことが第一の原因と考えられるが、基本的に学習に取り組む意欲・態度が不十分な学生がいるのではないかと懸念される。1年基礎演習の授業で1年生の11名を担当しているが、少人数の活動で一人ひとりの指導をきめ細かく行って、大学生活を充実したものにできるよう配慮していきたい。

## （2）授業以外の活動

学生は授業のほかにもカリキュラム外のさまざまな活動を行っている。

「地域こども教育専攻」は留学生に数に押されて埋没しがちな日本人学生募集の突破口としての役割も果たしてきた。ことに学友会という大学の学生自治組織、日常の部活動やサークル活動、敬愛フェスティバル（学園祭）などは「地域こども教育専攻」の1期生が中心となってつくりあげてきたといえるだろう。

2007年この専攻が新設されたとき、国際学部のキャンパスは佐倉にあった。短大と合同で行った敬愛フェスティバルは地元の住民と一体となった大きなイベントであった。2009年国際学部は経済学部と同じ稻毛キャンパスに移転し、その秋には稻毛キャンパスで経済学部と合同ではじめての敬愛フェスティバルが開催された。この中心になったのが今春卒業した「地域こども教育専攻」の1期生で、そのすべてをはじめからつくりあげる作業は相当に大変だったと思うが、後輩や国際学科の学生たちと協力してりっぱにやり遂げた。

近隣の穴川中央公園で行う夏祭りも3回目となり、すっかり地域に浸透してきた。部活動やサークル活動も活発になり、バレーボール部や吹奏楽部が新設され、軽音をはじめとするたくさんのサークル活動が年々盛んになってきている。授業にはあまり出席しない学生もサークル活動や学友会活動、フェスティバル実行委員などに進んで参加し、学生たちの大学の居場所となっている。

学外では、千葉県教育委員会が大学3・4年在学の教員希望者を対象に「教職たまごプロジェクト」実施している。これは学生が年間30日以上、現場の小学校あるいは特別支援学校に行き、実際の学校現場を体験するプログラムで、真剣に教員を志す多数の学生が教育実習を前に進んで参加している。

これに先立って1年次には四街道市立小学校、千葉市立小学校の協力をいただいて、半日参観を実施している。これは9月の大学が夏休みの時期に行い、実際の小学校の様子を見せていただくことで、小学校現場に対する理解と教職への意欲を高めることを目的としている。毎回この参観で「教師になりたいという思いを強くした」という感想をもつ学生が多い。

1～2年次は授業時数が多く、なかなか空き時間がつくれない実態であるが、大学の近くの小学校や船橋市、四街道市、佐倉市などで学習ボランティアとしてクラスの中に入って学習のサポートをしたり、放課後子どもたちと一緒に遊んだり勉強したりする活動をしている学生も多い。

このほかにも個人的に介護施設などでボランティア活動している学生もある。なかには、授業よりもこのような課外の活動に熱心な学生もあり、学業はそれほど振るわなくとも生き生きと大学生活を送っている。これらの活動やアルバイトを含めたさまざまな体験は、4年次に行う教育実習、社会性や人間関係を養ううえでも大いに役立つことであろう。

### (3) 学生同士の絆

大学における学業成績とそれ以外の活動について述べてきたが、「地域こども教育専攻」の学生たちの多くは「大学が楽しい」と大学に来ている。小学校教員になるという同じ目的をもった学生たちが集まっているので、共有感を得やすい環境にあるといえる。また、この専攻は誕生してまだ間がないため、非常に自由な雰囲気をもっている。特に今春卒業した1期生はパワーと明るさをもった学年であったので、はじめての経験にも楽しみながら挑戦していった。教員側のスタッフも少ない人数であったが、できるだけ学生の主体性を生かし見守る体制をとってきた。それが「地域こども教育専攻」気質となって、後輩に受け継がれ、国際学部全体そして敬愛

大学の体質を少しづつ明るく変えていっているのではないだろうか。

そこには学生同士の強い絆を感じることができる。さまざまな性格や能力をもった個性的な学生たちが互いによさを認め合いながら、協力して高め合うこと、ことに1期生は自分たちが最初の「地域こども教育専攻」の学生だという意識を強くもっていた。それがパイオニアとしての気概と絆になり、26名のメンバーは声をかけ合い、みんなで支え合っていた。2期生には残念ながらこれほどの絆を感じることはなかったが、前期教育実習のころから次第に相互の結びつきを意識した活動を目にすることになってきた。

このように学生にとっては対教員との関係より、友達同士の関係が非常に大切である。そして友達や先輩・後輩との交流は教員になったときにも大いに力になる。学習面が優れても、対人関係を円滑に結べないので教員としての資質に欠けているといわれても仕方ない。在学中にさまざまな活動を通して、友情を育んでいってほしい。

#### (4) 教員としての資質

国際学部ではこの「地域こども教育専攻」ができる前年度に社会科と英語科の中高教職課程が設置されている。2つの教職課程は共通している部分もあり、小学校と中高の両方の免許の取得を目指す学生も多い。しかし、同じ教員でも小学校と中高とは異なった資質が要求される。教職の専門職としての力とともに、中高の教員には担当科目の高い専門性が求められるだろう。小学校でも自分の核となる分野は必要であるが、小学校教員は高い専門性より、オールマイティに対応できる豊かな人間力が求められる。それは小学校教員が原則として全教科を教え、道徳や学級指導、生活指導、挨拶や言葉遣いなど日常生活全般のしつけから保護者との対応などその仕事が多種多様であることがある。また小学校は子どもがはじめて学ぶ場であることの意味と責任も大きい。社会に生きる一人の人間としての基礎をつくる場が小学校である。

教員に求められる資質能力として、中教審では

■高度な専門性と社会性、実践的指導力、コミュニケーション力、チー

## ムで対応する力

### ■一斉指導のみならず、創造的・協働的な学び、コミュニケーション型の学びに対応できる力

を挙げている。そして「教員が教職生活全体を通じて不斷に資質能力を高めていくことを支援するシステムづくりが必要」「教師集団（チーム）をまとめていく校長のリーダーシップ・マネージメント能力がこれまで以上に必要」といっている<sup>(2)</sup>。

### （5）自分にほしい力 あるといいと思う力

#### （4期生のアンケート調査から）

前回（2008年7月）とほぼ同じ形で2011年4月「地域こども教育専攻」4期生にアンケート調査した。今回は「自分にほしい力、あるといいと思う力」について、前回のデータ<sup>(3)</sup>と比較してみたい。無記名、自由記述・複数回答であるので、学生の記述の真意をくみ取って整理することはなかなか難しかった。

単独で最も多かったものは「コミュニケーション力」の6名で別に「社交性」というのもあった。「積極的に」「上手に」などの言葉をつけたものも一緒にすると「話す力」も6名、このほか「自分の意見をしっかり言える」2名「文章力」3名など「表現力」を挙げたものが6名で「話す力」と合わせて『自分を表現する力』について書いた学生が12名いた。

「学力」も5名あり、「頭のよさ」「知識」「記憶力」「頭脳」などと合わせて、いわゆる『知識・学力』は16名にものぼる。また表現に差はあるが「自信」「やる気」「物事をポジティブにとらえる力」のような『意欲や積極性』が6名、「指導力」や「人の上に立つ力」のような『リーダーシップ』を挙げたものが4名、「努力し続けられる力」「継続する力」など『持続力』は3名、「決断力」を挙げた学生も2名あった。

音楽概説の授業時間の中でアンケートを実施した関係から「楽器を弾けるようになりたい」といった『音楽能力』に関するものも4名あった。前回の調査に比べて目立つのは『自己表現力』と『リーダーシップ』でもっと自分をアピールしたいと思っている学生が多いようだ。実際、真面目で

ココタイプの地道な学生が多いので、これらの「ほしい力」はこれからさらにさまざまな活動を通して身につけていってほしい力である。

『学力』は前回も同様に多い。教員養成大学でも前回同じ調査をしたがここで『学力』に分類できそうなものは「仕事の速さ」「学才」「応用力」などの答えであった。それに対して「地域こども教育専攻」の学生は今回も前回も「記憶力」「暗記力」「頭のよさ」など、いわゆる『記憶・知識』など量的なものを求めている表記が多くかった。

『表現力』については前回の調査では「地域こども教育専攻」では「自分の意見のしっかり言える」が1名だけであったが、教員養成系大学では「人前でも落ち着いて自分を表現できる力」など今回の4期生と同様な回答が多くあった。

4期生は入学当初からクラスとして学ぶ雰囲気がきちんと感じられた。今回成績やアンケートを分析・整理してその理由の一端がわかった。それは成績のレベルがそろって（分布がなめらかな山型）いること、基本的な学習習慣が身についていること、互いに性格や特性についてよく理解し合っていることである。男女の人数のバランスもよく、女子が活発であるのも学年の雰囲気をよくしている。

#### 4 教員養成の変遷

1872（明治5）年の「学制」公布から日本の学校教育制度は始まった。それ以前も寺子屋や藩校などで学ぶものも多く、日本の教育水準の高さは世界的にも屈指であった。現在、大学への進学率は50%を超えている<sup>(4)</sup>。しかし残念ながら、高い進学率が必ずしも国民全体の教育の質的な向上に結びついているとはいえない。希望する者が大学に進学できる社会は開かれた豊かな社会といえるが、中学校程度の学習内容の理解も十分でないまま大学に進学てくる学生も少なくない。

大学では「リメディアル教育」（大学教育を受けるために必要な基礎学力を補う補習教育）の必要が叫ばれ、実際学生の学力不足や学力差がさまざまな場面で問題になっている。「地域こども教育専攻」の学生にもかなりの能

力差がみられる。この場合の能力はいわゆる学業成績に限らず、基本的な生活習慣や一般常識、課題意識や最後までやり遂げる力などで、小学校教員の基本的な資質として欠かせないものである。大学入学までの過程で当然身につけているはずのものを習慣として身につけていない学生がいる。

長い間、日本では師範学校あるいはそれをルーツにもつ教員養成系大学が小学校の教員養成に大きな役割を果たしてきた。日本の教育の質の高さは欧米に比べ早くから大学での教員養成を実現したことがあるという<sup>(5)</sup>。

欧米諸国は1970年代に短大レベルで実施していた教員養成を日本と同等の4年制大学にシフトした。さらに1980年代に入ると世界の先進諸国は教員養成を大学の学部レベルから大学院レベルにアップグレードさせる。学力世界一で注目されたフィンランドの教員養成は修士課程で実施されており、ドイツやフランスでも学部卒業後インターンを含む2年間の専門教育が行われている。先日海外スクーリングで訪れたシンガポールでも教員養成は6年間ということであった。

日本の教員養成は「開放性」と「免許状主義」のもと免許状の定める所定の単位の履修要件を満たす「課程認定」によって一般大学においての教員養成を可能にした。本学もこの「課程認定」による教職課程である。

アメリカでは、教師教育を目的とする「教育学部」や一般大学における「教員養成課程」ではなく、学部教育で教育学を履修した学生には初等教育の免許状、副専攻で教育学を専攻した学生には主専攻の教科の免許状が与えられる。最初の赴任時は学部教育レベルの教師が多いが、5～7年後に終身雇用契約のために修士号の取得が要求される。実際アメリカでは今では教師の半数以上が修士号取得者であり、校長の4割近くは博士号取得者が博士号レベルの教育を受けた人であるという<sup>(6)</sup>。

日本では教員の修士号（専修免許状）取得者は小学校で3.1%、中学校で5.8%に留まっている<sup>(7)</sup>。また小学校教員の学歴は平成13年度と平成22年度の比較では、大学院が2.0%→3.3%に増え、短期大学が15.2%→10.8%に減っている。これは現職の教員全体の統計であるので、新採に限定すれば大学院修了者の増加と短期大学卒の減少はさらに顕著であると思われる（表6）。

表 6 平成22年度教員学歴構成

(%)

		大学院	大学	短期大学	その他
小学校	平成13年度	2.0	82.3	15.2	0.4
	平成22年度	3.3	85.1	10.8	0.7
中学校	平成13年度	4.1	88.3	7.4	0.2
	平成22年度	6.9	87.4	5.3	0.3
高等学校	平成13年度	10.8	87.0	1.5	0.6
	平成22年度	14.1	84.1	1.3	0.5

(出所) 『平成22年度学校教員統計調査中間報告』より作成。

1980年代以降、欧米諸国の教育改革は「教職の専門職化」であったのに對し、日本は師範学校時代から目指した専門職として教員養成を一般大学の教職課程にゆだね、教育実習も実習校に任せて教員免許を付与しているという現状である。

教育は直接的な富を生まない。目に見える成果を短期間にあげることがない。日本の「失われた20年」といわれる経済の停滞期、学校週5日制は定着し、「ゆとり教育」のもと教育内容が「厳選」という名で削減され、教育の格差が広がった。

親の所得や知的水準の高い家庭の子どもはより質の高い高度な教育を受けることができるが、そうでない家庭の子どもは少なくなった授業時数の中で学校が十分できなくなった基礎・基本の学習を家庭で反復することもなく、ほうっておかれられるような状況になってしまった。「社会で子どもを育てる」という発想が歴代政府には希薄で、「子ども手当」も実現直前までいったが、震災のために後退、教育費の負担も養育の責任も家庭になってしまっている。

「教員養成を6年間で」という議論は、日本でも少し前にだいぶいわれたが、すぐに移行する動きは見られない。実際に行うためには多額の財政面での手当が必要である。その一方で、教員免許更新制を実施し、教員の資質向上を図ろうとしている。教員養成の専門職化はこれからますます大切になってくる。直接子どもに接する教員の資質は教育の質に大きく関わる。「単位を取れば免許状が取得できる」という現在のシステムで教員を真の専門職に育てることは至難の業である。

表7 国立大学授業料の変遷

	年間授業料(円)	私立授業料
1972年以前	12,000	約10倍
1973年	36,000	約5倍
1976年	96,000	
1978年	144,000	
1980年	180,000	
1982年	216,000	
1984年	252,000	
1987年	300,000	
1989年	339,600	
1991年	375,600	
1993年	411,600	
1995年	447,600	
1997年	469,200	
1999年	478,800	
2001年	496,800	
2003年	520,800	
2005年	535,800	1.5倍以上

(出所) 文部科学省「国立大学と私立大学の授業料等の推移」より作成。

いて2年間さらに修士課程に進学するとなると学費の負担は非常に重くなる（表7）。

多くの先進国では、大学の授業料は無料である。アメリカのように授業料の高い大学でも成績優秀者には返済義務のない奨学金が与えられ、学生は安心して学ぶことができる。特に教員養成の大学で、日本ほど学費のかかるところはないのではないかと思う。私立大学では国立大学のさらに1.5倍以上かかる。このような状態で、医者のように社会的な地位も収入も高い職業ではない教員養成に6年の学びを求めるには無理がある。

現在本学では両学部で300名ほどが奨学金の貸与を受けているという。月々5万円の奨学金を受けると無利子であっても4年間で240万の借金となり、卒業後の若者に返済が課せられる。本学では留学生に対しては学費の減免措置がある。日本人は入学時の特待生試験合格者に学費免除などの制度はあるが、入学後本当に優秀な学生に対する奨学金制度は確立されていない。

昔師範学校には、家庭が貧しくて上級学校に進学できない優秀な生徒や好きな勉強を子どもたちとしたいと思う生徒が進学した。学費は無料、卒業後は教職に就く義務はあるが、経済的な心配をしないで好きな学業に専念することができた。教育に対する高い見識と使命感をもった教員は地域や保護者からも信頼され、学校は学びの場としての機能を十全に果たすことができていたといえる。

しかし現在は、教員養成系の国立大学でも年間50万円以上の授業料がかかり、4年間の学部に続

本年度、教員採用試験では講師経験者を多く採用したという。これはシステムとしては確立してはいないが、インターンシップの変形と考えられなくはない。実際に現場に出て、直接子どもと触れ合いながら教員の資質を高めていく。正規の採用は2年あるいは3年後とし、その間は手当を貰いながら、学校現場や大学あるいは大学院で学べる制度を整備することが、現在の日本で実現の可能性が高い教員養成充実の方策ではないか。

## おわりに

「子ども手当」は、震災復興の財源確保のために当初の計画通りには実現しなかった。しかし「子ども手当」の考え方の根本にある「子どもは社会の財産」という理念を見失ってはならない。資源の少ない日本が昔から大切にしてきた「教育」にはもっと手間ひまをかけなければならない。

子どもや若者が夢をもてる社会を築くこと、子どもを社会全体で育てていくという基本を忘れてはならない。票にならないものは捨て置くといった悪しき風潮をここで廃し、震災からの真の復興のためにも教育の大切さを国民全体が認識し、教育再生を実現することが求められている。

教員になりたいという学生の気持ちを大切にしながら、教員になることの意味と責任を学生が認識できるような学びを授業やゼミを通して進めていきたい。

30人前後で推移した「地域こども教育専攻」も4年目からは50名を超える学生を受け入れた。一人ひとりにきめ細かい指導や助言をすることは70名を超える「こども学科」では難しくなるだろう。しかし、これまで築いてきた「地域こども教育専攻」のよさを生かしながら、「こども学科」を魅力ある学科にしていかなければならぬ。さらなるスタッフ、施設設備の充実を図り、学生の主体性や思いを大切に、学生相互の交流や互いの高め合いを支援しながら、自ら学び続ける教員の育成のために、これからも微力ながら努力していきたい。

(注)

- (1) 「教員免許状取得者数及び教員採用者数、競争率の推移」中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会（第54回）配付資料、平成20年6月10日。「公立小・中学校の退職者・採用見込み数の推移」教育再生会議「第5回教育再生分科会」配付資料、平成19年3月9日。
- (2) 「教員の資質能力向上特別部会 審議経過報告のポイント 取り組むべき課題・基本的な改革の方向性」中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会（第62回）配付資料、平成23年3月9日。
- (3) 敬愛大学国際研究第22号教育特集 山本陽子「小学校教員に求められる力についての一考察（1）——中学・高校時代に関する実態調査から」、64-68ページ。
- (4) 2011年大学・短大進学者54.5%（平成23年度学校基本調査速報平成23年8月4日文部科学省）。
- (5) 佐藤学「教員養成に必要とされるグランド・デザイン-教師の教育基礎をアップグレードするために」（BERD No. 10 特集『「教員養成」いま考えるべき課題とはなにか』、2007年10月BENNESE教育研究開発センター）。
- (6) 同上による。
- (7) 平成22年度学校教員統計調査（文部科学省）により作成。

(参考資料)

#### 学生の出身高校所在地

1期生				4期生			
	男子	女子	計		男子	女子	計
千葉	12	10	22	3人	24	23	47
東京	1	0	1		2	1	3
茨城	1	0	1		1	0	1
沖縄	0	1	1		1	1	2
計	14	11	25		1	0	1
2期生				7人	29	25	54
千葉	12	11	23		35	23	58
東京	0	1	1		2	1	3
茨城	1	0	1		1	0	1
計	13	12	25		0	1	1
3期生				4人	0	1	1
千葉	16	12	28		0	1	1
東京	0	1	1		1	0	1
茨城	1	0	1		1	0	1
栃木	0	1	1		18	14	32
宮城	1	0	1				
計	18	14	32				

# 音読時の〈読みかえ〉に対する 〈自己訂正〉の諸相

初回の読みかえは2回目の音読でどのように自己訂正されたか

山口 政之

Aspects of self-correction to the reading alteration  
during reading-aloud activities

— How were the first reading alterations self-corrected  
in the second reading-aloud —

Masayuki YAMAGUCHI

When children are told to read a text for the first time, they sometimes make miscues it. When they are told to read the text for the second time, do they make the same miscues again, or do they correct them? The purpose of this research is to observe if there is any difference between the first reading and the second reading.

I determined Reading Miscue Protocol based on sound data from two readings. Subsequently, I examined whether reading alterations in the first reading were corrected or unchanged in the second reading. Looking at specific examples, I made an analysis of the reading alterations in terms of graphophonic, semantic, and syntactic acceptability. The following was observed: About 50 percent of the reading alterations were self-corrected shortly after the reading alterations were made. About 30 percent of the reading alterations were self-corrected in the second reading. About 20 percent of the reading alterations were repeated.

Conclusions are drawn based on the result of data analysis. The fact that 80 percent of the students' reading alterations were self-corrected would suggest that, in a classroom situation, it may not be necessary for teachers to always correct students' reading alterations immediately.

## 1. 問題の所在

国語科の授業において、一人の子供がテクストの一部を音読し、他の子供がその音読を聴いているという場面が観察されることがある。こうした場面で、子供の音読の中に〈読み違い〉<sup>(1)</sup> が生じることは珍しいことではない。読み違いが起きた時、読み手は自身の読み違いに対して次のような対応をとるだろう。

- ①教師の支援によって読み進める<sup>(2)</sup>。
- ②読み手自身が〈自己訂正〉して読み進める。
- ③読みえたまま読み進める。

①と②のように一度読み違えてもその後で正しい読み方を教えられたり、自己訂正したりすれば、同じ箇所を2回目に音読するときは正しく音読されることが期待できる。このようにして学習者は淀みなく音読ができるようになっていく。しかし、③のように誰からも読み違いを指摘されずにいた場合、2回目にテクストの同じ箇所を音読するとどうなるのだろうか。やはり、1回目と同様に読み違えるのだろうか。それとも2回目は正しく音読するのであろうか。本研究ではこの問題を取り上げる。

この問題に対して野口芳宏（1986）は、繰り返し挿入して音読する子供の例を挙げ、「本人が自覚しない限り、読み誤りは何度でも正しく読み誤り続けられる。読み誤りは、指導によって正されない限り、いつまでも、誤り続けられる」<sup>(3)</sup> という。確かに授業で取り上げたテクストが学習者にとって内容的には学年相応であったとしても、初見であったり、まだ読み馴染んでいなかったりする場合には、学習者がそのテクストを淀みなくすらすらと音読することは容易なことではない。意味をなさない不自然な箇

所で休止をしたり、読めない漢字に戸惑ったりするだけでなく、テクストの文字表現とは異なる読み方をする場合もある。このような読み手とテクストの関係について Goodman (1994) は「読み手は発行されたテクストと並行してかなりの程度まで親密なテクストを構築している」ことを指摘した。そして、この「発行されたテクスト」と「読み手が構築したテクスト」の2つを「dual text」と呼び、その差異を「miscue」と名付けた。Goodman の miscue 研究を手掛かりにして、山口 (2011)<sup>(4)</sup> はテクスト表現と実際の音読との差異を〈読み違い〉と定義し、教室における子供の音読から読み違いを抽出して日本語における読み違いを次の8つに分類した。

- (1)自己訂正 (2)代用 (3)省略 (4)挿入
- (5)再読 (6)躊躇 (7)停止 (8)不自然な休止

本研究ではこれら8つの読み違いについて若干の範疇化を行う。まず、自己訂正は何らかの読み違いを受けて行われるという点で他の読み違いとは性質が異なるので独立させておく。次に、テクストの言葉や文字の一部を読みかえるという側面に着目すると、代用と省略と挿入の3つが文字の加減を伴う読みかえがなされたと見なすことができる。代用はテクストの一部を読み手の言葉で置きかえて音読するもの（別の単語や音節で読みかえてしまう）。省略はテクストの一部を省略して音読するもの（単語や音節を省略してしまう）。挿入はテクストにない言葉を入れて音読するもの（単語や音節を挿入してしまう）である。このような読み違いの特徴を踏まえて本研究では、代用、省略、挿入のような文字の加減を伴う読み違いを〈読みかえ〉と呼び、対象化する読み違いを限定する。一見複雑に見える〈読み違い〉の諸相も、このように範疇化してその特徴を理解していくれば、音読学習の支援の在り方を考える際の手掛かりが得られるだろう。

また、これまで1回限りの音読の読字過程を対象化した研究はあったが、同じ読み手がテクストの同じ箇所を2回音読した結果を比較検討した研究は管見では見つけることができなかった。このことから本研究には読字プロトコルの新たな活用事例という側面も有する。

## 2. 調査対象と調査方法

テキストの音読に関しては、実験室の中で音声データを収集するのではなく、国語科の授業を行っている教室の中で音声データを収集した。この方がより自然な姿で子供の音読が行われると考えたからである。そのため県内の公立小学校に協力を得て調査を行った。授業は読書会の単元で、1単位時間で1テキストを扱い、子供がテキストを音読する場面を録音した。具体的には授業の前半に当日配布したテキストを教師の計画に沿って数行ずつ分担して音読し、授業の後半に自由に感想を交流した。

### 2.1 一次データ：音声

あらかじめ一人の子供が読むテキストの分担箇所を決めておき、その計画に従って分担読みによる音読を2回行う。2回の通読を通して、同じ子供がテキストの同じ箇所を音読するようにする。こうすることで同じ読み手による1回目の音読と2回目の音読の比較を可能にする。

- ・調査対象：A県D市E小学校6年、A県F市G小学校6年
- ・調査日：2010年12月
- ・記録方法：テキストを音読している子供にICレコーダーを近づけて音声を録音した。
- ・使用テキスト：「愛を運ぶ人 マザー＝テレサ」(1989)、『小学国語6上』、大阪書籍より

### 2.2 二次データ：読字プロトコル

録音した音声データを文字に起こし、そこに読み違いや休止の記号を付すという〈読字プロトコル〉を作成した。この読字プロトコルにはその後の分析と考察に役立つよう次の工夫をした。

- ①テキストの本文と実際の音読とを対比して示す。
- ②実際のテキストと読字プロトコルに引用したテキストの改行位置を揃

表1 実際に作成した読字プロトコルの一部

行番号	音読者	テクスト(MSゴシック)と子供の音読(HG正楷書体—PRO)	読み違いの種類
.....	.....	.....前略.....	.....
65		(さあ、そのときはどこへ連れていけばいいのかしら.....。)	
65-1	H	サア：ソノト^/ソノト/キワ：	再読
65-2	H	ドコ{ニ}^	代用
65-3	H	ドコエツレ^	自己訂正
65-4	H	/ツレ/テ	再読
65-5	H	[イ]ケバイイノカシラ：：	省略

える。

- ③音読の文字起こしの中に、読み違いに関する記号を書き入れる。
- ④読み違いが生じる度に行を改める。
- ⑤子供の音読は表音式仮名づかいで表記する。
- ⑥テクスト、子供の音読、教師の発言の3者については、それぞれに固有のフォントを使用する。

なお読み違いとその記号は以下の通りである。

- (1){ }代用 (2)[ ]省略 (3)''挿入 (4)\_\_\_自己訂正 (5)//再読
- (6)<躊躇(1秒につき一つ) また、読み違い以外にも次の記号を付した。
- (7)：休止 (8)::やや長い休止 (9)^不自然な箇所での休止
- (10)↗確認のための語尾上げ

本稿のために作成した読字プロトコルの一部を表1に示した。「行番号」はテクストの何行目かを表し(「65」はテクストの65行目)、枝番を付した行は音読者Hさんの音読を表している。

### 2.3 読字プロトコルの活用

1回目の音読から作成した読字プロトコルと2回目の音読から作成した読字プロトコルを比較して、1回目にあらわれた読みかえが2回目の音読ではどう読まれたのかという自己訂正の諸相を抽出する。

### 3. テクストと授業の概略

テクストの選定については、①音読する子供にとって初見でまだ読み馴染んでいないと思われるもの、②内容と表現が学年相応で難しすぎないもの、の2点が適切と判断し、過去の国語教科書から選定した。「愛を運ぶ人 マザー＝テレサ」(1989)はテレサの存命中に書かれた伝記である。

テレサの死後に加筆された改訂版のテクストには、テレサが亡くなった時の様子が書かれている。しかし、その部分の記述が調査協力校で使用している教育出版社の教科書に掲載されている「田中正造」に似ているため<sup>(5)</sup>、教育出版社の「田中正造」を学んだ子供たちが偉人の死に際に対して誤解し偏見をもつことを恐れた。そこで本実践では旧版を選んだ。

### 4. 読みかえの自己訂正

〈初回の音読であらわされた読みかえ〉<sup>(6)</sup>の箇所について、同じ子供が2回目にはどのように音読したかという読みかえのあらわれを読字プロトコルをもとにして比較した。すると初回の音読であらわされた読みかえは、次の3通りに分類できることがわかった。

分類Ⅰ 初回、読みかえた直後に自己訂正する

分類Ⅱ 初回は読みかえたまま(教師は正しい読み方を教えていない)で2回目は正しく読む

分類Ⅲ 初回も2回目も読みかえする(教師は正しい読み方を教えていない)

この分類に従って今回の調査における読みかえのあらわれを数えると、

表2 2回の音読における読みかえと自己訂正のあらわれ

	代用	省略	挿入	合計
分類Ⅰ	43	12	15	70
分類Ⅱ	19	17	7	43
分類Ⅲ	6	10	8	24
合計	68	39	30	137

表2のようになった。初回の音読であらわれた読みかえのうち約5割はすぐに自己訂正され、約3割は2回目の音読で自己訂正され、約2割が初回も2回目も読みかえが行われた。

以下、分類I・II・IIIについて読みかえの内容である代用、省略、挿入のそれぞれを、具体例を挙げながら考察する。それぞれの読みかえには読字分析として、〈字形と音の関係〉、〈意味〉、〈統語〉との関連を検討し、関連が深いものには○を、やや関連があるものには△を、関連が見いだせないものには×を記した。

#### 4.1 分類I

これは初回の音読のみにあらわれた読みかえとその自己訂正で、70例あった。代用、省略、挿入のそれぞれの事例を取り上げ、自己訂正の実際を示す。

##### (1) 代用

###### 【語の1文字の代用】

◆E小・Bさん (字形と音の関係○、意味△、統語○)

77	保健担当の係長は、そのテレサの話をじっと聞いていましたが、だまって立
77-1	ホケンタントーノカカリチョーワ：ソノテレサノハナシオ{ズッ}^ ←代用
77-2	ジット ←自己訂正
77-3	キーテ[イ]マシタガ：ダマッテタ ←省略(自己訂正されず)

テクストの「じっと聞いていましたが」の「じっ」を「{ズッ}」と音読し、すぐに「ジットキーテ」と自己訂正をした。文脈から「話をずっと聞いて」と予測したと思われる。「じっと」と「ずっと」では意味的にはやや異なるが、統語的には問題ない。また、字形と音の関係では「じ」と「ず」が同じさ行の仮名文字で濁点がある点を考慮すればやや関連があり「△」だが、「じっと」を「ずっと」と読もうとしたのであれば語の字形は似ているので関連が認められる。しかし、自分の音読と視覚認知のずれに気づき、読み手がすぐに自己訂正して音読を続けた。

##### (2) 省略

###### 【1文字の助詞の省略】

◆E小・Eさん（字形と音の関係×、意味○、統語○）

85	集まつてくる所です。カルカッタという地名も、このカーリー寺院から始まつ
85-1	アツマッテクルトコロデス：：カルカッタユー：チメーモ：コノカーリージインカラハジマツ
86	たともいわれています。
86-1	タト[モ]ユ^ ←省略
86-2	<u>モユワレティマス</u> ：： ←自己訂正

音読の流れ、読みの勢いで「このカーリー寺院から始まつたと言われています」と文末を予測して音読しようとしたのだろう。「トユ」<sup>(7)</sup>と音読した時点で「も」を省略したことに気づき、自己訂正を行った。

この箇所で「も」を省略してもニュアンスは異なるが意味は大きく崩れないし、統語的には問題ない。

### （3）挿入

#### 【動詞の挿入】

◆E小・Dさん（字形と音の関係△、意味○、統語○）

168	のセンターが、インドの各地ばかりでなく、世界の各地にも、つぎつぎに造ら
168-1	ノセンターガ：インドノカク^/カク/チバカリデナク
168-2	<セカイノカクチニモ：
168-3	ツギツギ{ト}：ツクラ ←代用
169	れだしました。
169-1	レ'ハジ' ←挿入
169-2	ツクラレダシマシタ：： ←自己訂正

テクストの「造られだしました」を「造られ始めました」と予測したのだろう。しかし、「ツクラレハジ」と「ハジ」を挿入して音読した時点で読みかえに気づき、「ツクラレダシマシタ」と自己訂正を行った。「だし」と「はじ（めました）」で比較すれば、字形と音の関係がやや見いたせる。また、そこまでの音読では意味的にも統語的にも問題はない。この挿入が行われた背景には文末が次の行にかかり、文末に対する読み手の予測を促した可能性もある。

### （4）分類Iのまとめ

読みかえには読み手による文章表現の予測が働いている点が指摘できた。また、読みかえをすぐに自己訂正できるということは、音読しながら自分の読み声をモニターしていることを表していると考えられる。

## 4.2 分類Ⅱ

初回は読みかえたまま音読を続けたが、2回目の音読では正しく読めた例が43例あった。代用、省略、挿入のそれぞれについて考察する。

### (1) 代用

初回は代用したが2回目では正しく読めた19例の代用では、1文字の助詞の代用が7例、漢字の読みの代用が7例、動詞の活用語尾が2例、その他が3例であった。

#### 【1文字の助詞の代用】

##### ◆G小・Iさん（字形と音の関係×、意味○、統語○）

45	「病院に運んだって、こんな貧ぼう人
46	はだれもみてくれまいさ。」
47	そう言ってしぶるおじさんを、はげ
47-1	ソウイッテ：シブル：オジサン{ワ}：ハゲ
48	ますようにして、テレサは、近くの病

テクスト47行目の「おじさんを」を「オジサン{ワ}」と音読した。助詞の「を」を「は」で代用している。これは45、46行目のおじさんの発話を受けて、読み手がおじさんを主語と解釈したことのあらわれと考えられる。つまり読み手の統語意識が強く働いたための予測であろう。また、子供が「ソウイッテ：シブル：オジサン{ワ}」と読んでも、そこまでの音読では意味的にも統語的にも問題はない。ここでは自己訂正がなされていないことから、「を」という文字は視覚認知していない可能性もある。

##### ◆G小・Kさん（字形と音の関係△、意味○、統語○）

106	こうして、思いがけない休けい所が見つかりました。
106-1	コーチテ：オモイガケナイ：キューケージョ{カラ}ミツカリマシタ：：

テクストの「休けい所が」を「キューケージョ{カラ}」と音読した。「が」を「カラ」と読んでいることから、「が」の濁点を除いて「か」まではおぼろげながら認知したようである。意味的にはどうだろうか。このテクストの内容が、まず、ここで取り上げられた「休けい所」が見つかり、次に別の「休けい所」が見つかるというように、複数の「休けい所」が出てくるという話なら「から」を代用しても意味的には問題ないのだが、実

際の内容はそうでない。しかし、106行目までを音読した段階では、「休けい所」の数は特定できないので、「カラ」と音読しても意味的には許容される。このように「が」を「カラ」と代用した背景には、読み手の子供がテクストの未読部分の内容を予測していた可能性が示唆される。

### 【漢字の読みの代用】

#### ◆E小・Aさん（字形と音の関係△、意味○、統語○）

71	貧しい人が、無料で、ゆっくりできる所を探しているのです。』
71-1	マズシーヒトガ：ムリョーデユックリデキル{バショ}オサガシティルノデス：：

テクストの「所」を「{バショ}」と音読した。音声の「バショ」を漢字で表せば「場所」である。テクストの漢字が一字認められるので、文字音関係を手掛けたりしていることがわかる。また、この代用は意味的にも統語的にも許容されるので、テクストの意味を理解するといった読みの目的は達成されている。テクストではこの後、2ヵ所で「場所」という語が使われており、それを別の子供が「バショ」と音読をし、①さんも目と耳で確認している。そのため2回目の音読では「所」を「トコロ」と正しく音読できたのであろう。

#### ◆G小・Kさん（字形と音の関係△、意味△、統語○）

109	い修道女たちが、人力車をやとって、一人、また一人と、貧しく、苦しむ人々
109-1	……中略……
109-2	マズシク：{カナ}シムヒトビト：

テクストの「苦しむ」を「{カナ}シム」と音読した。音声の「{カナ}シム」を漢字で表せば「悲しむ」となり、「苦しむ」と平仮名部分は全く同じで、漢字部分は上部のつくりが少し似ていると言えなくもない。また、統語的には動詞の代用であり許容される。意味的には死にそうな路上生活者の心情を考慮すれば「苦しむ」を「悲しむ」と代用しても、当たらずとも遠からずといった感がある。

### （2）省 略

#### 【1文字の助詞の省略】

初回は省略したが2回目は正しく音読した例が17例（このうち1文字の省略が11例、2文字が5例、3文字が1例）であった。

### 【1文字の助詞を省略】

◆E小・Bさん（字形と音の関係×、意味△、統語○）

85	集まつてくる所です。カルカッタという地名も、このカーリー寺院から始まつ
86	たともいわれています。
86-1	タト[モ]イワレテイマス::

テクストの「ともいわれています」を「ト[モ]イワレテイマス」と、「も」を省略して音読した。意味的にはややニュアンスが異なるが大筋では許容されてよい。また統語的には許容される。

### 【2文字の連語を省略】

◆G小・Jさん（字形と音の関係×、意味○、統語○）

144	と、最後まではげましてあげること、それがたいせつなことなのです。たとえ
144-1	ト：サイゴマデ：ハゲマシテアゲルコト：ソレガタイセツナコト[ナノ]デス::タトエ：

テクストの「たいせつなことなのです」を「タイ ツナコト[ナノ]デス」と「なの」を省略して音読した。144行目はほとんどが平仮名で表記されており、文末に近い「なの」は認知しづらかったのかもしれない。意味的には強調がなくなるが許容されてよい。また統語的には許容される。

### 【1文字の動詞の語幹を省略】

◆G小・Iさん（字形と音の関係×、意味○、統語○）

42	木かげで昼ねをしていた人力車のおじ
	.....中略.....
42-6	コカゲデ：ヒルネオシテ[イ]タ：ジンリキシャノオジ

テクストの「昼ねをしていた」を「ヒルネオシテ[イ]タ」と音読した。動詞「いる」の語幹である「い」を省略したのである。「昼寝をしてた」でも意味的にも統語的にも許容されるが、この省略の要因は読み手の子供の口語文体と推察される。「寝てた」「起きてた」という表現は口語では許容されるからである。

### （3）挿入

初回は挿入したが2回目は正しく音読した例が7例（このうち1文字の挿入が6例、2文字が1例）あった。

### 【1文字の助詞の挿入】

◆E小・Eさん（字形と音の関係×、意味○、統語○）

52	い貧しい人の手当てなどは、ようと
52-1	イマズシーヒトノ：テアテ：ナドワ：ショート‘モ’
53	しません。それに、手当てをしてもむ
53-1	キーテ[イ]マシタガ：ダマッテタ ←省略(自己訂正されず)

テクストの「しようと（改行）しません」を「ショート‘モ’（改行）シマン」と「モ」を挿入して音読した。前項で「も」を省略した事例を取り上げたが、「も」の挿入に関しても同様に意味的にも統語的にも許容される挿入である。また、この例では改行の切れ目に挿入が行われていることから、改行が挿入に作用した可能性もある。

◆E小・Gさん（字形と音の関係×、意味○、統語○）

126	そのベンガル人は、死んでいくとき、ひとことそう言って、ねむりについた
126-1	ソノベンガルジンワシンディクトキ‘ニ’：ヒトコトソーイッテ：ネムリニツイタ

テクストの「死んでいくとき」を「シンディクトキ‘ニ’」と「ニ」を挿入して音読した。「ソノベンガルジンワシンディクトキ‘ニ’：」と一息に音読していることから、休止直前の「いくとき」にはそれほど注意が払われず、テクストの先を予測して「ニ」と挿入して音読したことが推察される。

【1文字の漢字の挿入】

◆E小・Dさん（字形と音の関係△、意味△、統語○）

96	ンズー教のみんなが集まる所です。あなたがたはかまいませんか。」
96-1	‘イ’ンズ^
96-2	/ヒ‘イ’ンズ/
96-3	[一]キヨー
96-4	‘カイ’ノミンナガアツマルトコロデス：：

テクストの「ヒンズー教」を「/ヒ‘イ’ンズ/[一]キヨー‘カイ’」と音読した。「ヒinzs」という読みについてはすでに述べたが、ここでは「ヒンズー教」の「教」の後に「カイ」を挿入して「教会」と読んだことを考察したい。

テクストのこの場面で話題になっているのは、ホームレスの休憩所である。このページには「名所カーリー寺院」「古い大きな建物」「ヒンズー教」「参拝」といった単語があり、読み手に人が集まる宗教的な建物である「教会」を連想させやすいと考えられる。このような想起の仕方はフロム

キン（2006）のいう「意味素性」<sup>(8)</sup>の考え方による。

### 【長音符の挿入】

#### ◆G小・Kさん

音読の途中でテクストにない長音を挿入する例が一人の子供に見られた。

- ・「道ばた」を「ミ^/ミ/チ‘一’バタ」
- ・「あく手の手を」を「アクシユ‘一’ノ：テオ」
- ・「しかたなく」を「シカタ‘一’ナク」

これはおそらく音読時の癖の一つであろう。視線を次の文字群に移す際、読みかけの文字を間延びさせて認知時間を稼いでいるようにも思える。実際2回目の音読では見られないことから、馴染みのないテクストを音読する際にとる、この子供の方略と推察される。

#### （4）分類Ⅱのまとめ

初回の読みかえが2回目の音読で自己訂正される事例を考察した。まず、正しい読み方を教えられなくても、子供は正しく音読するようになる場合があるという事実を指摘することができた。2回目の音読で正しく読める事例は、助詞を含む平仮名一文字や漢字の読みかえが多かった。

### 4.3 分類Ⅲ

初回の音読でも2回目の音読でも読みかえた例が24例あった。分類Ⅱよりは少ないが、どのような読みかえを重ねたのだろうか。分類Ⅱと同様に、代用、省略、挿入のそれぞれについて考察する。

#### （1）代用

2回とも代用した例は6例あり、そのうち助詞の代用が4例、別の動詞による代用が1例、単語の一部の代用が1例であった。

### 【1文字の助詞の代用】

#### ◆E小・Hさん（字形と音の関係×、意味○、統語的○）

62	がなくなったら、どこか安全な所へ連れ帰ってください。約そくできますね。」
62-1	ガナクナッタラ：ドコカアンゼンナトコロ{ニ} ←代用
62-2	ツレ‘テ’^ ←挿入
62-3	ツレ_カエッテクダサイ：：……後略

テクストの「どこか安全な所へ連れ」を2回とも「アンゼンナトコロ {ニ} ツレテ‘テ’」と一気に音読した。テクストの「へ」を「{ニ}」に代用しているが、大まかに言えばともに場所を表す助詞である。字形は似ていないが、意味的にも統語的にも許容される。また、「連れ帰って」を「ツレ‘テ’^」と「テ」を挿入した部分については自己訂正をしている。

これは子供がテクストの一字一字と同じ比重で認知しているのではないことを示していると思われる。つまり、「アンゼンナトコロ {ニ}」はひとかたまりとして認知され、末尾である「へ」にはあまり注意が払われず、文脈の予測から代用が行われた。そして、「{ニ}」と発声された時には正しく音読されたかどうかというモニタリングはなされず、視覚認知は次の文字群に向けられ、しかも「連れ帰って」を「ツレ‘テ’^」と挿入して音読してしまい、改めて文字認知をし直し、自己訂正がなされたのであろう。

### 【1文字の助詞の代用が2回とも異なる】

#### ◆E小・Bさん

1回目（字形と音の関係×、意味×、統語×）

146	休けいの家に運ばれて、初めの日に死んでいったベンガル人は、若い修道女
146-1	キューケイノイエ{ノ}^ハコバレテ：ハジメノヒニ：シンディッタベンガルジンワ：ワカイシュードージョ

2回目（字形と音の関係×、意味○、統語○）

146	休けいの家に運ばれて、初めの日に死んでいったベンガル人は、若い修道女
146-1	キューケイノイエ{エ}^ハコバレテ：ハジメノヒニシンディッタベンガルジンワ：ワカイシュードージョ

1回目はテクストの「休けいの家に」を「キューケイノイエ{ノ}」と音読した。「に」を「{ノ}」と代用した原因は2つ推察される。一つは代用が同じナ行の音であることから、「休けいの」の「の (/EO/)」の母音/O/が影響した言い損ない。もう一つは「休けいの家」という記述から、その先の内容を「休けいの家の何何」と予測したことである。

いずれにしろ「キューケイノイエ{ノ}」だけなら意味的にも統語的にも問題ないが、「キューケイノイエ{ノ}^ハコバレテ：」では意味的にも統語的にも成り立たない。自分の音読を意味的にモニターしていれば自己訂正を行ってもよさそうであるが、そなならなかった。このことからこの場面では意味をあまり考えずに音読していたと思われる。

ところが2回目の音読では「休けいの家に」を「キューケイノイエ{エ}」と音読した。「に」を「{エ}」と代用したのである。1回目の「{ノ}」という代用では音韻的にやや許容されただけだったが、2回目は音韻的な許容はされないものの前後の文脈を考慮して意味的にも統語的にも許容される代用となった。読みの目的を意味の把握と考えれば、2回目の代用はその目的にやや達成していると言えなくもない。

## (2) 省略

初回も2回目も省略した例が10例（このうち1文字の省略が8例、2文字が0例、3文字が2例）であった。分類Ⅱ・Ⅲで合計27例のうち、文字数で見れば1文字の省略が19例で約7割を占めた。また、単語という単位で見れば（1文字の助詞や、動詞の語幹）、単語の省略は21例で全体の約8割であった。そのうち1文字の単語の省略が15例であった。

### 【1文字の助詞を省略】

◆E小・Eさん（字形と音の関係×、意味○、統語○）

35	せんか。道を行く人は、だれも見向こうともしません。
35-1	センカ：：ミチオイクヒトワダレモミムコート[モ]シマセン：：

テクストの「見向こうともしません」を「も」を省略して「ミムコート[モ]シマ シン」と音読した。解釈の上では「も」のニュアンスは重要だが、意味的にも統語的にも許容される省略である。

### 【参考・文字の省略と挿入・初回に教師の支援あり】

◆E小・Dさん（字形と音の関係△、意味△、統語○）

テクストの「ヒンズー教」を「ヒ‘イ’ンズ[一]キヨー」と音読した。この場合の「ヒinzs」という読み方には、「イ」の挿入と長音符「一」の省略という2つの読み違いが指摘できる。馴染みのない外来語であるから読みにくさもあったのだろうが、この子供は自分の音読の分担箇所に3ヵ所出てくる「ヒンズー」を全て「ヒinzs」と読んだ。この子供が分担箇所の音読を終えた時、授業者である筆者は「これはヒンズー」と教えたのだが、2回目の音読でも同様に3ヵ所で「ヒinzs」と音読した。

## (3) 挿入

初回も2回目も挿入した例が8例（これらは全て1文字の挿入）であった。分類Ⅱ・Ⅲで合計15例のうち、文字数で見れば1文字の挿入が14例で約9割を占めた。また、単語という単位で見れば（1文字の助詞、長音符もこれに含めた）、単語の挿入は7例で全体の約5割であった。

#### 【長音符の挿入】

◆E小・Bさん（字形と音の関係×、意味○、統語○）

49	院におばあさんを運びました。
50	ところが、人力車のおじさんの言う
50-1	トコロガ：ジンリキシャノオジ‘一’サンノ：ユー

テクストの「おじさん」を「オジ‘一’サン」と音読した。これは路上で死にかけている「おばあさん」を病院に運ぶ場面なので、「おばあさん」につられてしまい「オジ‘一’サン」と音読したものと考えられる。だからこの例は単純な長音符の挿入ではなく、「お爺さん」という別の単語を代用したとも解釈できる。テクスト全体の内容から判断するとここでの意味の違いは許容できる程度であり、文字音的にも統語的にも許容できる。

#### 【1文字の助詞の挿入】

◆G小・Kさん（字形と音の関係×、意味○、統語○）

62	がなくなったら、どこか安全な所へ連れ帰ってください。約そくできますね。」
62-1	ガナクナッタラ：ドコカアンゼンナトコロエ：ツレ‘テ’カエッテクダサイ：：ヤクソクデキマスネ：：

4.3(1)で取り上げた事例と同じ箇所である。違う学校の子供であるが、同様にテクストの「連れ帰って」を「ツレ‘テ’カエッテ」と音読した。1文字の助詞の挿入である。これはテクストの表現「連れ帰る」よりも、読み手の子供にとって馴染みのある表現「連れて帰る」で音読したものと考えられる。

また、この部分を音読した2人の子供が同じ読みかえをしたということから考えると、「連れ帰る」という会話での表現は子供にとって馴染みが薄いと言えるかもしれない。

#### （4）分類Ⅲのまとめ

分類Ⅱと同じように助詞を含む平仮名一文字の読みかえが多い。字形と音の関係がおおむね無視されているが、ニュアンスは異なるが意味的にも

統語的にも問題はないものがほとんどである。音読を聞いているだけでは違和感を覚えない。読み手は自分が読みやすいように音読しているようである。

## 5. まとめ

読みかえの自己訂正に着目した今回の調査では、初回にあらわれた読みかえのうち約5割が読みかえの直後に自己訂正され、約3割が2回目の音読で自己訂正され、残りの約2割が2回とも読みかえられていた。読みかえのほとんどは文字を正確に認知していないために起きている。すらすらと音読しようとしている時には、テクストの文字群をある程度のまとまりで視覚認知して、声に出している時には視線は次の文字群に向けられていることが知られている。視線はテクスト上を一定速度で移動しているのではなく、サッケードと呼ばれる眼球運動により、テクストの所々で停止したり、後戻りをしたりしながら進んでいく。こうした眼球運動と音声化の協応関係に意味理解という精神的な活動が関連するのが音読である。読み手が音読をしながら意味を予測しながら理解していく、その意味の不安定さや音韻の違和感に気づいたときに自己訂正が行われるようである。また、テクストに書かれた読み手にとって馴染みのない表現が、読み手にとって馴染みのある表現として予想され読みかえられた場合には自己訂正が行われにくいようである。このように読みかえの後に自己訂正を行う可能性があることに鑑みれば、テクストの読みかえには必ずしも教師の即時的な支援は必要とされないと見える。

しかし、分類Ⅱと分類Ⅲに分けられた読みかえについては、その特徴を明確に指摘することはできなかった。市毛勝雄（1988）は音読時の読み違いについて「誤読は進度の進んだ子、読書好きな子に多い。これは自分の「文体」を想定して読んでいるために、自分の「文体」に存在しない表現につまづくためであろう」<sup>(9)</sup>と言ふ。この推測を裏付ける事実として、本研究では音読しながら読み手が自分の文体を当てはめていく姿を指摘する

ことができた。しかし、〈読み手の文体〉という観点だけでは、テクストの「ヒンズー」を「ヒインズ」と読みかえたり、テクストの「おじさん」を「オジーサン」と読みかえたりする事例については説明しにくい。前章で述べた通り「ヒインズ」は〈文字認知〉の不全が要因であろうし、「オジーサン」は〈意味予測〉の外れが要因であろう。読みかえのあらわれについては読み手との関係において考察する必要があるが、それは次の研究課題としたい。

現行の学習指導要領について大熊徹（2011）は、「音読・朗読をきわめて重視する学習指導要領である」と指摘している<sup>(10)</sup>。テクストの要所要所には読み手の子供にとって課題となる箇所が含まれている可能性がある。そしてこうした課題の一部は音読の際に読み違いとなってあらわれ、教師は知ることができる。もし、読み違いが読み手にとっての課題のあらわれであるならば、その対応は単なる正誤でなく教育的な判断に基づくものでなければならない。

(注)

- (1) このような場合、一般的には「読み誤り」や「誤読」といった表現が使われることが多い。しかし、「読み誤り」や「誤読」には意味理解における「誤り」を表すニュアンスが強く、読字過程における文字認知の誤りに対する意味合いが弱い。また、「誤り」には否定的なニュアンスが込められていることを Goodman (1969) は指摘し、テクスト表現と実際の音読とのずれを miscue と呼んだ。〈読み違い〉と似た用語で、国立国語研究所 (1955) は「読みちがい」を、国分一太郎ら (1962) は「誤読」を使用していた。
- (2) 音読を聴いている子供が読み手の読み違いを指摘し訂正するという実践も見聞するが、読み手の子供の音読が委縮することもあり、筆者としては首肯しがたい方法である。
- (3) 野口芳宏 (1986)、31ページ。
- (4) 山口政之 (2011)、1-13ページ。
- (5) テレサの死後に改定された「愛を運ぶ人 マザー=テレサ」(2001) には、テレサが残したもののは「たった三枚のサリーと愛用の小さな布ぶくろ、そしておいのりの本だけだった」と書かれている。そして、教育出版の「田中正造」(2009) には正造の残した袋には「『新約聖書』一冊と、日記三冊、それに鼻紙が少し入っていた。」と書かれている。授業をする上で筆者は学習者に「偉人とは赤貧を苦にしない聖職者である」といった偏見を持たせたくなかった。
- (6) 〈初回の音読であらわれた読みかえ〉以外には〈2回目の音読で初めてあらわれた読みかえ〉があるが、今回は研究の対象としていない。
- (7) 音読の表記については読字による音声をありのままに記述するために表音式仮名遣いとした。テクストの「いわれています」が「ユワレティマス」と聞こえれば、そのように記録した。同様に、テクストの「担当」を「タントー」、「聞いて」を「キーテ」と、聞こえを重

視している。

- (8) フロムキンら (2006)、169–173ページ。
- (9) 市毛勝雄 (1988)、89ページ。
- (10) 大熊徹 (2011)、29ページ。

#### (参考文献)

- フロムキンら『フロムキンの言語学 第7版』、ビー・エヌ・エヌ新社、2006年。
- Goodman, K. S. "Analysis of Oral Reading Miscues: Applied Psycholinguistics," *Language & Literacy The Selected Writings of Kenneth S. Goodman Volume 1 Process, Theory, Research*, Edited and Introduced by Frederick V. Gollasch, Routledge & Kegan Paul, 1969.
- Goodman, K. S. "Reading, Writing, and Written Texts," *On the Revolution of Reading The Selected Writings of Kenneth S. Goodman*, 2003, Heinemann, 1994.
- 市毛勝雄「音読指導」『国語教育研究大辞典』国語教育研究所、明治図書、1988年、88–89ページ。
- 市毛勝雄「現世利益型「すらすら齊読」を」『教育科学 国語教育』No. 492、明治図書、1994年、5–7ページ。
- 井田由美「アナウンサーと辞書」『辞書を知る』国立国語研究所、ぎょうせい、2009年、2–7ページ。
- 伊藤経子『音読の授業』国土社、1990年（初版1988）。
- 国分一太郎ら『読み方教育研究1 誤読とその指導1・2年』、『読み方教育研究2 誤読とその指導3・4年』、『読み方教育研究3 誤読とその指導5・6年』いずれも明治図書、1962年。
- 国立国語研究所『読みの実験的研究——音読にあらわれた読みあやまりの分析』、1955年。
- 野口芳宏「音読の技術の伸ばし方・そのイント」『教育科学 国語教育』No. 369、明治図書、1986年、27–32ページ。
- 大熊徹「戦後の音声言語指導の変遷とその考察」『教育科学 国語教育』No. 734、明治図書、2011年、25–29ページ。
- 首藤久義『書くことの学習指導』、編集室なるにあ、1994年。
- 山口政之「読みの過程で起きる〈読み違い〉の諸相」『学校教育学研究論集』第24号、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科、2011年、1–13ページ。

# もったいないばあさんと 考えよう世界のこと



真珠 まりこ

## はじめに

絵本『もったいないばあさん』を作った時、うちに息子が一人いるんですけど、その子が4歳だったんですね。「あれなあに」、「これなあに」とか、「どうしてそうなるの」って、親にいろいろ質問してくる年齢でした。聞かれるたびに上手く答えていたんですけど、ある日、「『もったいない』って、どういう意味?」って聞かれた時に、初めて答えに詰まってしまって、答えられなかつたんです。「もったいない」を他の言葉に置き換えて説明しようとしても、別のいい言葉が見当たらなかつた。それで、絵本を読んで、何となく意味が分かってくれたらいいなと思って作ったのが、この『もったいないばあさん』です。「もったいない」以外の言葉はすぐに代わりの言葉が見つけられたのだけど、どうして「もったいない」だけが、他の一言で置き換えられないんだろうって考えました。そして、「もったいない」とい

う言葉は、なぜそれを大事に思うのかという理由まで説明しないと分からぬ言葉だから、一言で言えないんだと分かったんですね。息子が「『もったいない』って、どういう意味」って私に聞いてきた状況は、ご飯を食べ残して、私が「全部食べてね」って言った時でした。「どうして残しちゃいけないの」って聞くので、「だって、もったいないからよ」って答えたんですね。そうしたら、「『もったいない』って、どういう意味」って聞いてきた。「『もったいない』というのは、その食べ物がテーブルの上に並ぶまでには、農家の方が雨の日も風の日もね、田んぼや畑に出て一生懸命耕したりして作った野菜とかお米を、お父さん、朝早く出て行って遅くまで帰つてこないでしょ、そうやって一生懸命働いたお金で買って、お母さんが美味しいくなるようにと思ってお料理しているんだけど、そういうのって、残しても平気？　嫌じゃなあい？」って聞いたんです。息子は「んーん。やだ。残したくない」って言いました。「それがもったいないってことなのよ」と話したのですが、「よくわからない」って言う。4歳の子供ですから、そうやって説明が長くなると、もう途中で分からなくなってしまうんですね。それじゃ絵本で何となく分かってくれればいいかなと思って、作ってみることにしました。コピー用紙にマジックで絵を描いて、紙芝居みたいにして作ったものを息子に読んでみると、「おもしろかった。もっかい読んで！」と言ってくれました。

どうして今までもったいないことを伝えるための絵本が出てなかたんだろうと不思議で、この本は絶対必要と思ったし、他の子供達に読んでみてもみんな「すごくおもしろい」と言ってくれたので、できたダミーを出版社に持ち込むことにしました。そこでOKをいただき、この本は2004年10月に出版されることになりました。私にとっては、4冊目の絵本です。そして、それからすぐ後、2005年2月に、ワンガリ・マータイさんが「MOTTAINAIを世界に！」と言われたことが話題になりました。マータイさんはケニアの元環境副大臣、ノーベル平和賞を受賞された方です。国連で「モッタインナーイ」と宣言されて話題になり、「もったいない」という言葉が脚光を浴びて、この本も急に注目されたことがありました。その後、す

でに連載が決まっていた朝日小学生新聞のほかに、毎日新聞、「こどもエコクラブ」という環境省の子供のための環境教育のニュースなどでも、連載が始まりました。「もったいないばあさん日記」という毎日新聞のコラムは、もう6年も続いています。

私の息子は今、中学1年生。12歳になりました。その子が9歳、小学校4年生のとき、厳しい環境に暮らす世界の子供達の特集番組と一緒に見ることがありました。見終わって、「どう思った?」と聞くと、「あー、自分は日本に生まれてよかった」って言ったんですね。そのときに、「子供ってそんなふうに思うんだ……、自分がそういう目に遭わなくてよかったって思うのか……」と驚いたんですが、息子は「自分さえよければいいと思ったわけじゃなくて、とりあえず自分はそういうところに生まれなくてよかったって思ったんだ」と言っていました。その言葉を聞いて、「でもそれだけじゃなくて、そういう子供達と自分達が繋がっているんだ」って、言いたい気持ちになったんですけど、説明できるほど、私自身が何がどう繋がっているのか分かっていないことに気がつきました。それで、自分も世界の問題と自分達がどう繋がっているか、その関係を知りたいと思い、国連大学の1階にある地球環境パートナーシッププラザを訪ねました。かつて『もったいないばあさん』の本の原画展を開催していただいたご縁があり、相談に行ったんです。環境省と国連大学の方がいらっしゃるところです。そうしたら、その担当の人が、「自分もちょうどそういうことを考えているんです」とおっしゃるんです。そこで、「世界で何が起きているのか、問題と私達の繋がりをまとめて、それを展示できればいいですね」という話になり、「それじゃあ、一緒にやりましょうよ」ということになって、「世界の問題が私達とどう繋がっているか」を教えていただき、展示方法を一緒に考えることになりました。始めてみると、あまりにも大きな問題だったので、最初は、ひとつにまとめるなんて途方もないように思えました。しかもそれを子供達に分かりやすく伝えるようにまとめるのは、本当にむつかしい。説明が長すぎると子供が理解できなくなるし、簡単すぎると伝わらないし。問題の本質に筋を通して伝えないといけない。そんなふうに考え

ているうちに、「世界で今起きている問題は全部、命を一番に考えていれば起きなかつたんじやないか」と思うようになりました。では、命の代わりに何が一番に考えられているのか？

話を最後まで聞いていただけたら分かると思うんですけど、そういうことを話して行くと分かりやすいと思ったんですね。「『もったいない』ってどういう意味？」って子供に聞かれた時は絵本で伝えようと思ったけど、本当はどういう意味なんだろうと思って、私もいろいろ調べました。そうしたら、「もったいない」は、もともと仏教の言葉で、仏教には、「全てのものは仏になる。全てのものには命がある。命のあるものは粗末にしてはいけない」という教えがあり、「もったいない」は命の大切さを伝える言葉だと分かりました。

今、世界で起きている問題は、命をまず一番大切に考えていたら起きた。だからこそ、「もったいない」という言葉をキーワードにして、もったいないばあさんがガイド役になって伝えたら、子供達も聞いてくれるのではないか、そうすれば分かりやすく伝えられるのではと思って始めたのが「もったいないばあさんのワールドレポート展」です。地球環境パートナーシッププラザの人達と一緒に始め、写真やデータの提供などは、国連の機関であるユニセフさんに相談し、ご協力いただくことになりました。これからのお話の中で子供達の話が出てきますが、そのお話はユニセフのホームページで紹介されている実話をもとに私がお話を作り、イラストを描いたものです。地球の問題に巻き込まれている子供達の話。この展示会は、2008年より全国を巡回しています。

## もったいないばあさんのワールドレポート展について

では、「もったいないばあさんのワールドレポート展」の話をこれから始めさせていただきます。子供達に話をする時にはまず、この地球の画像を出します。子供達も「世界」というものをみんな知っているものだと思っていたんですが、世界地図を習うのは、小学4年生か5年生になってからだ

そうで、低学年の子達は、「世界」という言葉は知っているけれども、実はあんまりピンと来ていないらしいと分かりました。そこで、まず、この地球を出して、「これは地球です。私達は、宇宙に浮かぶ、この地球という星の上に住んでいます。地球の上には、私達が住む国日本以外にもたくさん他の国があって、それらの国を全部合わせて『世界』と呼んでいます。これから紹介する話には、みんなが聞いたことがある国の話も出てくるけれど、聞いたことがない、どこにあるのか知らない国の話も出てくると思います。それでも、みんな同じ地球に住む地球人、地球のお友達の話だと思って聞いてください」とお話をします。地球で起きている問題を10に分けて、それをお話してから、その問題に巻き込まれている子供達の話をさせていただきます。

## 1 天気がおかしい

まずは、地球で起きている問題の1番目「天気がおかしい」。ちょっと難しい言葉で言うと「気候変動」。「気候変動」という言葉は大人には分かるけど、子供達には難しいので、「なんか最近天気がおかしいってニュースとかで聞くよね。猛暑の日が続いたり、大きな台風がきたり、雨が降る時に降らなかったり、大雨が降ったり」とお話をします。具体的に言うと分かるようです。そしてそれは、日本だけじゃなくて世界で起きていることです。気候変動の現象のひとつに地球温暖化がありますが、台風が大きくなっているのも温暖化が原因と言われています。それは気温があがって、海で蒸発する水蒸気の量が多くなったために、台風が大きくなると考えられているそうです。2009年、ミャンマーで起きたサイクロンの被害では、高潮と暴風雨で村ごと流されたりとか、東北地方の震災で津波の被害があったように、畑ごとだめになってしまったりするような被害があって、作物が収穫できなくなることを心配されていました。天気がおかしくなって心配なことのひとつは、作物が取れなくなって食料が足りなくなることです。幸い、そのミャンマーのサイクロンでは全てがだめになったわけではなく、人々が飢えることはなかったのですが。気温が上がって、南極や高い山の

氷河が溶けていることも心配されています。ヒマラヤの氷河の話では、子供達に話す時には、「ヒマラヤという高い山があって、その上には氷河と呼ばれる大きな氷が乗っています」と話します。気温が上がって、その氷がはやいスピードで溶けてしまうことが心配されています。何が心配なのかと言うと、ヒマラヤの氷は少しづつ溶けて川を流れていて、その下にはデルタ地帯と呼ばれている豊かな土地が広がっています。そこはみんなの食べ物を作っている穀倉地帯が広がっているんですね。その手前に「氷河湖」って呼ばれている天然のダム、湖があるんですけど、急に気温が上がって流れてくる水がたくさん増えすぎると、湖の水が溢れて下の村や畠が洪水被害に遭ってしまいます。このように、まずは洪水の被害が心配されていますが、その後、氷が全部溶けて流れてしまったら、もう川を通る水が無くなってしまうことも心配されています。

氷河はこれまで少しづつ溶けて、川を流れて、その下に広がるデルタの畠を潤してきました。でも氷が溶けてしまっては水源が無くなるわけですから、流れてくる水が無くなってしまう。デルタ地帯を潤す水が無くなってしまう。将来このまま氷が溶け続けていったら、畠をうるおす水が無くなるから、作物が獲れなくなってしまう。天気がおかしくなって何が心配なのかというと、作物が獲れなくなり食料が不足するのではということが心配されているのです。

「最近おかしな天気が多いけど世界の問題にも関係があるようじゃね。地球は丸く繋がっているからね」ともったいないばあさん。このように、問題の説明の最後にもったいないばあさんのひとこと、メッセージが出てきます。

## 2 森が消える

問題の2番、「森が消える」。この写真はアマゾンの熱帯林です。森をまるでバリカンでかりとるように木を切っている写真なんんですけど、アマゾンでは今、このようにして大豆畠に変えられるところが多いそうです。どうして森が消えているのかというと、木を切っているからです。こんなふ

うにお金になる作物を植える畑を作るためや、その木材を売ってお金を得るために、元々生えていた木を切っているんです。皆さん木の根っこって、見たことがあると思うんですけど、手を広げるようにはっていますよね。土をかかえているんですね。土の中には栄養分があります。土の中の栄養とか水を吸い上げて、木は大きくなっていくんですけど、その木を切ってしまうと、土をかかえている根っこが無くなってしまって、雨が降った時に土が流れされやすくなってしまうんですね。それで、その土と一緒に栄養分も流れてしまつてしまつて、最終的には作物の取れない荒れた土地になってしまいます。土の栄養というのは川を通って海に流れて行って、海の生き物達も育てているのですが、流れていく栄養が無くなってしまって、その代わりに農薬や化学肥料などが流れてくるようになり、海の生き物もいなくなってしまう。森の木を切ると、土地が荒れて作物が作れなくなり、それと同時に森に住む生き物達も住む場所が無くなったり食べ物が無くなったりで、いなくなる。海の生き物もいなくなる。そこに住んでいる人達も最後には、作物が取れなくなると他の土地に移らなければいけなくなる。だから、そこに住む人も生きものも全てがいなくなってしまう。

牡蠣の養殖をしている人で、養殖する場を豊かにするためには、まず、森を豊かにしなければいけないからと、森に木を植える活動をしている人がいます。牡蠣が育つために必要な栄養分には海にないものがあって、森の栄養分が川を通って流されてきて海の牡蠣を育てていることが分かった。だから、「海の生き物を育てるには森を育てることが必要だ」と思ったそうです。

この写真は、東南アジアの熱帯林です。インドネシアの方では、熱帯林の木を切って、アブラヤシの畑にされるところが多いそうです。そのアブラヤシから取れるパームオイルは、私達の生活にもたくさん入ってきています。例えば石鹼や、インスタントラーメン、スナック菓子などに使われています。

もったいないばあさんのメッセージは、「森が消えるということは命が消えるということじゃ。森を大事にしないなんてもったいない」。

### 3 生きものが消える

問題の3番、「生きものが消える」。今すごいスピードで生き物が消えています。動物園にいる動物達のほとんどは絶滅危惧種だそうです。去年、COP10 という生物多様性の国際会議が名古屋でありました。私も環境省の「地球いきもの応援団」のメンバーになり、この「生きものが消える」問題を特集して、COP10 会場で展示とトークイベントを開催しました。もったいないばあさんワールドレポート展パート2の『生きものが消える』です。この内容を収録した本も出ています。だから、生き物が消える問題だけで1時間喋れるくらい話したい内容があるんですが、今日は問題の中の一つとして、短くまとめたお話をさせていただきます。生き物達が、なぜ消えているかと言うと、まず住む場所が無くなっているんですね。例えば、気候が変わってしまうことで、もともとそこに住んでいた生きものが、条件が合わなくなり生きられなくていなくなったり、人間がその土地を開発することで住む場所が無くなってしまったり。アマゾンの熱帯林や東南アジアの熱帯林が切られてしまうと、そこに住む生き物達は、エサが無くなり、住む場所も無くなって、他に移動せざるを得なくなります。あと外来種、皆さんも聞いたことがあると思うんですけど、ペットとして連れてこられたものを気軽にその辺に放してしまうと、もともと住んでいた生き物達が、外からもっと強い生き物が入ってくることでいなくなってしまうことがあります。生き物というのは名前の知られていないものも、すごく大事だと言われているんですね。自分達とは直接繋がりがないものでも、どういう役割をしているか分からない。大事な役割があるかもしれない。一つの生き物がいなくなると、周りの生き物達もつぎつぎと消えて、みんななくなってしまうことになるかもしれません。

これはラッコです。アメリカの西海岸では、ラッコを毛皮として獲るためにたくさん捕まえて、数が減ってしまい、絶滅を心配されたことがありました。ラッコが消えてしまった海で何が起きたかというと、ラッコはウ

ニを餌にしていましたが、ラッコがいなくなることで、食べられる心配がなくなったウニが増えてしまったんですね。そのウニはケルプと呼ばれる海藻を食べていたんですけど、ウニが増えることでバクバクその海藻を食べてしまって、海藻が無くなってしまいました。それで、ウニも食べる物が無くなってしまってしまった。その海藻の中には、貝やイソギンチャクや小さな魚達がすんで、それをエサにしたり子供を育てたりしていましたけど、その小さな生き物達も海藻とともに消えてしまった。ラッコがいなくなることでウニが増えて、海藻が無くなり、それが無くなることで結局ウニがいなくなり、海の小さな生き物達もいなくなってしまった。その地域の生き物が全て消えてしまったんです。ラッコのように、命の繋がりの鍵を握る生き物達は、キーストーン種と呼ばれています。キーストーンというのは日本語で「鍵の石」ということになるんですけど、石を積み木みたいに積み上げて作った橋を想像してみてください。その橋の石のひとつをぽーんと抜くと、繋がりが壊れて、橋がばらばらに崩れ落ちてしまう。そういう繋がりの鍵になる石を「キーストーン」と言い、それになぞらえて、命の繋がりの鍵を握る生き物のことを「キーストーン種」と呼ぶのだそうです。

上野動物園の方に、キーストーン種についてすごく分かりやすい話を聞いたので、それもお伝えしたいと思います。その方はキーストーン種の話をするとき飛行機に例えるんだそうです。地球の生き物が飛行機の一つ一つの部品になっているとして、その飛行機が飛んでいるとします。キーストーン種というのは繋がりの鍵を握る大事なボルトだったり、エンジンの部分を止めている留め金だったり。それを外すとババーっと全て崩れて落ちてしまう。だから繋がりの大事な所のボルトを取ったらみんなばらばらと崩れ落ちちゃうっていう話なんですね。ポイントは、人間もその飛行機に乗っているっていうこと。人間だけが特別で助かるわけじゃない。生き物というのはみんな食べたり食べられたり、助けあったりして繋がっていて、全てで全体のバランスを作っているので、ひとつ消えると、その周りの生き物達もバランスが崩れて、つぎつぎと加速度的に消えてしまうこと

になる。今、生き物が消えていくスピードというのは、自然のスピードの百倍から千倍と言われています。このまま生きものが消え続けていけば、いつかは、人間が消えてしまうことになるかもしれません。

もったいないばあさんのメッセージは、「地球は生きものすべてみんなのもの。地球が美しく豊かな星なのはいろいろな生き物がいるからこそ。みんなで自然のバランスを作っているんじゃよ」。

#### 4 土地が荒れる

問題の4番、「土地が荒れる」。この問題はさっき、森が消えるなどでありお話をしまったので、ちょっと飛ばしていきたいと思います。森は雨の始まりとも言われていて、森が消えるとその地域の天気もおかしくなることにも繋がっています。水を蓄えていた森が無くなることで、川下で洪水が起きたり、雨が降らなくなって土地が干上がってしまうこともあると言われています。一度土地が干上がって砂漠になってしまったら、もう簡単に元には戻らない。農薬や化学肥料で土地が荒れてしまったところもあります。

もったいないばあさんのメッセージは、「目先の利益だけで自然のバランスを崩してしまうと、すべてを失うことになりかねない。最後に残るのは荒れた土地だけになっちゃうよ」。

#### 5 食べものが足りない

問題の5番、「食べものが足りない」。世界では6秒に一人の割合で子供達が食べ物がないという理由で命を落としているそうです。子供達に「みんな、クラス何人？」と聞くと、たいてい30人から40人くらいと言います。「一クラス30人のクラスだったら、3分たらみんななくなってしまう。3分毎にクラス全員がいなくなっているくらいのスピードで、子供達が食べ物が食べられなくて命を落としているそうです」と話します。どうして食べ物が食べられないかというと、その多くは、お金がなくて買えないからという理由です。貧しくて食べ物を買うお金がないから。戦争をしていて

食べ物が入ってこないという理由もあると思います。それで命を落としているたくさん子供達がたくさんいる。この写真はユニセフさんからお借りしたものですが、栄養不良の子供です。そういう子供達が病気になると、命を落としてしまう確率が高いんですね。

皆さん、日本の自給率を御存知ですか？ 約40%。それはテーブルの上に10個食べ物があったとすると、そのうちの4個だけが日本で作られていて、あの6個はお金を払って外国から買ってきていたものということです。それなのに、10個のうち3個も残していると言われています。本当にもったいないことです。この間の震災直後に関東圏のスーパーに食べ物が無くなったりました。食べ物が入ってこなくなつて、「買いだめ」という問題が起きたりしていましたが、その時に思ったのは、「もしも世界の国で日本と同じような災害が続いて、日本に食料が入ってこなくなつたら、いったいどんなパニックになるんだろう」っていうことでした。自給率を上げていかないと、そういう心配が現実になる危険もあると思います。「地産地消」という言葉がありますが、その地域で獲れたものをその地域で消費しようということ。基本的にはその土地で獲れたものをその土地でいただく方が、新鮮なものが食べられるし、移動するためのコストやエネルギーのことを考えても、その土地で消費していく方が自然にやさしい取り組みだと思うんですね。作った人の顔が見られれば安心して食べられると思うし。「ローカライゼーション」って知っていますか？ 地域を大事にしようっていう言葉なんですね。皆が、その土地で作られた食べ物を安心して食べられるようになればいいなと思います。

もったいないばあさんのメッセージは、「日本では、テーブルの上の10個の食べ物のうち6個が、外国で作られて運ばれてきたもの。それなのに10個のうち3個を残しているんじゃよ。もったいない」。

## 6 きれいな水が飲めない

問題の6番、「きれいな水が飲めない」。日本は水が豊かな国で、蛇口をひねるとジャーってお水が出てきますが、世界では6人に1人がこんなふ

うに雨が降ってできた水溜りのような汚い水を飲むしかない環境で暮らしているそうです。あと、トイレがない生活をしている人が3人に1人いるそうです。もったいないばあさんのワールドレポート展の内容を基にしたTV番組を作ったことがあって、その「もったいないばあさんと考えよう世界のこと」という番組の取材で、インドやバングラディッシュなどの国に行ったことがあります。DVDにもなっています。DVDには、そんな踏み込んだ内容の映像も入っていますので、皆さんが学校の先生になられた時にはぜひ、国際理解や人権の授業を行う時に使っていただけたらと思います。

バングラディッシュの洪水というのは、わーっと鉄砲水みたいに来るのではなくて、水が引かず、ずっと水浸しの状態が続いているんだそうです。トイレがない生活では、自然のトイレで、その辺でするわけです。子供達は家の前でしゃがんとする子もいます。水はNPOの方々が頑張って、わりとスラムでも井戸が設置されているところが多いそうですが、洪水が起きると、井戸もうんこやおしっこも全て全部まぜこぜになってしまうので、それでもう水が飲めなくなってしまったり、汚い水を飲むことで、感染症が広がる心配が出てきます。今、東北の方でも瓦礫の中から蠅が発生して、感染症が心配されています。抵抗力の低い子供達は命を落としてしまう危険もあります。この写真にも、後にロバみたい動物が写っていますが、動物達もその辺でうんちやおしっこをしますので、不衛生な状態です。それから水汲みの問題もあります。一日がかりで家族のために水を汲みに行く子供達がいます。水汲みのために学校に行けなくなることもあります。この水の問題が日本とどう関係があるかというと、やはり食料自給率の問題が関係しています。作物を育てるためにも水は必ず必要なんですね。食料を輸入するということは、そこで使われた水も輸入していることになると考えられています。水の取り合いで戦争が起きる国もありますが、水は生きていくために誰もが必要なもの。だからこそ分け合わなければいけない。誰かがもっとと思って多くとると、誰かの分がなくなってしまう。

もったいないばあさんのメッセージは、「みんなが必要なものだからこそ、分けあわなきやいけないね」。

## 7 戦争が起こる

問題7、「戦争が起こる」。世界では今でも約30から40の地域で、戦ったり争ったりしています。アフリカにシオラレオネという国があります。ダイヤモンドの利権を巡って争いが絶えなかった所なんですね。これはそのシエラレオネで足を失った元子供の兵士の写真です。誰かから物をとろうしたり、自分達とは違うということで戦ったり争ったり。子供達には、「みんなは、人からものをとったり、自分と違うからって誰かを苛めたりしてはいけませんって知ってるよね。そういうことを知っていたら、戦争する大人にならないと思うから、ならないでね」って話をします。

もったいないばあさんのメッセージは、「奪い合いや殺し合いは、幸せな生活を壊すだけではなく、心に大きな傷を残すものじゃ。戦争ほどもつたいないことはない」。

## 8 難民が生まれる

問題の8番、「難民が生まれる」。この写真はチャドの難民キャンプです。難民と国内避難民を合わせると、その数は約6,700万人と言われています。戦争が起きて逃げて来たり、雨が降らず土地が干上がって砂漠になり、作物が育たなくなつたため、移り住むようになった人達もいます。問題があると、難民が増える。だから、世界が平和になれば、難民もいなくなると思うのです。

もったいないばあさんのメッセージは、「地球の問題を解決しない限り、いつまでたっても難民はなくなるない。早く難民のいない世界になったらいいね」。

## 9 子どもが働かされる

問題の9番、「子どもが働かされる」。児童労働という言葉があります。

先週の日曜日は児童労働の日でした。ILO（国際労働機関）の発表では、世界で働く子供達は約2億1,500万人と言われています。この本では、ユニセフ独自の調査の数字で、約1億5,800万人と書いてあります。子供を隠したり年齢をごまかしたりするので、実際には何人いるのか分かりません。けれども、数えきれないほどの子供達が働かされています。

この子はエルサルバドルで1日12時間木炭を袋詰めする6歳の男の子。子供というのは単純な作業を力づくでさせることができ、しかも安い賃金で働かせることができる。中には、さらわれて子供の兵士にされる子もあります。2週間くらい戦う練習をさせられるそうです。2週間くらい子供に銃を持たせて、こうやって撃つ、隠れるという練習をさせて、すぐに前線に送り出してしまう。子供だから怖いって思うじゃないですか。そうすると麻薬を注射して、ぼーっとしたところで子供に銃を持たせて撃たせる。そんなふうに兵士にされている子供達は世界に約25万人もいるそうです。

まるでロボットみたいに、機械のように扱われてしまっています。子供にだって、嫌だって思う心があるのに。

インドに行ったときに、ドライブインで働いている12歳の男の子に会いました。インドのドライブインでは、皿洗いとして働く男の子がたくさんいるそうです。その子は、「学校には行ったことがない。朝8時から夜8時まで働いている」と話していました。雇い主に聞いても、子供の年齢をごまかしたり隠したり、「家族だから手伝っているだけ」とうそをついたりします。だから、実際に何人の子供達が働かされているのか、本当の数は数えられないのです。この12歳の男の子のことは、インドのNPOにお願いしてレスキューの対象にしてもらうことになりました。

救出されたりハビリセンターの子供達に、働かされていたときのことを聞くと、本当に危ないような目に遭っている。閉じ込められて働かされていたとか、炎天下の中で水も食べ物も十分ではない状態で働かされていたという子もいました。私達の持ち物の中には子供達が働いて作った物が含まれているかもしれません。チョコレートかもしれないし、Tシャツかもしれない。

働く子供達は学校に行っておらず、読み書きとか計算ができない。できないから、将来いい仕事に就くことができず、貧しい生活からずっと抜け出せない。子供にはみんな、元気に育ち、幸せに生きる権利がある。でも、学校に行けず働かされている子供達は未来への希望を持つことができません。子供達は地球の未来を作っていく人達。世界の宝なのに。

もったいないばあさんのメッセージも、「子供は世界の宝。子供を守り育てることは、とても大切なことなんじゃよ」です。

インドに取材に行った時のテレビ番組で言ったことですけど、学校は、読み書きだけを勉強するところじゃなくて、そこで友だちを作ったり、ルールを守ったりすることを知ったり、社会性を身につけたり、の場所でもあると思います。働くだけの世界と、損得勘定だけで生きていると、お金もうけで価値を決める大人になっちゃうかもしれない。子供達には、何が良くて何が悪いか、ちゃんと分かる大人になってもらいたい。だからこそ学校で勉強することは大切だと思うんです。

## 10 お金持ちと貧しい人の差が広がっている

最後の問題ですが、10番「お金持ちと貧しい人の差が広がっている」。「格差」というのは、最近日本のテレビでもよく耳にする言葉ですが、お金持ちはもっとお金持ちに、そして貧しい人はその貧しい暮らししから抜けられず、その差がどんどん広がっているということです。この写真はバングラディッシュのスラムです。床が水浸しで、ばい菌がうじゅうじゅいるんじゃないかなって思うような所もありました。世界に10人の人達がいるとすると、そのうちの2人は金持ちで、との8人はお金持ぢゃない。8人のうちの1.5人はもっとも貧しい暮らしをしている人達、最貧困層と言われていて、約10億人もいるそうです。私達日本人は、お金持ち2人のうちに含まれています。テーブルには食べ残しをするほどの食べ物が並んでいて、水道をひねればきれいな水が出てくる。お誕生日には何を買ってもらうか迷うほど、物が溢れている。その一方で、世界には、子供達が学校に行かず働いても、その日食べる物も買えないほど貧しい人達がいる。

水汲みをして学校に行けない子供達もいます。兵士として戦わされている子供達も。同じ地球にすむ地球人なのにどうしてこんなに違うの？ なんでこんなに違いがあるんだろう？ と思います。

なぜか？ は、私達がお金で物を買う社会の仕組みの中で暮らしていることがあります。豊かな生活をするためにお金を得ることが一番に考えられてしまっている。一番始めに、命よりも先に考えられている物はなんだろうって言いましたが、それはお金を得ることなんですね。お金があれば、安全できれいな水が出る所に住み、食べ残すほどの食べ物を買うことができる。けれども、お金がないと何にもできない。お金がないために、食べ物を買えない人達がいる。お金がなくて子供達が学校に行かず働くことにもなる。学校に行かないからずっと貧しさから抜けられなくなる。

また、貧しい暮らしでは犯罪が増えます。買えないから人の物を盗むことになる。そうすると争い事が起きてしまう。それがテロに繋がっていつたり、紛争とか戦争に繋がって、難民になってさらに貧しくなってしまう……。貧しさから森の木を切って、結局その土地は作物が作れない荒れた土地になってしまう。もともとはそこで自給自足していたのに、お金を得るために森の木を切ってしまって、そこに住めなくなつて難民になってしまいます。そして、難民になって移動すると、もともとそこに、移動先に前から住んでいる人達と争いごとになる。それでまた戦争が起きてしまう。そして、ずっと貧しさから抜けられない。そういう人達がたくさんいるんです。

これまでお話ししてきたように、そういう人達の暮らしも、私達と繋がっています。もしかしたら、私達の暮らしの中にも森の木を切って作ったものが入っているかもしれない。もしかしたら、子供達が学校に行かないで働いて作った物があるかもしれない。もしかしたら、私達のテーブルの食べ物の中には、貧しい人達の国から入ってきたものがあるかもしれない。天気がおかしくなつて食べ物が足りなくなると、値段が上がります。私達が買うことで、その人達はがますます買えなくなるかもしれない……。

私達はこの地球の上の地球人として、繋がっています。自分さえよけれ

ばという考え方を持たずみんなで分け合う。「分け合う」ってものすごく大事だと思うんです。足りないとなった時、パニックになって買い占めに走るのではなく、冷静に行動することが大事だし、まずは一番必要な人に、そして分け合う。パニックにならないでみんなが思いやりの中で生きていける安心感が持てる社会になればいいですね。

もったいないばあさんのメッセージは、「自分さえよければ」という考えを持たず、分け合う心があれば平和な世界に必ずできる。どうしたらみんなで平和に暮らしていけるかを考えていこう。できることをやらないなんて、もったいない」。

そして、最後のメッセージは、「命はすべて繋がっていて、ひとつひとつの命が大切なんじゃよ」です。

## 世界に暮らす10人の子どもたち

今度は世界の問題に巻き込まれている10人の子供達を御紹介します。これはユニセフのホームページで紹介されている子供達の実話を基に、私がお話とイラストをかきました。実際にこういう子供達がいると思って聞いてください。

——『もったいないばあさんと考えよう世界のこと』（講談社）に収められている「世界に暮らす10人の子どもたち」の朗読を通して、児童労働や地雷被害、少年兵、水汲みで1日がかり、ごみ拾い、ストリートチルドレンなど、世界の子供を取り巻く問題を紹介。——

## おわりに

いろんな子供達を見てきました。日本にもつらい状況の子供達がたくさんいますけれども、世界にもとても多いです。そういう子供達と世界の問題が私達の暮らしとどんなふうに繋がっているか、その全体像を今日はお伝えしました。これをきっかけに、自分には何ができるか、今後どういう

ふうに暮らしていくかということを考えていただけたらいいなと思います。DVD「もったいないばあさんと考えよう世界のこと」では、もう少し伝えたいと思ったこともお話ししています。自分に何ができるのか？もしも海外にボランティアに行ったり、寄付ができたりするなら、それはもちろんした方がいいと思います。助け合いとか支え合いというのは必要だし大事だし、できるならやったほうがいい。でも、遠くまで行けなかったり、お金がなかつたりしても、自分ができることを身の回りですればいいのだと思うんです。自分が住んでいる町を、子供達が笑顔で安心して暮らせる町にしたいって思うこと。それでいいと思う。インドに取材に行った時にも感じたことですが、つらい状況の中で生きている子供達には笑顔がありません。でも貧しくても家族と一緒に住んでいたり、家のお手伝いという感覚で働いている子達には、笑顔がある。だから、笑顔があるかないかが分かりやすい。子供達は、楽しいと笑うし、楽しくないと笑わない。希望がない状態で働かされている子供達には笑顔がない……。

DVDでお伝えしているメッセージは、自分が住んでいる町を子供達が笑顔で安心して暮らせる町にしたいと、みんながそう思ってできることをすればいい。例えばパトロールしたり、ゴミを拾ったり……、自分の町を子供が笑顔で安心して暮らせる町にするために、それぞれが自分にできることをすればいい。「そうすれば、その町に住む人はみんな幸せだと思うじゃろう。そういう町が世界に広がって行けばええんじゃよ」というような内容です。子供達には、自分のことだけでなく人のことも考えられるような大人になってもらいたいです。

『ミ バチの羽音と地球の回転』という映画を御存じですか。鎌仲ひとみ監督が作った映画で、最近それを観て感銘を受けました。日本の祝島で原発反対運動をする人々と、スウェーデンの自然エネルギーについての映画です。スウェーデンには、全て自然からの力を利用する暮らしに変えて行こうとしている人達がいます。その地域で作られた物を食べ、うんこやおしっこも肥料として使い、全てが循環する暮らしを目指す人達。自然に感謝して大切に守りながら、自分達の暮らしに生かしていく。危なくない

し、全てが役に立つ。

もったいないことがない。私達もこんなふうに暮らして行けたらいいなあと思いました。2つの映画とも、機会があれば、ぜひご覧になってください。

今日は、私の話を聞いてくださりありがとうございました。皆さんが暮らしの中で、地球の問題と自分達が繋がっていることを感じ、自分さえよければではなくて分け合うこと、自分にできることは何かと考えていただけたらうれしいです。ありがとうございました。

(2011年6月14日 テープ起こし：山口政之)

# 西鶴の隠れ里

描かれざる空白を読む

畠中 千晶

The mysterious and dangerous world of Saikaku's story:  
Reading between the lines

Chiaki HATANAKA

One of the stories included in *Saikaku's Short Stories Gathered from Various Districts* (*Saikaku Shokoku Hanashi*), “A Pinwheel in Dreamland” (“Yumeji no Kazaguruma”) is usually seen as a typical story of someone visiting a strange land, in the same way as is another story included in the same book, “A Treasure Ship in Future” (“Yukusue no Takarabune”). But when we try to adapt a typical template of stories about visiting strange lands to these two stories, the former deviates from the rules, as opposed to the latter, which adheres to the rules.

According to SAIYOU Tsutomu (*Mythology of “Spirited Away”* (*Sen to Chihiro no Shinwagaku*), Tokyo: Shintensha, 2009, p. 24), we can recognize a typical template from many stories visiting strange lands. This template has four laws:

- I. When the protagonist visits the strange land, he goes there by chance.
- II. Every experience in the strange land is unusual.
- III. When the protagonist escapes from the strange land,

he carries it out through his own will.

#### IV. After leaving the strange land, the protagonist changes.

Adapting the template to the story “A Pinwheel in Dreamland,” we find that it lacks the fourth law. Saikaku seems to decide not to describe any changes of the protagonist.

This paper concludes that we can fill up the blank space concerning the protagonist’s changes with another story by Saikaku, which is included in *Vengeance stories of Samurai (Budo Denraiki)*, “The Fatal Sea of Mermaid” (“Inochi Toraruru Ningyo no Umi”), which suggests that the protagonist, a brave soldier, will ruin himself without proving himself right.

## 1. はじめに

『西鶴諸国はなし』所収の「夢路の風車」という話は、同書に収められた「行末の宝舟」とともに、典型的な異郷訪問説話として読まれている。確かに「異郷を訪れて、また帰ってくる話」という点で、それは定型をふまえているように読める<sup>(1)</sup>。だが、果たしてそれは本当に定型通りの異郷訪問説話と言えるのだろうか。定石をどこかで踏み違えているということはないか。

また、「夢路の風車」と「行末の宝舟」とを比べた場合、「前者は異郷でヒーローとなった奉行の凱旋を扱う輝かしいものだが、後者は竜宮に旅立った者たちが二度と戻ることはなかったという結末で、異郷訪問譚の内包する闇の部分を扱っている」との見方もある<sup>(2)</sup>。これについてもまた、果たして「夢路の風車」は本当に「輝かしい」ストーリーと言えるのだろうかという疑問が浮かぶ。あるいは、誤解を恐れずに言えば、《闇》の深さは、実は「行末の宝舟」よりも格段に深いとさえ、言えるのではないか。というのは、結論を先取りして言えば、「行末の宝舟」は定石通りの異郷訪問説話だが、「夢路の風車」には、この定石を巧みに逸脱している部分が認められるからである。そして、この逸脱の中にこそ、描かれざる、また別の《闇》が広がっていると見る。

本稿が考察対象とする「夢路の風車」は、西鶴研究会編『西鶴が語る江戸のミステリー』の巻頭話に据えられているものである。この教科書は、「ミステリー」をキーワードとして、西鶴作品が含みもつ多様な謎、解明し尽くせない闇の探究を試みたものである。筆者も分担執筆に加わった縁で、その後も折に触れて、本書を教材として大学の講義で用いてきた。毎回の講義で、学生らと共に西鶴が仕掛けた謎の解明に（あるいはその謎をますます深く濃くすることに）挑むのは、心躍る時間でもある。こうした実践の中で、本話は当初想定していた以上に、実は相当に「怖い」話なのではないかと考えるに至った。

本稿では、異郷訪問説話の型とその逸脱という点から見えてくる、描かれざる空白——辺境警備の奉行の行く末が暗示する、思いのほか陰惨な結末——について、西鶴の他作品をも参照しつつ、その意外な怖さに迫ってみたいことにしたい。

## 2. 異郷訪問説話の型とその逸脱

西條勉による『千と千尋の神話学』は、神話学の立場から異郷訪問説話の話型分析を実践し、スタジオジーリ映画『千と千尋の神隠し』がなぜ面白いのかを読み解いた興味深い書である。西條（2009）によれば、文字に記された世界最古の物語『ギルガメッシュ叙事詩』にもある異郷訪問型の話とは、世界最古の話型であり、それゆえにダイヤモンドのように完成度の高い形式をもつという（同書13-18ページ）。つまり、作者の個性さえも超越するほどに非常に硬度が高く、壊れにくい話型として存在しているということである。また、その異郷訪問説話には、大きく分けて次の四つの法則が存在するとされる。

第Ⅰ法則 異郷に入るときは、偶然に行く。

第Ⅱ法則 異郷での体験は、異常体験である。

第Ⅲ法則 異郷から出るときは、自分の意志で出る。

第Ⅳ法則 異郷から出た後、主人公は変化する（同書24ページ）。

試しに、この法則を『伽婢子』「隠里」に当てはめて見てみよう<sup>(3)</sup>。

まず、「第Ⅰ法則 異郷に入るときは、偶然に行く」についてはどうだろうか。立身を願う武士が、京都在住の知人を頼って播州印南（現在の兵庫県加古郡稻美町印南）から上京する。だが、この知人はすでに亡くなっている。落胆して別の知人を頼ろうと宇治に向かう道中で、日が暮れて道に迷い、来栖野の古い堂で夜を明かすこととなる。深夜、異形の者ら（猿の顔をし、武士の装束に身を包んだ者ども）がこの堂に現われる。化け物だと察知した武士は、天井に隠れ、大将らしき者の肘を矢で射る。不意を突かれ、恐怖におののいた異形の者らが退散した翌朝、点々と血がこぼれているのを頼りに「行すゑを見とゞけばや」と跡を追う。西鶴の「夢路の風車」に登場する中心人物も武士であり、その剛胆さを強調する形で人物造型がなされている。この『伽婢子』の中心人物も「弓馬の道に稽古の功をかさね」た強者として造型されている。<sup>つわもの</sup>剛胆さをもつゆえに、異界との接点も開けていくという特徴が、両話の共通項として指摘できる。やがて血の跡は、大きな穴の淵に行き着く。ここで、武士はいよいよ妖しいとは思いながら、穴の淵で思案するうち、偶然にも雨で濡れた土がすべり、踏み外して穴の中へと落ちていく。よって、「異郷に入るときは、偶然に行く」という第Ⅰ法則は、極めて忠実に守られていることが確認されるだろう。

では、第Ⅱ法則はどうであろうか。洞穴の奥に宮殿があり、猿の顔をした異形の者どもが門番をしていることも異常であるが、武士が、偽りをもって異形の者を退治するという冒険もまた、伝奇的な奇異な魅力をもたらす。この武士は、自らを医者と偽ったうえ、獣を仕留めるため鏃に塗る大毒を「不老不死」の薬と偽って猿どもに飲ませ、一網打尽にするのである。また、猿にかどわかされた二人の美女と出会うことでも異常なことの一つであろう。「異郷での体験は、異常体験である」という第Ⅱ法則もまた、十分に守られていると言える。

では、「異郷から出るときは、自分の意志で出る」という第Ⅲ法則はどうであろうか。この武士は、猿の門番に向い、「都に帰るべき道をしめし給へ」と述べていることから、速やかに帰ろうとの意志を固めているよう

に思われる（あるいは、これは、医者らしく装って門番を欺かんがための言辞か）。また、猿の退治を終え、二人の美女から都に連れ帰って欲しいとの懇願を受けた際、人間界に立ち返る道がわからず、「いかゞすべきと案じわづらふ」さまが描かれる。ここにも、異郷を出ようとする意志が確認される。意志はあるが、方法がわからないというところで、新たな異形の者が出現する。大黒天神の使者、五百歳の齢を保つ白鼠がその正体である。八百歳の齢を保つ猿どもに住み処を奪っていたが、天道が武士の手を借りて、猿を滅ぼしたのだと説く。この白鼠（豚の大きさという）が武士らを人間界に送り返してくれるのである。挿絵には、武士、二人の美女のそれぞれを背に乗せて走る鼠と、財宝を口にくわえて共に走る鼠が描かれている。よって、第Ⅲ法則もまた、守られていると言えるだろう。

第Ⅳ法則はどうであろうか。「異郷から出た後、主人公は変化する」という法則は、多くの場合、「主人公は成長する」ということになろう。この武士の場合、美女の親それぞれに請われて、二人とも妻に娶り、「それより武門の望をはなれ、富裕安穏の身となりぬ」という変化を遂げる。武士としての立身出世を望んでいた者が、異郷体験を機に武士であることを放棄するのは、「成長」とは言えないだろうが、少なくとも「変化」したには違いない<sup>(4)</sup>。以上の検討から、『伽婢子』「隠里」は、異郷訪問説話の法則に完全に当てはまっているということが言えるだろう。

それでは、西鶴の「夢路の風車」の場合はどうであろうか。第Ⅰ法則に關しては、「有時山人の道もなき草木をわけ入を、奉行見付て跡をしたひ行に」とあり、偶然に見かけた「山人」が道もないような草木の間を分けて進んでいく姿に興味を感じ、その跡を付けていくのであるから、この時点では、法則に従っていると言える。また、峰を越え、谷間を越えて追跡した先に「おそろしき岩穴」があり、例の「山人」がここに入ったのを見届けた時、「我是迄来て、此中見届ずにかへるも、侍の道にはあらず」と思い定めてその中に入る点に関しても、これは、領内の諸事情を隈なく把握しておくべき立場にある奉行としての使命感と、未知への恐怖をも克服すべきと思う、侍ゆえの克己心と思われる。つまり、奉行は私利私欲に突

き動かされて異郷に入ったのではない（自分で望んで行ったのではない）という点で、第Ⅰ法則にほぼ当てはまると考えて良いだろう。異郷には「望んで行くと帰れない」という裏の法則があるという（西條、2009、64-66ページ）。たとえば、『千と千尋の神隠し』において、千尋の両親は、廃墟となったテーマパークを見て、「おもしろそだから行ってみましょうよ」と自らの意志で近づき、無人屋台の料理を無断で大量に食し、結果として、千尋の助けなくしては帰れない豚の姿へと変わる。これに比べると、「夢路の風車」の奉行の場合、個人的な利益や興味のために自ら進んで異郷に足を踏み入れたのではないという点で、やはり「偶然に行く」部類に入れて良いと判断される。

第Ⅱ法則については、これは、山中の岩穴の奥で金魚が泳いでいる点から始まり、豪華な宮殿のたたずまい、冬山に春の景色が出現する不思議、女房を二人娶る婚姻制度など、すべてが異常であって、完全に当てはまる。

では、第Ⅲ法則はどうであろうか。異郷の国王に「汝此国にては命みぢかし。いそひで古里にかへれ」と言われば、誰しも一刻も早く帰りたいという心境になることであろう。この点は、明示的ではないものの、ほぼ法則に合致していると考える。

問題は第Ⅳ法則である。主人公は果たして変化していると言えるのだろうか。多くの異郷訪問説話において、主人公は異郷を脱出した後で人間的な成長を遂げる。これは、特に童話などに顕著な展開であろう。先に検討した『伽婢子』においては、武士であった主人公が、異郷から持ち帰った財宝を元手にして暮らすことを思いつき、武士であることを捨てるという展開を遂げる。成長とは言えないものの、確実に変化していると言える。ところが、「夢路の風車」においては、何の変化も描かれていないのである。異郷脱出後の出来事は、板本においてわずか二行あまりほど、次のように記されている。

すみなれし國にかへり、ありのままに申せば、其所をさがし出せと、  
数百人山入して、谷峰たつね見れども、今にしがたし  
もとの國に帰り次第、國主にすべてを報告した。その結果として数百人

が手分けして山の中をあちらこちらと探したが、今に至るまでその岩穴は見つからない。これは、「隠れ里」伝説としては当然の帰結であって、それ自体に不思議はない。二度とその場所に帰れないからこそ、「隠れ里」なのである。だがこの一節は、異郷訪問説話の法則に照らした場合、「主人公の変化」という局面が明らかに削ぎ落とされている結果ということになりはしまいか。『伽婢子』の主人公は、異郷から財宝を持ち帰っているが、本話の主人公は、豪華な反物「から織の嶋きぬ」を褒美として異郷で受け取るところまでは記されていても、それを確かに持ち帰ったという記述はどこにも見当たらない。たとえば、宮沢賢治の「どんぐりと山猫」では、一郎が家に帰った時、黄金のどんぐりは、「あたりまえの茶いろのどんぐり」に戻っていたという。本話では、そうした品物の劣化（あるいは通常化）さえも、描き込まれていないのである。奉行が体験した異郷を証明できるものは、何一つないということである。そして、異郷訪問説話の法則に照らした場合に見えてくるのは、文面においては少なくとも主人公の変化は何一つ描かれず、その後の情報が欠けているということである。これは、何を意味しているのであろうか。西鶴は意図的に情報の欠落を用意したのであろうか。

それについての検討は、今しばらく保留にし、ここでもう一つ、『西鶴諸国はなし』において、本話と共に論じられることの多い「行末の宝舟」についても、法則との照応関係を確認しておきたい。最初に異郷の訪問者となる「根引の勘内」という暴れ者は、諏訪湖の氷が溶ける季節に、危険だと止められたにもかかわらず、回り道を厭い、自分の意志で湖の上を渡った挙げ句、浪の下に沈むこととなった。「望んで行くと戻れない」という法則通り、勘内は異郷にとどまる存在となる。また、勘内の語る異郷の魅力（とりわけ異郷の女たちの好色ぶり）に心惑わされた男たちもまた、望んで行った以上、決して戻れないととなる。他方で、「命に替る程の用あり」との口実を設けて一人乗船を取りやめた男が、その後長寿を保ったという事実も、この法則を側面から補強するものとなるだろう。このように「行末の宝舟」は、見事なまでに異郷訪問説話の定石に完全に当てはまる

ものとなっているのである。

### 3. 「辺境警備の奉行」という人物設定

「夢路の風車」の主人公には、どのような人物造型がなされているだろうか。

まず、飛騨という山深い土地で辺境警備に当たる奉行としての設定が、第一に挙げられる。この「辺境警備の奉行」という位置づけは、西鶴の描いた他の話と本話とを対比させるうえで、鍵になるポイントである。これについては、後に再度触れることにしたい。

第二に、異郷への入り口となる岩穴を前にして、たじろがずにその中に入っていく勇気ある武士の姿も記憶されるべきである。先に検討したように、ここには、領内の諸事情を隈なく把握しておくべき立場にある奉行としての使命感と、未知への恐怖も克服すべきと考える、侍ゆえの克己心が読み取れる。

第三に、異郷で夢枕に立った、「首」だけで胴体のない女商人二人の訴えを聞き入れ、その証拠（二またの玉柳）を問い合わせたうえで、実際に女性たちの遺体を発見し、谷鉄という男の不正について「国王」に報告して、無事に殺人事件を解決するという点に、武士としての剛胆さ、冷静沈着な判断力を見て取ることができる。

これらを総合してみるなら、この奉行は、武士としての行動力、判断力、誠実さなどの点で、非常に好意的に造型されていると言って良いだろう。

だが、ここでさらに踏み込んで考えてみるべきことは、異郷が人間の深層心理の投影ともなっているということである。自らの剛胆さに自信をもつ武士は、異郷において、不正を暴き、手柄を立てる。これは、見方を変えるなら、理想的な武士像を自らにおいて体現したいという深層心理の表われと言えるのではないだろうか。そして、異郷での成功体験が、その後の武士の判断や行動をも狂わせていくことになる。

異郷においては、夢枕に立った女性二人の言葉が、夢から覚めたのちも、

ことごとく「現実」（あくまでも異郷内体験としての現実）において裏付けられてゆき、結果として、異郷に正義をもたらす特異な存在感を發揮する（あたかも、町人だけが存在していた世界に、武士が異人として混入し、事件を解決したかのごとくである）。人の命を奪ってでも、美しい絹織物を手に入れようとする、物欲に支配された暴力的な世界において、武士としての知力、胆力が最大限に發揮されるのである<sup>(5)</sup>。

やがて、異郷から送り帰されたこの男は、現実世界において、異郷での体験を再現しようとするかのように、国の守に「ありのままに申」し上げるという愚行に出る。思慮深いはずのこの奉行にしては、これは、いささか短慮にすぎた行動とは言えまい。『数百人山入して、谷峰たつね見れども、今にしがたし』との一文に、人海戦術では非でも隠れ里を探し出そうとする国の守の欲望が見え隠れしている。その動機は、単なる異郷への憧れなどではなく、世にも珍しい絹織物を初めとする財宝入手することにあるだろう。だが、隠れ里の本来の性質からして、二度とその場所を見出すことはできない。奉行の言葉に「信」を置き、あまたの武士を動員したものの、その言葉を裏付けるものは何一つ見出すことはできなかつたのである。奉行の立場はその後一体どうなるであろうか。

ここで再び、「辺境警備の奉行」という設定について考えてみたい。この奉行は郡奉行<sup>こほり</sup>と呼ばれる存在であろう<sup>(6)</sup>。この話の舞台は、鉱山と山林という天然資源に恵まれた飛騨の地である。飛騨は、慶長5年（1600）から元禄5年（1692）までの93年間にわたり、三万八千石の高山藩、金森氏六代が治めていた土地である（『岐阜県史』通史編近世上、533ページ）。『西鶴諸国はなし』が出版されたのは貞享2年（1685）、その7年後に飛騨は幕府の直轄地となる。幕府はなぜ飛騨の土地を欲したのだろうか。表面的な理由はどうあれ、鉱山と山林という天然資源がその根底にあったことは否定できないのではないか。つまり、西鶴当時、飛騨という土地は、山深く人影もまばらで、しかも、豊かな資源（金銀財宝のもと）が眠る、まさしく「隠れ里」にふさわしいイメージを宿した土地と言って良いだろう<sup>(7)</sup>。

ところで、「辺境警備の郡奉行」が中心人物となり、異形の者に遭遇す

る話は、他の西鶴作品にも見出されるものである。『武道伝来記』所収の「命とらるる人魚の海」を次に参照してみる。

松前藩の海浜警備の奉行役人・中堂金内<sup>きんない</sup>が、ある時、「鮭川」と呼ばれている入り江を小舟で横切ろうとしたところ、人魚に遭遇する。船頭や他の人々は恐怖のあまり気絶するが、ただ一人金内のみ、小型の弓を射かけ、命中した人魚は波に沈んで一件落着した。その後、城下に戻り、業務報告を行ったついでに、旅物語の一つとしてこの一件を語ったところ、皆がそれは手柄だと褒めそやし、ぜひ、大名に報告しようと騒ぐ。ところが、それを快く思わない青崎百右衛門という武士が、この人魚退治を偽りであるかのように申しなし、確かにすることは御前の耳には入れない方が良いと述べる。金内の肩をもつ武士が、歴史上の怪事件を多数紹介しながら、このたびの大魚も十分にあり得ることだと説得を試みるも、なお、百右衛門は嘲弄し続ける。これを聞き伝えた他の人々には、金内の言を胡乱<sup>うろん</sup>に思う者もいて、金内は腹に据えかね、百右衛門を討ち果たそうかと思う。だが、それではさらに自分が疑われるだろうと考え、その人魚を探し出し、動かぬ証拠を示したうえで百右衛門を討ち果たそうと覚悟を決め、「鮭川」のほとりで人魚搜索に専念する（漁師を雇い、大網を引かせたほか、自身も血眼になって探し続ける）。だが、心労がたたったのか金内はその地で絶命。金内の妻もすでに死んでいたため、あとには娘一人が残される。娘は父の後を追って死のうと駆けつけるが、誰一人それに続く使用人もなく、娘の孤独な境涯が強調される。唯一、娘の後を追って駆けつけたのは、金内の側女である鞠という女性のみであった。この二人が金内の遺骸を抱いて海に飛び込もうとしたその瞬間、殿の命によって駆けつけた武士が二人を引きとどめ、百右衛門という敵を討つようにと諭す。助太刀役の武士も付き、二人の女性が見事百右衛門を討ち果たし、百右衛門の一族は滅亡、二人の女性はそれぞれに嫁ぎ先を得るという目出度い結末が用意されている。さらに、それから五十日を経て、金内の矢が刺さった人魚が発見されたと殿の御前に差し出され、金内は死後に侍の名をあげることになる。

本話は、諸国の敵討ちを取り集めた『武道伝来記』に収められており、

伝奇的興味を契機として話を展開させているものの、眼目は武士の名誉の失墜と回復にある。その点で、諸国の綺談を取り集めた『西鶴諸国はなし』とは、趣向の違いはある。だが、主要人物の設定という点に限るなら、「夢路の風車」は飛驒という辺境を警備する「奉行」であり、「命とらるる人魚の海」は、これもまた松前の海浜という辺境の地を警備する「奉行」という設定で、両話は共通しているということになる。しかも、「命とらるる人魚の海」では、歴史上、話題となつた怪事件の第一の例として、「古代にも、人王十七代仁徳天皇の御時、飛驒に一身両面の人出る」（傍点筆者）との話題が語られている。これは、松前での綺談を語る西鶴が、飛驒の地における綺談を、同時に想起していたことを示すものとなるだろう。

松前という土地についても、『松前町史』を参照しつつ、さらに考察を進めてみよう。この松前藩は、安政元年まで近世唯一の無高の藩であるという。將軍からの知行は、主にアイヌ交易独占権の形を取り、上級家臣に対する知行もその独占権の分与（<sup>あきないば</sup>商場知行）となる。このほか和人地内の一定の村を支配する権利や、和人地内で鮭漁をする権利、松前・蝦夷地の一定地域で鷹を獲る権利などが、上級家臣に対する知行となっていた（『松前町史』通説編第1巻上、407–409ページ参照）。ここで、西鶴の話に登場する地名が「鮭川」であることを想起したい。諸注釈を見ても、「鮭川」は未詳とあるばかりだが、あるいは、特定の地名である必要はないのではないか。松前の地において鮭の捕れる川とは、そのまま知行としての役割を果たすものである。しかも、藩主一族や家老職などの最上級家臣にのみ許された知行である。「鮭川」という名は、そのまま「富の流れる川」の謂いとなるのではないだろうか。つまり、人魚という異形の存在に遭遇した場所とは、富の眠る場所でもあったということである。

このように考えた場合、「夢路の風車」との近似性がさらに高まるようと思われる。すなわち、富の眠る飛驒の奥山（「隠れ里」）と、富の眠る「鮭川」（松前の「隠れ里」）という対応が見出されるからである。しかも、その「隠れ里」において、異形の者を相手にしてもひるまず、剛胆さを見せることのできた者だけが、奇異な体験をするのである。

その一方で、「命とらるる人魚の海」の展開は、「夢路の風車」における情報の欠落を補うものとしても機能していくように思われる。情報の欠落とは、異郷訪問説話の第Ⅳ法則「異郷から出た後、主人公は変化する」という展開が、「夢路の風車」には描かれていないという、先に検討した問題のことである。

「命とらるる人魚の海」の金内は、異形の者に遭遇しても慌てず、心静かに弓で仕留める。また、その一件を声高に自慢するでもなく、旅の四方山話の一つとして淡々と仲間に披露する、節度ある振る舞いを見せる。そうではあるけれども（あるいは、金内が淡々と披露したからこそ）、話題の珍奇さがかえって人々を強く刺激し、結果として、金内の発言の信憑性までが疑われ、噂に上ることとなった。これは、「武士の一分」に関わる事態である。武士がひとたび口にした言葉は、時として命に代わるほどに重い。

こうした武士の姿をのちに描くことになる西鶴が、他方で、『西鶴諸国はなし』において、珍奇な出来事の体験者に、あえて武士を置いているのである（もっとも、辺境すなわち異郷との境界領域を警備している以上、珍奇な出来事に遭遇するのもやむを得まいという見方も、他方で十分成り立つだろう）。しかも、その武士は、怪事件を体験した後、包み隠さず大名にその内容を報告している。だが、その後に武士の言葉を裏付けるものは何一つ確認されることはなく、多勢がむなしく山野を捜索したにすぎないとなれば、この奉行に対する評価は一体どうなるであろうか。「夢路の風車」は、それについて一切触れることなく、語り終えている。だが、「命とらるる人魚の海」を補助線に用いるなら、奉行の行く末は、「命とらるる飛騨の奥山」とでも言い換えられるものなのではないだろうか。

#### 4. おわりに

以上のような検討を経たうえで、「夢路の風車」と「行末の宝舟」とを再び比べてみると、「前者は異郷でヒーローとなった奉行の凱旋を扱う輝かしいもの」との見方は当てはまらないものとなってくるだろう。むし

ろ、異郷での成功体験によって、判断に狂いの生じた男が、現実世界においてやがて危機に瀕していくであろうことを予感させる、スリリングな話ということになる。「行末の宝舟」の抱える闇とはまた質の異なる、いつそう深く濃い《闇》を抱えた人間ドラマを透かし見せてくれる話となっているのである。西鶴が語る「ミステリー」の怖さとは、かくも多面的である<sup>(8)</sup>。

(注)

- (1) 西條勉は、異郷訪問説話を「一言でいえば、ある人物が別世界に迷いこんで脱出する話」と要約している（西條、2009、12ページ）。
- (2) 西鶴研究会編『西鶴諸国はなし』所収の藤川雅恵「異郷訪問譚のダークサイド」（「行末の宝舟」鑑賞の手引き）113ページ参照。
- (3) 従前の研究において『伽婢子』所収の「隠里」は、「夢路の風車」の直接の典拠とはされていない。本稿では、影響関係の有無については問わず、異郷訪問説話の型を確認する目的で、主要人物の属性（剛胆な武士）などの点で共通項を有する『伽婢子』「隠里」を、対比参照の材料として用いることとする。
- (4) 『伽婢子』「隠里」の解説によると、末尾の「又五郎は後つみに子もなく、その行がたをしらず」との一文が、原話『剪燈新話』卷三「申陽洞記」にはないものであり、浅井了意が付け加えた小さな改変であるという。異郷体験がその後の人生に陰を落とすという、ある種の不吉さを浅井了意は感じ取り、こうした改変を加えたものか。
- (5) この暴力的な世界について森耕一は、「こちら側の世界の本質をさらにハードに凝縮して鏡に映し出したような、欲望全開の逆ユートピア（『西鶴が語る江戸のミステリー』、18ページ）」と評している。
- (6) 『山川日本史小辞典』の「郡奉行」の項には、「江戸時代、諸藩の農政・行政を統轄した役職。家老や勘定奉行の下にいて、宗門改・訴訟・警察・年貢徵収などの仕事を城下にある郡役所で執務する一方、郡内の巡見・巡察などを行った（以下略）」とある。
- (7) 飛驒幕領化については、幕府が金森氏の「莫大な鉱山と山林の二資源に着目し」たとする立場がある一方（『岐阜県史』通史編近世上、18ページ）、「明暦の江戸大火などを経験した幕府が、飛驒の山林資源に着目したことは一応うなづける。しかしその鉱山資源についての幕府の意図をあまり過大評価してはなるまい（中略）金森氏転封の元禄五年（一六九二）の飛驒の金銀山は全く衰微していたからである（『岐阜県史』通史編近世下、263ページ）」とする見解もある。飛驒の鉱山は、「資力がきわめて貧弱な小規模の分散的経営であって、少しでも生産条件が悪くなればすぐ休止するが、また生活の糧をうるために繰り返して開発が試みられている。いわば「幻」を追っての断続的な生産活動」であったという（『岐阜県史』通史編近世下、261-262ページ、下線引用者）。この解説は実に示唆的である。鉱山とは元来が「山師」「山が当たる」と言うごとく投機的なものである。人間の欲が結晶した「隠れ里」に、実に似つかわしいと言えるのではないだろうか。なお、西鶴研究会編『西鶴諸国はなし』所収の宮本祐規子「異世界の記号」（「夢路の風車」鑑賞の手引き）においても、やはり飛驒の森林と鉱山が「宝の山」として指摘されている。
- (8) 講義においては、この話の怖さを分析せよとの課題を出した。すると、ある学生（中国からの留学生）が、莊子の胡蝶の夢のごとく、現実と夢との区別が曖昧となること、つまり人間存在の根源的な怖さに繋がる面があるという趣旨の分析を行った。非常に鋭い指摘である。そして本稿は、その曖昧さが人間の命を奪う結果に結びつくところに、怖さを見出そう

としたものである。

(参考文献)

I 本文・注釈

- 『新編西鶴全集』 第2巻・本文篇、勉誠出版、2002年
- 『西鶴諸国はなし』 西鶴研究会編、三弥井書店、2009年
- 『西鶴が語る江戸のミステリー』 西鶴研究会編、ペリカン社、2006年
- 『伽婢子』 江本裕校訂、東洋文庫、平凡社、1988年
- 『注文の多い料理店』 宮沢賢治、新潮文庫、2010年

II 辞典・県史等

- 『山川日本史小辞典』 新版、山川出版社、2005年
- 『岐阜県史』 通史編近世上、岐阜県、1968年
- 『松前町史』 通説編第1巻上、松前町、1984年

III 研究書

- 西條勉 2009 『千と千尋の神話学』、新典社新書

[付記]

西鶴本文の引用は、『新編西鶴全集』を使用し、漢字を適宜改めた。

# The United Nations Global Compact and Peace

—Guidance on Responsible Business in  
Conflict-affected and High-risk areas:  
A resource for companies and investors<sup>1</sup>—

Mariko SHOJI

## I. Preface

In international societies, there have been lots of international laws for the settlement of disputes; these have been repeatedly and precisely examined since the 19th century. As we can see from the United Nations Charter and the four treaties of the Geneva Conventions of 1949, the principles of sovereign states, for conflict resolution, have been created through a great deal of deliberations. However, in this globalization age, not only sovereign states but also non-state actors such as armed groups, have been involved in conflict, this is pointed out by Mary Kaldor in her book *New and Old Wars: Organised Violence in a Global Era*.<sup>2</sup> This is a big challenge on how to deal with conflicts, in which non-state actors have been involved and in which companies are one of actors.

There are three categories of relationships between business and peace. First, businesses are the main cause of conflict. Second, opposite to the first, businesses contribute positively to conflict resolution or peacebuilding. For example, some companies supply relief commodities to the victims and some companies do mine clearing in conflict-affected areas. Third, some of businesses are neutral in conflicting areas, for example selling and distributing foods or daily necessities as their normal activi-

ties. The question is, what position have these companies taken in the conflicted areas. It should be carefully considered if the law of neutrality for sovereign states could be applied to or not to companies. It becomes necessary to make a guideline for business, because businesses are transnationally establishing their activities beyond national borders today. In this context, *Guidance on Responsible Business in Conflict-affected and High-risk areas: A resource for companies and investors* (the Guidance Document) was adopted at the 10th anniversary of the UN Global Compact Leaders Summit which was held on June 24th and 25th, 2010 in New York.

In this paper, first, the relationship between business and peace was examined. In this regard, the significance and historical background of business and peace, was studied by the United Nations Global Compact (UNGC). Second, the purpose and contents of the Guidance Document was explained. Third, the normative feature of the Guidance Document was considered, because this document does not have the character of a positive international law, but it has been recognized as a global norm or standard.

## II. The UN Global Compact and “Business and Peace”

### 1. Significance of “Business and Peace”

The UN Global Compact was proposed by the former Secretary-General Kofi Annan.<sup>3</sup> It is a strategic policy initiative for businesses that are committed to aligning their operations and strategies with ten universally accepted principles. This was proposed on July 26th, 2000 at the UN headquarters in New York. The principles of Corporate Social Responsibility (CSR) of the UN are contained within this document. It is a strategic policy initiative for businesses that are committed to aligning their operations and strategies with ten universally accepted principles in the areas of human rights, labour, environment and anti-corruption. By

doing so, business, as a primary agent of globalization, can help ensure that markets, commerce, technology and finance advance in ways that benefit economies and societies everywhere. In 2000, at the starting point of the UNGC, there were nine principles for human rights, labour and environment. On June 24th, 2004, during the UN Global Compact Leaders Summit, it was announced that the UN Global Compact henceforth would include a tenth principle addressing corruption. But there is no principle for “Peace” in these ten principles.

The issue of “Business and Peace” has been considered as the most important matter for the UNGC from its inception. The UNGC is one of the organs of the United Nations which deals with global issues. Businesses are facing multiple issues which are not included in the ten principles of this globalizing world today. You can see on the HP of the UNGC, not only four areas, human rights, labour, environment and anti-corruption, but also, Business and Peace, Financial Markets, Partnerships for Development, UN/Business Partnerships and, Supply Chain Sustainability. It is especially the most important matter for the UN to keep peace and security. It is necessary for the UN to bring new players, as non-state actors of business, into the debates of the UN.

The UN Global Compact works with the private sector on this issue for the following four reasons. First, peace and stability are essential elements for business to prosper and for sustainable economic growth. It is absolutely necessary not only for the UN but also for business to keep peace. Second, promoting peace is the right thing to do for any responsible member of society. Conflict affects the society on all levels. It is not solely a matter of interest for sovereign states but also for business, because business is affected by conflict. It is the matter of course that business, as a member of the society, is interested in the peace and safety of the society. Third, the UN Global Compact recognizes that companies need to make extra efforts to fully implement responsible business practices in conflict-affected areas. That is to say that the UN acknowledges business for positive, active and responsible

performance. The UN does not deny business operating in conflict-affected areas but permit unless there is a possibility of conflict recurring. Fourth, the UN Global Compact acknowledges that the private sector can also play an important positive role in promoting peace and development in conflict-affected countries.

In fact, the UN Global Compact's work on business and peace aims to help businesses uphold the UN Global Compact's Ten Principles everywhere. An effective implementation of the Global Compact's Ten Principles by companies can help them strengthen their capacity to address challenges arising from operating in conflict-affected countries.

There are three roles that the UNGC and businesses consider in the relationship between Business and Peace. First, responsible business practices help companies become better aware of existing national and international laws. The Guidance Document, which is the object of this paper which we will examine later, is not a positive law but a normative document which has been established by precise examination of international and domestic laws. Using this Guidance Document, businesses can find common ground with international law and local domestic law, and can make them the principle in this area. Second, a practice of corporate responsibility is a critical tool to minimize business risks as well as negative impacts of the companies' operations. This would be useful for businesses who would be doing business in an area where the recurrence of a dispute is a high-risk. Third, responsible business practices can serve as an instrument to create long-term values and build sustainable peace in conflict-affected areas. It would open the possibility that businesses could actively contribute to peacebuilding activities. In this globalizing age today, businesses play a positive role rather than a negative role.

## **2. Historical background of Business and Peace**

The UNGC has operated actively since 2001. Here is a back-

ground history of considerations of the Guidance Document.

There are three phases which the UNGC has considered the topic of “Business and Peace.” First, from March 2001 to May 2004, the first activity undertaken on the theme of business and peace is the Policy Dialogue Series on the Role of the Private Sector in Zones of Conflict. Second, from Oct. 2004 to Dec. 2004, a series of expert workshops were held entitled “Identifying Public Policy Options to Promote Conflict-Sensitive Business Practices.” Third, from Jan. 17th, 2007 until now, the Expert Group on Responsible Investment was organized to discuss creating the Guidance Document.

### **1) First phase: from March 2001 to May 2006**

This is the first step for the UNGC to deal with the issue of “Business and Peace.” At this stage, the following questions are considered; how the private sector can contribute to peace and what kind of framework is necessary for the sake of considering this issue. This is the time when problems arise. At this point, the following six meetings were held.

Mar. 21–22, 2001, New York, US

Global Compact Policy Dialogue Meeting: The Role of the Private Sector in Zones of Conflict

Sep. 27–28, 2001, Geneva, Switzerland

Global Compact Policy Dialogue Meeting: The Role of the Private Sector in Zones of Conflict

Apr. 17–18, 2002, New York, US

Global Compact Policy Dialogue Meeting: The Role of the Private Sector in Zones of Conflict

Nov. 18–19, 2002, Johannesburg, South Africa

Global Compact Policy Dialogue: Africa Workshop

Nov. 13–14, 2003, Almaty, Kazakhstan

Global Compact Policy Dialogue: Central Asia Workshop

May 27–28, 2004, Bogota, Colombia

Global Compact Policy Dialogue: Colombia Workshop

Dec. 14, 2004, New York, US

Global Compact Symposium: Strengthening Conflict-

## Sensitive Business Practices in Vulnerable and Conflict-Affected States

May 17, 2006, Khartoum, Sudan

### Meeting Explores Partnership Opportunities in Post-conflict Societies

In the discussions at these meetings, the following working groups were established. a) Multi-Stakeholder Initiatives, b) Revenue-Sharing Regimes, c) Impact Assessment and Risk Management, d) Transparency. These four working groups examined and discussed each problem.

At the meeting in Sudan, May 2006, participants came to the following conclusion. (1) To set up working group made up of representatives from the meeting in Khartoum to oversee and introduce a local network of the UN Global Compact in Sudan. (2) The working group would reach out to other potential stakeholders as the planning continued, and sample projects would be examined for suitability. (3) A representative of the UNDP in Sudan acts as a convener for this working group. The group would report on the progress after six months, and the follow-up action will then be determined.<sup>4</sup>

### **2) Second Phase: from Oct. 2004 to Dec. 2004**

A series of expert workshops were held under the title of “Identifying Public Policy Options to Promote Conflict-Sensitive Business Practices.”

Oct. 7–8, 2004, New York, US

Expert Workshop I: Identifying Public Policy Options to Promote Conflict-Sensitive Business Practices

Dec. 13, 2004, New York, US

Expert Workshop II: Identifying Public Policy Options to Promote Conflict-Sensitive Business Practices

In a series of workshop, the following three points were identified. (1) Clarifying the respective roles of all actors in

society in ensuring that business operations avoid negative impacts and contribute to conflict prevention and peace-building; (2) Showcasing promising multi-stakeholder initiatives aimed at conflict-sensitive business practices and proposing ways to scale them up (Extractive Industry Transparency Initiative, Kimberley Process); (3) Calling the attention of Governments and the UN system to the need for more effective public policy responses in order to harness the positive potential of business in zones of conflict.<sup>5</sup>

### **3) Third phase: from January 2007 to June 2010**

The third phase is the norm creating process of the Guidance Document of “Business and Peace.” Prior to the adoption of the Guidance Document, there had been nine drafting and deliberating meetings which were held in various cities around the world. On June 24th and 25th, 2010, at the tenth anniversary of the UNGC leaders summit in New York, this document was adapted.

Jan. 17, 2007, New York, US

Informal Consultation on Responsible Investment in Weak States

Jun. 26–28, 2008, Mumbai, India

Responsibility to the Future: Business, Peace, Sustainability

Dec. 1, 2008, Khartoum, Sudan

Local Network launch in Sudan

Apr. 7, 2009 Istanbul, Turkey

Working Session: “Doing Business in a Multicultural World”

Jun. 8, 2009 Istanbul, Turkey

First Expert Group Consultation Meeting on Responsible Investment in Conflict-Affected Countries

Mar. 1–2, 2010 Khartoum, Sudan

Conference on Responsible Business and Investment in Conflict-Affected Areas

Apr. 25–26, 2010, Tokyo, Japan

Workshop on the Role of the Private Sector in Contributing to Peace and Development

Jun. 24–25, 2010 New York, USA

## UN Global Compact Leaders Summit 2010: Building a New Era of Sustainability

In this article, three typical meetings were examined, the first at NY in 2007. Followed by a meeting in Sudan as a conflict affected area, and the last draft meeting was held at Tokyo in 2010.

### i) The first meeting in 2007

The first meeting, which was entitled “Responsible Investment in Weak or Conflict-Prone States,” convened by the UN Global Compact Office, the Office of the Comptroller of the City of New York and the Principles for Responsible Investment (PRI) brought together institutional investors, business and civil society. PRI, as a stakeholder of “Business and Peace,” was a co-sponsor of this meeting. The meeting was focused on the role of investors. The key findings of this meeting were as followings. First, there can be links between the longer-term fiduciary duty of investors, the protection of human rights and the social and environmental sustainability of communities in weak/conflict-prone states. Second, experience shows there are cases where these issues can be addressed through positive engagement however divestment remains an important factor in debates. Third, in the event of a humanitarian crisis in a conflict zone, such as the present crisis in Darfur, Sudan, companies should mobilize to provide urgent humanitarian relief through international aid organizations, such as the United Nations High Commission for Refugees (UNHCR) and the UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA). Fourth, the leverage of the investment community and business can be significantly enhanced through greater dialogue and cooperation, perhaps it would lead to a common framework.

### ii) Conflict-affected Areas: the meeting in Sudan

The next noteworthy meeting was “Conference on Responsible

Business and Investment in Conflict-affected Areas” which was held in December 2008 and took place in Sudan. It is very important to meet in the area of conflict such as Sudan to discuss on “Business and Peace,” and how to change existing problems. I’ve listed the main points of this meeting.

First, the UN Global Compact Network Sudan was launched at Khartoum. The meeting of the UNGC was held on May 17th, 2006; the title was “Meeting Explores Partnership Opportunities in Post-conflict Societies,” there had been no local network in Sudan until 2008. This is an important first step for peacebuilding and development. The first step was to present and discuss served to the introduction of the UN Global compact and its ten principles and provide participants with an opportunity to share practical experiences from that country. For example, Talisman Energy and Detasi in partnership with DAN (NGO) undertook a series of initiatives that improved the quality of life in 91 villages by building capacity in community governance, agricultural practices and dispute resolution.<sup>6</sup>

Second, the event was organized by the Al Badayel Advanced Training Center, the Sudanese Businessmen and Employers Federation and the Ahfad University for Women, in collaboration with a number of government ministries, the UNIDO Sudan and the UNDP Sudan.<sup>7</sup>

The active role of women for social change and development has gotten a lot of attention. It would contribute to the development of small business and poor urban women.

Third, several participants echoed the view that there is a need for stronger engagement of the private sector in sustainable development, particularly the oil industry.<sup>8</sup> It is desirable for the oil companies to contribute to fair resource distribution.

Fourth, a local network action plan for 2009 was prepared. It is very important to follow up the activities of the local network.

A second meeting was held in Sudan following the 2009 activities. A meeting of the UNGC in Sudan was held once

more in March 2010. With the title of “Responsible Business & Investment in Conflict-Affected Areas,” members of the local network of Sudan engaged in drafting the Guidance Document of “Business and Peace.” Sudan’s Vice President, HE Ali Osman M. Taha, participated the meeting. Minister of Energy and Mining encouraged all oil operating companies to join the Global Compact and declared their support for registering the Global Compact Local Network as a legal entity.<sup>9</sup>

### iii) Tokyo workshop

The last draft meeting was held on April 25th and 26th, 2010 in Japan. The title of this workshop was “United Nations Global Compact; Business & Peace Workshop, Japan, How Business Can Contribute to Peace and Development through Multi-stakeholder Collaboration.” From the standpoint of the UNGC, the draft of the Guidance Document of “Business and Peace” would be recognized by the multi-stakeholders in Asia, and would be admitted by the authorization of the Asia.

The purpose of this workshop is as following.

- To present the Guidance Document “Responsible Business in Conflict-Affected and High Risk Areas: Guidance for Companies & Shareholders,”
- To provide a multi-stakeholder forum for discussion on the ways in which to promote responsible business practices in difficult operating environments,
- To provide Global Compact participants and other stakeholders with an opportunity to share experiences and lesson learned and to profile inspiring examples of business promoting peace and development by advancing the Global Compact principles,
- To raise awareness about the UN Global Compact and the role of the private sector in conflict-prevention and peace-building.<sup>10</sup>

Three points are mentioned for this workshop. First, the

title of this workshop was modified to peaceful expression. In the titles of the other drafting meetings of this Guidance Document, the word “Responsible Business and investment in Conflict-affected and High-risk areas” was mentioned. Special consideration is needed for the Japanese business community, because the Japanese business community is not familiar with conflict-affected areas.

Second, the importance of the multi-stakeholder process was emphasized. Although there is no participation from investors and NGOs in the Global Compact Japan Network (GCJN), investors and NGOs participated and made speeches in this workshop.

Third, there is the obvious gap between academia and business communities in Japan. One of Japanese academia, Prof.Kunugi, argued the following;

Several scholars in Japan have already drafted the following as Principles 11 and 12 of GC, together with the proposal that the UN Charter, the Millennium Declaration and the 2005 Summit Outcome document be added to the list of documents in the Preamble of GC:

### **Peace and Security**

**Principle 11:** Businesses should support concerted efforts by the United Nations and other international organizations to build and maintain peace and security; and

**Principle 12:** support measures for conflict prevention and peace-building, and for protection of people in armed conflict, as well as empowerment of their capacity for human security at all times.<sup>11</sup>

In contrast, the Japanese business community is reluctant to consider peace issue. They did not take a direct approach on this issue, but rather an indirect approach. They thought that it would be better for empowering conflict affected areas to deal with the matter of the Millennium Development Goals (MDGs) and to implement the ten principles of the

UNGC.

The second day of this workshop, the word “conflict” was deleted from the title of the workshop. The title on the second day was “United Nations Global Compact; Business & Peace Workshop, Japan; Public Forum on the Role of Private Sector for Peace and Development.” It is important that there are various opinions in multi-stakeholder process. The standpoint of the Japanese business community concerning “Business and Peace” is not a direct approach but a structural approach. The structural approach is, as Johan Galtung studied a form of violence based on the systematic ways in which a given social structure or social institution harms people by preventing them from meeting their basic needs. Structural violence inevitably produces conflict and often direct violence.<sup>12</sup>

As a result of the Japanese workshop, some points were revised or added. First, the idea of the Bottom of Pyramid (BOP) business was introduced and included in the document. Second, two mine-clearing companies in Japan made a presentation and showed a large picture of mine clearing. This picture was included and introduced as a good practice in the Guidance Document. Third, at the local network, it was suggested that it is very important to work with independent and trusted third parties.

### **III. Guidance on Responsible Business in Conflict-affected and High-risk areas: A resource for companies and investors**

The Guidance Document on Business and Peace was adopted at the tenth anniversary of the leaders’ summit of the UNGC which was held from June 24th to 25th, 2010, after a lot of declarations and considerations which I have mentioned above. A precise analysis of the contents of this document will be studied in the next paper which will explain the following two points. First, the background process behind developing the

Guidance Document and the primary purpose of this Guidance Document. Second, an outline of this document, is explained. It is the main purpose of my paper to analyze this document in the light of norm creation of the UN.

## **1. The primary purpose of the Guidance Document on Business and Peace**

First, we will examine the background process behind developing the Guidance Document and its necessity.

The process began with the first Global Compact-PRI meeting in 2007 on this issue. The chairman of the first Global Compact-PRI meeting was Sir Mark Moody-Stuart. He has a foot in two camps, both a business side and a CSR side. He is an ex-chairman of Royal Dutch Shell and a director of HSBC Holdings, and a vice Chairman of the Board of the UN Global Compact, a Chairman of the Foundation for the Global Compact and until December 2007 a former member of the Board of Directors of the Global Reporting Initiative (GRI).

The Expert Group process has been organized under the Chairmanship of Sir Mark Moody-Stuart. The Expert Group is composed of institutional investors, companies, civil society and UN representatives. The outcomes of this collaboration resulted in the development of the draft Guidance Document which forms the basis for our discussions for the duration of our meeting.

Membership for the past nine Expert meetings were flexible changed from time to time, and these were not closed and restricted. Most of the expert meetings were not closed and were open to every stakeholder, and these were announced on the homepage of the UNGC. The announcements of these meetings were sometimes too small for stakeholders to find but they were previously announced. It is very difficult to make the two desires compatible. One is to keep the democratic process for the norm creating process, which is open to multi-stakeholders, and another is to have a secret diplomacy for the norm creating process. It is necessary for

creating treaty, to keep the negotiating process secret, otherwise nothing will be decided.

At the first meeting, between the companies and the investors in 2007, the participants became aware of the following two points. First, there is no clear understanding among stakeholders regarding what constitutes responsible investment. Second, investors are often unaware of the good practices and lessons learned by local businesses. While businesses do not always take into consideration the investors' unique perspective—there is an urgent need for these stakeholders to engage in dialogues. Because of the necessity to dialogue between the companies and the investors, the creation of the Guidance Document of Business and Peace was considered.

The primary purpose of this Guidance Document is twofold; “ (1)To assist companies in implementing responsible business practices by living up to the Global Compact Ten Principles in conflict-affected and high-risk areas, so they may maximize their long-term financial performance and make positive contributions to peace and development, while minimizing risks and negative impacts to both business and society. (2)To provide a common reference point for constructive engagement in conflict-affected and high-risk areas, as opposed to divestment, between companies and investors (specifically shareholders and potential shareholders).”<sup>13</sup>

The UNGC is for multi-stakeholders but the main targets are companies and investors. The principle of responsible investment (PRI) was included in the past nine meetings. It is a big challenge to understand the role of the investors in conflict-affected and high-risk areas.

## **2. The Guidance Document on Business and Peace**

This Guidance Document aims to provide a common reference point for companies and investors. It does not offer technical instructions for the best practices nor is it a blueprint for responsible behaviour in all the conflict-affected and high-risk areas. Rather, it provides a foundation for

addressing critical issues and a guidance that can be adapted to specific circumstances. The document categorizes responsible business practices into four sections: Core Business, Government Relations, Local Stakeholder Engagement, and Strategic Social Investment. It is interesting among other multi-stakeholder processes that this Guidance Document pays attention to the role of the government. All of these sections are complementary and, given the cross-cutting nature of some aspects, should be considered in interconnection with the other parts of the Guidance. Good practice with regard to one section should not be considered a substitute for another. The Guidance is complemented by an annex that builds upon existing resources in the field and provides a list of tools and initiatives that can be considered for further support.<sup>14</sup>

### **1) Core Business**

The following six points are directed at businesses, which are the main principles of this Guidance. (1) Do no harm, and they are encouraged to adapt existing due diligence measures to the specific needs.<sup>15</sup> (2) Companies are encouraged to make a commitment to constructive dialogue to prevent disputes.<sup>16</sup> Disputes may be avoided through dialogue. The establishment of grievance and dispute settlement mechanisms allows the affected parties to raise problems with the companies and a clear process for discussion and resolution. (3) Companies should respect national law and strive to meet international standards, especially where national law sets a lower standard.<sup>17</sup> We can see in many cases in conflict-affected and high-risk areas, the rule of law is not firmly established. Instead of the domestic law, the United Nations Global Compact's Ten Principles would play an important role. (4) Companies are encouraged to manage security services provided by private as well as, to the extent possible, public security forces, in accordance with evolving good practice including the Voluntary Principles on Security and Human Rights.<sup>18</sup> It is very important for business to keep

security in conflict-affected and high-risk areas. Humanitarian assistance and keeping security by the UN were discussed in past meetings. (5) Companies are encouraged to carefully monitor their business relations, transactions as well as flows of funds and resources and to develop a rigorous supply chain management system to assess and monitor if and how their suppliers obtain resources and raw materials in conflict-affected and high-risk areas.<sup>19</sup> The idea of protection of the *bona fide* purchaser of property or goods would not necessarily be applicable in conflict-affected and high-risk areas. (6) Companies are encouraged to develop detailed policies on specific bribery issues and put in place robust management procedures such as risk assessment, training, and whistle-blowing to prevent corruption.<sup>20</sup> This sixth point is the same as the tenth principle of the UNGC.

## **2) Government**

Business has to take care of the government in conflict-affected and high-risk areas. (1) Companies are encouraged to explore all opportunities for constructive corporate engagement with government.<sup>21</sup> (2) Companies are encouraged to take all necessary measures to avoid complicity in human rights violations by government actors in relation to all aspects of the company's operations.<sup>22</sup> (3) Companies are encouraged to develop clear policies and robust management practices to prevent corrupt relations with government officials.<sup>23</sup> The relationship between business and established governments of advanced countries and the relationship between business and governments in conflict-affected and high-risk areas are different. Business has to have an unshakable posture to consider peacebuilding in conflict-affected and high-risk areas.

## **3) Local Stakeholder Engagement**

(1) Companies are encouraged to establish strategic and rigorous stakeholder engagement mechanisms across company and contractor operations.<sup>24</sup> It is a good example to establish

local networks in Sudan, as we studied. (2) In the context of existing inter- and intra-group tension, take a broad and inclusive approach towards stakeholder engagement.<sup>25</sup> It is desirable that a pretty flexible and broad sighted approach is needed when comparing with a local network in peaceful countries. (3) Companies are encouraged to engage proactively with relevant civil society organizations and international organizations.<sup>26</sup> Even if it is a local stakeholder engagement, the relationship with the UN and international organizations as well as local civil society should be considered. (4) Companies are encouraged to promote and take action towards constructive and peaceful company-community engagement. It would lead conflict-affected and high-risk areas to peace.<sup>27</sup>

#### **4) Strategic Social Investment**

The meaning of ‘strategic’ in this context is the ‘strategy’ to lead a society to peace. (1) Companies are encouraged to establish strategic social investment programs built on existing capacities.<sup>28</sup> Strategic Social Investment refers to the voluntary, and sometimes legally mandated, financial contributions by companies. (2) Companies are encouraged to employ the same rigor in developing social investment strategies as other aspects of business operations.<sup>29</sup> Even if the company’s activities would consider and be sensitive to the conflict, it would be meaningless if their strategic social investment did not consider or be sensitive to the conflict. (3) Companies are encouraged to implement strategic social investment as an independent activity, separate from company’s obligations to mitigate or compensate for its operations’ impacts.<sup>30</sup> Social investment does not include resources spent on core business activities such as local hiring, contracting, waste management, or land compensation. It is necessary for the companies to have a long-term sustainable development. (4) Companies are encouraged to ensure that social investment projects are sustainable and not replacing services which should be provided by the government.<sup>31</sup> A company-

driven social investment approach, without abandoning responsibility on the way, undertaken in isolation from the public service of the government, can contribute to development in conflict-affected and high-risk areas.

This paper examined a survey of the Guidance Document which was adopted in June 2010 and is at the starting point. I cannot explain how the Guidance will be applied and will contribute to peacebuilding, but we will watch future development.

#### **IV. Normative features of the Guidance Document of “Business and Peace”**

If we understand the Guidance Document as the norm, what kind of features does this document have? In this section, the Guidance Document will be analyzed from three points of view. (1)The normative function of the Guidance Document in the field of maintaining peace and security by the UN, (2)The Guidance Document as the subordinate norm for the UNGC ten principles, (3)Normative connotation of the Guidance Document.

##### **1. The normative function of the Guidance Document in the field of maintaining peace and security by the UN**

In the first place, the normative quality of the Guidance Document, as the UN norms in the field of maintaining peace and security in the post cold war era, is examined. The features of the UN norms in the field of peace and security have been evolving from the framework of the UN Charter in 1945. The most special feature of the UN norms in the field of maintaining peace and security of the post cold war era is the change from a framework for conflict resolution between states, to a framework for conflict resolution among many kinds of actors. The concept of conflict resolution has been expanded in recent years to include many new ideas such as the idea of conflict prevention, peacebuilding, human securi-

ty and the responsibility to protect. Six points are mentioned in the analysis of the feature of peace and security by the UN in the post cold war.

First, most of conflicts today have not been interstate conflict but domestic conflict. Second, in many cases, conflicting parties and stakeholders are non-state actors such as a national liberation group, an armed group or a religious group. Moreover, companies and civil societies, in some cases, have been involved in conflicts.

Third, these new types of conflicts require new sets of conflict resolution guidelines such as conflict prevention and peacebuilding which have not been included in the UN Charter. These new norms are not necessarily considered as international laws but rather as new types of UN norms. Fourth, norm entrepreneurs of these new types of norms are not necessarily states. Conflict prevention and peacebuilding were first proposed in *the Agenda for Peace* by the former Secretary-General Boutros Boutoros=Ghali. Most of normative ideas, such as the idea of human security and the idea of the responsibility to protect, have been produced not by the framework of states to states relationships, but by the norm creating activities of non-state actors, such as the UN Secretary-General, the UNDP and independent international commissions. Fifth, with the diversification of actors, the onus of responsibility becomes unclear, it is necessary for many actors to clarify the responsibility. The idea of responsibility has also been expressed in diverse words, such as ‘accountability,’ ‘responsibility,’ ‘commitment’ etc. Lastly, in some cases, if non-state actors violate these new norms, domestic laws have been enforced and furthermore would be the target of the UN economic sanction.

Complexities of relationships among a variety of new actors reflect the framework of norms in the field of peace and security of the UN. The theory of the new norms demanded is fuzzy. The idea of human security and the responsibility to protect, which have arisen in 21st century, are expected as norms which would be prescriptions against negative effects of globalization. In this broad context of the evolution of the UN norms in the

field of peace and security, the Guidance Document was produced to live up to the needs of a new norm for businesses.

## **2. The Guidance Document as the subordinate norm for the UNGC ten principles**

We examined the background history of the norm creating process of the Guidance Document. Now let us examine the function of the Guidance Document in the UNGC.

The ten principles of the UNGC, as compared with the positive international law, has an ambiguous normative nature, which is recognized as a soft law. Because a lot of research has been done in this area, in this paragraph, we will not examine the ten principles but the subordinate norm of the UNGC. A normative character of this document is much softer and more ambiguous than that of the ten principles. It will be referred to as a “soft-soft law.”

The UNGC does not only have the Guidance Document for “Business and Peace” but also many subordinate rules. In June 2007, the principle for Responsible Management Education (PRME) for academia in the UNGC was adopted. In this case, the main actors for norm creation were not businesses but academia. The PRME was adopted as the UNGC’s subordinate norm, but it is in effect separate from ten principles of the UNGC. It is possible for one university to participate in the PRME, even if it does not participate in the ten principles of the UNGC.

In contrast, the Guidance Document on Business and Peace, mentioned the ten principles and a Communication on Progress (COP), was established as a subordinate and attached rule for the UNGC. There are a lot of subordinate rules under the UNGC and their modalities are diverse. A more question for the Guidance Document is about its effectiveness as a norm. Until November 2009, contents of this document had been called “the guidance principles.” Because companies worried about being bound by this new framework in addition to the ten principles of the UNGC, they decided to change the name from “the guidance principles” to “the guidance points.” This word

“points” is used as “a point of reference.”

It is a regrettable matter that, by changing the word from “principle” to “point,” a normative character of this document is weaker.

### **3. Normative connotation of the Guidance Document**

The Guidance Document on Business and Peace was established, after the accumulation of many deliberations. Despite these prudent considerations for drafting the Guidance Document, it was given just a soft-soft law status under the ten principles of the UNGC. The Guidance Document is by no means not a positive law, nor has legal binding force. Furthermore, social pressure, which ten principles of the UNGC has, is weak.

The Guidance Document is not imposed by governments; it was created under the cooperative discussion among multi-stakeholders (MSH). In the field of international peace and security concerning businesses, this is only one normative guideline for Business and Peace, this is the first criteria for businesses. There are no other normative guidelines in the field of Business and Peace.

Norm prescribes the relationship between business and peace in international society since there are no other norms, the effectiveness of this Guidance Document has a comparative advantage, and this document would have a high possibility of developing an international legal norm. The Guidance Document was not imposed by the government but was created thorough multi-stakeholder collaboration and discussion. Corporations are one of the most important participants. As long as this norm was created by MSH themselves, under the basic principle of *“Pacta Sunt Servanda,”* MSH should take responsibility to keep this document.

As mentioned before, in the case of Sudan, the rule of law collapsed. When the government would make the UNGC a substitute for domestic law and obliged oil industries to participate in the UNGC local network and to make financial contributions, it would function as an effective domestic law. Even if it would be

too weak to construe as a legal norm, the Guidance Document would have a great influence as a norm.

## V. Concluding note—Future challenge of “Business and Peace”

In the ten principles of the UNGC, there is no clause for “Peace.” However, the United Nations, whose primary mandate is to maintain international peace and security should not ignore this issue. As long as the UNGC is one of the UN organs, not only it has to consider “Peace” as the structural problems such as human rights, environment, labour and corruption, but it should deal with the issue of “Peace” directly.

During ten years development of the UNGC, various methods have been examined for “Business and Peace.” After these considerations, the Guidance Document of “Business and Peace” was established. The document, however weak, was designed saw an extension of the UN in creating international peace and security in the age of globalization. The Guidance Document was created, even though the problems were not settled. The document is at the starting point and will continue to be used and to be developed. In conclusion, we will address two future challenges. Collaboration and creation of the local network, and linking and collaborating with the United Nations System.

### **1) Collaboration and Creation of Local Network**

The UN Global Compact has supported the work of its Local Networks—particularly those located in conflict-affected countries, such as Nepal, Colombia, Sri Lanka, and Sudan. In the early days, activities undertaken by the local networks tended to be ad-hoc and sporadic and were often affected by local political and social problems. A notable example is the launching of the Global Compact Local Network in Sudan in 2008 following two years of consultations and preparatory work. The network seeks to provide a forum for businesses not only in domestic arena but also in

international arena. In the case of Sudan, the cause of conflict was natural resources. Despite good progress, the local network found it challenging to maintain a high level of interest and engagement from all key stakeholders and to ensure responsible business practices in this conflict/post-conflict environment. To require commitment from all industries participating in the UNGC local network, it would make possible that local network itself would solve the problem. After the inception of the Guidance Document, there would be possibility that the operation of a local network in conflict affected areas and high-risk areas would step forward for peacebuilding activities. Without special collective mechanism as the local network, there would be a high possibility that the achievement of the purpose of promoting peace and development would encounter difficulty. To promote peacebuilding and to perform conflict resolution, in the context of the UNGC and under international pressure, it would be important to establish and operationalize the local network domestically and internationally.

## **2) Linking and Collaborating with the United Nations System**

Various UN reports in the 21st century pointed out the importance of cooperation between the UN and the private sector in the field of conflict prevention and peacebuilding. However, in practice, the role and potential contribution of the private sector has not been promoted actively. In the Guidance Document of “Business and Peace,” there is no mention of the role of the UN in conflict prevention and peacebuilding. It might be preferable that the active use of the framework of the UN conflict resolution, as the case of the local network of Sudan, because the issue of conflict must be main subject rather than that of business in the framework of the UN. Through lots of experiences of the peacekeeping operation, the UN has had accumulated a lot of knowledge and experience of conflict resolution for many years. When the UN and the private sector would cooperate actively, the local network of the UNGC could contribute to peacebuild-

ing more effectively. For the companies which perform business in conflict affected areas and high-risk areas, the link with the UN would be a good way to get information regarding safety. For those companies which cooperate with the activities of the UN peacebuilding, it would be important to make a link with the UN for their security. Some businesses are worried about whether the partnership would be organized, or others are worried about who would be in control. The UN is not a ruler of businesses. The UNGC and businesses have to cooperate with one another, so that they are in an equal basis. It would be necessary to consider the framework of “Business and Peace” of the UNGC and to construct a win-win relationship between the UN and the private sector.

#### Notes

1. This paper was submitted at the International Studies Association Annual Conference in Montreal, Canada, March 16th, 2011.
2. Mary Kadlor, *New and Old Wars: Organised Violence in a Global Era*, Stanford University Press, 1999.
3. The review of published research concerning “the UN Global Compact” has already mentioned in following paper. Mariko Shoji, “Globalization and modern development of the norm of the UN: A case study of the UN Global Compact,” Takeo Uchida ed., Chikyusyakai no Henyou to Gavanannsu (A Change of Global society and Governance), Chuo University Press, Feb. 2010.
4. *Public-private partnership: a post conflict framework of shared opportunities and responsibilities*, [http://www.unglobalcompact.org/Issues/conflict\\_prevention/meetings\\_and\\_workshops.html](http://www.unglobalcompact.org/Issues/conflict_prevention/meetings_and_workshops.html)
5. Symposium on “Strengthening Conflict-Sensitive Business Practices in Vulnerable and Conflict-Affected States”-14 December 2004, New York, Summary Report, p. 1.
6. Meeting Report, the UN Global Network Sudan, p. 3.
7. [http://www.unglobalcompact.org/Issues/conflict\\_prevention/meetings\\_and\\_workshops.html](http://www.unglobalcompact.org/Issues/conflict_prevention/meetings_and_workshops.html)
8. Meeting Report, *ibid.*, p. 3.
9. Executive Summary, “Responsible Business & Investment in Conflict-Affected Areas,” p. 1.
10. Program of the workshop, United Nations Global Compact; Business & Peace Workshop, Japan, How Business Can Contribute to Peace and Development through Multi-stakeholder Collaboration.”
11. Documents of “United Nations Global Compact; Business & Peace Workshop, Japan, How Business Can Contribute to Peace and Development through Multi-stakeholder Collaboration.”
12. Johan Galtung, “Violence, Peace, and Peace Research,” *Journal of Peace Research*, Vol. 6, No. 3, 1969.
13. Business and Peace Guidance Document, p. 6.
14. *Ibid.*, p. 7.
15. *Ibid.*, p. 10.
16. *Ibid.*, p. 12.

17. *Ibid.*, p. 13.

18. *Ibid.*, p. 13.

19. *Ibid.*, p. 14.

20. *Ibid.*, p. 15.

21. *Ibid.*, p. 16.

22. *Ibid.*, p. 18.

23. *Ibid.*, p. 18.

24. *Ibid.*, p. 20.

25. *Ibid.*, p. 22.

26. *Ibid.*

27. *Ibid.*, p. 23.

28. *Ibid.*, p. 24.

29. *Ibid.*

30. *Ibid.*, p. 26.

31. *Ibid.*, p. 26.

# 近世アウクスブルクの医師の日記の邦訳（2）

「医師フィリップ・ヘーヒシュテッターの日記」（1597－1635年）

山本 健

Translation of a German Doctor's Diary  
in Early Modern Augsburg (2)

— *Das Tagebuch des Augsburger Arztes und  
Stadtphysicus Dr. Philipp Hoechstetter, 1579–1635* —

Takeshi YAMAMOTO

〈医師フィリップ・ヘーヒシュテッターの日記〉  
(1597－1635年)

## 目次

- I はじめに——ヘーヒシュッテターハウスについて
- II 史料について（編者の序言より）
- III 近世アウクスブルクの医師の日記の邦訳
  - 『医師フィリップ・ヘーヒシュテッターの日記』の邦訳
  - 第1章 ヘーヒシュッテターハウスの家譜
  - 第2章 フィリップ2世の青少年期
    - (A) 身内の不幸に関する出来事
    - (B) 教育・就職関係の履歴

第3章 フィリップ2世の結婚および家族（子ども）について

- (A) 婚約と結婚
- (B) 15人の子どもの誕生

〈以上、第24号（2011年2月）掲載〉

- (C) 住居に関する覚書

第4章 フィリップ2世時代のアウクスブルク市の諸物価の

変動について

- (A) 穀物価格
- (B) 暖房用の木材価格
- (C) 食料品価格
- (D) 30年戦争期（特に、1622年）の価格変動

第5章 医師フィリップ2世の収入について

- (A) 聖カタリーナ修道院での医療勤務
- (B) 施療院での医療勤務と解雇通告そして復職
- (C) 著作物の収入
- (D) 主治医としての収入
- (E) 孤児院での医療勤務
- (F) カトリック教徒の支配下（1635年以降）での収入

第6章 アウクスブルク市内外での政治経済状況

- (A) 慈善活動の制度的な確立過程と新・旧教徒の対立
- (B) アウクスブルク市内外での皇帝承認問題と30年戦争
- (C) 30年戦争下のアウクスブルク市についての筆者の感慨
- (D) 筆者の息子の筆による30年戦争下のアウクスブルク市の状況

〈以上、本号〉

〈以下、次号掲載予定、章タイトルは暫定訳〉

第7章 フィリップ2世の妻の親族について

第8章 フィリップ2世の子どもたちへの教育について

第9章 長男の手による補遺

索引

- (注記) ①訳文の〔 〕内の日本語は、理解を容易にするために訳者が補充したものであり、( )は原語である。
- ②各章やその小見出しも、同様な趣旨から訳者が書き加えたものである。
- ③ⅡとⅢの(注)は一括して9章のあとに、各章ごとにまとめて記した。
- ④原文にない索引(人名、事項そして地名・国名)を本邦訳の9章の末尾に、独立した形式で新たに作成・付記し、掲載分冊番号とページ数を記すこととする。

### 第3章 フィリップ2世の結婚および家族(子ども)について

#### (C) 住居に関する覚書

◆1608年——結婚生活3年目 筆者：28歳、妻：26歳、長男：1歳

私は、フントグラーベン〔溝〕沿いにある(am Hundtgraben) 都市貴族(Herr) ハンス・ゲオルク・ジークハルト殿(Hans Georg Sighart)の住宅の裏の家作を、年額50グルденの家賃で借り受けた。

同年10月20日に、私は〔その家の〕鍵を受け取り、〔新婚当初から〕2年間住んでいた貧弱な家を引き払った。また10月26日(日曜日)には、長男も新居に来て〔親子水入らずの〕生活を開始した。転居費用は締めて19グルден1クロイツ(kreuz)であった。

◆1620年——筆者：40歳、妻：38歳、長男：13歳、三女：8歳、  
三男：6歳、六男：3歳

この年の10月1日に、私は〔これまでの〕住宅を引き払った。その理由は、これまでの住宅が手狭になったのと、私はまだ〔市民としての前提である〕屋敷地〔自宅〕を所有していなかったからである。そして10月5日に薬剤師(Apotheker) H・ハーゲル氏(H. Haggel)の家屋を、年額80グルденの家賃を支払うという〔賃貸契約を結んで〕借り受けた。

◆1621年——筆者：41歳、妻：38歳、長男：13歳、三女：8歳、  
三男：7歳、六男：4歳

この年の5月3日に、私は引越しを開始した。この引っ越しに〔5月7日までの〕4日間を費やした。転居費用は締めて21グルден3クロイツであった。

—— 子の記録：愛しい母親D・ヘーヒシュテッターについて

母親は今まで、都市貴族（Herr）ジョルク・ヤーコプ・ペイル殿（Jerg Jacob Beirlin）が所有する薬局の2階に居住していた。そして1637年の聖ゲオルクの日〔4月23日〕の今日でも、またこの後も、年額5グルден30クロイツの家賃を支払うという賃貸条件で借り受けていた。——〔もちろん〕上記の家作所有者たるペイル殿が死亡した場合でも、その未亡人の了承を取り付けて〔借り続けて〕いた。——

1638年2月7日に、私の愛しい母親はこの家で死亡したので、〔同居していた〕4人の兄弟姉妹は聖ゲオルクの日に引き払った。もちろん、〔残りの〕家賃は支払い済みであった。

#### 第4章 フィリップ2世の結婚および家族（子ども）について

##### ◆1607年——新婚2年目 筆者：27歳、妻：24歳、長男：0歳

私は〔結婚したので、夫婦財産制の原則23〕に従い、妻が所有していた〕製塩業者（Saltz-fertiger）の権利を、妻アンナ・マリア・シュミットから委譲され、取得した。義父たるクリストフ・シュミットは私たちが結婚生活を始めた翌〔1607〕年に、私を〔ツンフト＝同業組合に〕登録させた。この権利は、今や、私のすべての子どもたちも所有する。

##### (A) 穀物価格

##### ◆1612年——筆者：32歳、妻：29歳、長男：5歳

この年の6月4日に、私たちの製塩業の〔実質的な〕経営者が初めて賃貸料を穀物——〈4グルден30クロイツの金額に相当〉——で支払った。私は〔この返礼として彼らへの〕饗応に、穀物1シェッフェル〔(scheffel) 穀物量の単位で約215リットル〕を供出した。

〔ところで〕私の主人たちはこの穀物を穀物市場で（in der Schrand）、1シェッフェル当たり7グルденで購入していた。また、その他の都市では、同量の穀物は7グルден40クロイツないしはそれ以上の価格で売買されていた。その他のツンフト〔同業組合〕の組合員たちは4グルденで購入していた。

◆ 1615年——筆者：35歳、妻：32歳、長男：8歳、三女：3歳、  
三男：1歳

同年、穀物½シェッフェルは2グルден14クロイツで販売されていた。

#### (B) 暖房用の木材 (Holz) 價格

◆ 1608年——結婚生活3年目 筆者：29歳、妻：26歳、長男：1歳

人々は〔私の製塩工場への〕入社を祝う饗宴費用 (einstandet) を、私の家庭内で使用する燃料・暖房用の薪で支払っていた。なぜなら、この年の12月2日に、私はシュワーベン産の木材〔薪〕1フーダア (Fuder) [荷馬車1台分の積載量] を4グルденで購入しなければならなかったからである。ただし、私は薪を50バアツェン (Batzen) [1バアツェンは4クロイツに換算されるので、この場合は200クロイツ。すなわち約3.3グルден] で入手していた。

この翌 [1629] 年の2月には、シュワーベン産のブナ材1フーダアが61バアツェン [約4グルден] に上昇したものの、その後は49バアツェンに下落した。さらに4月になると、バイエルン産のブナ材は〈かなり長い、しかし四分割されていた (vierklifig)〉——1フーダア当たり75バアツェン [約5グルден] であった。——私は1フーデルを小さな斧と鉈を含めて、69½バアツェン [約4.6グルден] で入手していた。

〔私たち親子が水入らずの生活を始めた〕最初の1年間、すなわち、

① 1608年の聖ミカエル祭日 [9月29日] から翌1609年の聖ミカエル祭日までの燃料・暖房用木材の年間支出額は、

- ・燃料ないし暖房用の木材で……29グルден48クロイツ
- ・柴の束 (Bortzen)<sup>(24)</sup> で……3グルデン55クロイツであるので、締めて、33グルден43クロイツであった。

② 1609年の聖ミカエル祭日から翌1610年の聖ミカエル祭日までの1年間の燃料・暖房用木材の年間支出額は、

- ・燃料・暖房用の木材と柴の束を合わせて、締めて31グルден25クロイツであった〈前年度比で約7%の下落〉。

③1610年の聖ミカエル祭日から翌1611年の聖ミカエル祭日までの1年間の燃料・暖房用木材の年間支出額は、

- ・燃料・暖房用の木材と柴の束を合わせて、締めて20 グルデン 26 クロイツであった〈前年度比で約35%の下落〉。

### (C) 食料品価格

◆1613年——筆者：34歳、妻：31歳、長男：6歳、三女：1歳、三男：0歳

この年は、11月18日に〔初〕雪が降り始めた。雪は翌〔1614〕年の4月中旬まで消えなかった。そのため、秋に播いた種子〔冬穀 (Wintersamen)〕はアウクスブルク市周辺地域のみならず、シュワーベン地方さらにはバイエルン地方の全域でも腐敗した。そのため、ほとんどの農民 (mann) は再び農地を鋤き返す羽目になったし、今や〔畑には〕僅かな種子しか残っていなかった。すなわち、若干の〔特別な内〕畑でも、また多くの〔一般的な外畑の〕穀物畑でもまったくと言って良いくらい種子は残っていなかった。そのため農民は〔季節外れの〕大麦や夏穀作物の種子——〈これは、4 グルデンに相当〉——を大量に播く羽目になった。そして、その種子はようやく芽を出し、そして実を結んだ。その穀物は11 グルデンの価値に相当した。

◆1614年——筆者：34歳、妻：32歳、長男：6歳、三女：1歳、三男：0歳

種子も聖ミカエル祭の期間の頃〈9月12日の頃〉から容器の中で芽を出した。この時期の穀物1シェッフェルは〔穀物市場で〕15 グルデンで売却されていた。またパン (Brot) は——〈近隣の領邦君主は誰であれ、パンの輸出を許可しなかったので〉——上質の小麦パン共ども、入手困難となつた。

この金曜日〔9月12日〕には、大麦1シェッフェルの価格は8 グルデン、穀物1シェッフェルの価格は12 グルデンそして脱穀した小麦1シェッフェルの価格は18 グルデンであった。

このように、昨年〔1613年〕は、農民たちですら長年にわたり十分な備蓄があるかのような思い違いをしてしまう程の豊作であった。しかし、この豊作で、私たちの隣人〔市民〕たちは〔国外からの〕穀物輸入をやめてしまった。そのためか、〔不作になった〕今年は物価高騰を招いてしまった。このため、私たち市民の許に穀物が十分に出回ることはなかった。しかし、この物価高騰は〔私たち市民以上に〕貧農たちにとって死活問題であった。都市貴族ゼバオト (Herr Zebaoth) が語っているように、農民たちが〔今後〕どうなるのかを観察する必要があろう。農民たちが種子を多く播いても、実り〔収穫〕は少なかった。彼らは確かに食べることはできるだろうが、しかし満腹感を覚えるまでは食べられない。また彼らは確かに酒を飲むことはできるだろうが、十分な量は飲めない。彼らは衣服を身に付けることはできるだろうが、しかし〔その衣服では〕暖かさを十分に感じることはできない。〔それならばと、町に行って〕金を稼ごうとする者は誰であれ、〔修練を必要とする〕専門職などの職人に身を置き、高賃金を期待しても、すぐに賃金が少ないことに気がつくであろう。そしてその金を家に持ち帰っても、その金は一瞬にして消えてしまうのである。

10月10日に、マグデブルク市からの〔輸入〕穀物が〔アウクスブルク市に〕運び込まれた。このため、穀物は1シェッフェル当たり9グルデン45クロイツで売却される価格にまで下落した。

◆1615年——筆者：35歳、妻：33歳、長男：8歳、三女：2～3歳、  
三男：1歳

この年の5月1日に、バイエルン地方の国境が開き、同時に穀物輸入が再開され始めた<sup>(25)</sup>。このため、穀物は1シェッフェル当たり8グルデン30クロイツで売却された。しかし聖ウルリッヒ祭〔7月4日〕前に、価格は再び9グルデンに上昇した。

同年の8月7日に、脱穀した小麦は——神の恩寵により——7グルデンの価格に〔下落し〕、またライ麦も5½グルデンになった〔下落した〕。この事態は確かに、神のご慈悲から生じたものであり、また聖なる神の恩寵として尊重されるべきものであらねばならない。収穫は豊作であった。

#### (D) 30年戦争期（特に、1622年）の価格変動

◆1621年——筆者：41歳、妻：39歳、長男：14歳、三女：9歳、

三男：7歳、八男：1歳、四女：0歳

この年の8月に、ラード〔獣脂（schmaltz）〕1ポンド〔500g〕の価格は20クロイツとなる。また肉は、ハンナリ一人がウィーン市を攻撃したため、〔1ポンド〕4クロイツに高騰し、入手困難になった。そのため人々は肉をスイスから調達した。

◆1622年——筆者：42～43歳、妻：39～40歳

この1622年については、今年は災いが生じる運命の年と言われていたため、人々はかなり以前から〔ある程度〕予測していた。前年の1621年に賭け事や博打（Scholderei）が盛んになり、また貨幣改悪（Kipperey）も〔盛んに〕行われた。人々は賭け事に熱中し、〔その結果〕貧民でも金持ちと同程度の豊かさを手に入れた奴も、あるいはそれ以上の成り上がり者になる奴も現われれば、逆にかなりの財産を失い、〔すってんてんになって〕没落する奴も現われた。

ユダヤ人たちは庶民（Poefel）や農民の教師であり、また平民（gemeinen Mann）や金持ち〔富裕者〕、それに商人たちの教師でもあった。〔なぜなら〕国内〔の至る所〕で、ユダヤ人〔に特有〕の邪惡な精神（ärger Geist）が、また貪欲な心（geiziges Herz）が、はたまた、ひょっとしたら悪魔（Deifel）そのものが満ち溢れていたからである。

農民は小銭を殖やし、商人は大金を殖やした。前者は少額の銀貨の代わりに、形の変形した銅板や粗悪な金属を持ち込んだ。その粗雑な〔金属で作られた〕貨幣の金額が高額になり、それゆえにその一部の破片を利用して多くのグルデン貨幣が造られた。そのため〔30年戦争の勃発により〕私たちの常軌を逸したドイツでは「価値のないグルデン貨幣が多くなり、本当に価値のある〔ヴェネチアで鋳造された〕ツエッキーネ（Zechine）のような金貨は少ない」（molti floreni pocci zekini）<sup>(26)</sup>と言われだす。このような悪貨〔が普及したこと〕の原因是、第1にライプチヒ大市〔メッセ〕にあつた。なぜなら、この大市からすべての市場へ粗悪な3バッツェン貨幣

(Batzener) とターラー貨幣 (Taler) [ボヘミアのヨアヒムシュタール (Joachimstal) 産の銀<sup>(27)</sup> で鋳造した貨幣] が [本来の価値よりも] 高額な貨幣として流出し始めたからである。

これ以後、人々はバイエルン地方やシュワーベン地方で流通している悪貨は次の諸点に、すなわち、その1つは貨幣の鋳造と刻印の権利がユダヤ人に譲与されていたこと、2つにはユダヤ人は貨幣そのものを操作する能力を備えていたこと、しかもその操作する特権をも取得していたこと、さらに3つには銀を用いて自らを富ませる方法と、さらに収税吏が徴収した金額を銅や鏃銭 (ergern) を用いて [それ以上の金額に] 増やす方法をも知り尽くしていた、という3点にある、と見ていた。

そのため、これまで金庫や貯金箱 (sparhafen) に平穏のうちに保管されていたすべての良質な銀貨は、贋金造りの精錬業者の許に向かう行列〈[譬えて言えば] 「聖人行列 (processiones) ないし「巡礼」のような行列〉に半ば強制的に参加させられた。人々はお金で良馬を手に入れようと思っていたので、〔お金を殖やそうと〕 良質銀貨は〔あたかも〕 異端者のごとく火で溶かされる羽目になった。そして、良質銀貨の最も卑しい「子孫」 (suprstites u. nachkomling) が銅と混ぜられ、そして「結婚」した〔貨幣となつた〕 のであった。この結果、不逞の [歓迎されざる] 種類の貨幣——〈たとえば、3、12、60の各バツツェン貨幣 (batzener) など〉——が鋳造された。このような方法で、彼らユダヤ人は多額の現金を殖やしたのであった。彼らのこのような [利殖という] 思惑が正当な貨幣の流通を阻止したのである。

神は確かに、前年度には、私たちに平穏な日々をお与え下されたし、また湿潤な天候のため、収穫された小麦は湿ってはいたが、奇形なる穀物は一切なかった。しかし、全般的に穀物 [価格] は上昇傾向にあった。たとえば、9月に [1シェッフェル当たり] 7グルден15クロイツであった穀物価格が、1月には9グルден30クロイツに値上がりしたし、秋期には昨年度の古い脱穀した小麦は1シェッフェル当たり 13グルденで売買されていた。

謝肉祭〔2月23日〕以降、バイエルン大公は領土を封鎖した。そのため、穀物価格は21 グルデンに、また脱穀した小麦は32 グルデンに、大麦は16 グルデンに、そしてライ麦は14 グルデンにそれぞれ急騰した。

この穀物価格の全般的な高騰という事態は1622年4月8日に発生した。この日、ワインも1 アイメール〔約60 リットル〕(Aymer) 当たり 36 グルデンで売買されていた。居酒屋では最も小口の量のワインも36 クロイツで、またラード〔獸脂〕は1 ポンド当たり 44 クロイツであった。牛肉は入手困難であった。また入手したとしても、1 ポンド当たり 10 クロイツから 12 クロイツへ値上がりした。子牛の肉は1 ポンド当たり 12 クロイツから 15 クロイツへ、また豚肉は1 ポンド当たり 18 クロイツから 24 クロイツへと値上がった。

木材は1 フーダア当たり 12 グルデン 30 クロイツ〔バイエルン貨幣〕で売買されていた。全般的にすべてが高額である。3 アイル (Ayr) 〔の木材〕が1 バツツエン、5 アイルは2 バツツエン。この事実から、バイエルン大公が領邦を封鎖したこと、また穀物はシュワーベン地方からイタリアやフランスなどの外国やスイスや南ドイツへ流出していたと思われる。と言うのも、シュワーベン地方では1 ターラー貨は僅かに3 グルデン 15 クロイツの価値しかなかったので、仲買人が都市の外〔農村部〕でシュワーベン産の穀物を買いまくり、しかも高値で〔農民たちから〕買い取っていたからである。そのため、今や、私たちは〔30年戦争による〕災害だけではなく、〔物不足から生じる〕物価高騰〔という経済苦〕まで背負い込むことになった。しかも、この物価高騰という社会現象は単にドイツだけではなく、イタリア、ポーランド、フランス、ハンガリーなど〔他のヨーロッパ〕でも発生した。神はさらなる災難 (Unfahl) を〔試練として〕もたらしたのであった。

4月と5月には、ワインは1 アイメール当たり 42 グルデンで売買されていた。また居酒屋では1 マース〔ジョッキ1杯分〕(Mass) 当たり 48 クロイツで販売されていた。また〔家畜の〕飼料はこれまで聞いたことのない高額な値段で販売されていた。

5月27日に、私はシュワーベン地方から持ち込まれた燃料用の長めのブナ材を1フーダア当たり17グルデンで買わされた。同日、バイエルン大公は初めて〔アウクスブルク市の〕食料〔穀物〕市場に食料品を輸送することを認めた。そこで、名譽ある〔アウクスブルク〕市参事会はその食糧を輸送するため、市参事会の仲間内から、都市代官（Stadtpfleger）〔ヨハン・ヤーコブ・〕レムボルト殿〔(Johann Jakob Remboldt) 在職期間1604－1624年〕<sup>(28)</sup>と老ハンス・フッ一殿（Hans Fugger der Alter）を、また枢密顧問官（Gehaim Rattes）イルスング殿（Herr Ilsung）、収入役（Einnehmer）そして法学博士（Doctor Juris）にして書記（Secretar）でもあるビーラー殿（Bihler）たちを派遣した。彼らは5月9日にアウクスブルク市を出立し、そして5月13日にミュンヘンから戻った。

6月13日に、ラード〔獸脂〕は1ポンド当たり1グルデンで、またその後は18バツツェン〔=72クロイツ=1グルデン12クロイツ〕で販売されていた。6月15日には〔さらに高騰して〕1ポンド当たり1グルデン30クロイツで販売されていた。

バイエルン産の木材は1フーダア当たり20グルデンで売られていた。

肉は〔不思議なことに〕肉屋では入手困難であった。しかも雌牛の肉（Kuefleisch）は密かに〔闇市場で〕15クロイツから18クロイツに〔値上げ〕されて販売されていた。子牛の肉（Kalberne）も〔同様に〕15クロイツから18クロイツに〔値上げ〕されて、否、〔さらに高額の〕20クロイツで販売されていた。また子牛1頭は13グルデンから14グルデンに〔値上げ〕されて、羊（Lamb）1頭は3グルデンで、雌鶏（Henn）1羽は17バツツェンから20バツツェンに〔値上げ〕されて、そして若鶏（Huen）1羽は40クロイツに統一された価格で販売されていた。

このような〔物価の高騰〕状態は、少額貨幣が切り下げられて、無価値になるまで続いた。なぜなら、すべてが悪い方向に向かい、そしてさらに大規模な貨幣価値の暴落〔インフレーション〕が生じるからである。やがてアウクスブルク市でも、〔10月8日に〕<sup>(29)</sup>公定価格（Tax）が設定された。〔そのため〕誰もが都市に商品を持ち込もうとはしなくなった。これは前

代未聞の悲劇的な状況である。貨幣価値は下落し、市場の売台 (Schranken) は〔商品は並んでおらず、実に〕 閑散とした状況であった。また燃料用の木材市場 (Holzmarkt) は荒れるにまかされていた。多くの人々が真夜中 (die halbe Nachst) パン屋の店先で〔パンを購入できずに〕 凍え死にしていった。そこで市政府はパン屋に〔原料の〕 穀物を〔優先的に〕 提供したが<sup>(30)</sup> 〔親を亡くした〕 子どもたちにまでは届かなかった。市場でも食料の数量は少なく、そのため食料は〔全般的に〕 高額であった。

巻きパン (Semmel) などはとんと見たことがなかった。なぜなら、パン屋ではパンがまったくと言っていいほど焼かれ〔た形跡が〕 なかったからである。誰もがどうしたら良いのか、まったく分からぬほどの〔悲惨な底〕 状態に追い詰められていた。

衣服も靴も、そして商品という商品は本当に高額になった。隣国のバイエルン、ニュルンベルク、アイヒシュテットなどは自国〔の国境〕 を封鎖した。このため、いかなる穀物も〔アウクスブルク市の〕 市場に入荷しなくなった。〔たとえば、隣町の〕 ミュンヘンの居酒屋ですら人々は食事をとることができなくなっているそうだ。この原因は〔おそらく〕 各国政府も公定価格 (Tax) を導入したからであろう。この状態はまさに97年前の〔ドイツ〕 農民戦争のそれであった。この時は、農民たちは城砦 (die Schlosser)、都市そして修道院を破壊したが、今回は胃袋〔食料〕 と財布〔金融〕 を破壊した。

この悲惨な状態はほぼ5週間にわたって続いたが、やがて自由売買 (ein freie Kauf) が許可され、また司教やオーストリア・ハプスブルク家の布告に基づいて、市民 (Burgauish Volk) は〔食料調達のために〕 村々に出向いて行くことができるようになったので、人々は希望すれば村々でも〔自分たちが持っている〕 貨幣で支払うことができた。ただし、以前ならば1グルデンで購入できた物が、今では1ターラー〔約3マルク銀貨の価値〕 という大金でも購入できなかった。それは、〔各村々の〕 農民たちが〔物不足に乗じて〕 まったく不当に〔高くして〕 売りつけていたからである。〔そもそも〕 農民たちには良心〔道徳心〕 (Gewissen) も分別〔知性〕 (Verstand)

の欠片をも持ち合わせていなかったのである。

12月24日〔のクリスマス・イブ〕に、私は羊肉 (Castron) を1ポンド当たり $\frac{1}{2}$ グルデンで購入した。また牛肉を1ポンド当たり20クロイツで、さらに卵8個を30クロイツで購入した。エンドウ豆は $\frac{1}{4}$ ポンド当たり1グルデン30クロイツで購入した。この価格は、それ以前では2グルデンで購入していたので、比較的廉価であった。

木材は1フーダア当たり6ターラー、7ターラーさらには8ターラーで販売されていた。しかも〔木材といつても〕シュワーベン産の粗末な木材であり、この種の木材が〔この値段で〕取引されていたのであった。

穀物は1シェッフェル当たり9ライヒ・ターラー、否 $9\frac{1}{2}$ ターラーでさえあった。ワインはどこであっても1マース当たり1グルデン、巻きパンは3バツツェン [= 12クロイツ] であった。この価格では、子どもたちはパン〔食事〕にありつけない。したがって人々は〔安い〕ライ麦でさえ貯蓄する始末であった。このことは不幸で悲しいことであった。しかし、いかなる者もその〔ような感傷に浸る〕余裕さえなかった。ビールは〔実際に〕8クロイツでは十分に飲めないのである。

しかし、私はこの時代について嘆き、そして悲しむ。何故なら、ターラー貨幣〔の価値〕が下落し、そしてあらゆる富が消滅しても、物価高騰だけは高止まりのまま (in exaltation) であったからである。やがて、翌1623年には、人々は1シェッフェルの穀物を〔昨年より安い〕7ターラーで購入できた。また〔同様に〕ワイン1マースは24クロイツで、ビールは3クロイツで、また肉は6クロイツで購入できた。ただし、このような状況は長くは続かなかった。何故なら、バイエルン地方は食料輸入を依然として禁止していたからであった。また、たとえ関税が高額になったとしても、〔国境沿いの〕街道 (der Pass) を急ぐ者などはいなかった。また、たとえ畑が豊かに実ったとしても、農民 (Paur) の金庫は空っぽであり、また商う物〔商品〕は何もなかった。穀物 (Dreidt) も金〔資金〕も常に値上がり (Aufschlag) 〔の機会〕をどこかに探し求めていたのである。

◆1624年——筆者：44歳、妻：41歳、長男：24歳、三女：12歳、

### 三男：10歳、八男：4歳、四女：3歳

この年の6月には、ライ麦〔の価格〕は1シェッフェル当たり12ターラーであり、また良質の穀物〔小麦〕の価格は16ターラーであった。この時期は、貧民(Arme)は当然として、一部の中流階層も悲惨な目にあったので、人々は節約しなければならず、それ故に〔各自の〕立派な歯を使って〔物を〕食べることなどはほとんどなかった。ただ、〔燃料用の〕木材とワインだけが〔人々の身体を〕温める手段として用意されただけであった。これらを使用して暖を取っていた間に、人々は〔さまざま〕節約方法を考えついた。

秋期には、バイエルン地方の国境沿いの街道は、高額関税が課せられたものの、再開され<sup>(31)</sup>、バイエルンから入ってくる穀物は9グルデンの価格であった。脱穀された小麦は11½ グルデン、大麦は7グルデン、燕麦は4グルデンの価格であった。さらに牛肉は1ポンド当たり〔12月1日の価格であるが〕4クロイツ、羊肉は16ペーニッヒであった。ワインとビールは1マース当たり4ペーニッヒ値上がりした。嗚呼、人間の運命にとって何と大きな不幸なことよ！ 神があらゆる禍に終止符を打たんことを！

子牛の肉は5クロイツであった。——〈注記：1月には12ペーニッヒに定められた〉——2月21日に穀物1シェッフェルは6グルデン40クロイツに、また燕麦は2グルデン40クロイツに定められた。

◆1626年——筆者：46歳、妻：43歳、長男：19歳、

### 三女：14歳、三男：13歳、八男：6歳、四女：5歳

この年について私が言えることは、穀物の価格は1シェッフェル当たり22グルデンであり、脱穀された小麦のそれは25グルデンであったという事である。大麦は12グルデン、牛肉は1ポンド当たり18グルデン、ワインはアイメール当たり15グルデンであった。これらはすべて反キリスト的な賜物(datuum)であった。それと言うのも、〔市井では〕いかなる取引も行われず、いかなる果実も穀物も存在しなかったからである。つまり、ここアウクスブルク市でも物不足状態が発生したのである。この物不足状態はアウクスブルク市よりも他の地域の状態の方がさらに酷かった。

## 第5章 医師フィリップ2世の収入について

### (A) 聖カタリーナ修道院での医療勤務

#### ◆ 1611年——筆者：32歳、妻：29歳、長男：3歳

この年の4月20日に、私は聖カタリーナ修道院の尊敬すべき女院長アンナ・ツィークラー（Anna Zieglerin）から、1611年の聖ゲオルクの日〔4月23日〕から翌1612年の聖ゲオルクの日までの1年分の給料を得た。〔ただし〕次年度以降の年俸については、前年度〔の実績〕を考慮して、雇用契約を打ち切ることもありえる、という条項が付記されていた。この他には、いかなる内容の契約も取り交わしてはいない。

#### ◆ 1612年——筆者：33歳、妻：30歳、長男：4歳

この年の4月18日に、私に年俸が払われた。そして前年同様に医療勤務を続けることが許された〔医療勤務契約が延長された〕。しかし、その8日後、すなわち4月26日に上記の女院長が死亡し、彼女に代わって女院長に就任したバーバラ・ヴェルザー（Barbara Welserin）は私との更なる雇用契約を結ばなかった。しかし、〔すでに締結していた〕来年までの契約期間は勤務することが許された。

#### ◆ 1618年（30年戦争の開始年）——筆者：38歳、妻：35歳、

長男：10歳、三女：5歳、三男：4歳、六男：0歳

この年の2月21日に、聖カタリーナ修道院の尼僧たちが私に〔退職金？〕30グルденを送金してきた。そして同時に、次のことをも通知してきた。すなわち、宗教裁判官〔異端審問官〕（Inquisidores）の命令で、ルター派を信仰している信者（Lutterischen）は、いかなる〔身分の〕人物であろうとも、今後いっさい雇用することは相ならぬ、と。つまり、私が解雇された理由は信仰上の問題であった。この当時、その他のプロテスタント系の手工業者（Evangelische Handwerker）たちの間でも、〔同じような〕信仰問題を理由として解雇される者が続出した。

同年の3月27日に、聖カタリーナ修道院の女僧団はエリザベート・カッセンシュタイナー（Elisabet Katzensteinerin）とマイスター（Maysterin）ら

の文書でもって、悲しいことではあるが、次のことを通知してきた。すなわち、彼女らは私に穀物2シェッフェルと脱穀された小麦 $\frac{1}{2}$ シェッフェルを〔退職金30グルденの〕控除分として贈呈し、さらに銀製のコップ1個と船の絵柄が入った麻の粗布〔ハンカチ〕を贈呈する、と。また私の解雇の理由は、私〔の医療行為〕に落ち度があったからではなく、むしろ私の信仰にあることを〔再度〕伝えてきた。

#### (B) 施療院での医療勤務と解雇通告そして復職

◆1616年——筆者：36歳、妻：33歳、長男：9歳、三女：4歳、  
三男：3歳、五男：0歳

この年の8月18日に、新・旧施療院の名誉ある役職者たちが、私を「巡礼者の宿」(Pilgerhaus) の医師 (Medico) に採用した。そこで、私は8月20日に初出勤した。上記の役職者たちとは、ハンス・ウルシュテット殿 (Hans Ulstett)<sup>(32)</sup>、フリードリヒ・ベーラー殿 (Fridrich Behler) そしてハンス・ジョルク・ビィラー殿 (Hans Jerg Biler) である。給料は年俸で、120グルденであった。

◆1617年——筆者：38歳、妻：35歳、長男：10歳、三女：5歳、  
三男：4歳、五男：0歳

この年の12月29日に、施療院側は、孤児院 (Weisenhaus) の請願を受け入れて、従来の年俸120グルденに代わって、来年から年俸150グルденを支給する旨、承認した。

◆1624年——筆者：44歳、妻：41歳、長男：16歳、三女：11歳、  
三男：10歳、八男：4歳、四女：3歳

この年の2月20日に、ミューラー (Miller) の店舗の近くにあるペルラッハ塔の旧施療院の役職者たるハンス・ウルシュテット殿とヤーコブ・ホーザー殿 (Jacob Hoser)<sup>(33)</sup> は、施療院が特別報酬〔ボーナス〕としてライ麦12シェッフェルを贈呈する、と通知してきた。これによって、〔当時の〕全般的な困窮化の中で、私の貧困状態は若干軽減された。

◆1630年——筆者：51歳、妻：48歳、長男：23歳、

**三女：18歳、三男：17歳、八男：11歳、四女：9歳**

この年の12月19日に、私は皇帝の特別任務を負ったジェスイット教団〔イエズス会〕(Jesuiticus)の12月17日付けの命令書で、施療院に別れを告げねばならなかった〔解雇通告を受けた〕。その理由はといえば、私が偽善者(Hypocrita)たらんと欲したからではなく、〔観察や経験を重んじる〕ヒポクラテス学派の医師(Hipocratius medicus)たらんと欲したからであった。このアウクスブルク市の決定には、さすがの私も黙ってはいられなくなった。

◆1632年——筆者：52歳、妻：49歳、長男：24歳、三女：19歳、

**三男：18歳、八男：12歳、四女：11歳**

この年の4月27日に、アウクスブルク市がスウェーデン国王軍によって開城させられた時、私は前任者の市長に呼び戻され、そして都市貴族ヨハネス・ヤーコブ・ホーザー殿(dominus Joh. Jacob Hoser)によって、合法的に、私の以前の役職に任命された。

この〔復職への〕法令は、私の請願で〔次のような形式を踏んで〕発令された。すなわち、「医師フィリップ・ヘーヒシュテッターは以前の役職に、アウクスブルク市参事会の〔同意の〕下で任命され、かつ受領した」と。同年の7月20日に同市参事会の法令が発行され、そして22日に市参事会の役人を介して、私に交付された。私は四半期の初日に給料として62½ ゲルденを受け取った。

### (C) 著作物の収入

◆1624年——筆者：45歳、妻：42歳、長男：17歳、三女：12歳、

**三男：11歳、八男：5歳、四女：3歳**

この年に出版された「医療〔治療〕観察(Observationes Medicinales)」の第1巻をアウクスブルク市長〔行政官〕に献呈した。彼からはお礼として60ターラーが贈与された。またルードヴィヒ・レム殿(Luodvocus Rhem)<sup>(34)</sup>から1ターラーが贈与された。それ以外の者からは一銭ももらっていない。この金で、私はアウクスブルク市のマークがついたコップを購入した。

◆ 1627 年——筆者：48 歳、妻：45 歳、長男：20 歳、三女：15 歳、  
三男：14 歳、八男：8 歳、四女：6 歳

この年に「医療觀察」の第 2 卷が出版された。この著作はアウクスブルク市に献呈された。また市長<sup>(35)</sup>にも贈った。私は市長から返礼として 24 グルデンを戴いた。市民たちからも総額で 162 グルデンを受け取った。私は市民たちへのお礼の品としてコップを贈って、これに答えた。

(D) 主治医としての収入

①ゾーベル殿との雇用関係 [1619 – 1626 年]

◆ 1619 年——筆者：40 歳、妻：37 歳、長男：12 歳、三女：7 歳、  
三男：6 歳、六男：2 歳、八男：0 歳

この年に、都市貴族マルティン・ゾーベル殿 (der Herr Martin Zobel)<sup>(36)</sup> が私に報酬として毎年、25 グルデンを提供することを条件に〔私を主治医として〕雇用した。そして、彼は毎年、違約することなく〔上記の年俸を〕支払った。

しかし、この老マルティン・ゾーベル殿が 1626 年 3 月 2 日に死去した。すると、同日、彼の相続人たちは、今後いっさい給料を支払わない〔私との雇用契約を解除する〕、ただし〔違約金として〕24 ターラーを支払う旨、通知してきた。

②老バーレル殿との雇用関係 [? – 1623 年 – ]

私は、都市貴族老バーレル殿 (der Alte Herr Baler) から長い間、報酬をもらっていないかった。ただし、僅かに 2 回ほど、報酬として 100 グルデンにつき 10 ライヒス・ターラー (Reichisthaler) を受け取った。

1623 年に、彼の息子レオンハルト (Leonhart) は私に、半年間で 14 グルデンの報酬を支払った。またこれ以降も、この騒乱〔30 年戦争〕期なので、半額の 7 グルデンを支払う旨、約束してくれた。

③老ハンス・フッ 一殿との雇用関係 [1626 – 1633 年]

◆ 1626 年——筆者：47 歳、妻：44 歳、長男：18 歳、三女：13 歳、  
三男：12 歳、八男：6 歳、四女：5 歳

この年の6月2日に、私は施療院長から老ハンス・フッ 一殿 (der alte Herr Hans Fugger) からの寄付金の申し出を伝えられる。彼のおかげで、私は年俸50 グルденを手にすることができた。ただし、1633年にこの雇用関係は打ち切られた。

④老マクシミリアン・フッ 一殿との雇用関係 [1626 – 1629年]

◆ 1626年——筆者：47歳、妻：44歳、長男：18歳、三女：13歳、  
三男：12歳、八男：6歳、四女：5歳

この年の10月29日に、マクシミリアン・フッ 一伯爵 (der Herr Max. Fugger) は私に、年俸50 グルденを寄付し、〔私を主治医とした。〕その彼は、1629年3月2日に死去した。私は彼から〔上記の〕報酬を1926年から受け取っていた。また〔形見分けとして〕美しい喪服をも戴いた。そしてこの〔主治医としての〕仕事も終了した。

⑤ヒエロニムス・フッ 一殿との雇用関係 [1628年 – ?]

◆ 1628年——筆者：49歳、妻：46歳、長男：20歳、三女：15歳、  
三男：14歳、八男：8歳、四女：6歳

この年の1月11日に、ヒエロニムス・フッ 一伯爵 (Gräfl. Herr Hieronymus Fugger) が私に、報酬〔年俸〕として50 ライヒス・ターラーを提示し、〔私を主治医として雇用した。〕そして〔その年俸を〕支払った。

#### (E) 孤児院での医療勤務

◆ 1632年——筆者：52歳、妻：49歳、長男：24歳、三女：19歳、  
三男：18歳、八男：12歳、四女：11歳

この年の4月25日に、ダニエル・エスターライヒヤー殿 (Herr Daniel Osterreicher)<sup>(37)</sup> とサミュエル・ホーザー殿 (Samuel Hoser)<sup>(38)</sup> は施療院の古参として、私に孤児院 (Waisen haus) の診察を頼んできた。報酬は25 グルденであった。

#### (F) カトリック教徒の支配下 (1635年以降) での収入

◆ 1635年——筆者：55歳、妻：52歳、長男：28歳、三女：23歳、

### 三男：22歳、八男：16歳、四女：15歳

この年に、私たちプロテスタントがアウクスブルク都市行政で作り上げた良き評判〔信用〕を、飢饉がかき消そうとしていた頃、私たちプロテスタントは、人間性を捨てたカトリック教徒の支配下に〔再度〕服従することになった。

今や、私の気持ちは偽りの兄弟〔カトリック教徒〕たちへの復讐心に満ち溢れ、そのため私はあらゆる給料交渉を断念しなければならなかった。聖靈降臨祭の四半期の開始日に、私は施療院から生活の糧たる給料を手にしたが、しかし、〔カトリック教徒が支配する〕市参事会（curia）<sup>(39)</sup>からは〔直接〕何も手にしていない。

## 第6章 アウクスブルク市内外での政治経済状況

### （A） 慈善活動の制度的な確立過程と新・旧教徒の対立

#### ◆1522年

この年の4月23日〔聖ゲオルクの祭日〕に、聖なる慈善活動がアウクスブルク市参事会によって開始された。そして〔その中心的な役員として〕、初めは6人の名誉ある人物が——〈そのうちの3人が〔ツンフト〕市民酒房（Burgerstuben）出身者で、残り3人が商人酒房（Kaufleitestuben）出身者であった〉——後には市参事会およびこれまでよりも多くの人々の中から選出された。

同年に市参事会は熟慮の末に、毎年役員を交代させることにした。すなわち、〔たとえば〕1年目に〔ツンフト〕市民酒房出身者から2人が、それゆえ商人酒房出身者からは1人が選出された場合には、その翌年には商人酒房出身者からは2人が、〔ツンフト〕市民酒房出身者からは1人が役員として、市参事会によって選出されるべきである、と。このような交代制によって、市参事会は常に2年間で各団体から〔合計〕3人がそのような役員に採用されるようにしたのであった。

したがって、名誉ある市参事会は施し物を3分割し、そのうちの $\frac{1}{3}$ を都市に配分した。そして〔酒房を異にする〕2つの団体がそれぞれ $\frac{1}{3}$ を取得

した。そして各役員の任期は2年間で、そのうちの1年間は3人一緒にその役職を全うし、その翌年の末には〔1人ないし2人が〕退任する、と定められた。また、各人は〔何か〕重大〔で正当〕な法的理由がない限り、連續して同役職に就任することはできなかった。〔このような規定が採決されたことで〕いかなる市参事会員も裁判関係者もこの〔役員の〕選出の件で、煩わされることはなくなった<sup>(40)</sup>。

初めの6人の施物役員のうちで、規定の年数を終えた3人は退任する。この者たちの報酬はキリストの言葉〔マタイ伝25章〕に従う。すなわち、「汝らが私の兄弟であるこの最も少ない〔小さな〕者の1人にしたのが、私にしてくれたことになる」<sup>(41)</sup>と。もしそうでなければ、彼らは自らのしかるべき〔高額の〕給料を手にしていたであろう。

#### ◆ 1541年

この年に、貧民たちにパン、ラードそして食物が配給された。なぜなら、彼らは前もって若干の身銭を所持して〔支払って〕いたからであり、またその金銭の一部を無駄に使用していたからであった<sup>(42)</sup>。

#### ◆ 1568年

この年に、長老〔筆頭幹部〕(seniores) と施物上級役員(Ober allmues Herr) が任命された。

#### ◆ 1572年

この年に、孤児院(Waisenhaus) が建築された。その後、この孤児院に119人の少年(Knabe) と少女(Meydlin) が収容された。市参事会はこの建築に、4000 グルデンを出資した<sup>(43)</sup>。

#### ◆ 1578年——筆者が生まれる1年前

この年に、都市貴族マルティン・ゾーベル〔1世〕殿(Herr Martin Zobel)が病人のための施療院(Allmueshaus)ないし「巡礼者のための宿」(Bilgerhaus)を建築した<sup>(44)</sup>。この建築の経費は4027 グルデンであった。

#### ◆ 1602年——筆者：23歳

この年に、初めて教皇主義者(Papisten)が施物役員者に選出された。

#### ◆ 1612年——筆者：33歳

この年に、初めて教皇主義者が施物役職の長老に選出された。この者はフリードリヒ・ベーラー (Friderich Behler) と言い、名誉ある市参事会によって選出された人物であった。

◆ 1616年——筆者：36歳

この年の8月18日に、私こと医師フィリップ・ヘーヒシュテッターは「巡礼者の宿」の医師に採用された。〔この採用に当たり〕神はその全靈をもって私にお味方して下された<sup>(45)</sup>。

◆ 1630年——筆者：51歳

この年の12月17日に、皇帝の任務代行者と自称していたジェスイット教団〔イエズス会〕が私を、この〔「巡礼者の宿」の医師という〕仕事から追放した。その解雇の理由は、私が指導のためにプファffen教会 (Pffaffen Kirch) に行くことを拒否したためであったらしい。私に代わって上記の医師に採用されたのは、医学博士ヤーコブ・ベルクミューラー (Jacob Bergmuller M. D.) であった。また、すべての福音主義者 (Evangelische) 〔に所属する〕都市貴族 (Herr)、奉公人 (Dienstbote)、手工業者 (Handtwerksleute) たちは、〔カトリック系〕教会に行こうとしなかったという理由で、皇帝の命により、施物〔の受給対象者〕から除かれた<sup>(46)</sup>。

同年の7月11日の昼に、アウクスブルク市に雹が降った。雹が窓 ラスを激しく叩いたが、これは神が〔私たちに〕何らかの意思を示さんとした「行為」であったのかもしれない。

◆ 1632年——筆者52歳〔筆者が死亡する3年前〕

この年の4月27日に、都市貴族ヨハネス・ヤーコブ・ホーザー殿 (Joh. Jacob Hoser) がスウェーデン国王〔グスタフ・アドルフ〕の命令により、私を激務で、危険きわまる〔「巡礼者の宿」の医師という〕仕事に (ad multos et periculosos labores) 復職させた。しかし、この時期、多くの人々は〔スウェーデン国王グスタフ・アドルフ〕の南ドイツ侵攻〔ライン・アム・レッヒの戦い (1632年) に勝利〕で、教皇主義者でないことが明らかになった。そこで、施物の分配は信仰を考慮せず〔宗派の〕区別なく分配された<sup>(47)</sup>。

### ◆ 1633年——筆者：53歳

この年は、施物の分配〔を欲する人々〕はルター派 (Lutherischen) の住民よりも教皇主義者の住民の方がはるかに多かった。

### (B) アウクスブルク市内外での皇帝承認問題と30年戦争<sup>(48)</sup>

### ◆ 1619年——筆者：39歳

この年の9月28日に、彼らの皇帝陛下フェルディナント2世 (Kaiser Ferdinand II) [在位 1619 – 1637年]<sup>(49)</sup> は、バイエルン大公マクシミリアン1世 [1597 – 1651年] —— 〈カトリック陣営の指導者である彼は 1608 年、ドナウヴェルト市を併合してカトリックを強制したため、プロテスタント陣営と緊張関係に陥った〉 —— と同アルベルト大公そして宮廷伯ウォルフ・ヴィルヘルム・フォン・ノイブルク (Pfalzgraf Wolf Wilhelm von Neuburg) を伴って、アウクスブルク市での〔市民たちの〕支持を求めて同市を訪問した。皇帝の随行者たちは悪漢ぞろいであった。

アウクスブルク市民団は武装し、マスケット銃兵 (Msuqetyrer) たちは志願した民衆 (Volks) たちであった。つまり、住民たちは完全武装して、同市の北側に位置するヴェルタッハブルッカー市門 (Wertahbrugger Tor) から十字架教会 (Creutzkirch) そして聖母教会に至るまでの路地の両側に配置されていた。司教と共に徒党を組んだ〔カトリック教徒の一派〕は同フェルディナント2世を白い天蓋の下に迎えた。その場でミサが行われ、その後、同フェルディナント2世はアウクスブルク市によって、しかも金を施し、黒い鷲の紋章が縫いこめられた美しい天蓋の下で〔皇帝として〕受け入れられ〔承認され〕た。そこで同市民団が再び武装して、ペルラッハ塔から若きハンス・フッターの家まで〔の、今日のマクシミリアン通りに〕配置された。12人の市参事会員 (Ratherr) は皇帝フェルディナント2世を支持した。皇帝陛下は馬に跨って〔その通りを〕行進した。しかも、皇帝の前には3人の世俗諸侯を、また後ろには2人の聖界諸侯 (アウクスブルクとアイヒシュテットの各司教) を従えての〔堂々たる〕行進であった。

翌日 [29日の日曜日] に、人々はワイン市場の上手で、皇帝に〔臣従の〕

宣誓を行った。その前に、人々は皇帝に美しい、見事な出来栄えの杯と1440新グルデン金貨を献上した。さらに荷車2台分のワインと8台分の燕麦をも献上した。

翌々日〔30日の月曜日〕の早朝に皇帝はミュンヘンに戻ったため、アウクスブルク市には久しぶりに市民主体の安定した秩序が戻った。〔このことを祝って〕人々は城塞〔稜堡〕(Pastei) や尖塔(Thuren)の上目がけて祝砲を撃っていた。

同年5月に初めて、オーストリアのレオポルト大公の騎兵隊がアウクスブルク市に侵入してきた。また秋季にも〔再度〕侵入したが、彼らは〔まるで〕逃走者のように退散していった。同年の冬季に、名譽ある市参事会が歩兵を募集し<sup>(50)</sup>、陸軍中佐(Obristleitten Ampt) レーリン一(Rehlinger)の小隊に編入させた。その彼も市政府と協力して、オット・ハインリヒ・フッ一(Ott heinrih Fugger)<sup>(51)</sup>と共に、狼藉行為に対処すべく、歩兵をバイエルン地方から広く募集した。

#### ◆1620年——筆者：40歳

この年の3月末（「灰の水曜日」の頃）に、100騎からなる騎兵隊が、ギュンター・フェルディナント(Guenter Ferdinandt)を隊長として創設された。また2軍旗〔部隊〕の歩兵部隊もフリードリヒ・ヴェルザー(Friderich Welser)とN・ジッテハオザー(Sittihäuser)を部隊長として、創設された。

これらの軍隊は、家畜が放牧される春の頃に、ヴァルターブルク(Wartahburug)の近くで、侵入者に対処すべく、宿営地を設営した。これらの軍隊は騎兵隊と共に秋に解散した。ただし、前記のレーリン一の歩兵部隊は解散を免れ、再び各村々に派遣された。

#### ◆1621年——筆者：41歳

この年の4月末に、村々に派遣されていた歩兵に対しても、解雇が言い渡された。つまり、農民たちは兵役から解放されたのである。これに対して、バイエルン大公や同司教は同地方の農民たち(Landvolk)〔のみ〕を除隊させたり、はたまた国境近くに配置転換させたりしていた。

——〈以下の文章は中・近世ラテン語で記されてある〉——

訴えに値する悲惨な非道と号泣に値する悪事〔犯罪〕。この2年間、残酷なバイエルン大公の軍事顧問 (commissari militares) たちは、シュワーベン地方で、私たちを騙して金品を巻き上げ、しかも彼らはまるで蛭のように、絶えず、市参事会や臣民〔平民〕(subditus) に帰属する〔重要な〕体液 [=生命に不可欠な必需品] をも奪っていた。〔そのためか、大人の〕シュワーベン人は活力がなく〔あたかも貧血が原因であるかのように〕倒れ込んでいたり、また子どもたちは元気溢れる健康体というよりは、まるで死人であるかのような状態で、徘徊していた。

### (C) 30年戦争下のアウクスブルク市についての筆者の感慨

#### ◆1627年——筆者：47歳

この年に〔アウクスブルク市では〕、悪行 (iniquitas) が発生した。そしてその犯罪はこの〔1627〕年内では終息しなかった。私たちは血液以外の物をすべて奪われた。そしてその瘡蓋を拭き清めている間も鮮血が後から後からと吹き出てきた。貴族の繁栄、男爵の活力、伯爵の強さそして自由都市の輝き〔威厳〕などはすべて消え失せた。法律は無視され、正当性は軍隊の剣〔力〕に左右された。悪行〔犯罪〕が至る所で支配し、そして私たちの命の流れ〔家系〕は途絶えようとしていた。無法さに無力さが重なり、無辜な人々の間でも暴力行為が増えていった。帝国の諸侯たちにとつて私たち〔庶民〕はただ戦利品〔略奪〕の対象でしかなかった。そして暴徒たちは、兵隊の仲間うちでは、「富者 (opulens)」などと呼ばれていた。貧民たちは——〈今や何も所有していないので〉——ただ「神からの保護 (salva guardia)」だけを有する者にすぎなかった。嗚呼、私たちは横柄な態度やだらしない衣服に慣れねばならない。逃げ去る敵兵を目前にして、神は〈……判読不能 (1行)〉その間、告解の秘蹟も行われていなければ、贖罪をする人の姿も見られなかった。男たちは悪魔の仮面をつけ〔死者の上着を着込み〕、残忍な顔つきをして、〔自分たちの行為を〕なにか英雄的な意図から生じた行為であるかのように、また「自由」の報復ででもあるかのように、〔すなわち、正当な行為であると〕信じ込もうとしていた。今

や不安の外套は凶暴な人間の衣服となった。またさまざまな形のあの恐怖は秘密の隠れ家であった。すなわち、ひそかな不安はいろいろに偽装して覆い隠してしまう、という意味である。剣の柄は、震える心また不安定な精神を覆い隠している砦に掛かっていた。

軽率な女や〔精神的にも肉体的にも〕ずたずたにされた女は男の衣服を着て、厚顔にも平気で嘘をついていた。リンケウス〔鋭い視力〕(Linceus)でも男女が一緒にうずくまっている場合、両者を区別することはできない。このような女は胸掛けを引き裂かれた姿になっても羞恥心がない。見よ、貴族たちよ。汝らの財布〔財産〕はすっからかんになろうとしているではないか。汝らの傲慢さ、衣装の豪奢さは確かに芽を出し、そして開花して、人目を惹き付けるであろう。しかし私が心配しているのは、汝らに秋が訪れ、〔汝らが〕愚者となることである。なぜなら、汝らの〔衣装への〕浪費熱は何も生み出すことがないからである。

諸都市は破壊され、貴族は没落し、男爵や伯爵など〔中小の貴族〕は動搖し、諸侯たちは消え失せた。臣民〔平民〕(subditis)は堕落し、農民たちは断末魔の中にいた。汝らは鷲〔皇帝〕に何を期待しているのか。もし獅子〔Leo：スウェーデン国王グスタフ・アドルフ〕が話しかけようものなら、〔鷲の〕4つの翼〔皇帝に従う4軍、すなわち貴族、男爵、伯爵、諸侯の軍隊〕は逃走してしまうであろう。しかし頭目〔皇帝〕は逃走するわけにはいかず、〔現地に〕踏み留まらざるを得ない故に、戦争は〔断続的にであれ〕続行されたのである。そのため、〔ドイツ〕王国はやがて完全に貧困化してしまうであろう。すなわち、この身体〔ドイツ王国〕は焦土化され、そしてこの世から消えてなくなるであろう〈旧約聖書：エズラ記4章の12〉<sup>(52)</sup>。

#### ◆1629年——筆者：49歳

この年の8月8日に、アウクスブルク市に大きな破壊〔混乱〕が生じた。なぜなら、すべての誠実さが地に墜ちたからである。

嗚呼、何という禍、何という惡意であろうか。汝〔アウクスブルク市〕はかつて私たち〔プロテstant〕の魂を求めていたのに、今では私たち

の魂を破滅させようとしている。私たちが改悛の情を抱いて、また心を碎いてキリストを探し求めるや否や、私たちの魂は私たちをキリストの許に (ad christum) 導いてくださった。私たちは、私たちの原罪の醜さを理解し、また神や救済主キリストの同情 (Misericordia)、慈悲深さ (Clementia) そして愛 (Charitas) を認識して、驚いたものの絶望はせず、むしろキリストご自身に励まされた。すなわち、私たちはキリストを、自らの克己心 (Abnegatio) と断食 (Mortificatio carnis) を、またキリストの再生ないし復活を私たちに知らせる仲介者として認識し、また天国での私たちの救世主と見なす。私たち〔プロテstant系〕の司教たちが、もし信仰の仲裁〔平和〕を欲して、これが満たされたならば、教会を保護する〔教会〕法の威光の下で、自ら進んで免職に応じたであろう。〔しかし〕このことに同意したはずの汝はそれを信じなかった。汝は、私の知るところでは (bona fide)、指導的な人物を招聘することもできなければ、またこの〔神聖ローマ〕帝国の官職を求めることもできない。ゴルゴン〔メドウサ〕の首はここにあり、不吉な絞首台に梯子が掛かっている。そしてこの絞首台でゴルゴンは処刑され、〔同じ〕 絞殺が私たちにも迫っているのである。

嗚呼、汝、アウクスブルク市よ！ よくもここまで窮屈になったことよ。8月は汝に窮屈さをもたらしたことよ。嗚呼、その暑熱〔不安〕たるや、シリウスないし天狼座 (Canis) のそれではなく、オリオンや狼座 (Lupus) のそれであり、ニムロド〔戦争と狩猟の神〕あるいは遠吠えする獅子のそれであった。収穫物はたわわに実り、またその黄金の色は目と胃袋に満足を保証するものであった。〔しかし〕 牧人〔宗教関係者〕たちの罷免〔解任〕で、〔その僕たる市民たちの〕魂に〔虚しさを、すなわち〕欠乏感、貧困感、飢餓感ないし空腹感をもたらし、さらに刑吏の強制力で、沈黙をも強いられた。見よ、それぞれの信者団体の中では (in coetu credentium)、信者たちが〔神を讃える〕賛美歌を歌うこともなくなり、また神の慈悲を予言する者の声さえも聞かれなくなった。また幼子や子どもたちの口からも、汝へのいかなる称賛〔の声〕も聞かれなくなった。嗚呼、主よ！ あなた様の法と同情 (misericordia) についても語られなくなった。かの者た

ちの言葉たるラテン語で称賛することは許されるのに、〔私たちの民衆語たる〕 ドイツ語でのそれは沈黙を命じられている。すなわち、〔民衆語たる〕 ドイツ語で話すこと、そして考えることが許されていないのである。〔ラテン語で〕 歌うことは許されているが、歌っている内容が何であるかは理解できない。私たちはただ神を恐れ敬うことを、神を信じることだけを命じられているのである。ただし、神ご自身の聖なる御言葉を介して神を認識することは禁止されているのである。

アウクスブルク市はかつて自由都市 (Libera Civitas) であったが、今では隸属的な〔奴隸根性に満ちた〕 都市 (Serva Civitas) に成り下がってしまった。かつては同市に〔市民を保護する〕 守護者 (tutor) がいたのだが、今や〔権力者の手先たる〕 判決執行官〔刑吏〕 (exsecutor) がいるのみである。一群の兵隊たちが汝 [=アウクスブルク市] を攻囲したのでもなく、市壁に向けられた大砲の轟音が、また轟音を伴う硫黄〔大砲・火薬〕 の光が、そして〔キラキラと〕 光り輝く鉄製の武器〔刀剣〕 を携えた軍隊が汝を恐れさせたのでもない。またいかなる敵も、また外国人〔外国軍隊〕 も汝を滅ぼすことはできなかった。汝を滅ぼしたのは、汝が汝を任せていた連中〔カトリック教徒〕 であり、また汝が従順さを示して信頼していた連中〔ジェスイット教団〕、そして汝が汝の血縁者を兄弟ないし父親と見なしていた連中である。この連中から、汝は連中が慈悲深く、汝の保護者であると信じこまされてきたのである。すなわち、汝を滅ぼしたのは、何らかの悪徳や反乱そして汝の罪ではなく、むしろ汝の社交性、汝の純粋なキリスト教的な信念〔精神〕 と汝の誠実さそして非常に忍耐強い性格〔忍従〕 —— 〈この〔忍従という〕 性格によって、汝は他人〔異なるもの〕 を自分に類似した者と評価してしまったのである〉 —— などであった。汝は汝の誠実さを弄んでいた人々をあまりにも信頼しすぎていた。また汝は、ドイツ人の誠実さが古代ポエニ〔カルタゴ〕 人の根底〔奸計〕 に根づいた連中の心の中にあった、と考えていた。イベリア〔スペイン〕 人がこの奸計をアフリカから借り出し、そしてイタリアへ持ち込んだ。そして彼ら〔イタリア人〕 に伝染させた。この奸計は、イタリア人が罪を若者に教えていた

間に、その若者のすべての親族〔一族〕の間に、また彼らの耳にぶつぶつ語りながら、独自の原罪を語っていた連中——〈彼らはこの独自の罪によって異国の罪をも負わされたのである〉——の間に広まったのである。

#### ◆1629年——筆者：49歳

この年の8月8日に、触れ役たちによって学校長たちに9月7日～10日の間、沈黙が布告された。逃亡が準備されている。誰が〔逃亡〕するのか。それは、誠実を義務づけられていた人々、その中でも、その信仰が疑われだした人々、すなわち〔アウクスブルク市に〕残っていた、領主の兵力として期待されていた人々である。しかも秘密裏に。

#### ◆1630年——筆者：50歳

私たち〔ルター派〕は、拘束力のある命令が布告されて、かなり動搖した。それは、ルター派を一貫して信仰してきた全員 (*omnes Lutherani constants*) がアウクスブルク市の公職から追放されたからであり、また〔下は〕細民から、〔上は〕富裕民に至るまで、自分の宗派を信仰することができなくなったからである。もし違反した場合には、処罰されるそうである。〔事実〕孤児たちが夏に虐待され、病人たちも初冬の頃に攻撃された。また秋期には、長年にわたって、具体的には30年以上も勤め上げて給料を受け取っていた人物〔財産所有者〕が、その財産を没収されたそうである。

#### ◆1631年——筆者：51歳

この年の9月22日に、教皇派の連中が〔アウクスブルク市の〕市参事会員 (*Senatus*) ないし市長 (*Magistrat*) に選出された。そして〔逆に〕ルター派はこの名誉ある役職から追放された。またこの当時、成熟していた〔立派な〕市参事会が存在していたのだが、この市参事会が急速におかしくなり〔崩壊した〕。しかし、教皇派の連中も6カ月以上その役職に留まることはなかった。彼らも秋と冬の〔徒〕<sup>あだ</sup>花で終わった。

実に、堂々としたスウェーデン国王グスタフ・アドルフ〔在位1611～1632年〕が——〈彼はルター派の自由の保護者として〉——皇帝軍のティリー (Tilly) 将軍とバイエルン軍が逃走した4月20日にアウクスブルク市を占領し、これまで教皇派に与していた市参事会員の全員を追放し、かつ

処罰した。そして同国王は市参事会員全員を福音主義者 (Evangelicus) から選出した。この選出は4月29日に行われた。いわば春の選挙であった。この選挙は巧くいった〔成功した〕<sup>(53)</sup>。

アウクスブルク市は市壁を巡らされ、守備隊の兵士、戦費 [軍事税 (Contribution)]、その他の幾ばくかの夫役 [土工作業] そして物資を提供した。スウェーデン軍は私たちに統治者として、ドイツ流の名でホーエンローエ伯爵 (Comes ab Hoenlohe)、フランス流の名でオクセンスター (Oxxenstirn) というスウェーデン男爵 (Baro Suecus) を任命した。

#### ◆ 1633年——筆者：53歳

昨年 [1632年] ベルンハルト・アルトリン 一 (Bernhart Altringer) がバイエルン軍と共にリカティエール地方 (Lycatios) を経由して、アルゴイ地域の人々を、またメミンゲン地域の人々を、そしてケンプテン地域の人々を攻撃したが、その翌 [1633] 年にイタリア人からなる大部隊がフェリアス (Feria) 大公と [前記の] アルトリン 一の指揮の下、ドイツ人部隊と合流して、神がお命じなされたのか、エルザス地域にまで侵攻した。〔しかし〕元帥 [グフターフ] ・ホルン (Marschall Horn) が彼らに反撃したため、退却を余儀なくされた。そのため、このエルザス地域では、この年の夏の酷暑と [食料補給の困難な] 無謀な進軍で [人的] 損失が生じ、多くの者たちが、さらに言うならば、極めて多数の者たちが死亡した。〔軍事的な衝突による損失は〕僅かであった。指揮官アルトリン 一自身も死亡した<sup>(54)</sup>。

この年に、スウェーデン軍と皇帝軍の双方が撤退したため、これまでとは異なる統治者が指揮官 (Commandans) という名目で任命された。この人物は貴族 (Nobiles) 身分を有するムスヴィヒ・アウス・デム・ヴィンケル (Mussuicus aus dem Winkel) であった<sup>(55)</sup>。

#### ◆ 1634年——筆者：54歳

この年に、ハンリー国王<sup>(56)</sup> がレーゲンスブルク市を陥落させ、ドナウ河畔 (ad Ister) のささやかな土地を占領した。そして同国王はアウクスブルク市に最大の危険を、すなわち、死と飢餓と騒乱状態を持ち込んだ人

物であった。

——〈以上で、中・近世ラテン語で記された文章は終了する〉——

〈以下は、フィリップ・ヘーヒシュテッター以外の者の筆によって同「日記」の端に記されていた。1634/35年頃のものである〉

——私は、穀物 $\frac{1}{2}$ シェッフを74グルденで市参事会から購入した。パンは高額で売買されていた。肉や麦粉はまったく販売されていなかった。私たちルター派信徒は1ヵ所に封じ込められたが、しかし拘束されることはなかった。人々は当時、生命の危険を感じており、この危険を顧みず、市政府に何かを提供する者など1人もいなかった。このことは大きな悲劇でもあった。なぜなら、貧民 (der arm mann) はまったく食事が摂れず、それ故に体力がなく、畠仕事や水車小屋での仕事に従事できず、そのため、飢えを満たすことができなかつたからである。このような貧民は〔一般には食べなかつた〕馬肉などを食べて〔飢えを凌いで〕いた<sup>(57)</sup>。私のアウクスブルク市に関する惨状を想像あれ。それは〔まるで、30年間掃除をせず、それ故に不潔の代名詞にさえなつてゐる、例の〕エリス (Elis) 王の牛舎のように、あらゆる無秩序によつて生じたのである。すなわち、市参事会 (Curia) および市の行政、さらには臣民〔平民 (subditus)〕たちの服従心によつて、また日常生活のあらゆる分野における諸状況、すなわち、商業〔取引き〕活動も行われず、仕事もなく、したがつて収入も、さらには飲食物もない——〈ただあつたのは、税金 (Steur)、損失、貧困、飢餓、騒乱 (Not) そして死だけであつた〉<sup>(58)</sup>——という諸状況から生じた混乱によつて生じたのである。

この〔悲惨な〕人々の生活を救済すべく、人々は協議を重ね、またある時は協議をせずに、救済活動に専念した。その後、私たちは〔空を自由に舞う〕鳥が食べ〔生きる〕、あるいは死ぬということがどういう意味なのかを教わつた。すなわち、肉体〔身体〕を維持すること、心〔精神〕に害を受ける〔ひどい目に遭遇する〕こと、そして誠実さを信頼することなどを考えるに至つた。そして、人々が私たちルター派に不利なこと〔損害〕を押しつけ、また夜陰に乗じて〔あわよくば〕衣服を奪おうとしているこ

となどを〔学んだ〕。

#### ◆ 1635年——筆者：55歳 [=死亡した年]

特に、レーゲンスブルク市とネルトリンゲン市で良心〔道徳意識〕に反する事件が発生した。同年の3月18/28日に、北ドイツ人とフィンランド人から成るスウェーデン軍が進軍し、また同じ頃に皇帝軍とバイエルン軍も進軍してきた。〔そして、両軍は衝突し〕敵方〔=カソリック陣営〕は大いに勝どきを上げて〔勝利を〕祝ったが、私たち〔ルター派〕には、神がお与え下された〔敗北に伴う〕危機〔意識〕により、「高貴な忍耐」(GENEROSA PATIENTIA) が生まれた。

また、同年の主の復活祭〔4月11日頃〕(die resurrectionis domini nostori)に、フランシスコ教団の教会だけで、「アウクスブルクの告白の催し」(Exercitium Augstaenae Confessionis) が行われた。このため、すべての福音主義者はこの教会へ押し寄せた。

〔この年に〕軍役税が〔新たに〕増額された。このことは、人々がそれ以前に支払っていた税収では、今や不十分であることの〔証拠である〕。新しいその税額たるや〔従来のそれ〕2倍の金額とのこと。私たちはこの事実を、実際に、レーハーベアム (Rhehabeam) の返答の中に認めることができる<sup>(59)</sup>。

さらに、〔従来〕聖霊降臨祭〔5月30日頃〕(in Festo Pentecostes) に、説教が認められていたあの〔プロテスタント系〕教会も閉鎖に追い込まれた。今にも泣き出しそうな雲行きの中で、最後まで留まっていた2人の牧師〔D・ヴェーバー (Weber) とイエニシュ (Jenisch)〕は説教集会とミサを相次いで禁止に追い込まれた<sup>(60)</sup>。

同年の7月2日に、私は「貧者たちの病院」〔施療院〕(Nosocomio Elemenario) での仕事を解雇された<sup>(61)</sup>。

#### (D) 筆者の 子の筆による30年戦争下のアウクスブルク市の状況

以下の記録はフィリップ・ヘーヒシュテッターの長男ヨハネス・マティウス〔1607－1662年：アウクスブルク市の商人〕の筆で記されたものであ

る。

### ◆ 1636/37/38年——筆者の死後1~3年目

この3年間、私たち福音主義者のミサは神学校で続けられていたが、特別な困難が無かったわけではなかった。市参事会（Curia）は相変わらず軍役税を徴収していた。

#### ——欄外の記録〔1636/37/38年〕——

この3年間は、ここアウクスブルク市では、未亡人、孤児そして福音主義者の市民たち（burgeren）にとって少なからぬ被害を被った年であった。たとえば、関税（Zoll）ないし消費税（Ungeld）<sup>(62)</sup>は生活手段〔食料品〕に転嫁されるので、〔困窮する〕生活の中でそれが占める割合も少なくなかつた。したがって、〔食料品などが〕市場に、そして当地の店舗〔売り台〕に流通してきても、粉引き料金など〔の税金の形〕で多額の〔売り上げ〕金は吸収されてしまい、いかなる者も利益を上げてはいなかつた。また商人たちの場合でも、特にライプチッヒに繋がる街道で強盗団に遭遇して〔金品を強奪され、その結果〕破産の憂き目にあつていた。その商人たちの中には、ヤーコブ・シュテングリン（Jacob Stenglin）<sup>(63)</sup>、ゼン・ブロナー（Then u. Buroner）、アーマンとペスタロツツァ兄妹（Amann et Pestalotza）、オットー・ラウギン－3世（Otto Lauginger jung）<sup>(64)</sup>、トービアス・ベルクリン・ユーギブス（Tobias Berkhlin Jugibus）、バルタス・ロレンツ（Balthas Lorentz）などの名があつた。

こうして、人々はその多くが貧しくなつたが、軍役税だけは払い込まれていた。住民の数が激減したので<sup>(65)</sup>、家屋の価値も下落した。たとえば、6年前には20万グルденでも売りに出されなかつた物件が、今では5万グルденに下落して〔売りに出されていた〕。また多くの小さな家屋は完全に取り壊され、そしてそこには畑が作られていた。なぜなら、それらは空き家になつたからであり、それ故に、その地代〔家賃〕収入がほとんど得られなかつたからである。また人々は〔不労所得を期待できず〕大きな努力なしに収入を得ることなどはまったくできない状況に置かれていたからである。したがって、地代収入で生活している者たちには〔当時は〕非常に

厳しい状況であった。田舎〔農村部〕でも事情は同じであり、農産物が作れないため、その取引〔売買〕行為は〔たとえ、あっても〕僅かであった。そして私たちの都市の正式な名称は「Augstia〔貧窮〕」という〔意味でもあることをお忘れないように〕。

私たちの市参事会（Curia）は良きカソリック〔旧教徒〕（Catholica）が占め、私たちのペルラッハ〔塔〕は良き福音主義者（Evangelsch）が占めた。しかし、〔実質的な〕仕事はなく、〔あるのは〕ただ多くの〔事後〕報告のみであって、これらを処理していた。隣人〔カソリック〕に対する愛は完全に冷めており、憎悪だけが残っていた。私たち福音主義者には忍耐、信義そして希望がまだ残っていた。この間にも、ミュンヘン市近郊で動員された部隊（fliegel und fuesle）による戦闘が生じた。人々はこのような事態を防ぐことはできないと見ていた。こうして、ドイツのほとんど全土において、神の御言葉は虚しい（miseria）ものとなり、20年間続いた戦争が多くのものを荒廃させ、さらには多くの名誉ある、立派な人々をも駄目にてしまつた。人々は依然として〔この悲惨な現状を〕改善するためには、あまりにも貧弱な手段しか持ち合わせていなかつた。

#### ◆ 1638年——筆者の死後3年目

神は確かにこの3年間〔1636－38年〕の物価高騰期の後に、私たちに予言した通りに、物価の安定をお示し下された。すなわち、この年の11月に、穀物ないしライ麦〔の価格〕が1シェッフェル当たり5～4½ グルデンへ、同様に良質小麦が12～11 グルデンへ、燕麦が4～3½ へ、大麦が4 グルデンへ下がっていた。また牛肉1ポンドが6クロイツ、同様に子牛の肉が6ペーニッヒ（pfennig）であった。またネッカー産のワイン1マースが24～20 クロイツ、ブラウンビール1マースが9ペーニッヒさらに白ビールが7ペーニッヒであった。さらに卵は4個、6個、8個まで1バアツェンであり、バイエルン産のブナ材は1フーダア当たり15～5 グルデン、シュワーベン産の薪は1束当たり2 グルデン 45 クロイツ。岩塩は1塊当たり3 グルデン 3 クロイツであった。

300名ほどの皇帝軍とバイエルン軍の兵士が1635－38年まで、アウクス

ブルク市の周辺部の安全確保のために歩哨の任務に就いていた。——〈300名とはいっても、しばしばそれ以上の人数であるのが常であるのだが〉——私たち誠実なる福音主義者は兵士らに彼らの宿営の場を提供し、〔それができない場合には〕それに代わって宿営税なる金銭を宿営係り〔この役職は私たちの市参事会のそれ〕に毎週、時には2倍の金額を支払っていた。逆に、私たち臣民〔平民〕は市政府から、宿営地の地代や収益金を鏢一文も受け取っていなかった。神は最初の好ましい終戦を待って、愛と共に、安定した平和をお与え下された。

#### ◆1639年——筆者の死後4年目

この年に、私たちはアウクスブルク市で再び〔大きな〕変化を体験した。それは、これまで〔守備についていた〕皇帝軍とバイエルン軍の兵士たちが1月27日をもって同市から撤収し、〔これに代わって〕市参事会(Rat)によって〔選抜された〕300名〔の市民兵〕が同市の守備兵として同市の城砦に配備され、市参事会から彼らに市門の鍵が引き渡された。しかし、〔宿営係りへの〕軍役税の支払い義務は依然として続いた。〔同市の治安は徐々に回復してきたが〕商業の回復の兆しは見られず、大規模な商業都市ライプチヒのような活況を呈するまでには至っていなかった。〔この点では〕他の都市でも〔同じで、〕あまり効率的に利益を上げるには至っていなかった。

日々、穀物〔などの食料〕事情は改善してきた。ザンクト・レン(St. Gallen)の周辺では、穀物は1シェッフェル当たり3~3½グルデン、同様に良質小麦が5~7グルデン、燕麦が2~8グルデン、大麦がx〔不明〕グルデン、エンドウ豆(Erbis)が1メッツェン(Metzen)当たり32クロイツであった。またワインは前年と同じ価格であり、ビールはブラウンビールより高額の11ペーニッヒに、さらに白ビールは9ペーニッヒに設定されていた。さらに〔動物名が欠落〕から作った獸脂(Unschlit)は16グルデン、豚の獸脂(Schmaltz)は10½~11クロイツであった。木材〔薪〕は前年同様、依然として高額であった。また牛肉1ポンドは5クロイツ、同様に子牛の肉が5~6クロイツであった。

社会の状況は〔全般的に〕神の愛により改善基調にあった。やがて、秋

季には〔豊作の年のように〕、多くの人びとは日々生き長らえることができた。〔このことは〕たとえば同年の11月5～12日の1週間の死者数が僅かに若者1人、そして年寄り1人の〔計2人のみ〕であったという事実を考慮すると、ここ数年では考えられないことであった。しかしながら、私たちの神への献身と神への奉仕は依然として、自由な青空の下で行われていた。神は、今ようやく、24年前〔30年戦争以前〕のアウクスブルク市での宗教、政治そして経済の各分野での優れた状況が、この都市に甦ることを——〈なぜなら、22年間、絶えず、神からさまざまな懲罰〔試練〕を与えられ、〔その試練に〕耐えたので〉——お示しになられた。

#### ◆1640年——筆者の死後5年目

この年に、私たち〔に義務づけられていた〕宿営係りへの軍役税の支払いが廃止された。すなわち、市参事会の法令によって、長く続いたこの義務は7月31日に完全に廃止された。〔しかし〕この平和な状態は長くは続かなかった。それは、ハーゲンバハ（Hagenbach）が支配する異端審問（Inquartirens）が導入され<sup>(66)</sup>、12月29日に再度、査定税額が2倍に引き上げる法令が発布されたからである。

私たちのミサは、いつものように、自由な空の下で行われていた。日々の穀物〔の流通量〕はまさに窮迫していた。獸脂は1ポンド当たり10クロイツ、肉やアルコール系の飲み物は1年前と同じ価格であった。しかし燃料用の木材〔薪〕は1クラフター〔棚〕（Klaffter）当たり30クロイツであった。

——以下、日記の117～128ページの箇所は空白のままである。——

以下、第7章へ続く

敬愛大学 国際学部

# 2010年度 研究活動報告

## 掲載者一覧 (学部学科別にアルファベット順)

### 国際学部国際学科

有馬 容子 Yoko ARIMA .....	199
家近 亮子 Ryoko IECHIKA .....	199
エーン・イケシマ Jayne IKESHIMA .....	201
覚正 豊和 Toyokazu KAKUSHO .....	201
櫛田 久代 Hisayo KUSHIDA .....	202
水口 章 Akira MIZUGUCHI .....	203
村川 庸子 Yoko MURAKAWA .....	204
中村 圭三 Keizo NAKAMURA .....	205
大月 隆成 Takashige OTSUKI .....	206
織井 啓介 Keisuke ORII .....	206
三幣 利夫 Toshio SANPEI .....	207
庄司 真理子 Mariko SHOJI .....	207
高田 洋子 Yoko TAKADA .....	209
高橋 和子 Kazuko TAKAHASHI .....	211
山本 健 Takeshi YAMAMOTO .....	213
柳原 由美子 Yumiko YANAGIHARA .....	213

### 国際学部こども学科

畠中 千晶 Chiaki HATANAKA .....	214
池谷 美佐子 Misako IKEYA .....	215
越川 浩明 Hiroaki KOSHIKAWA .....	216
田口 功 Isao TAGUCHI .....	216
山口 政之 Masayuki YAMAGUCHI .....	217
山本 陽子 Yoko YAMAMOTO .....	218

---

## 国際学部国際学科

**有馬 容子** Yoko ARIMA

アメリカ文学／教授

〈現在の研究テーマ〉

人間の内面を描く現代のSF／ファンタジー文学を読者の想像力を拡大する道具としてとらえ、思いがけない作品がどれほど深い内容を表現しうるか様々な角度から解釈を試みる。具体的にはBernard Malamud、Ursula K. Le Guin、John Crowleyを中心とする。また、このような現代文学の魅力とトウェインの幻想文学を比較することにより、トウェイン文学の再評価を引き続き行う。

〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

プロジェクト研究の計画に基づきカリフォルニア大学バークレー校マーク・トウェイン・プロジェクトにて行った調査をもとにトウェインの幻想文学の現代性についてまとめる。特にトウェインが最後まで執着した人間の可能性についてその本質と表現方法を現代の幻想文学作品と比較しながら分析する。

〈公表された著書・論文等〉

①(共著) 2010年10月、【マーク・トウェインの文学世界】(編集委員として有馬担当)『マーク・トウェイン文学／文化事典』亀井俊介監修、彩流社、140-201ペー。

②(単著) 2011年2月、「妖精と人間の織りなす物語——ヨン・クロウリーの『リトル、ビッグ』」『敬愛大学国際研究』第24号、1-24ペー。

〈その他の学外活動〉

実用英語技能検定 面接委員(1994年～現在に至る)。

\* \* \*

**家近 亮子** Ryoko IECHIKA

中国近現代政治史・日中関係論／教授

〈現在の研究テーマ〉

昨年度に引き続き岩波書店から出版される単著『蒋介石の外交戦略と日中

戦争』の原稿を執筆中であるが、量が増えているため、予定よりも大幅に遅れている。上下2巻本になる予定である。今の課題は、この本と中公新書『蒋介石』を出版することである。また、今年度は総合地域研究所から助成を受けた「共同研究」（「近代日本におけるアーティスト留学生の『日本体験』に再検証——千葉に刻まれた近代史を中心に」）の共同研究をすすめた。

#### 〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

現在執筆中の単著と中公新書の本を出版することに専念したい。

新たなテーマとして、科研を申請中の「中国の政策決定過程における輿論要因の分析」の共同研究を開始する予定である。

総合地域研究所の「共同研究」の集大成として国立歴史民俗博物館でシンポジウムを開催する。

#### 〈公表された著書・論文等〉

①(単著)「中国の抗日戦争と戦後構想」、岩波講座『東アジア近現代通史』6『アジア太平洋戦争と「大東亜共栄圏」1935—1945年』、岩波書店、2010年(本人担当分：151-173ページ)。

②(単著)「中国における『戦争責任二分論』の系譜——蒋介石・毛沢東・周恩来、日中戦争の語り方」、添谷芳秀編『中国外交の諸相』、慶應義塾大学出版会、2011年(本人担当分：1-28ページ)。

#### 〈学会報告〉

①(口頭発表・中国語) 2010年4月10日、「“戦争責任二分論”在中国の源流」、蒋介石與近代中国国际学術研討会(中国・杭州市、浙江大学)。

②(口頭発表) 2010年5月21日、「蒋介石における西南建設の戦略的意義——四川を中心として」、第55回国際東方学者会議(東京教育会館)。

③(口頭発表・中国語) 2010年12月3日、「蒋介石1927年秋の訪日——『蒋介石日記』與日本新聞報導的比較分析」、蒋介石日記與民国史研究(台北市、中央研究院)。

#### 〈その他の公表物〉

(書評)歩平編訳、高原明生監訳『中日関係史1978—2008』、『中国研究月報』第64巻第5号、2010年5月、36-39ページ。

#### 〈その他の学外活動〉

- ・アーティスト政経学会理事(2005年10月～)。『アーティスト研究』編集担当。
- ・日本国際政治学会・分科会「東アジア国際政治史」責任者(2007年10月～)
- ・文科省現代中国拠点研究・研究員(2006年4月～)。

- ・慶應義塾大学東アーヴ研究所・招聘研究員（2006年4月～）。
- ・国・浙江大学客員教授（2008年1月～）。
- ・本現代中国学会理事（2010年10月～）。

〈学外からの研究助成〉

2007～12年度・現代中国拠点研究、文部科学省、研究代表者 国分良成  
(慶應義塾大学)、研究分担者。

\* \* \*

### ジェーン・イケシマ Jayne IKESHIMA

英語／専任講師

〈現在の研究テーマ〉

The phenomenon of “Engrish”

Combining Puppeteering with English Teaching

〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

I am researching how to use puppets and puppet shows to teach English to children. I am examining the ways that English dialog can be combined with Japanese stories for the purpose of entertaining and educating audiences. In addition, I am researching methods for teaching the art of puppetry and puppet manipulation to students. I am studying the construction of puppet theaters and how to transport them easily to puppet-show venues.

\* \* \*

### 覚正 豊和 Toyokazu KAKUSHO

刑事法学(公法学)／教授

〈現在の研究テーマ〉

- ①死刑廃止論
- ②少年犯罪、高齢者犯罪など各種犯罪の類型的考察
- ③犯罪被害者論（含む修復的司法）

〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

①のテーマにつきその代替刑の導入や被害者感情などの観点から死刑廃止の問題をさらに考察していきたい。また、このテーマに資するため確定死

刑者の処遇に関する国際比較研究もおおきな課題であると考えている（③のテーマは深い関わりをもつ）。

②の少年犯罪、高齢者犯罪など各種犯罪の類型的考察、とりわけ少年犯罪については毎月開催されている「少年法研究会」における情報交換等を基に少年の保護主義擁護論と厳罰論の検討を踏まえ、刑事処分と保護処分との限界の問題について考察していきたい。

〈その他の公表物〉

2010年3月「憲法と国民主権」、『佐倉市国際文化大学講義録』（財団法人佐倉国際交流基金、8-15ペー）。

〈その他の学外活動〉

- ・独立行政法人放射線医学総合研究所倫理・コンプライアンス委員（平成21年10月～継続）。
- ・財団法人佐倉国際交流基金佐倉市国際文化大学運営委員（平成21年10月～継続）。
- ・千葉県生涯大学校講師（昭和60年6月～現在に至る）。
- ・明治大学犯罪学研究所研究員（平成16年10月～現在に至る）。
- ・千葉大学非常勤講師（憲法）（昭和61年4月～現在に至る）。

\* \* \*

**櫛田 久代 Hisayo KUSHIDA**

アメリカ政治史／教授

〈現在の研究テーマ〉

アメリカ合衆国の政治制度の特徴の一つである連邦制の実態に関心がある。初期アメリカの政策形成過程において、内陸開発分野を中心とした連邦政府と地方政府間関係の力学に関する研究は、ひとまず『初期アメリカの連邦構造——内陸開発政策と州主権』（北海道大学出版会、2009年）として結実したことで、現在は、具体的な研究対象を変え、現代の連邦政府と州政府とのエネルギー政策の相互関係に関心を移している。

〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

ブッシュ・シニア政権からオバマ政権に至る大統領令および連邦議会の立法措置による新規沖合資源開発に対するモラトリアム政策を歴史的に概観すると同時に、沖合資源開発問題に関して各州における動向を整理するこ

とに取り組む予定である。

〈公表された著書・論文等〉

(単著) 研究ノート「オバマ政権と沖合石油・天然ガス掘削政策」『敬愛大学国際研究第』第24号、2011年、47-64ページ。

〈その他の学外活動〉

日本女子大学文学部非常勤講師

〈学外からの研究助成〉

- 平成23～25年度 科学研究費補助金交付金 基盤研究(C)「アメリカ沖合石油・天然ガス田の新規開発モラトリアムに関する歴史研究」研究代表者。採択(平成23年度4月) 研究課題番号23530158。

\* \* \*

## 水口 章 Akira MIZUGUCHI

政策学(対外政策論)／教授

〈現在の研究テーマ〉

政策決定過程におけるリスク認識についての理論研究に取り組んでおり、その事例として、日本の対外政策における資源・エネルギー外交、経済外交、安全保障外交について分析をしている。

〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

現在の研究テーマに引き続き取り組む。さらに、日本人の対外認識の変遷についても研究の視野を広げていきたい。

〈公表された著書・論文等〉

「リビアの政治変動と新制度構築」(『中東協力センター・ニュース』Vol. 36, No. 4、47-55ページ、財団法人中東協力センター、2011年10月)

〈その他の公表物〉

- ①「リビア 今後の課題」(2011年10月27日『読売新聞』論点)。
- ②新イーグルフライ(投資助言・代理業 関東財務局長(金商) 第1898号取得のエフピーネット有限会社発行のメールマガジン)に毎月1回執筆(毎回2500字程度)。

執筆テーマは次の通り。「中東情勢とリスクの連鎖」「中東地域の地政学的风险と中国」「IEAの石油備蓄放出と中東情勢」「中国・中東諸国関係について」「リビア情勢の新局面と中東の動向」「オバマ政権の外交政策への

批判」「市民の連帯意識と中東情勢」「中東の政変と日本の中東政策」「2012年の中東情勢と原油価格」。

〈その他の学外活動〉

- ・財団法人日本国際協力財団 国際協力NPO助成制度審査委員
- ・財団法人自治体国際化協会の自治体国際協力アドバイザー
- ・エフィーシー民間外交推進協会の日本・中東文化経済委員会委員
- ・獨協大学非常勤講師
- ・千葉県立保健医療大学非常勤講師（後期）

\* \* \*

**村川 庸子** Yoko MURAKAWA

日米比較文化論／教授

〈現在の研究テーマ〉

- ①20－21世紀米国の移民・市民権政策
  - 1. 日系／アーヴィング系アメリカ人の歴史の表象——例外主義再考
  - 2. 米国の国外退去政策と官僚政治
- ②日本の「戦後」に関する比較文化論的考察

〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

- ①上記に関する論文執筆
- ②自著の翻訳（邦語⇒英語）

〈公表された著書・論文等〉

- ①(単著)「日系アメリカ人の表象——『リドレス史観』を超えるための試論」、『敬愛大学国際研究』第24号、2011年、25-46ページ。
- ②(新刊紹介) 和泉真澄著『日系アメリカ人強制収容と緊急拘禁法——人権・治安・自由をめぐる記憶と葛藤』(2009年)、『アメリカ学会会報』172号、2010年。

〈その他の公表物〉

コラム「道標：移民史研究の入り口——私にとっての愛媛」『愛媛新聞』(2011年1月16日)。

コラム「道標：いけずの陰に優しさ——記憶の中のおばちゃん」『愛媛新聞』(2011年2月20日)。

〈その他の学外活動〉

- ・敬愛高校敬天愛人講座講師
- ・国立歴史民俗博物館第六室リニューアル委員 第6室「現代」副室における展示「日本人移民と戦争の時代」(2011年3～5月)の企画、米国からの観覧者への解説、等。
- ・(財)日本高等教育評価機構評価員
- ・日本移民学会運営委員
- ・津田塾大学非常勤講師

〈学内活動〉

- ・敬愛大学／敬愛高等学校 敬天愛人講座講師
- ・総合地域研究所共同研究「『食』と『アグリ』をめぐる新たな教育カリキュラム構築に向けての実践的活動」(研究代表)。

〈学外からの研究助成〉

人間文化研究機構連携研究「移民史の比較研究」(研究代表者：今泉裕美子、2005～) 研究員。

\* \* \*

**中村 圭三 Keizo NAKAMURA**

大気環境学／教授

〈現在の研究テーマ〉

- ①千葉県北部地域における酸性雨の地域的特性に関する研究
- ②雨水の利用に関する研究
- ③ネパールのヒ素汚染に関する研究
- ④ネパールの農業気象に関する研究
- ⑤ネパールの環境問題に関する研究
- ⑥山岳の環境問題
- ⑦印旛沼流域鹿島川の自然環境に関する総合的研究

〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

- ①長年の酸性雨に関する研究の成果をまとめ
- ②ネパールのヒ素汚染に関する研究をまとめ
- ③ネパールの農業気象に関する研究をまとめ
- ④ネパールの環境問題に関する研究成果をまとめ

⑤山岳の環境問題

⑥印旛沼流域鹿島川の自然環境に関する総合的研究

〈その他の学外活動〉

・佐倉市社会教育委員

・千葉大学文学部非常勤講師

〈その他の学外活動〉

①2011年度から2015年度までの科学研究費補助金 基盤研究(B) 海外学術調査(研究代表者:中村圭三)、研究課題番号23401006。研究課題名:ネパール・テライ低地におけるヒ素汚染の実態とその対策に関する研究。

\* \* \*

## 大月 隆成 Takashige OTSUKI

アフリカ研究／専任講師

〈現在の研究テーマ〉

昨年度に引き続き、アフリカや途上国の開発など、学生にとってなじみが薄く、関心を持ちにくい分野について、どのようにすれば学生に関心を持たせることができるか、そのための効果的な方法にはどのようなものがあるか、という観点からの研究を進めている。具体的には、シミュレーション・ゲームを利用した教材開発を進めており、アフリカを舞台にした開発教育用教材のゲーム、「ヴィクトリア湖のほとり」の考案・試作を行った。

〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

「ヴィクトリア湖のほとり」を実際に授業に導入して、その教育効果を検証しつつ、より教材として使いやすいものにする作業を進めるとともに、学生がいつでも独習できるようなEラーニング・コンテンツ化を目指す作業に着手する予定である。

\* \* \*

## 織井 啓介 Keisuke ORII

国際金融論／准教授

〈現在の研究テーマ〉

今次金融危機を招來した原因の1つとして、グローバルインバランスと米

国経との関係を研究しています。

〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

新興国の高成長と米国経済の相対的な地位低下に伴う国際通貨としてドルの役割の展望について。

〈公表された著書・論文等〉

①(単著) “The U.S. Economy under Global Imbalances,”『敬愛大学国際研究』第24号、2011年、65–76ページ。

②(共訳) ダンビサ・モヨ『援助じゃアフリカは発展しない』東洋経済新報社 (Dambisa Moyo, *Dead Aid: Why Africa is Not Working and How There is Another Way for Africa*, 2009.の翻訳)。

〈その他の学外活動〉

・独立行政法人経済産業研究所 (RIETI) の研究プログラム「通貨バスケットに関する研究」の研究委員 (研究成果は、藤田昌久・若杉隆平『グローバル化と国際経済戦略』日本評論社 (2011) の第4章「グローバルインバランス、東アフリカ通貨間乖離と国際協調の必要性 AMUによる分析等」(139–188ページに部分執筆しました)。

・千葉経済大学経済学部非常勤講師 (金融論)。

\* \* \*

**三幣 利夫** Toshio SANPEI

国際経済／教授

〈現在の研究テーマ〉

インターフィップの拡大と就職先の開拓。

〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

インターフィップ拡大と就職先拡大の更なる推進。

\* \* \*

**庄司 真理子** Mariko SHOJI

国際機構論・国際公共政策論／教授

〈現在の研究テーマ〉

ビネスが国境を越えてトランク・ナショナルに活動するようになってき

た今日、紛争におけるビネスの行動指針もルール化する必要が生じてきた。そのような流れの中、2010年6月24日から25日にかけてニューヨークで開催された国連グローバル・コンパクト（United Nations Global Compact）10周年記念のリーダーズ・サミットでは、その記念行事のひとつとして、このビネスと平和に関するガイダンス文書が策定された。本年度の研究は、このガイダンス文書の策定過程に直接コミットし、最終草稿審議を4月25日に日本で開催した。グローバルな規範の策定過程に実際に関わることによって、規範起業家相互のやりとりを、内側から観察することができた。

国連学会では、新たな地球規範に関する研究を集めて検討し、一冊の本にまとめた。グローバル化の今日、地球社会に適用可能な規範は、国際法の枠を超えて広がりつつある。これらの新しい規範を、いかに策定し、いかに向き合い、運用していくかが、今後の地球社会の大きな課題となるであろう。

#### 〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

国連グローバル・コンパクト、ビネスと平和専門家委員会委員として、2010年度に策定した紛争におけるビネスの行動指針の実施過程を調査研究することに今年は、Multistakeholder processに焦点をあてる。ヨーワシントン大学、国連グローバル・コンパクト・オフィスとの共同研究もすすめる予定である。

#### 〈公表された著書・論文等〉

- ①(編著)「序文 新たな地球規範と国連」『国連研究』第11巻、2010年、9-18ページ。
- ②(単著)「国連グローバル・コンパクトと平和：紛争による影響を受けた地域およびハイリスク地域における責任あるビネスに関するガイダンス文書：企業と投資家のためのリソースについて」『法学新報』(臼井久和先生古稀記念論文集) 中央大学法学会、第117巻 第11・12号、2011年、495-528ページ。

#### 〈学会報告〉

- ①(口頭発表) Organizer and Moderator, United Nations Global Compact, "Business & Peace" Workshops, Japan: "How Business Can Contribute to Peace and Development through Multistakeholder Collaboration," Sunday, 25 April 2010, The University of Tokyo, Komaba Campus, Tokyo.

- ②(口頭発表) 2010年6月19日、Mariko Shoji, The Report of United Nations Global Compact, Business & Peace Workshop, Japan, "How Business Can Contribute to Peace and Development through Multistakeholder Collaboration"、日本平和学会（お茶の水女子大学）。
- ③(口頭発表) 2010年6月27日、「国連グローバルコンパクトと平和」、日本国際連合学会（南山大学）。
- ④(口頭発表) 2011年3月16日、Mariko Shoji, The United Nations Global Compact and Peace: Guidance on Responsible Business in Conflict-affected and High-risk areas: A resource for companies and investors, International Studies Association (ISA), Montreal, Canada

〈その他の公表物〉

- ① Mariko Shoji, Contributor, United Nations Global Compact, *Guidance on Responsible Business in Conflict-affected and High-risk areas: A resource for companies and investors*, United Nations, New York, 2010.

〈その他の学外活動〉

中央大学客員研究員

日本国際連合学会理事、編集委員長

日本国際政治学会、書評小委員会委員長

コロンビア大学大学院国際公共政策研究科客員研究員

Advisor of "Business and Peace" project, UN Studies Program Working Group, School of International Public Affairs, Columbia University

〈学外からの研究助成〉

平成22年度科学研究費補助金、基盤研究(B)、研究課題番号20330034、研究課題名「国際規範の競合と複合化についての比較研究」。

\* \* \*

**高田 洋子** Yoko TAKADA

東南アジア経済・国際関係史／教授

〈現在の研究テーマ〉

- ① アジアにおけるフランス植民地支配・フランス帝国主義の実証的研究。
- ② 仏領インドシナの経済史研究。20世紀インドシナの国際関係、政治・社会・経済、とりわけメコンデルタの土地所有制度史研究。植民地文化の

研究。

③紅河デルタ農村から調達された仏領期契約労働者に関する研究。

〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

①同上。

②南ベトナム領メコンデルタにおける1950年代～60年代の土地改革研究。

③ベトナム領メコンデルタにおける1990年代の産業発展史。

〈公表された著書・論文等〉

①(単著) 2010年7月、「戦争と社会変動——メコンデルタの大土地所有制崩壊をめぐる一考察」、『ア ア・アフリカ研究』ア ア・アフリカ研究所、第50巻第3号、46-62ページ、査読付き。

②(単著) 2011年3月、「仏領期メコンデルタにおける大土地所有制の成立(1)」『敬愛大学総合地域研究』創刊号、59-80ページ。

③(単著) 2011年3月、『仏領期ベトナム・ナムディン省諸村落の契約労働者クーリー募集に関する資料集成1927・1929年データベース』(平成21年度敬愛大学研究プロジェクト報告書)、1-511ページ。

〈学会報告〉

①(司会) 2010年12月11日、文部科学省戦略的大学連携事業(GP)主催、公開講座「地域と大学の連携を目指して」第1部パネルディスカッション13:30～16:30(千葉大学・けやき会館)。

②2010年6月19日(企画・趣旨説明)、敬愛大学総合地域研究所 第1回公開シンポジウム「新しい千葉学への道」(敬愛大学新館3301教室)。

③(口頭発表) 2011年1月28日、敬愛大学総合地域研究所 第2回東南アジア研究会「仏領期メコンデルタ／バクリュウ省における大土地所有制成立前史」(敬愛大学新館3701室)。

〈その他の学外活動〉

- ・京都大学東南アジア研究所 学外研究協力者(委嘱・継続)。
- ・平成22年度文部科学省戦略的大学連携事業(GP)・運営協議会委員「ユニバーサルコミュニケーションのための教養教育に向けた千葉圏域コンソーシアム」千葉大学・神田外語大学・敬愛大学・城西国際大学連携。
- ・千葉市民文化大学世界史学科講師「フランス植民地時代のベトナム(1)～(3)」(財団法人千葉市文化振興財団、2010年9月28日、10月5、12日)。

〈学外からの研究助成〉

①東京大学東洋文化研究所東洋学研究情報センター 平成22年度共同研究

「国際的な米価高騰とインドシナ半島の稻作の変容に関する農業経済史」  
(研究代表者 宮田敏之：東京外国語大学大学院准教授) の研究分担者。

②同上の共同研究組織メンバーとして、メコンデルタ国際学術調査に派遣  
(インドシナ稻作経済の現状と改良事業視察)。2011年3月16日～22日、ベトナム社会主義共和国。

\* \* \*

## 高橋 和子 Kazuko TAKAHASHI

自然言語処理・機械学習・社会調査方法論／教授

### 〈現在の研究テーマ〉

- ①サポートベクターマシン (SVM) における分類精度の向上を目的に提案した「クラス所属確率を用いたアンサンブル学習アルゴリズム」について、一般的なデータセットによる実験も行って有効性を示す（公表された著書・論文等①②、学会報告①②）。
- ②主として大規模社会調査で利用されてきた「職業・産業コーディング自動化システム」を一般の研究者も容易に利用できるように、東大社会科学研究所 Web サイトにより公開する。最初はシステム構成が最も単純な「ルールベース手法」の公開システムを構築する（学会報告③）。

### 〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

- ①上記①継続。
- ②上記②「機械学習とルールベース手法の組み合わせによる手法」の公開システムを構築。

### 〈公表された著書・論文等〉

- ①(单著) 2010年6月、「クラス所属確率を利用したアンサンブル学習」、『人工知能学会第24回大会発表論文集』 <https://kaigi.org/jsai/webprogram/2010/pdf/260.pdf> (accessed 2011-12-15)。
- ②(单著) 2011年3月、「クラス所属確率を用いた多クラス SVM におけるアンサンブル学習」、『情報処理学会第73回全国大会発表論文集』 No. 2、25-26ページ。
- ③(单著) 2011年3月、「ISCO 自動コーディングシステムの分類精度向上に向けて——SSM および JGSS データセットによる実験の結果——」、大阪商業大学 JGSS 研究センター編 『JGSS Research Series No. 8：日本版総合的

社会調査共同研究拠点研究論文集 [11]』、193–205 ペー 。

〈学会報告〉

- ①(口頭発表) 2010年6月9日、「クラス所属確率を利用したアンサンブル学習」、人工知能学会第24回大会（長崎ブリックホール）。
- ②(口頭発表) 2011年3月4日、「クラス所属確率を用いた多クラス SVM におけるアンサンブル学習」、情報処理学会第73回全国大会（東京工業大学大岡山キャンパス）。
- ③(口頭発表) 2011年3月8日、「職業・産業自動コーディングシステムの Web 公開に向けて」、数理社会学会大会第51回大会（沖縄国際大学）。
- ④(司会担当) 2011年3月8日、[第5-1部会]「コミュニケーションの分析と支援セッション」、数理社会学会大会第51回大会（沖縄国際大学）。

〈その他の学外活動〉

- ・文部科学省「人文学及び社会科学における共同研究拠点の整備の推進事業」共同研究拠点「JGSS（日本版総合的社会調査）研究センター」（代表：岩井紀子）嘱託研究員（2008年10月～）。
- ・数理社会学会監事（2007年4月1日～2011年3月31日）。
- ・成蹊大学ア ア太平洋研究センター「暮らしについての西東京市民アンケート」（代表：小林盾）における職業データ自動コーディング処理（2010年9月）。
- ・2010～12年度、科学研究費補助金 基盤研究(C)「社会調査の基盤を提供する自由回答の自動コーディングシステムの開発と公開」研究代表者。
- ・2010～12年度、科学研究費補助金 基盤研究(C)「対人援助専門職職務内容コーディングの自動化に関する実証的研究」（研究代表者：後藤隆）連携研究者。
- ・2010年12月1日、社団法人「社会調査協会」連絡責任者として「社会調査士資格」申請手続き（2011年4月1日 認定許可）。

〈学外からの研究助成〉

2010～12年度 科学研究費補助金 基盤研究(C)「社会調査の基盤を提供する自由回答の自動コーディングシステムの開発と公開」研究代表者、研究課題番号 22530516。

\* \* \*

## 山本 健 Takeshi YAMAMOTO

ドイツ中・近世都市史／教授

### 〈現在の研究テーマ〉

ドイツ中・近世におけるアウクスブルク市の様々な職業的立場における人物たちが残した「日記」や「年代記」に着目して、各著者らが、自分が生きていた同時代の社会（政治・経済・文化）をどのように見、またどのように感じ、そしてどのように批判していたのか、時間の縦軸と横軸の2つの視角から、その比較研究を行うことである。

アウクスブルク市を対象に商人ルーカス・レムの『日記』の時代（1494－1541年）後の都市社会を解明すべく、医師フィリップ・ヘーヒシュテッターが著した『日記』（1579－1635年）の邦訳に取り組んでいる。

### 〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

昨年の医師の『日記（1）』の邦訳に続き、（2）の邦訳に取り組み、日常生活の分野の実態を明らかにしてみたい。

### 〈公表された著書・論文等〉

- ①「近世アウクスブルクの医師の日記の邦訳（1）」（『敬愛大学国際研究』第24号、2011年、105－137ページ）。
- ②（書評）若曾根健二著『ヴァフェーデの研究——ドイツ刑事法史考』（多賀出版、2009年）（『西洋史学論集』第48号、2010年、125－130ページ）。

\* \* \*

## 柳原 由美子 Yumiko YANAGIHARA

英語音声学、教育方法学／准教授

### 〈現在の研究テーマ〉

英語教授法に関する実証的研究に立ち戻って、「シャドウイングの効果」や、「CALLを使用した場合の効果」などに関して、今まで採取したデータを整理し、それを基に、「e-learningシステムを活用した英語聴解学習の指導法に関する実証的研究」の論文にまとめることを試みた。

### 〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

上記論文をさらに発展させるために、再度実験計画を立て、データ収集を試みるつもりである。

〈その他の学外活動〉

- ①日本国際地域開発学会評議員（2001年4月～2011年3月）
- ②放送大学 平成22年度2学期面接授業担当講師（科目名：英語の音声）
- ③放送大学 平成22年度2学期面接授業担当講師（科目名：国際協力論——技術移転の方法と文化協力）

---

## 国際学部こども学科

### 畠中 千晶 Chiaki HATANAKA

西鶴浮世草子研究・翻訳研究／准教授

〈現在の研究テーマ〉

- ①西鶴を中心とした浮世草子作品の研究  
『男色大鑑』に関する論文を執筆・公表。  
『西鶴諸国はなし』の異郷訪問譚に関する研究。
- ②海外における日本文学研究についての調査・考察  
論文「フランス語の井原西鶴——『浮世の月』における試み——」を執筆  
(2011年6月刊行、日本比較文学会編『越境する言の葉——世界と出会う日本文学 日本比較文学会学会創立60周年記念論文集』所収)。

〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

海外の日本文学・比較文学研究者との共同研究

ヨーロッパ日本研究協会国際大会（2011年8月、於エストニア、タリン大学）において「Saikaku's narration or katari」と題するシンポジウムを行うため、中嶋隆氏（早稲田大学教授）、ダニエル・ストリューブ氏（フランス、パリ第七大学准教授）を中心に、エラール・シリ氏（フランス、モンペリエ大学教授）、ポール・シャロウ氏（アメリカ、ラトガース大学教授）らと協議を重ねている。

〈公表された著書・論文等〉

- ①(単著) 2010年11月、「我らは男色の道を分て——〈演出〉で読む『男色大鑑』——」、『西鶴と浮世草子研究』、笠間書院、第4号、93-105ページ。
- ②(単著) 2011年3月、「京都の闇金融」(『本朝二十不孝』卷一の一「今の都も世は借物——京に悪所銀の借次屋——」)、西鶴研究会編『西鶴が語る江戸

のダークサイド』、ペリカン社、15-28ページ。

〈学会報告〉

- ① 2010年6月12日（講演）、「西鶴が語る江戸の食事情」、敬愛大学教育後援会総会。
- ② 2010年11月30日（講演）、「初年次教育としての『1年基礎演習』をどう運営するか」、敬愛大学FD研修会。

〈その他の公表物〉

- ① 2011年3月、教職隨想「物語のチカラ」『教職への里程』第15号、102-103ページ。
- ② 2011年3月、読書案内「『古典だから素晴らしい』は危険だ（『これから古典ブンガクのために——古典教材を考える』有働裕著、ペリカン社、2010年）」、『君にすすめる一冊の本』第6集、20-21ページ。
- ③ 2011年3月、読書案内「女性の生き方について考えるということ（『人形の家』、イプセン著、原千代海訳、岩波文庫、1996年）」、『君にすすめる一冊の本』第6集、40-41ページ。

〈その他の学外活動学会報告〉

- ・ 2000年12月～至現在、日本比較文学会東京支部役員。
- ・ 2009年6月～至現在、日本比較文学会事務局幹事（名簿担当）。
- ・ 1997年4月～至現在、駒澤大学外国語部非常勤講師。
- ・ 2009年4月～至現在、青山学院大学文学部非常勤講師。
- ・ 2010年9月10日、24日、10月8日、市原市五井公民館主催事業「江戸文化に親しむ」講師。

\* \* \*

**池谷 美佐子 Misako IKEYA**

小学校教育／准教授

〈現在の研究テーマ〉

小学校生活科の概説と指導法  
学校の安全教育  
いのちと環境

〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

小学校生活科の概説と指導法

生活指導論  
特別活動の研究  
こどもと家庭の関係論  
〈その他の学外活動〉  
日本幼児教育学会会員

\* \* \*

### **越川 浩明 Hiroaki KOSHIKAWA**

数学教育／教授

#### 〈現在の研究テーマ〉

これから的小学校教員に必要とされる算数教材等の研究。

#### 〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

算数教材の歴史と和算の算数教材への活用について調査研究。

#### 〈学会報告〉

①(口頭発表) 2010年6月、The effective use of LaTeX drawing in linear algebra—Utilization of graphics draw with KETpic—, Computer Algebra and Dynamic Geometry Systems in Mathematics Education, Hluboka nad Vltavou, Czech Republic

②(口頭発表) 2010年8月、「KETpic の図表作成機能の拡張について」,日本数学教育学会第92回総会（新潟市朱鷺メッセ）。

#### 〈その他の公表物〉

「教員養成セミナー、一般教養 自然（数学）」時事通信出版局、2010年9月号～2011年8月号。

#### 〈その他の学外活動〉

東京電機大学情報環境学部非常勤講師（幾何学）。

\* \* \*

### **田口 功 Isao TAGUCHI**

理科実験・ニューラルネットワーク／教授

#### 〈現在の研究テーマ〉

入出力がデータル的なパルスニューラルネットワーク、複素ニューラルネ

ットワークやニューロコンピューティングと量子計算機を融合させた量子ニューロコンピューティングが注目され、バックプロパゲーション法（以下：BP法）を用いたシグモイド素子から構成される階層型ニューラルネットワーク（以下：NN）は古典的なネットワークに成りつつある。しかし、その一般的なNNは、最近のニューラルネットワークに比較して構成が容易であるために、現実的にはBP法やその拡張手法を学習則として取り入れ広範囲に利用されている。市販されているNNソフトの基本は、シグモイド素子から構成される階層型ニューラルネットワークである。学習対象が複雑で、かつ、多量の学習データを用いた学習が必要な場合、学習させても学習が成功しない、あるいは、成功しても多大な学習時間を要するという問題点が残る。また、振動現象がなぜ起こるかについては解析されていないのが現状である。本研究では、重み係数更新量に対して、この問題を解決するためにベクトルを導入し、さらにフーリエ変換を用い解析を行う。

〈公表された著書・論文等〉

- ① An Efficient Learning Method for the Layered Neural Networks Based on Selection of training and Input Characteristics of an Output Layer Unit」（電気学会誌に掲載済）が*Electronics and Communications in Japan* (John Wiley & Sons, Inc.) に掲載決定（2010年2月、John Wiley & Sons, Inc.から連絡済）。

\* \* \*

**山口 政之** Masayuki YAMAGUCHI

国語科教育・教職課程／准教授

〈現在の研究テーマ〉

読字行為における読み違いの諸相

〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

読み違いに関する各論の展開

〈公表された著書・論文等〉

（単著）2010年2月、「音読学習時の読字行為に関する考察」『上越教育大学国語研究』第25号、51–62ページ。

〈学会報告〉

（口頭発表）2010年1月、「読字過程で起きる〈読み違い〉の実相——平仮

名部分の〈代用〉に着目して」、臨床教科教育学会、第9回臨床教科教育学セミナー（群馬大学教育学部）。

\* \* \*

## 山本 陽子 Yoko YAMAMOTO

小学校音楽科教育・准教授

### 〈現在の研究テーマ〉

敬愛大学に勤務した初年度より、小学校教員に求められる力について、学生の実態や社会の要請などから、継続的に分析・研究を進めてきている。

専門分野である音楽科教育においては、教員として欠かせない音楽的な素養や基礎的な知識理解、技能、感性などについて実践的な授業を展開して、どのようにすれば、学生が学校教育の中で音楽科の果たす役割について理解し、主体的に取り組めるようになるか、さまざまな角度から研究している。

音楽が映像や音源として個人で簡単に楽しめる現在、音楽科教育のなかでの「読譜」指導はどうあるべきかを問い合わせながら、学校教育の中でこれまであまり指導されてこなかった「音程感」を身につけることの大切さを「合唱」の授業を中心に取り組んで、成果を上げてきている。

また、経験による個人差の大きいピアノ実技については、与えられた楽譜を弾くことより、平易に楽しく弾けて実際に応用できるコードを中心としたピアノ伴奏法を取り入れ、「器楽」の授業で実施し、初心者でも十分に成就感のもてる活動になるよう配慮している。

### 〈次年度に行う予定の研究や将来展望〉

学校現場で役に立つ音楽的な力や日常の音楽をより深く楽しむことのできる力を伸ばすための指導について、今後とも研究を続けていきたい。

これらと合わせて音楽とは何か、人間にとて音楽はどのような意味をもつのかという根源的な問い合わせについてもさらに研究を深めていきたいと考えている。

### 〈公表された著書・論文等〉

(共著) 2010年4月、「第15章『伴奏法の基礎』」『音楽表現（新・保育内容シリーズ5）』三森桂子編、一藝社、本人担当分：221-234ページ。

〈学会報告〉

(司会) 2010年8月、音楽学習学会第6回大会(埼玉大学)。

〈その他の公表物〉

2010月4月「特集あのムーブメントは今——鼓笛から始まった」季刊『音楽文化の創造』2010 Spring Vol. 56、財団法人音楽文化創造、9-13ページ。

〈その他の学外活動〉

- ・東京学芸大学教育学部非常勤講師「初等音楽科教育法」。
- ・目白大学人間学部子ども学科非常勤講師「音楽Ⅰ」「音楽Ⅱ」。
- ・音楽学習学会 世話人および研究紀要論文査読委員。
- ・日本民俗音楽学会 東京大会実行委員。

## 敬愛大学国際研究第25号 執筆者一覧 (掲載順)

池谷 美佐子 (いけや・みさこ)  
国際学部こども学科 准教授  
Misako IKEYA: Associate Professor of Child Studies,  
Faculty of International Studies.

田口 功 (たぐち・いさお)  
国際学部こども学科 教授  
Isao TAGUCHI: Professor of Child Studies,  
Faculty of International Studies.

山口 政之 (やまぐち・まさゆき)  
国際学部こども学科 准教授  
Masayuki YAMAGUCHI: Associate Professor of Child Studies,  
Faculty of International Studies.

山本 陽子 (やまもと・ようこ)  
国際学部こども学科 准教授  
Yoko YAMAMOTO: Associate Professor of Child Studies,  
Faculty of International Studies.

真珠 まりこ (しんじゅ・まりこ)  
講演者 絵本作家  
Mariko SHINJU: Japanese illustrator and author for  
children's books.

畠中 千晶 (はたなか・ちあき)  
国際学部こども学科 准教授  
Chiaki HATANAKA: Associate Professor of Child Studies,  
Faculty of International Studies.

庄司 真理子 (しょうじ・まりこ)  
国際学部国際学科 教授  
Mariko SHOJI : Professor of International Studies,  
Faculty of International Studies.

山本 健 (やまもと・たけし)  
国際学部国際学科 教授  
Takeshi YAMAMOTO: Professor of International Studies,  
Faculty of International Studies.

\*国際学部各執筆者の専門領域などの詳細については、「2010年度研究活動報告」を参照。

## 編集後記

昨年度は、東日本大震災のため卒業式が中止になり、第24号を配布できなかった。前年度の卒業生には、改めてお詫び申しあげる。さて、本年度は、震災冷めやらぬ企画段階時に本学部の専任教員たちの教育力を形で示すことで、学生たちを励まそうと考え、特集「教育」を提案した。こうして本誌25号は、こども学科の教員4人の論文と真珠氏の講演から成る特集「教育」を核として、その他に論文2本と史料紹介1本から構成されている。なお、庄司論文はアメリカ留学の成果である。最後に、編集委員会の次年度の課題として、昨年度から採録された教育研究活動報告の書式の改善を挙げておく。

(山本)

## 『敬愛大学国際研究』規程

- 1 『敬愛大学国際研究』は、敬愛大学国際学部における研究成果の発表を目的として年1回刊行される。
- 2 刊行については、本学国際学会総会の選任した編集委員会がその任にあたる。
- 3 執筆者は、原則として本学教員とする。
- 4 原稿は未発表のものに限る。
- 5 原稿掲載の採否は、編集委員会がこれにあたる。
- 6 本誌に掲載の原稿の著作権は国際学会に帰属するものとする。
- 7 本規程の改正は、編集委員会の議を経て国際学会総会の承認をうけるものとする。

【付則】 本規程は2003年4月1日より施行する。

本規程は2011年4月1日より施行する。

## 『敬愛大学国際研究』編集委員会

山本 健（委員長）

村川庸子

山 政之

## 『敬愛大学国際研究』第25号

発 行—2012年2月29日

編 集 者—『敬愛大学国際研究』編集委員会

発 行 者—敬愛大学国際学会

会長 中村圭三

〒285-8567 千葉県稻毛市穴川1丁目5番21号

TEL 043-251-6363(代表) FAX 043-251-6407

印 刷 所—大日本法令印刷株式会社

# The Keiai Journal of International Studies

No. 25, February 2012

## Special Issue on Education

### Special Issue on Education: Articles

- The present state and issues of the course for teaching profession  
in Keiai University ..... Misako IKEYA ( 1 )
- A Learning Method for the Layerd Neural Networks Based on the  
Multi-stage Learning and a Dynamic Adjustment of Learning Coefficient  
by Errors for Using Oscillatory Effect..... Isao TAGUCHI ( 33 )
- Required knowledge for Elementary School Teachers II  
—The Actual Conditions of the Student and The Direction of the  
Department of Child Studies ..... Yoko YAMAMOTO ( 55 )
- Aspects of self-correction to the reading alteration  
during reading-aloud activities  
—How were the first reading alterations self-corrected  
in the second reading-aloud..... Masayuki YAMAGUCHI ( 81 )

### Special Issue on Education: Lecture

- Let's think about the world with Mottainai Grandma ..... Mariko SHINJU (101)

### Articles

- The mysterious and dangerous world of Saikaku's story:  
Reading between the lines ..... Chiaki HATANAKA (121)
- The United Nations Global Compact and Peace:  
Guidance on Responsible Business in Conflict-affected and  
High-risk areas: A resource for companies and investors  
..... Mariko SHOJI (135)

### Historical Materials

- Translation of a German Doctor's Diary in Early Modern Augsburg (2)  
—*Das Tagebuch des Augsburger Arztes und Stadtphysicus  
Dr. Philipp Hoechstetter, 1579–1635*  
..... Takeshi YAMAMOTO (161)

### Reports

- Reports on Faculty Research Activities 2010 ..... (197)